

〔表紙〕

# 齊彬公史料

市來四郎編

安政五年

〔扉に、表紙の文字の外に、「元国事鞅掌史料（紙数一〇枚）」の記載あり〕

## 目録

舊幕府（新刊雜誌）ヲ読ム

遊見小草

重野安繹演説筆記第一（名家談叢）

全上第二

全上第三

全上第四

全上第五

全上第六

全上第七

全上第八

参考 明ヶ烏（補註及正誤）

清水寺忍向阿闍梨略伝

清水寺成就院信海阿闍梨小伝

月照上人薩摩落ノ顛末

四〇九 舊幕府（新刊雜誌）ヲ読ム

松溪 迂史

旧幕府旗下ノ士ニシテ、身ヲ文海ニ寄セ、久シク其雷名ヲ江湖ニ伝ヘラル、戸川殘花翁ニハ、頃日舊幕府ヲ発行サル、何ハサテ己レモ徳川ノ流レヲ汲ミシ同旗下ノ嗣子ナレバ、争デカ一読セバヤト、郵送シ来リシ書ヲ採ル間遅シト通誦數回、挿画ナル家康公・小笠原明山公ノ事蹟ヲ始メ、澤氏日記ノ戊辰ノ夢、大鳥如楓子ノ南柯紀行ハ更ナリ、木村芥舟翁ノ耳袋欄ノ監察勤務、榎本子ノ生立、氷川伯ノ茶話共ニ卅余年前ノ実況ヲ今眼前ニ見ル心地シテ、真個其書ノ後世ニ伝フベキモノナルヲ知得セリ、殊ニ予ノ感ゼシハ戊辰一月四日ノ戦争ニ

歩兵頭窪田備前守ガ伏見鳥羽ノ街道ニ於テ戦没セシ

ノ一事ナリ、

書中記スル所ニ拠レバ

此時窪田備前守ハ一隊ノ兵士ヲ励マシ奮戦セシガ、  
亂軍中ニ切り入りテ打死セリ、

トアリヌ、同人ハ予ガ姻戚ナリ、左レバ予幼ナル當時ナ  
リ、トハ言ヘ確ニ聞ク所ニヨレバ

備前守殿ニハ、予テ覚悟ノ為シ居ラレシモノト覚シ  
ク、白無垢ニ經文ヲ書キタルヲ肌ニ纏ヒ、二分金ニ  
テ五十兩ヲ包ミタルヲ胴巻ニ結び居レタルハ、全ク  
打死ノ覚悟ナリシナラン、然モ当日ハ小高キ土手ノ  
上ニ立チ、手勢ヲ指揮シ居給ヒツルヲ、竹林ノ小蔭  
ヨリ某藩兵ニ狙撃サレ、敢ナクドツト倒レ給ヒシヨ  
リ、止ムナク担棚ニ載セ傍リ近キ寺院へ伴ヒ参セシ  
ニ、其夜ノ中ニ果敢ナクモ北邸一片ノ露ト同シク消  
エ給ヒシ云々

トハ、正シク予ガ叔父高田彦五郎トテ、共ニ戰場ニ臨ミン  
ガ婦江セシ時ノ物語ニシテ、予カ耳朶ニハ尚昨日ノ心地  
ゾスル、世移物換リ春雨秋風三十年、今此ノ書ヲ再三誦  
読スル予ノ感慨抑モ如何、往昔ナレバ弓箭執ル身ノ後裔  
ナレバ、君父ノ為メニ一廉ノ忠孝ヲ尽サント思ヒシモ、

今ハ治マル明治ノ昭代、兩刀ニ換フル前垂矢立ノ実業社  
界ニ分ケ入り、時ニ文墨ニ万縷ノ感慨ヲ漏ス薄倅ノ身、  
社会公共ノ為メニ差シタル裨益ヲ為シ得ズ、空シク塵世  
ニ起臥スルトハ、嗚呼返スノモ浮世ハ仮睡ト同シ夢裡  
一場ノモノナルカ非カ、此書ヲ読ンデ思ハズモ歎又歎、

#### 四一〇 遊見小草

江都 向山榮欣父

丙子夏月同一色周庭中井敬所遊見山往返九日得詩二

#### 十五首

発家前夜大雷雨

久聞晃山勝、未成晃山遊、遊意不自禁、追隨況良儔、雷  
雨如有約、山靈与我謀、翻盆涸路塵、朝霽爽於秋、出門  
纔里許、万慮一時休、老脚何輕健、快如鷹脱鞴、山翠近  
在眼、誰謂路阻修、好箇双不借、名勝從此搜、

神祖閼宮

維岳降神東海東、滿城佳氣鬱葱葱、累仁積德千秋業、北  
伐南征百戰功、自古英雄懷故土、于今鷄犬識新豐、微臣  
何幸滄桑後、白髮完身拜閼宮、

大猷公廟

撥乱実非易、守成尤所難、躋民三代治、置国太山安、臣  
子恩無尽、奸雄胆尚寒、甘索誰剪代、蔽葦護雕欄

敬天といふことをよめる

大久保一翁

真心ハすなはち神の心そと

こゝろに心まもれまこゝろ

愛人といふことをよめる

ひところは人うつくしめみむすひの

神のこゝろを心とはして

紅葉のちるをみて

服部常純此歌をめて、刀のさやに漆もてかきたり  
世の中にあかき心をあらはして

うらやましくもちるもみち哉

四一 重野安繹演說筆記第一 (名家談叢)

南洲ハ私ト同藩デアツタガ、幼少ノ時カラ親シイト云フ  
交リデハナイ、是ハ薩摩ノ藩ハ、世間ニモ凡テ知レテ居  
ル通り、伍中 (郷中トモ書ク) ト云フノガアル、伍中ト云  
フノハ、例ヘバ東京デ云ヘハ、駿河臺ヲ一ト纏メニシテ

一伍中、一番町ガ一伍中、二番町ガ一伍中ト云フ様ナ組  
合ガアツテ、其一伍中デ成長スル子弟ハ、兄弟同様デ、  
互ニ文武ノ修行ナドシテ一団結ヲ為シテ居ル、城下士族  
ハ皆コノ通り、又諸郷 (外城トモ云フ) ノ士族ハ各其所々  
デ一団結ヲナシテ居ル、南洲ハ城下土、私ハ城下ニ居住  
シテ居タガ諸郷士族デアツテ資格ガ違ヒ、成長スル処モ  
固ヨリ違ツテ居ル、 ज्याニ依ツテ幼少ノ時分カラ親友ト  
云フ部中ノ者デハナイ、ケレドモ其年齢モ丁度同年デア  
ツテ、本年南洲存命デアレバ、私ト同ジ七十ノ齡ニナル、  
兩人共二十四五歳ノ頃ヨリ江戸ニ居リ、私ハ遊学デ初ハ  
昌平館ニ寓シ、後ニハ南洲ト同様屋敷ニ詰メテ居ツタガ、  
其時南洲ハチヨツトシタ役人デ出テ居ツテ、丁度同時デ  
アツタ、コノ時始メテ交際スルヤウニナツタガ、国デハ  
唯顔ヲ互ニ見知ツテ居ル丈ノコトデアツテ、成長シタ頃  
ノ説ハ私ハ知ラナイ、因ツテ其江戸ノ交際ト又其後南鳴  
(薩摩ノ大島) デ兩人一所ニ居ツタ時ノ話ヲイタサウト思  
フ、

偕江戸ニ於テ南洲ト交際シタハ、即チ嘉永癸丑、甲寅ノ  
頃デ、天下紛々擾々ノ最中デアツタガ、私ハ学問ノ方ノ  
修行デ出テ居ツタカラ、専ラ其方ノ親友ガ多イデ、ソレ

ハ同藩ヨリモ却ツテ他国ノ同学ノ者ニ兄弟ノ如ク交際シ  
タ人ガ多イ、南洲ハ屋敷ニ勤番シテ居ツタカラ、学問ノ  
志ハアル人デアツタケレドモ、学問上交際スルト云フ  
ホドノ学者デハナイ、ジヤニ依ツテ学問上ノ親友ト云フ  
訳ニモ往カナイ、唯南洲ト交ルコトハ、其頃前ノ薩摩守  
順聖院ト云フ君侯ガ、家督初メデアツテ、此君侯ハ専ラ  
外藩ノ交際ヲ盛ニシタ人デ、先ヅ水戸ノ老公、越前ノ春  
嶽公、肥前ノ鍋島閑叟公、土佐ノ容堂公、宇和島ノ宗城  
公ナド云フ当時ノ学力アリ識力アル有為ノ諸侯方ニハ、  
努メテ交ヲ入レル、又幕府ノ役人デモ当時御老中ノ筆頭  
タル阿部伊勢守、西丸御留守居筒井肥前守、勘定奉行川  
路左衛門尉、書生ノ取上リデ随分学力モアリ仕事モ出来  
ルト云フ人才デハ、勝安房(其時分ハ麟太郎)ナド、交際  
スルコトガスキデアツタ、其時分ハ大名ト云フモノハナ  
カノ、ヅカノト出ルコトハ出来ズ、又人ヲ招クニモ  
余程大業ナモノデ、何分交際ヲスルニモ不自由デタマラ  
ヌカラ、側役(使カ)ノ藩士ノ者ニ自分ノ意ヲ授ケテ、ドコヘ往  
ケアスコヘ往ケト言ツテ走り廻ラセル人才ガナケレバナ  
ラス、ソレニ南洲ガ見立テラレテ使ハレテ居ツタ、其ノ  
走り廻リニ使ハレルニ就テ、私ハ学問ノ方デ諸藩ニ学友

ガアル、凡ソ今挙ゲタ水戸トカ越前トカ肥前トカ云フト  
コロノ藩々ハ、皆学問ニ志ノアル君公デアルカラ、イヅ  
レモ南洲ノヤウナ書生ヲ江戸ヘ出シテアル、コレハ学問  
ノ為メバカリデハナイ、当時ノ時勢紛擾中、内外事情採  
索等ニハ、屋敷詰ノ俗吏輩デハ役ニ立タヌカラ、書生ヲ  
利用シテ、学問ノ傍ラ他藩人ト広ク交際サセタモノデア  
ル、私ハソレ等ト学問ノ方デアリガアル、併ナガラ機密  
ノ方ニ就テノコトデハナイ、其学友ノ方デハ当時薩藩デ  
ハ外ニモ書生ガアツタケレドモ、私ガ一番早イノデ、サ  
ウシテ私ハ昌平館(豊カ)在学七八年ニ及ビ、社長役ヲモ勤メテ  
居ツタコトモアルカラ、他藩人ノ交リガ尤モ広イ、ソコ  
デ南洲ハ君辺ノ事ニ走り廻リヲスルシ、私ハ又表向ノ学  
友ノ交リガアツテ、自然事柄ガ始終連絡シテ居ツテ、ソ  
コデ相知リ相親ムコトニナツタノデアアル、

(重野博士史学論文集 薩藩史研究会編にて校訂)

#### 四二二 全上第二一

順聖院ト云フ君公ハ誠ニ胸ノ広い人デ、人ヲ使フコトノ  
上手デ、尤モ人ヲ知ルコトノ明カナル人君デアツタ、南  
洲ハ学問ヘナイガ走り廻ルニ宜シイ、何処ヘ往ツテモ人  
ガ信ズル人間デアアル、又ドンナ事ヲ言ヒ付ケテモ決シテ

危険ノナイ者トイフコトヲ能ク見取ツテ居ラレル、又文學上ノ事ハ何モ斯モ皆私ニ委任シテ、書生ノ引立カラ諸藩ノ文學上ノ交カラ、皆私ニサセルガ宜シト言ツテ、役割ヲ定メテ人ヲ使フ人デアツタ、ソコデ諸藩ノ交際ニ就テ、當時幕府ノ方モ勤王攘夷ト云フコトガ起ツテ来テ、攘夷論ノ最モ盛ナル時デ、或ハ開港ヲスルガ宜カラウトカ、或ハ鎖港ヲスルガ宜カラウトカ、所謂開鎖ノ論ノ最中デアツタ、開鎖ノ論ニ就テハ、世間ノ人モ知ツテ居ル通り水戸ノ老公ハドコマデモ攘夷鎖港論、幕府ノ方デ當時老中ノ筆頭タル阿部伊勢守ヲ初メトシテ、攘夷ハドコマデモ宜クナイ、開港ニセンケレバナラヌト云フ論デ、遂ニ仮条約等ヲ結ブヤウニ至ツタ、其開港論ト鎖港論トノ中間ニ順聖院ハ居ツテ、ドツチニモ懇意ヲ結ンデ居ラレ、懇意ヲ結ブノミナラズ水戸老公ヲ初メトシテ、ドウモ薩摩守ハ感心デアル、ナカノ目ガ利イテ居ルト言ツテ、心服ヲ明カシテ往復ヲシテ居ラレ、又幕府方デハ伊勢守ヲ初メトシテ、最モ順聖院ヲ信ジテ機密ヲ打明カシテ相談ニナル、ドチラカラモ信ジラレテ居ツタガ、其中間ニ立ツテハ一通リノ事デハ其情実ガ得ラレナイ、小納戸役ニ山田壯右衛門・井上正太郎(後ニ新右衛門)ト云フ

兩人ガ、俗吏デハ能ク使ハレテ走廻リヲシテ居タケレドモ、機密ニハ預カラス、其機密ノ情実ヲ探ルニ其人ヲ得(カ)レケレバナラス、即チ西郷南洲ガ其走廻リヲスル人撰ニ当ツタノデアル、

或時南洲ノ直話ニ、「手前ハ始終水戸ニ使シテ、老公ノ竟見モ知ツテ居ルガ、老公ノ開港鎖港ノ論ハ、ドウ云フ腹デナサルト云フコトヲ手前ハ知ツテ居ルガ、トウ見テ居ルカ」ト、斯ウ順聖院ガ南洲ニオ尋ネニナツタ、「ソレハ申上ケヅトモ知レテ居リマス、申上ゲルニモ及ビマスマイ、チャント分リ切ツテ居ルデハゴザイマセスカ」、「攘夷ヲスルト云フ考デ居ルト思フカ、鎖港ヲスル考ト認メテ居ルカ」、「左様デゴザイマス、是レハ固ヨリ疑フトコロ一点モナイト考ジマス」ト云ツタトコロガ、順聖院ハ「マダ其位ノコトカ」ト言ハレタコトガアツタ、丁度其質問ヲ受ケタ當時南洲ガ私ニ話シタコトガアル、ソレカラ南洲ハ始メテ景山老公(徳川斉昭)ニ何か深意ノアルコトダト云フコトヲ知ツタト云フ、ソレハ順聖院ノ見ルトコロハチャント定ツテ居ル、老公ハ表ニ鎖港ヲ唱ヘテ居テモ内心ハサウデナイ、併シ鎖港論ヲ唱ヘナケレバ、當時ノ人心ガ落着カヌカラ、鎖港論ヲ唱ヘテ居ルケレドモ、ソレ

ハ表面上ノコトデ、深意ガアルト云フコトヲ始メテ知ツ  
タト云フ、成程景山公ハ決シテ鎖港ニ堅マル人デハナイ、  
アレハ唯一時ノ人心ヲ安ゼシムル策略ト見エル、尤モソ  
レヲ補佐シタノハ藤田東湖ダ、東湖ハ世人モ知ツテ居ル  
通リノ大人物、平生傲然タル大言ヲ発シテ書生ナドヲ籠  
絡シテ、「我国ガ黒土トナツテモ攘夷ヲシナケレハナラ  
ヌ」ナド、言ツテ居タ、私モ度々藤田ニ逢ツタガ、嫡子  
健三郎（今ノ健）ノ十二三歳ナル前髪ノ少年ヲ側ニ居エテ  
「コイツドモヲ真先キニ立テ、大炮ノ筒先ニテ美事打死  
致サセマス」ト、ハラ／＼ト涙ヲコボシテ話シタガ其実  
ハナカ／＼サウデナイ、其時分ノ賢諸侯ノ中デ、水戸老  
公ヲ初メ孰レモ眼識アリ智略ノ勝レタ方々ハ、決シテ攘  
夷ノ一筋ニ堅マツタコトデハナイ、ソノ所ヲ順聖院ハ能  
ク見切ツテ居ラレ、天稟カラ見識ガ透ツテ居ル、  
我薩摩藩ニ開港策ノ起ツタノハ順聖院ニ始マツタデハナ  
イ、即チ順聖院ノ曾祖父ナル三位榮翁重豪公ガ其首唱者  
テ、順聖院ハ此人ノ遺伝ヲ受ケラレタモノデヤ、其子細  
ハ迹デ委ク述ベヤウ、榑幕府デモ水戸デモ俊傑ノ見ル所  
ハ同一デ、詰ルトコロ同ジク開港デアル、其内デ順聖院  
ハ両間ニ介リナガラ、ドツチニモ交リガ深カツタ、ソレ

ヲ周旋シテ小使ニ使ハレタノガ南洲、南洲モ初メハ書生  
論デアツタケレドモ、順聖公カラ段々鍛鍊サレ養育サレ  
テ始メテサウ云フ方ノ見識ヲ付ケタト云フ、  
開鎖ノ論ガ右ノ通り分ツテ、本當ニ打明カシテ互ニヤル  
ト云フニナレバ、仙臺萩ノ酒井御前ガ言フ通り皆同腹同  
心デヤ、トコロガ不幸ニシテ阿部伊勢守モ死シ、順聖院  
モ病死致サレ、水戸老公モヤガテ逝去ニナツタノデ、ト  
ウトウ開港説ト鎖港ト二ツニ岐レテシマツテ、ソコデ衝  
突シテ紛擾ニナツテ来タ、其本尊タル人々ノ意見ハ皆同  
ジデアツタ、トコロガソレガ亡クナツタモノダカラ、末  
社ノ神々ガ一方向キニナツテ、開鎖互ニ相鬪フコトニナ  
ツタ、是ガ幕府ノ末路デ、トフ／＼幕府ハソレテ倒ル、  
ヤウニ立至ツタ、  
順聖院ノ考ヲ今カラ推察シテ見、又南洲ナドモサウ言ツ  
タガ、イヅレ開港——大開港ヤル、即チ今日ノ通りノ  
開港ヤル、唯今日ト違フノハ、幕府ヲ倒サヌヤウニス  
ル、幕府ヲ仕変ヘテ天子ヲ世ニ御出シ申シテ、幕府ハ幕  
府デ統帥スル者ヲ立テ、置イテ、人才ハ諸藩カラ用イテ  
チットモ門閥ヲ構ハズシテ人才ヲ引出シ、ソレデ幕府ヲ  
助ケテ往ツテ、大政ハ朝廷ニ帰シ奉ル、唯封建ヲスツバ

リ打毀シ、四民一致ト云フヤウニシ、今日ノヤウニ旧大名ハ華族ニシテシマフト云フトコロマデノ計画ハ、順聖院ノ頃ニハ付カナカツタラフト思フ、ソコ丈ハ順聖院ガ此場合ニ居ツタナラバ、今ノ通りヤルカモ知レヌ、ケレドモ今日トハ反对デ、往時ノ朝廷ノ御政治ヲ為シ、幕府ハ其下ニ置イテ、其政權ハ奉ツテモ大名ノ触頭見タヤウナモノニスル積リデアツタラウ、大名マデ打毀ス積リデハナカツタヤウダ、順聖院ノ其頃ノ説ハサウデアツタ、併シ豪傑ノスル仕事ハ勢ニ因ツテ変ズルカラ、今ノヤウニスルカモ知レヌ、唯幕府ヲ助ケヤウト云フ考ヘダケデ其身ハ終ハラレタノダ、水戸老公・閑叟公ナドモ其當時ノ見込ハ皆同ジコトデアル、

其時南洲ノ地位ハ御庭方ト云フモノデ、是ハ幕府ノ御庭番ト云フニ擬シタモノ、藩ニ於テハ昔ハナカツタモノダガ順聖院ノ時ニ始メテ其役目ヲ拵ヘタ、幕府ノ御庭番ハ世人モ知ツテ居ル通り、役目ハ極ク卑シイモノデアツテ、將軍ニ御庭前デ御目ニ掛ル、ソコデ諸大名ノ国々ナドハ何カ隱密ヲヤルト云フ時ハ、將軍ハ御庭番ニドコノ国ヘ往ツテ、此事ヲ探索シテ来イト命ゼラレル、薩摩ナドハ外様大名ニシテ、シカモ遠国デアルカラ、ワケテ幕府ノ

目ヲ離サヌ処デ、御庭番ガ始終入込テ探索シテ居ツタ、殊ニ薩摩ハ旅人ト見レバ斬捨テタカラ、薩摩ヘ隱密ニ往ツテ首尾ヨク仕負フセテ帰ルト相応ニ立身シタ位デアル、或時薩摩ノ殿様ガ営中ニ於テ、將軍ニ拝謁シタ時「ソナタガ国ノ庭ノ松ノ木ガ先日ノ風ニ折レタ」ト言ハレタノハ風ガ吹イテ三日目デアツタ、「全クソレハ存ジマセヌ」ト答ヘラレタガ、臆テ急飛脚ガ着テ、御庭ノ松ガ折レマシタト報シタ、サウ云フ事ヲ言ツテ、外様大名ナドヲ一時驚カシテ置イテ、悪い事ナドヲシナイヤウニスル一ツハ政略デアツテ、御庭番ヲ使ツタ、其役ヲ藩デ順聖院ガ擬シテ拵ヘタノガ御庭方デアル、ソノ新役ヲ南洲ガ勤メタ、本格デ云フト君辺ニハ家老・用人・側役ナドガアツテ、筋々ヲ経テ殿様ニ拝謁シナケレバナラズ、御沙汰モ受ケナケレバナラス、ソレヲ御庭方ヲ置イテ突然何モ斯モ機密ノ事ハ直談ヲシテ、「サア手前ハ水戸老公ヘ往ケ、越前公ヘ往ツテ斯々々々申上ゲイ」ト云フヤウニ走り使ニ使ツタ、ソレガ南洲ノ勤デアツテ、役儀ハ至ツテ低シ、目ノ付カナイ処デアルカラ内外ノ嫌疑モ受ケナイ、併ナガラ機密ニ預ツテ居ツタ、順聖院ガ死ナレタ後、南洲ハ月照和尚ノ一件デ幕府ノ嫌疑ヲ蒙リ、又藩モ順聖院

ノ歿後ハ政府ガ俗論ニナツテ居ツタカラ、ソコデ南洲ヲ  
バ月照和尚ノ事ニ就テ、大島ヘ流スニ至ツテ、其時私ハ  
南洲ト罪ハ別デアツタガ(其罪ノ事ハ後ニ申スガ)一緒ニ大

島ニ居ツタ、サウシテ私ハ跡ニ残り、南洲ハ早ク赦免ニ  
ナツテ国ヘ上ツタ、上ルト又再ビ押籠メラレテ、今度ハ  
沖ノ永良部ト云フ孤島ヘヤラレタ、丁度私ハ赦免ニナツ  
テ国ヘ上リ、其時御庭方ヲ命ゼラレタ、私ガ御庭方ヲ命  
ゼラレタノハ、南洲ノ跡継デアツタ、其時今ノ旧知事忠  
義公ハ順聖院ノ世嗣トナラレ、マダ幼少デアルカラ、実  
父島津三郎殿後ニ久光公、此人ガ後見ニナツテ、御兄順  
聖院ノ遺志ヲ継ギ、軍国ノ大事ヲ聴カル、コトニナツタ、  
私ハ其三郎殿ノ御庭方ヲ命ゼラレタ、南洲ハ順聖院ノ御  
庭方、私ハ久光公ノ御庭方デアツタ、其時ハ私モ南洲ト  
同様ニ機密ノ事ニ使ハレタコトガアル、其話ハ後ニスル  
(西郷カ御庭方云々其他誤説多シ、史談会速記録第 号参看)  
(重野博士史學論文集(薩藩史研究會編)にて校訂)

#### 四一三 全上第三

南洲ガ国事ニ従事シ、順聖院ノ命ヲ受ケテ、隠然ト諸藩  
ノ勤王賢諸侯ニ往来シタト云フコトハ、前回ニ粗々大略  
ヲ述ベテ置イタ通り、此事ハ世間ニモ随分話ニ伝ツテ居

リ、又筆記シタモノモアリ、大同小異デ有ツテ拙者ノ喋  
々ヲ煩ハスホドノ事モナイ、是カラハ南洲ガ大島ニ遠島  
ヲスルト云フノ一段ヲ述ベヤウト思フ、

南洲ノ大島遠島ト全時ニ、拙者モ大島ニ貶謫セラレテ居  
テ、暫クノ間ハ全島デ往来シ、親シク本人ノ話ヲ聞イタ  
コトモアリ、ソレコレ取束ネテ其事実ヲ明カサウト思フ、  
南洲ノ遠島ハ、順聖院ノ薨去ノ後国事追々ト切迫ニナツ  
テ来テ、彼ノ井伊大老政權ヲ振ツテ、勤王党ヲ敵討シテ  
天下ノ人心モ凡テ憤激ニ堪エザル際、幕府ニハ阿部伊勢  
守モ亡クナラレ、水戸ノ老公、薩摩ノ順聖院モ引続イテ  
物故サレテ、一方ニハ有志ノ輩・書生ノ輩益々激昂シテ、  
彼ノ有名ナル清水寺ノ月照和尚、此人ト南洲トハ初カラ  
深キ交リト云フデハナイガ、意氣相投ジテ一見ノ時カラ  
シテ、互ニ死生ヲ共ニシヤウト云フ意気込ニナツテ居タ  
(是ハ後ニ南洲ノ直話ヲ載セル)、其月照ガ幕府ノ御尋者ト  
ナツテ、薩摩ヘ逃込シタ、是ハ全ク南洲ヲ手便ツテ遙々  
薩摩マデ来タ、然ルトコロ薩摩ニハ当時順聖院ノ歿後政  
府ハ俗論ニ変ジテ居ル(此事ハ前ニモ言フタ通り)、ソコデ  
月照和尚ヲバ薩摩ニ置イテハ、幕府ニ対シテ恐レガアリ、  
国ニ留メテハナラスト云フコトデアツテ、政府カラシテ



其事ヲ南洲ニ達シタ(是カラ先キハ皆南洲ノ直話ヲ述ベル)、鹿兒嶋ノ内ニ月照ヲ置イテハナラヌニ依ツテ、日向ノ方ヘ全行シテ行ケ(日向ノ内ニ薩摩領四箇郷アル、高岡・綾・<sup>ムカ</sup>穆佐・倉岡コノ四箇郷ハ関外ニ在ツテ、之ヲ関外四箇郷ト云フ)、ソコヘ連レ行ケト云フ命ヲ下シタ、ソコヘ月照ヲ連レ行ケト云フノハ、実ハ逐ヒ払ヘト云フコトデアル、ソレホド甚シクハ言ハナイケレドモ、南洲モ政府ノ命デアルカラ仕方ガナイ、月照ノ旅宿ニ行キテ「楮テ折角遠方マデ御尋ニ預ツテ、御危急ノ場合ヲドウニカシテ、御安心ノ出来ルヤウニイタシタイト思ツテ、尽力致シマシタケレドモ、政府カラ斯クノ命令ヲ受ケテイタシ方アリマセヌ、今関外日向ノ方ヘ才連レ申サナケレバナラヌ場合ニナリマシタ」ト言フタトコロガ、和尚ガ言フニハ「自分ハ幕府ノ嫌疑ヲ受ケテヨリ以来、何処ニ手便ル処モナイ、唯薩摩藩ニ身ヲ托スル積リデ、殊ニ薩藩ニハ足下ガ御出ノコトデアレバ、遙々尋ネテ来タコトデアルカラ、右ノ通りノ政府ノ模様デアレバイタシ方ガナイ、日向ノ関外ヘ出テ、阿容々々ト幕人ノ手ニ掛ルヨリモ、愚僧ハ別ニ所存ガアルカラ」ト斯ウ言フタ、南洲ハ成程サウデアラウト察シテ、別ニ言フベキ辞モナク唯「和尚ガ其思

召ナレバ私モ亦考ガアル」ト言フタ丈デ、其席ヲ立ツテ、ソレカラ旅立ノ用意ヲイタシタ、政府カラハ与力坂口何某ヲ付ケルコトニナリ、月照ハ平野次郎ト僕ノ重助ヲ連レテ居ル、薩摩ニハ丸木船ト云フ船ガアル、其船ヲ一艘仕立テ、乗ルコトニシタ、丸木船ト云フノハ、古ノ天ノ磐樟船ノ遺船デアルト云フテ、半分ハ繰リ船デアル、楠ノ木ヲ繰ツテ船ノ半分ニシテ、半分ハ通常ノ接イダ板デ出来テ居ル、薩摩ニハ此船ガ沢山アルガ、至ツテ足ノ早イ船デアル、其船ヲ一艘仕立テ、サウシテ酒肴ヲ用意シテ十一月十五日ニ乗ツタ、鹿兒島湾カラ日向ノ方ニ行クニハ、大隅ノ濱ノ市マデ海上八里東ニ向ツテ行ク、其丸木船ヲ鹿兒島湾カラ漕出シテ少シク湾ヲ離レルト、丁度西風ガ吹イテ夜ニナツタ、帆ヲ懸ケテ濱ノ市指シテ走り船デ行ク、携へ来リシ酒肴ナドヲ取出シテ酒ヲ飲ミ、種々国事ノ話ナドヲシテ、和尚ト南洲ト平野次郎ト居リ、僕ハ後口ノ方ニ居リ与力ノ坂口何某モ居ツタ、走り船デアルカラ甚タ迅速デ、丁度鹿兒島湾ヲ去ルコト三里計リノ処ニ行クト、地方ノ左ノ方ニ当ツテ、心岳寺ト云フ寺ガ海辺ニ在ル、其地ヲ龍ガ水ト云フ、其龍ガ水ノ沖へ来ルト、十五夜デアアルカラ月

色ガ冴ヘテ、誠ニ明月デアル、南洲ハ鱸ノ方ヘ出テ、和尚ニ「一寸、此処ヘ御出下サレ」ト呼シ、スルト和尚ガ出テ来タ、其時南洲ハ左ノ方ヲ指シテ「彼ノ地方ニ寺ガ見エマス、彼ノ寺ハ心岳寺ト云フテ、昔シ天文・天正ノ頃弊藩主義久・義弘ノ弟ニ左衛門督歳久ト云フガ、豊太閤ノ薩摩入ノ時ニ何処マデモ之ヲ防ギ、降参ヲシナイト言ヒ出シ義久・義弘ノ意ニ逆ツテ、ドウシテモ戦争ヲ十分ニシテ勝敗ヲ決サナケレバナラヌト言ヒ張り、兩人ノ兄ハ同意セズシテ、遂ニ和睦ヲイタシ、豊太閤モ三箇国ヲ与ヘテ去ラレタ、然ルニ歳久ハ太閤帰陣ノ途中マデモ待伏セヲシテ、狙撃セントスル企ヲシタト云フコトガ聞ヘテ、豊公之ヲ衛ミ、遂ニ割腹ヲ命ゼラレタ、其歳久ノ割腹シタ処ガ即チ心岳寺デ、寺中ニ死骸ヲ葬リ、院号モ心岳寺殿ト申シマス、今ニ殉死ノ墓杯ガアリマシテ、鹿兒島ノ藩士ハ、歳久ノ左様ナ目ニ逢ツタノヲ不憫ニ思ツテ、今以テ参詣ガ絶ヘマセヌ、和尚モ缺縁ナガラ御一拝下サレ」ト言ツタ、スルト和尚ガ「偕テサウ云フコトデゴザルカ、然ラバ一拝イタシマセウ」ト言ツテ、心岳寺ニ向ツテ合掌膜拜イタサレタ、其処ヲ南洲ガ大手ヲ伸シ大抱ニ抱イテ、其假海中ニザンブト投ジタ、ソレ丈ハ

自分ハ知ツテ居ルガ、ソレカラ先キハ覚ヘナイ、覚ヘナイガ、後ニ聞クトコロデハ、兩人ガ鱸ノ方デ海ニ投ジタ音ガシタカラ、平野次郎・重助・坂口何某悉ク驚愕ンテ救ハウトシタガ、船ガ走ルノデ留メヤウトシテモ仕方ガナイ、其時坂口ガ大刀ヲ引抜イテ、帆船ヲ悉ク斬リ払テ走り船ヲ止メタガ、ソレデモ投身シタ処ヨリ余程行過ギテ居ルカラ、数町漕戻シテ、凡ソコ、アタリト云フ所デ探リヲ入レ、船頭・水手残ラズ海ニ飛込ンデ、探ツテ見テ、兩人抱キ合ヒナガラ沈ンデ居ルノヲ引揚ゲタ、丁度其船ノアル処カラ心岳寺ノ浜辺マデハ半里以内デアルカラ、其処ヲ漕キ付ケテ、心岳寺ノ海岸マデ船ヲ寄セタ、サウシテ兩人抱キ合ツテ居ル死体ヲバ分ケヤウトシタガ中々シツカリ抱キ付イテ居ツテ離レヌ、兩人ナガラ死ンデ居ツテ離レヌノハ、余程精神ハヒドヒモノデアルト後ニ南洲ガ言ツタ、ソコデ漸ク死体ヲ離シテ、兩人トモ水ヲ吐カセタ、十一月ノコトデ寒イ時分ダカラ、焚火ヲシテ死体気火ニアテ、身体ヲ温メタトコロガ、南洲ハ少シ体氣ガ付テ来タガ、和尚ハ其假遂ニ氣息ガナイ、仕方ガナイカラソレ丈ノ手当ヲシテ、又船ニ乗セテ、鹿兒島灣マデ凡ソ三里ノ処ヲ漕キ帰ツタ、ソレカラ医薬ヲ以テ種

々手当ヲシタケレドモ、遂ニ和尚ハ再ビ蘇生セズ、南洲ハ三日三夜人事不省デアツタガ、凡ソ三日目ニ人事ヲ覺ヘルヤウニナリ、正氣ニナツテカラ投海以後ノコトヲ聞キ、「サテ〱残念ナ事ヲシタ、和尚ヲ独リ死ナシテ、自分一人死ニ損ヒ活キテ居ルノハ残念至極ダ、土ノ劍戟ヲ用イズシテ身ヲ投ゲルナドト云フコトハ、女子ノシサウナコトデ、誠ニ天下ノ人ニ對シテモ言分ケガナイ、唯和尚ハ法体ノコトデアレバ劍戟ヲ用イズシテ死ンダ方ガ宜カラウト云フ考デ投身シタケレドモ、寧ソ死スルナラバ初メカラ劍戟ヲ用ヒタラバヨカツタニ、女子ノナスヤウナ真似ヲシテ、自分独リ活キ残ツテ面目次第モナイ」ト云フテ、齒嚙ヲナシ涙ヲ流シテ拙者ニ話シタ、南洲ハ此事アツテヨリ後ハ自分ガ死ニ損ツテ、和尚ニ氣ノ毒デアルト云フ考カ脳髓ニ留ツテ居テ、始終死ヲ急ク心持ガアツタモノト思ハレル、其事ハ後ニ追々考へ当ルコトガアル、

ソレカラ又南洲ガ言フニハ、忍向和尚(月照ノコト)ト云フ人ハ、自分ハ最初カラ深イ交リデハナカツタ、唯和尚ガ近衛家ニ近ク參ラル、トコロカラ、共ニ国事ヲ談ズルヤウニナツタノデアルガ、其為人ハ誠ニ穩カナ人品デ別

ニ奇抜ナ処ナドハチツトモナイガ、唯此和尚ナラバ生死ヲ共ニシヤウト云フ考ヘガ、初対面ノ時カラ起ツタ、ソレハ因果トモ謂フベキモノデアアルガ、不思議ニ此和尚ニ惚レ込ンダ、ソコデ和尚ガ薩摩ニ尋ネテ来テ、政府ニ容レラレズシテ、共ニ日州ノ方ニ行クト云フ時ハ、和尚モ所存ガアルト言フタカラ自分モ所存ガアルト云フタノハ、死生ヲ共ニスル積リデ、ロニハ言ハナイガ、以心伝心デ一言ノ下ニ死生ヲ共ニスル覺悟ニナツタノデ、ソレカラ先キハ互ニ心中デ決シテ居ルバカリデアツテ、舟中ナドハ誠ニ愉快ニ話ヲシテ居ツテ、心岳寺ノ前デ右ノ通りノ始末ニ及ンダト云フ、

以上ハ南洲ノ直話デ、拙者大島ニ於テ南洲ガ島ニ来タ時、先第一ニ月照和尚關係ノ事ヲ尋問シタトコロガ、ソレハ斯ク〱デアツタト言フタノヲ、其似ニ述ルノデアアル、  
(重野博士學論文集(薩摩史研究会編)にて校訂)

四一四 全上第四

西郷カ月照ト海中ニ投ジタノハ、安政六年十一月デ、當時西郷ハ三十三才(五年)(拙者モ全年)デアツタ、其時和尚ハ死シ、西郷ハ幸ヒニシテ死ニ至ラズシテ蘇生シタガ、併シ薩摩政府デハ御尋者ノ和尚ガ死ンデ、西郷ガ活キテ居ル

カラ、益々幕府ノ嫌疑ヲ憚リ恐レ、其申訳ノ為メニ西郷ヲ遠島ニ処シタ、ソレハ西郷ガ海ニ投ジタ翌年、即チ萬延元年ノ春デ、其遠島所ハ大島デアアル、大島ハ薩摩ノ内地ト琉球トノ凡ソ中間ニ在ル島デ、鹿兒島ヨリ海上八十里計リ、此島ハ南島ノ内デハ琉球ニ亞グ最モ大ナル島デ、長サハ却テ琉球本島ヨリモ長イ、ソコデ之ヲ大島ト名付ケタノデアアル、西郷ハソコヘ遠島サレタガ、併ナガラ西郷ハ尋常ノ遠島人ト違ヒ、幕府ノ嫌疑ヲ恐レテ申訳ケノ為メニ遠島シタノデアルカラ、固ヨリ藩庁ニ於テ西郷ヲ憎ムデモナシ、又其時江戸ニ隠居シテゴザル宰相大隅守齊興公（齊彬公ノ御実父）ハ、西郷ノ月照ニ於ケル挙動ノ如何ニモ義氣ニ出タルコトヲ賞感セラレテ、表向幕府ヲ憚テ遠島サセタモノ、随分氣ヲ付ケテ丁寧ニスルヤウニト云フコトヲ命ゼラレタカラ、藩政府デモ其氣持デ処分シタ〔夫故ニ西郷ハ足掛ケ三年大島遠島デアツタ〕ガ、其間ハ大島在番ノ者ナドガ家モ造ツテヤルシ、食料其他豊ニ給与シタカラ、此時ノ遠島ハ西郷ニ於テハ左程苦シクハナカツタ、西郷ノ遠島ニ処セラレタハ萬延元年ノ冬デアツタガ、船ト云ツテモ其時ハ和船デアルカラ、ナカノ日数ガ掛ツテ、漸ク翌文久元年ノ三月ノ初メニ大島ニ着

シタ、サウシテ文久二年ノ春赦免状ガ来テ鹿兒島ニ歸ツタカラ、遠島ハ足掛ケ三年ト云フモノ、月数ハ漸ク一年二三ヶ月デアアル、ソコデ西郷ハ赦免デ國ヘ歸ツタ後モ尚ホ幕府ヲ憚ツテ、姓名ヲ變ジテ大島三右衛門ト名乗ツタ、即チ大島ニ三年流サレテ居タト云フノデ、此名ヲ付ケタ、西郷ハ度々名ヲ變ジタカラ、序ニ幼少ノ時カラノ名ヲ挙ゲヤウ、西郷ハ幼名ヲ小吉ト云ヒ、十四五才ノ頃ニ吉之助ト改メ、其後ニ吉兵衛ト改名シテ、郡方ノ書役ヲ勤メテ居タ、其後國ヲ出デ幕府ノ嫌疑ヲ受ケタ時ニ菊地源吾ト名乗ツタ、大島カラ赦免デ歸ツテ来タ時、今申ス通り大嶋三右衛門ト變名シ、又後ニ沖ノ永良部ニ遠島サレテ歸タ時〔脱カ〕ニ元ノ吉之助ノ名ニ復シタ、ソレデ西郷ノ俗名ハ吉之助デ終テ居ル、沖ノ永良部ニテ別号ヲ屈虫ト書イタ書状ヲ木場傳内ニ送ツタガ、屈虫ノ婦納ハ窮ノ響アリ改メテ然ルベシ、ト傳内ノ忠告ニ因リ南洲ト改メタ、大島ニ遠島ヲ云ヒ付ケラレル以前ハ、即チ前号カラ言フ通りノコトデアルガ、今度ハ沖ノ永良部ニ遠島サセラレタ始末ヲ述ベヤウ、

沖ノ永良部ニ再ヒ遠島サレルト云フ事ノ起リハ、文久二年ニ西郷ガ大島カラ歸ツテ、丁度其時ニハ前薩摩守齊彬

公ノ御養子忠義公ガ跡目ヲ継ガレテ、御実父島津三郎様  
 (左大臣久光公)ガ後見ヲシテ居ラル、時デ、西郷ハ有為  
 ノ人物デアアルニ依ツテ、兎モ角モ赦免シテ呼戻セト云フ  
 コトニナツタ、其時ハ天下ノ勢益々切迫シテ来テ、尊王  
 攘夷ノ名義ヲ以テ諸方ノ浪士輩ガ頻リニ騒グ頃デ、此時  
 ニ当ツテハ島津三郎殿ヲ擁シテ薩藩ノ力ヲ仮リテ、幕府  
 ヲ倒サナケレバナラスト云フコトヲ専ラ主張シテ、是非  
 三郎殿ニ御上京アルヤウニト、本間精一郎等ガ遊説奔走  
 シテ居ツタ、固ヨリ薩藩ハ前薩摩守様ノ遺志ヲ受継ギ、  
 十分ニ朝廷ノ御為メニ周旋シヤウト云フ意気込ノ所、殊  
 ニ三郎様ニハ御実兄ノ遺託ヲ一身ニ引受ケラレ、其志ヲ  
 継イデ勤王ヲ貫カウト思ツテ居ラレ、ソコヘ対シテ天下  
 ノ諸浪士ガ、是非三郎殿ノ上京ヲ待ツト云フコトニナツ  
 タカラ、三郎様モ此度ハ出掛ケヤウト云フ御考ニナツタ  
 時、西郷ハカウ云フ時ニハ大ニ為スコト有ルノ人物デア  
 ルカラ之ヲ島カラ御呼戻シニナリ、御供ヲ仰付ケラレタ  
 ラ宜カラウト云フコトデ呼返サレタ、ソレデ文久二年ノ  
 春西郷ハ鹿兒島ヘ帰ツテ来テ、先ツ第一ニ三郎様ニ拜謁  
 シテ思召ヲ伺ハウト思ツテ御前ヘ罷出タ、此頃ハ小松帶  
 刀(清廉、其孫帶刀本年祖父ノ勲功デ伯爵ニ列セラル)ガ家老

ノ場デ、中山忠左衛門(初名尚之助)・大久保一藏(利通、  
 故内務卿贈右大臣)ガ側役側用人ノ場デ機密ニ参シ、顧問  
 ノ学者ニハ伊地知壯之丞(初メ堀仲左衛門又堀次郎、後ニ伊  
 地知貞馨)ガ専ラ諸藩諸浪士輩ノ往復ヲ掌ツテ居ル、一日  
 三郎様ノ御館ニ於テ議論スルコトニナツタ、其席上ニ於  
 テ西郷ガ申述ル趣意ハ、「諸浪士輩ガ促シ奉ツテ御上京  
 遊バスハ、一応ハ御尤デゴザルガ、併ナガラ幕府衰ヘタ  
 リト雖モ猶ホ諸大名ヲ左右スルノ権力アリ、粗忽ニ御上  
 京アツテハ大事ヲ敗ルノ恐れアリ、拙者ニ於テハ宜シク  
 ナイ、マダ時節ガ早イト存ズル」ト申シタ、西郷ノ意中  
 ハ、三郎様ハ前薩摩守齊彬公ノ御実弟ニハ相違ナイケレ  
 ドモ、一旦公族ノ家ヘ養子ニ行カレタ人デ、其養子先キ  
 ハ大隅国重富ト云フ二万石計リノ土地ヲ領シテ居ル公族  
 デ、幕府朝廷ニ対シテハ陪臣デアアル、島津三郎ト云フ陪  
 臣ノ身分デアリナガラ、朝廷幕府ノ間ニ周旋スルト云フ  
 コトハ不似合デアアル、其時分マデハ門閥ヲ尊ブコトノ盛  
 ナ時デ、ソレニ薩摩ノ陪臣ノ島津三郎ガ出テ来タト云フ  
 テハ、朝廷ヤ幕府ノ聞エモ宜クナイ、コレガ西郷ガ三郎  
 様ノ西上ヲ拒ムノ第一義デ、公ノ御前デハ口ニハ出サレ  
 ヌガ、意中ニコレヲ含ンデ居ツタ、又第二ニハ、齊彬公

ハ名君ノ聞ヘ高く、天下ノ諸藩主草莽有志輩マデ拳ツテ  
仰望シテ居ツタ、今ノ三郎様ハ薩摩ノ僻地ニ成長サレテ、  
其名望ガナイカラ、先公ノ真似ハ逆テモ出来ナイト、心  
中ニ十分思ツテ居ルガ、ロニハ出サレヌ、タゞ「時節ガマ  
ダ早ウゴザル、突然御出ナサツテハ御困リナサルコトガ  
アラウト思ヒマスカラ、モウ少シ御見合せガ宜シカラウ  
」ト云フコトヲ反覆陳シ、君側ノ人々ニ向ヒ「貴様ナド  
ハ御供シテ上京シテドウスル積リダ、唯一二ノ浪士輩ガ  
吾藩ニ来テ（越後草莽本間精一郎ナドヲ指ス）御上京ガ宜シ  
イト申シタト云ツテモ、ソレハ書生論デアル、浮浪輩ノ  
書生論、疊ノ上ノ水練デ世ノ中ノ事ガ出来ルモノカ、ナ  
マジカニ片口ヲ御信ナサツテ、軽々シキ御拳動ガアツテ  
ハ、天下ノ国家ノ一大事、折角先公以来勤王ノ御趣意モ一  
敗ノ下ニ取返シハ出来ヌゾ、貴様達君側ニ居テ御止メ申  
シハセズ、何トシタ短慮ゾ」ト云ツテ、朝廷幕府ノ体裁  
事情カラ諸藩諸浪士ノ情態ヲ委細ニ陳述シ、且ツハ叱リ、  
且ツハ諭シ、兒童ヲ会釈ガ如ク健ニヤリ付タ、君側ノ面  
々西郷ニ喝破サレ鼠ノ如ク小サクナツテ、一言半句ノ返  
答モ出来ナイ、其席上ノ議論ノコトヲ後西郷ガ度々話シ  
出デ、丁度其時ハ島カラ帰ツテ来タコロデ、英気勃

々トシテ居ツタカラ憚ル所ナク放言シタガ、実ハ過激ノ  
至リ無考千万デアツタト後悔シテ居ツタガ、駟馬モ舌ニ  
及バズ、ソレデ三郎様ノ御機嫌ヲ損ジ、君側ノ人々モ先  
輩ト仰グ西郷ナレドモ、コノ位ニヤリ付ケラレテハ遺恨  
ニナル、西郷ハ天下ノ事ハオレデナケレバ出来ハセスト  
傲慢自負シテ、上下ノ人ヲ兎共ノ様ニ会釈フ、ナニオレ  
等デモ一杯ハマレバ出来ヌコトハナイ、ヤツテ見セヤウ  
ト云フ氣ニナツテ、西郷ノコトヲ種々ワルザマニ言ヒナ  
シタト見エル、コレガ西郷再謫ノ原因デアル、

此時ノ議論ヲ書イタ委イ書簡ガアル、ソレハ西郷ガ沖ノ  
永良部ヨリ木場傳内（実名清生、今ノ文部書記官木場貞長ノ  
親ニ宛テタ書簡ガアツテ、成程敵イ議論デアツタ、尤モ  
三郎様ガ上京ナサツテ天下ノ形勢一変シ、案外ニ仕事ガ  
出来テ来タカラ、西郷ノ見込トハ大ニ違ツタガ、初メ西  
郷ハ田舎者ノ三郎様ガ御出ナサツタトテ、何ガ出来ルモ  
ノカト思ツテ居ツタ、トコロガ三郎様上京ノ後著シキ事  
功ガ出来ルヤウニナツタカラ、ソコハ西郷モ自ら見損ジ  
タト常ニ云ツテ居ツタ、

サテ西郷ノ議論ハ、大ニ三郎様ノ御意ニ背キ、君側ノ讒  
間ガ之ニ投ジタモノト見エテ、遂ニ沖ノ永良部ニ流サレ

ルト云フコトニナツタガ、併シソレデ直クニ遠島ハサセ  
 ラレナイ、西郷ノ言フコトモ尤モデアルガ、兎モ角モ今  
 度ノ御上京ハ御止メナサルコトハ出来ヌ、御上京ハ決シ  
 テ居ルカラ「御上京ナサルナレバ、西郷先キニ參テ御道  
 中並ニ京大坂ノ形勢ヲバ承リ合セテ御報知申上ケマセウ  
 」ト申シタ、ソレガ宜カラウカラ、御先キニ出立シテア  
 チラノ様子ヲ探ツテ、早ク下ノ關マデ歸ツテ来ツテ、君  
 公ノ御着ヲ相待チ形勢ヲ御報知申セト云フコトデ、西郷  
 ハ立ツテ行ツタ、其同行ハ村田新八・森山桃園、西郷ト  
 三人鹿兒島ヲ出立シタ、

西郷ハ先ヅ下ノ關ニ行ツテ見ルト、モウ薩摩カラ三郎殿  
 ガ上京ニナルカラ、浪士輩ハコ、デ兵ヲ募ツテ、京都デ  
 事ヲ挙ゲヤウト云ツテ、大騒ギヲシテ居ルト云フコトヲ  
 西郷ガ聞付ケタ、コレハ大變タ、先ヅ之ヲ鎮撫シナケレ  
 バナラヌト言ツテ、自分ハ下ノ關デ待合スベキヲ待合セ  
 ズシテ上方へ上ツテ、サウシテ書生ヤ浪士輩ノ鎮撫ニ從  
 事シタ、其跡へ薩摩カラ三郎様ガ御着ニナリ、西郷ガ待  
 ツテ居ルダラウト思召シテ聞合サル、ト、西郷ハ居ナイ、  
 既ニ先日上方差シテ立ツテ行ツタト云フコト、ソコデ再  
 ヒ御機嫌ヲ損シテ「西郷ハ兎角吾ノ言フコトヲ背ク、君

臣ノ義ヲ知ラヌヤツダ、捨置カレヌ」ト以テノ外ノ御憤  
 リ、君側ノ讒間又コレニ乘ジテ様々ニ言ヒナシタカラ、  
 御怒リ益々募リ、下ノ關ヲ御立アツテ、中國路ヲ經テ兵  
 庫ニ御着、御供ニハ小松・中山・大久保・堀ノ面々、堀  
 ハ外間ノ引合ヲ受持ツテ居ルカラ、アチラコチラニ奔走  
 シテ居ル、トコロガ大久保ノ旅宿ニ突然西郷ガ来テ、旅  
 宿ノ女閨カラ手ヲ挙ゲテ大笑ヲナシ「ドウモヨイ形勢ニ  
 ナツテ来タ、誠ニ賀スベキコトデアル、今御出ニナレバ  
 機会ガ至極宜イ、案外ナ形勢ダ」トドナリコンデ這入ツ  
 テ来タ、其時大久保ハ「ソレドロコデハナイ、貴様ハ何  
 ニモ知ラヌガ大變ナ事ガ出来シテ居ル、コ、デハ話サレ  
 ス、先ヅコチラへ来イ」ト言ツテ、西郷ヲ伴ヒ旅宿ヲ出  
 デ、前面ノ反敵ノ中ニ列レテ行ツタ、

○以下、この文書は欠落部分があるにより、「重野博士史学論文  
 集」中の西郷南洲逸話によって補い左に掲げる。

大久保は兵庫旅館の前の反敵に西郷を伴れ行き、人も通らず見  
 咎められぬ処で（刺し違へて死ぬ積りであるから、こんな処に来  
 たものぢや）大久保が、「諸貴様は下ノ關で三郎様を御待ち申さ  
 ずして、自分専らにして上方に行つたことをば、三郎様は大變に  
 御立腹で、唯は置かれぬから国法に処せよ、と云ふ思召である、  
 切腹を仰付けられる場合になつて居て、吾々がどんなに申上げて

も御聞入がない、御腹がなげないから、誠に残念千万と思ふが致し方がない、貴様と拙者とは是迄兄弟の如くして、共に国事を謀つて居たが、かかる時宜になつては実に残念千万、貴様計り死なしてはならぬ、刎頸の交り、拙者刺し違へて死ぬる覚悟である」と言つた。西郷は其事を聞いて、「さうか、それは飛んだ事であつた、自分が御沙汰を待たず自慢に挙動したのでを御咎めになれば申訳はない、実は上方の者共が軽拳妄動をするから、それを鎮静しようと思つて行つたのであるが、君命を須ひぬと云ふ御咎めであれば仕方がない、拙者が悪いから尋常に切腹をするが、貴様まで一緒に死ぬと云ふのは、甚だ宜くないことである、貴様はどこまでも活き長らへて居つて、拙者の志を継ぎ、予て約束した通り国事に十分尽して呉れい、さうすれば拙者が一人死んでも、拙者の志を貫くことが出来るが、二人共死んではどうするものか、そんな馬鹿な事をして呉れるな、貴様は是非活き長らへて、後の事を十分尽して呉れ」と言つた、そこで大久保も「それはさうだが今までの三郎様の御立腹は、今申した通りであるが、是から貴様がこゝへ帰つて来て、斯く／＼申しますと云ふ事実をば、打明かして申上げよう、其上尚御立腹が解けなければ致し方がないが、兎に角モウ一遍申上げよう、其上君命を待つが宜からう」と言つて、二人は反敵を出て旅館に帰り、それから大久保は三郎様の御

前へ出て「唯今西郷が上方から帰つて参りました、早速私の旅館へ参つて申しまするには、上方の形勢は甚だ宜しい、唯今御出掛けになることに致せば、十分に思召も貰けます、又浪士輩も拙者及ばずながら鎮撫致して置きましたと申しますから、君公には下ノ關で御待ち申しあげなかつたことを不届に思召され、御立腹であると申聞かせましたところが、それは誠に恐入るに依つて御処分を受けます、兎も角も此事を申上げて呉れ、其上で如何様にも御沙汰を待上げ奉ると申します」と、大久保はあゝ云ふ人だから、懇々と述べた、西郷と刺し違へて死ぬと覚悟したくらの勢で陳述したから、誠実面に現はれ、言葉に溢れ、且つは上方の形勢が十分宜いとあるは、御満悦になる訳、又西郷が初めの意見を翻して、有の尽に御上京を賛成致すは、憎げのない心底と察せられたものと見えて、三郎様「さうか、さう云ふことなら宜しい、自身からさう折れて言ふなら勤弁もしてやらう、併し彼を大坂や京都へ伴れて行く訳には行かぬから、先づ一応国の方へ帰すやうにしよう」と云ふ御沙汰になつた、そこで西郷は切腹すると云ふことだけは免れて、国へ帰ることになつた、其国へ帰るに就て、三郎様の怒はそれまでに解けたことであるから、遠島などをさせぬ道もあつたらうに、矢張君側其外にも西郷を忌む輩があつて、それは名を指さぬけれども、大久保一人では、寡は衆に敵せず、



殊に兄弟同様の意であれば、押し張っても言はれずして、西郷を忌む方の人が種々に言ひ込んだものと見える。おやに依つて西郷は命は助かったけれども、帰国の上遂に遠島に処せられることになったので、西郷の再度の遠島は是から起つた、此事は十年の戦争に西郷が城山で死んだ時、故大久保内務卿が態々拙者を自宅へ招いて、西郷の履歴に就ては斯く／＼の事がある、是は人の知らぬことで、自分が西郷の伝を書かうと思ふが、自分は文筆がないから、お前が西郷の伝を書いて呉れ、其時は今話したことを書入れて呉れと言はれた、即ち大久保の直話である、然るに大久保は其翌年兇徒の為に殺害され、西郷と一年違ひで死んだのは、恰も前に兩人刺し違へて死なんとしたことを実行したる如くにて、偶然ではあらうが、不思議に思はれる、此事を拙者故内務卿家伝の末に書いて置いた。其文章は左の通りである。

安釋曰、鹿兒島城陥、隆盛等皆死、余馳詣公第<sup>一</sup>、見レ公曰、大乱平、為<sup>二</sup>国家ニ可レ賀、而謂<sup>三</sup>公心中如何<sup>一</sup>、僕窃有レ諒焉、公愀然為<sup>レ</sup>問曰、誠如<sup>三</sup>子言<sup>二</sup>、兵起半載余、士民困頓、今而如得<sup>レ</sup>免、惟此可<sup>レ</sup>賀耳、後数月、公召余謂曰、余与<sup>二</sup>隆盛ニ交篤、子所<sup>三</sup>稔知<sup>一</sup>也、隆盛死、非余誰伝<sup>二</sup>其事<sup>一</sup>者、請子<sup>レ</sup>代余撰<sup>二</sup>其墓誌、因語<sup>三</sup>壬戌歲西上之事<sup>一</sup>曰、從<sup>二</sup>位公抵<sup>三</sup>下關<sup>一</sup>、隆盛違<sup>レ</sup>約已西行、公怒甚、讒口投<sup>レ</sup>之、

禍且不<sup>レ</sup>測、公違<sup>三</sup>兵庫<sup>二</sup>、則隆盛卒然自<sup>三</sup>大阪<sup>一</sup>來訪<sup>二</sup>余館舍<sup>一</sup>、余擲<sup>レ</sup>之出<sup>三</sup>海兵<sup>二</sup>、至<sup>三</sup>田間<sup>一</sup>無人<sup>レ</sup>處<sup>一</sup>、告<sup>二</sup>以<sup>三</sup>公盛怒不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>犯、將<sup>二</sup>耦刺死<sup>一</sup>、隆盛曰、子死、誰任<sup>二</sup>後事<sup>一</sup>者、吾当<sup>二</sup>三奉<sup>レ</sup>命伏<sup>レ</sup>罪、余不<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>強、乃入見、為<sup>二</sup>隆盛<sup>一</sup>謝、公意稍解、命遣<sup>レ</sup>婦孺、竟再<sup>レ</sup>處<sup>三</sup>南嶽<sup>一</sup>、嗚呼公与<sup>二</sup>隆盛<sup>一</sup>、親如<sup>三</sup>兄弟<sup>一</sup>、死生以<sup>レ</sup>之、一旦以<sup>三</sup>議不<sup>レ</sup>合<sup>一</sup>乖隔、而兩情相契者、猶如<sup>レ</sup>故也、十年之變、雖<sup>二</sup>隆盛主<sup>レ</sup>之、其党激<sup>二</sup>成之<sup>一</sup>、隆盛亦不<sup>レ</sup>能<sup>レ</sup>制止<sup>一</sup>、而公聞<sup>レ</sup>變、欲<sup>レ</sup>親往<sup>レ</sup>諭<sup>レ</sup>之、亦足<sup>四</sup>以証<sup>三</sup>其無<sup>二</sup>他心<sup>一</sup>、隆盛死而公尋<sup>レ</sup>薨、前日耦刺之言、死為<sup>二</sup>之讖<sup>一</sup>、豈非<sup>レ</sup>天乎哉、

(重野博士史學論文集 薩藩史研究会編にて補訂)

#### 四一五 全上第五

南洲話モ最早数号ニ涉レリ、總テ談話ハ各人ノ記憶スルコトヲ申述ベ、ソレヲ筆者ガ筆記スルモノニテ、ソノ記憶モ各人同一ナルコト能ハズ、甲ハ此事ヲ覚エ居テ彼事ヲ覚エズ、乙ハ彼事ヲ覚エ居テ此事ヲ覚エズ等、同一事件ニテモ互ニ記憶ノ異同アルハ誰人免レザルコトナリ、昔シ關ヶ原ノ合戦ニ、島左近ガ打死セシ時、筑前中納言ノ手勢ガ総懸リニテ、打取ラントヒシメキシニ、左近死物狂トナツテ、取ツテ返シ、群ガ敵ヲ逐ヒマクリ、花

々敷戦死シタルヲ、治世ノ後筑前家ノ藩士共江戸ノ一洒樓ニテ話シ合ヒ、其時左近ガ氣勢ノ烈シキ、唯一人ニ逐ヒ立ラレ覺エズ逃足トナリシコト、今ニ目前ノ様ナリトアリシニ、サテ左近其時ノ出デ立チハ如何ナリシト云フニ、大童(乱髮ノコト)ニテ大太刀ヲ打振リ、真騫地ニ掛リシト云フヲ、今一人ハ否ナ胃ヲ着セシト云フ、具足ハ如何ト問ヘバ、黒糸威ト云フモアリ、萌黄威ト云フモアリテ、人々口々ニテ終ニ一決セザリシヲ、隣席ノ客聽居タリト云フ一椿説アリ、コレハ逃足トナリ臆病氣ツキタル上ナレバ、シカト見認メヌモ無理ナラネド、スベテノ談話、何某ガ覚書、何某ガ聞書、又ハ老人話、故老物語ノ類イヅレモ其当時ニモノセシモ、覺エ違ヒ心得違ヒ間違ヒ等互ニアルコトナレバ、觀ル者ハ其心ヲシテ彼ト此トヲ引合セ取捨斟酌シテ判決ヲ与フベシ、偏聽偏信ハ第一宜シカラヌコト、又一事一節ノ間違ヲ以テ、全体ヲ棄ルハ尤モ忌ムベキ所ナリ、南洲ハ近世ノ豪傑、之ニ親炙セシ人、各々其見聞シタル所ヲ、談話ニ筆記ニ著スコトナレバ、異同齟齬アルハ当然ノ事、然ルヲ何某ガ話コソ実正ナレ、何某ハ虚誕ナレト、一概ニ判断スルハ極メテ不可ナリ、拙者ガ南洲話モタゞ一ノ参考ニ備ヘルマデニ

テ、固ヨリ全豹ト云フニアラズ、サテコソ逸話ト題シタレ、逸ハ遺逸ノ逸、残り落ちタルヲ拾フノ義ナリ、借ソレヨリ三郎公ハ上方ニ上ラレ、西郷ハ大廻船(薩州ヨリ江戸大坂へ直乘スル船)ニ乗セラレ、山川港(鹿児島ヨリ南十三里)ニ着、コ、ニテ命令ヲ待チ、西郷ニ徳ノ島、村田・森山ハ喜界嶋へ遠流トナル、森山ハコ、ニテ自殺セリ、徳之島ハ大島ト並ンデ居テ、大島ト違ヒ小サイ島デ、西郷ガ初メ此島へ遠島トナツタノハ、文久二年ノ七月初旬デ、全年八月中旬ニ徳之島カラ沖ノ永良部ヘヤラレタ、沖ノ永良部ハ琉球ニ近イ小島デ、琉球マデハ二十里グライモアラウカ、此島ハ死罪一等ヲ減セラレタ重イ罪人ガ流サレル処デ、大島・徳ノ島・喜界島ヲ三島ト称シテ、此三島ニハ輕イ罪ノ者ガヤラレル掟、即チ西郷ハ輕イ処カラ重イ処ヘヤラレタ、是ハ彼ノ伏見ノ寺田屋ノ一件トイフ有名ナ事柄、世間ノ人ノ能ク知ツテ居ル上意討ト云ツテ、君命ヲ以テ六七人ノ壮士ヲ打殺シタコトガアル、彼<sup>(等)</sup>ハ皆西郷ノ子分見タヤウナ者デアル、久光公ガ京都ニ出ラレテ間モナク浪士鎮撫ヲ命ゼラレタガ、浪士ヲ鎮撫スルニハ、先ヅ自分ノ藩士ノ中ノ暴論ヲスル者カラ処分セネバナラスト云フコトデ、反覆丁寧ニ諭示ヲ加ヘラレタ

ケレドモ、騎虎ノ勢終ニ変心スルコトガ出来ナイ（其中ニ上諭承服ノ者モ多クアツタ）所カラ、余儀ナク寺田屋ノ一件ガ起ツテ来タノデ、之ニ就テハ、西郷ハ斯ウ云フ壮士輩ヲ鼓舞シテ居ツタト云フノデ、段々西郷ガ憎クナツテ、兎角西郷ハ慷慨激烈デ、壮士輩ヲ煽動スルカラ、暴動ヲスル者ガ起ツテ来ル、薩摩ノ藩中ハ申スニ及バズ、諸國ノ浪士輩迄モ西郷ノ氣風ヲ受ケテ、無礼無謀ノ珍事ヲ仕出ス、甚ダ相濟スト云フノデ、段々西郷ノ罪ガ重クナツテ来タ、君側ノ二三輩ガソレニ乗ジテ種々ノ事ヲ申込シタ、ソレデ西郷ハ徳之島ノ放流ヲバ沖ノ永良部ニ移サレタ、沖ノ永良部ハ極重罪ノ遠島場デアルカラ鹿兒島ヨリ飛船ヲ差立ラレ、足輕兩人（濱島某・永井某孰モ郷士）先ツ徳之島ニ到リ、西郷ヲ押送シテ沖ノ永良部ニ着シ、三尺四方ノ座敷牢ヲ造ツテ、其中ニ西郷ヲ入レテ置クト云フコトニナツテ酷イ苛酷ナ目ニ逢フタ、

四一六 全上第六

寺田屋ノ一件ハ文久二年四月デアツタト思フ、其時分カラシテ西郷ノ身ノ上ニ禍ガ重クナツタコトハ、前回ニ略々述べタ通り、ソコデ西郷ハ此年ノ七月、殿様カラ沖ノ

永良部へ遠島換ニナツテ、其事が大島ニ船ガ、リノ飛脚船（前号ニ云フタ二人ノ足輕乗込）ヨリ知レタカラ、其頃木場清生（今ノ文部省普学務局長木場貞長ノ父ナルコトハ前ニモ云ヘリ）ハ大島ノ詰役ニテ、前ニ西郷ノ大島遠島ノ時カラ始終世話モイタシ、赦免ニテ乗船ノトキモ送別ノ歌ヲ詠シタ、其歌ハ

大君の国のまもりと行く船を

あらくなふきそ八重の汐風

拙者ハ其時、時務策ノ文一篇ヲ書イテ西郷ニ送ツタ、其クライノコトユエ、島換ノコトヲ聞イテ木場モ大キニ心配ヲシテ、中島伊兵衛ト云フ鹿兒島ノ町人ニテト筈ヲ能クスル者ガ遠島ニナツテ、名瀬（大島代官ノ詰所ノアル所ノ地名）ニ居ツタカ、之ニ西郷ノ身ノ上ヲ占ハセタトコロガ其卦ガ



随ノ二爻變兌ノ卦トナル

此卦ガ出タ、中島ノ占ハ不吉ト云フコトデ、木場モ拙者モ大キニ心配ライタシタ、此沢雷隨ノ卦ノ第二爻ハ

係リニテ小子ニ失ニ丈夫ニ

ト云フ辞ニテ、小子ハ初爻ヲ指シ、丈夫ハ第五爻ヲ指ス、

孫リテ小子ハ即チ寺田屋ノ事件ニ係リタル者ハ、皆西郷ノ子分同様ニテ、ソレニ西郷ハ関係シタ、サウシテ第五ノ陽爻失フ丈夫ヲハ、即チ人君ノ位ナレバ、君上ノ寵愛ヲ失フタル姿ナリ、因テ遠島ガ重クナツテ、沖ノ永良部ト云フヒドヒ処ヘヤラレタノデアアル、ソレガ変ジテ兌カ為カ沢トナル、本卦ノ随モ外卦ハ兌デアアル、兌ハ口舌ノ卦ニテ、兎角人ト云ヒ争フ象ガ見エル、西郷初メカラ久光公及ビ其君側ニ事ヲ執ツテ居ル者共ト口舌ノ争アリテ、遂ニソレガ為ニ禍ヲ受ケ君臣ノ和ヲ失ヒ、二ト五ト陰陽正応ノ随ノ卦ガ、二ノ陰爻ガ陽爻ニ変ジテ、上ノ王公ヲ失ヒタル卦面ナレバ、不吉ハ固ヨリナリ、但兌ノ卦ハ今ハ善クナケレドモ、後ニハ事整フル象ガアル、兌ノ方角ハ真西ニナリ、震ノ卦ハ東ナリ、随ノ内卦ハ震デアツタノガ、兌ト變ジテ、外卦モ内卦モ全ク兌ノ卦ニナツタ、兌ハ西方ナレバ、時節ニスレバ秋ニ当リ、秋ノ收納ヲスルト云フ、之ヲ西成ト云ツテ、凡テ物事ノ晩ク出来上ルヲ兌ノ卦トスル、

西郷ハ処換ニ逢フテ、其処換カラモウ一変スレバ必ズ西成ノ瑞兆ガ此ノ卦ニ見ヘテ居ル、今ハ何事モ出来ナイ、後ニハ軀テ秋ノ実リニナルヤウニナツテ来ル卦面ノ趣ガアルカラ、今ハ不吉トハ云フモノ、遂ニ後ニハ事ノ成ルコトガ卦面ニ示シテアル、中島伊兵衛ハソコマデハ云ハナカツタ、唯不吉ト云フトコロ丈ノ占ヲシテ、ソコデ木場モ拙者モ心配ヲシタガ、今カラ考ヘテ見レバ、此卦ハ不吉トハ云フモノ、是カラ前キニハ又道ノ開ケ、事ノ成ル象ガ現ハレテ居ル、係リテ小子ニ夫ヲ丈夫ト云フ、小子ハ寺田屋ノ子分ノ者共、丈夫ハ君上、此辭ハ西郷ノ此時ノ身ニ適當シテ居ル卦面デアアル、ソコデ不吉ト云フタハ尤モノコトデアアル、

全年七月十日ニ鹿兒島ノ種子島城左衛門（城左衛門ノ弟城助遠島トナリテ、此時大島ニ在リ）ヨリ木場ヘ書状ヲ遣ハシタ、其中ニ此度ノ西郷ノ徳ノ島再度遠島ハ、久光公ノ君側某々等ノ讒言ニ依ルト云フコトヲ云フテ来タ、又同年七月十四日ニ認メタル西郷ノ書簡ガ、八月十七日ニ大島ニ着シタ（木場清生ニ宛テタル書簡）、其書簡ノ中ニ再度遠島ノ始末ヲ詳シク書イテ送ツタ、サウシテ此書状ニ高山彦九郎ノ伝ヲ添ヘテ寄越シタ、

明レバ文久三癸亥年三月ニ拙者ノ赦免状が大島ニ来タ、其趣意ハ拙者ヲ島カラ呼戻シテ、国事ノ周旋ヲサセル積リデアツタモノト見エル、此時マデハ三郎公ノ心ハマタ

全ク幕府ヲ離レルトイフ訳ニハ行カナシ、勤王ノ趣意モ十分ニアツタケレドモ、幕府ヲ討伐スルト云フ程ノ御決心トハ思ハレヌ、諸浪士輩ハ三郎公ヲ擁シテ、幕府ヲ倒サウト云ウ考デアルケレドモ、三郎公ハ朝幕ノ間ヲ調和シテ、朝廷ハドコマデモ尊奉ノ実ヲ擧ゲ、幕府ハ幕府デ其処ヲ得ルヤウニシタイト云フ趣意デアル、是ガ則チ前薩摩守順正公<sup>(聖)</sup>ノ遺志デ、三郎公モコレヲ受継イテ居ラレルカラ、浪士輩ガドンナニ逼ツテモ、其大体ハ動キハシナイ、此事ハ三郎公ガ侍臣(伊地知壯之丞後ニ貞馨上文ニモ出ツ)ニ命シテ編輯サレン紹述編年トイフ書ニ精ク載セタリ、然ルニ西郷モ浪士輩ニ一味シテ、幕府ヲ倒ス考デアツタト云フコトヲ讒奸者ガ三郎公ニ云ヒ込シタカラ、遂ニ西郷ハ再遠島、又島換ヘトマデナツタノデアル、ソコデ文久三年三月ニ拙者ガ帰参シタトキ、君側ノ尤モ勢力アル人ノ所ヲ見舞ツタ、コノ人ハ拙者ニ縁故ガアツテ、拙者ノ赦免帰参ヲ取成シタルモコノ人デアツタガ、ソノ人ガ云フニハ、「遠島ニ処セラレシモノガ、ソノ遠島先キカラヒソカニ脱ケテ帰ルコトハ、出来ルモノカ出来ナイモノカ、貴様ハ實際ヲ能ク知ツテ、アラウガ、イカ、テアル」ト尋タ、拙者ガ意中ニ、コレハ定メテ西郷

ニ関係シタコト、カンヅイタカラ、即答シテ「ソレハ決シテ出来ナイ、島カラ脱ケテ出ルコトハ拙モ出来ナイ、ソレハ大島デモ他ノ島デモ遠島ノ場所ハ全シコトダ」、  
「イヤ、ソレデモ先年何ノ何某ト云フモノガ、遠島サレテ居ツテ、其島カラ窃ニ脱ケテ鹿児島ヘ帰ツテ来テ、殿様ノ御宝蔵ヘ忍ビ入り宝物ヲバ奪ヒ取ツタコトガアル、サウ云フコトガアツタカラ、島カラ脱ケラレヌトハ言ハレヌデハナイカ」ト云フカラ、「ソレハ昔ノコトデ、今ハサウ云フコトハ出来ナイ、左様ナ事ナドアツタカラ、追々取締ガ嚴重ニナリ、津々浦々ニ津口横目ト云フ役人ヲ置キ、船改メ万端甚ダ行届イタモノデ、簡様々々ノ次第デアル」ト云ツテ、其取締ノ手續等ヲ精クイフテ聞カセタトコロガ、「サウカ、サウシタモノカ」ト云ツテ、ヤ、安心ノ色ガ見エタ、其時拙者ハ是ハ大事ダ、西郷ヲ活カシテ置カヌ積リデアル、彼等ハ西郷ガ若シ島カラ脱ケテ出テ来テハ大変ダ、何デモ島デヤリ付ケテ仕舞フ積リデ拙者ニ問ヒ掛ケタノデ、拙者モ氣ガ付タカラ、ソレトナシニ返答シテ、彼レヤ、安心ノ体ニハ見ユレドモ、コノ先キハイカ、成行クカ尚心配デアルカラ、直ク木場傳内ヲ呼ンデ(此日拙者帰リ掛ケ造士館ノ学校ニ出勤シ、木場ニ学

校マデ来テ貰ツタ、「今日何某カラ斯クノ尋ガアツテ、斯ウ答ヘタガ、西郷ノ身ガ余程危イト思フ、貴様カラ沖ノ永良部ヘ一通ヲ飛バンシテ、警戒スルヤウニアリタイ」ト話シタトコロガ、「ソレハ幸ヒ近日出帆ノ永良部行キノ船ガアルカラ、早速云フテヤラウ」ト云フタガ、ソノ後ニハ何ノ沙汰モナク事済ンダハ西郷ノ幸運デ、即チ斯人ヲ活カシテ明治ノ復古ヲ遂ゲサスル天意デアツタラウト思フ、

#### 四一七 全上第七

今爰ニ申述ルトコロハ、西郷ガ沖ノ永良部遠島中、鹿兒島ニ於テ英艦ト戦争ニ及ビ其ノ結局ニ至ルマテ、拙者ガ関係シタル事実ニシテ西郷ノ事デハナケレドモ、当時我藩ノ形勢事情カワカリ、且ツ西郷呼返シノコトモ、全ク此ノ事ヨリ連絡セシ次第ナレバ、一通リコレヲ陳述スベシ、

文久三年三月、拙者大島ヨリ帰參シテ、御庭方役ヲ命ゼラレ、二ノ丸御附ト申ス命ヲ蒙ツタ、当時三郎公ハ鹿兒島ノ本丸(本城)ノ隣二ノ丸ニ居ラレタカラ、ソコノ御庭方ヲ勤メルコトニナツタ、ソノ御庭方役デ専ラ

外事ニ奔走スルトイフハ、即チ西郷ノ例ニ倣ハレタモノデアラウト思フ、

其年ノ春ヨリ夏ニ涉リ、長藩ニ於テ下ノ關ノ攘夷砲撃ガアツタ、因テ拙者ハ君命ヲ受ケテ視察ノ為ニ下ノ關ニ往ツタガ、其時与力ノ川路正之進(後ニ利良)ヲ召連レ、下ノ關ノ白石某ガ楼上デ、長藩ノ高杉晋作・林半七(後ニ友幸)ノ諸士ト應對シテ、交戦ノ実況ヲ聞キ、長藩數艘ノ汽艦ガ目前ニ撃沈メラレタルヲ見テ慨歎ニ堪ヘナカツタ、又下ノ關ニ赴ク途中デ、筑後ノ眞木和泉守ノ一列ガ、長藩応接ニ出掛ケル人数ニ出逢ツタガ、其中ニ昌平躰ノ旧友ナドモアツタ、ソレカラ六月初旬ニ鹿兒島ニ歸ツタガ、其下旬二十七日ニ英国軍艦二艘(七)鹿兒島灣ニ闖入シタ、此ノ仔細ハ世ノ中人ノモ普ク知ツテ居通り、生麥事件ト申スコトガアツタ、ソレハ三郎公ガ江戸ヨリ京都へ上ラル、時、途中生麥ニ於テ英人ガ行列ヲ横切ツタ、其ノ横切ツタル者ヲ制シタケレドモ留ラナカツタニ依ツテ、供廻リノ中何某ガ其ノ英人ヲ殺害シタ、其ノ殺害ニ逢ウタル英人ノタメニ、英国政府カラ我政府へ掛合ニナツテ、妻子養育料ヲ出セ、又政府ハ大名ガ途中ニ於テ外国人ヲ殺害シタルヲ制ス

ルコトが出来ナカッタ落度ガアルカラ、償金ヲ出セトイフコトデアツテ、政府カラ償金丈ハ出シタケレドモ、養育料ハ薩藩ニ引合ツテ、アチラカラ出サセルガ相当トイフコトデ、度々薩藩ノ方ヘ其ノ訳ヲバ政府カラ云フテ来タケレドモ、ソレハ英人ガ大名ノ行列ヲ横切ツテ、初メハ制シタガ背カナイカラ殺害ニ及ンダ訳デ、其ノ妻子養育料ヲ早速出ス訳ニハ往カナイ、断然出サヌト云ヒキリモシナイケレドモ、其返答ガ延々ニナツタ、英国人ノ方カラハ頻リニ責メルガ、薩藩ノ方ハ一向崎ガアカヌ、ソコデ英国人モサラバ直キノニ薩州ヘ参ツテ應對シヤウト云ヒ、幕府モソレハ勝手ニスルガ宜シイト云フコトニナツテ、軍艦七艘ヲ仕立テ、六月二十七日ニ鹿兒島灣ニ闖入シテ来タノデアアル、其ノトキ応接掛ヲ命ゼラレタ人々ハ、伊地知正治・拙者・今藤新左衛門(名ハ惟宏)デアツタガ、今藤ハ親ガ死デ其ノ喪ノ為メニ出ズ、伊地知ト拙者ノ兩人ガ応接ニ出タ、先ヅ英艦ヘ行ツテ応接ヲスルニ、何ノ仔細ガアツテ来タカト尋ネタトコロガ、「生麥ノ事件ハ最早十ヶ月余待ツテ居ル、ケレドモ何タル返事ヲシナイ、崎ガアカヌカラ、日本政府ヘ断ツテ直應接ヲスルタメニ

来タノデ、薩摩ノ君公ニ御直ニ面会シテ、談判シタイ」トイフコトデアツタ、コチラカラ返事ヲスルニハ「今君公ハ日州霧島ト云フ処ヘ湯治ニ行ツテ居ラレテ御不在デアアル、是カラ霧島マデハ里数モ多クアリ、コチラニハ家老ガ留守居ラシテ居ルカラ、談判ハ凡テ家老ガスル、其ノ応接ニハ拙者トモガ来タ、生麥ノ事件ハ成程幕府カラ度々掛合ニナツテ居ル、イヅレ其ノ事ハコチラカラ埒明ケル積リデ居ルケレドモ、此ノ鹿兒島デソレヲ決スルコトハ迎モ出来ナイ、江戸ヘ参ツテ政府ノ指揮ヲ受ケテ決シタイト思フ、先ヅ一応此処ヲ引取ツテ貰ヒタイ」トイフ返事ヲシタケレドモ、向フデハ「ソレハイカヌ、今日マデ十ヶ月余モ待ツテ居テ返事ガナイカラ、遙々船ヲ率ヒテ来タノダカラコ、デ返答ヲ承ランケレバナラス、唯引返スコトハ出来ナイ」トイフケレドモ、コチラハ前申述べタ通りノ趣意デ「此処デハ返答ハ出来ナイ、政府ニ伺ツテ後トデ返答スルカラ、先ヅ横濱ヘ帰ツテケレ」ト云ツテ居タ、其時應接ノ中ヘ入ツテ通弁シタノハ、先年医者デ日本ヘ来て居ツタシイボルドノ二番目ノ息子デ、名ハ矢張シイボルドト云ヒ、年ハ十八トカイフコトデアツタガ、江戸弁

ヲ巧ニ使ヒ、決シテ筆談ナドハシナイデ誠ニ調法デアツタ、英國ノミニストル、即チ公使ハジヨンニールトイフ人デ、軍艦ノ水師提督アドミラル(名ハ忘レタ)ト、シイボルドノ三人列席デ前ノ如ク繰返シ、云フノデ、向フカラ云ヘバ一向要領ヲ得ナイ、ソレデ其ノ時ハ仕方ガナイカラ其俛別レテ、其後兩三度モ軍艦ヘ往ツテハ応接シタガ、何時モ同シコトデアツタ、其ノ中ニ町田某トイフモノ家老(号脱カ)デアルト云ツテ、応接サセタケレドモ、其ノ趣意ハ同シコトデ、談判ガ纏ラナイ、或ハミニストル等ニ上陸シテ応接イタサウト勸メタケレドモ承知シナイ、又ハ見舞トシテ、西瓜ヲ数艘ノ船ニ積ミ、彼ガ船ニ贈ラントシタケレドモ、拒ムデ入レナカツタ、ソレカラ七月朔日ノ朝海上ヲ見ルト昨日マデ台場ノ前ニ在ツタ七艘ノ軍艦ガ、ソコニ居ラナクナツタ、何処ヘ往ツタカト思ツテ洋中ヲ眺メルト、鹿兒島ノ船着ヨリ凡ソ半里隔リタル櫻島ノ前ヘ七艘ノ軍艦ガ列ンデ居ル、サウシテコチラノ蒸汽船ヲ三艘伴レテ居ル、其ノ船ハ薩藩ノ所有デアルガ、鹿兒島ヲ距ルコト東方五里バカリアル重富ノ港ニ隠シテ、彼レ等ニ見エナイヤウニシテアツタ、其船ヲバ夜ノ間ニ往ツテ捕ヘタ

ト見エテ、ソレヲ伴レテ居ツタカラ、コチラデハ大ニ驚イテ早速打攘ヘトイフ命ヲ下シタ、台場ハ地方ニ六七箇所アルガ、其ノ台場カラ打出シ、又櫻島ノ台場カラモ打出シタ、コチラノ台場カラ軍艦マデハ半道余モ隔ツテ居ルカラ、彈丸ガ達シナイケレドモ、櫻島ノ台場カラハ距離モ近イカラ、命中シタト見エテ、ソレガ為ニ船將ガ二人討殺サレテ、戦死者モ余程多クアツタ、コチラカラ打出シタカラ軍艦カラモ応ジテ、七艘トモ皆打出シタ、サウシテ櫻島ノ台場ハ悉ク打破テ、地方ノ台場ニ向イテ打出シテ来タ、櫻嶋ノ台場ヲ砲撃スル前ニ、コチラカラ捕ツタ三艘ノ蒸汽船ヲ焼棄テ、サウシテ戦争ニ掛ツタ、其ノ三艘ノ蒸汽(船脱カ)ニハ一艘ニ寺島宗則ガ頭デ乗ツテ居リ、一艘ハ五代友厚ガ頭デ乗ツテ居ツタ、一艘ハ吉田某ガ乗ツテ居ツタガ、是ハ後ニ聞ケバ、英國軍艦ガ前夜重富ノ港ニ於テ三人ニ迫リ「談判ガ纏ラヌニ依ツテ此船ヲ質物ニ取ルカラ、オ前達ハ下ルナラ下リロ、乗ツテ居ルナラ乗ツテ居テモ宜シイ」ト云ツタ時ニ、寺嶋ト五代ハ「サウイフ訳ナラ自分ハ此船ニ乗ツテ居リタイ」ト云ツテ、尋常ニ船ヲ渡シタ、吉田某ハ承知シナイ、「此ノ船ハ拙者ガ預ツテ居ルカ



ラ其方共ニ渡ス訳ニ行カナイ」トイフカラ、抛ナク殺シタトイフコトデアツタ、サウシテ夜中ニ其ノ三艘ヲ持ツテ来テ、櫻島ノ前ニ扣ヘテ居ツタトコロガ、豈図ラン翌朝砲撃ヲ受ケタカラ、三艘ヲ焼棄テ寺島ト五代ハ本艦ニ乗移ラセタトイフ、コレハ後ニ横濱デ応接ノ時ニ聞イタ話、サウ云フコトデ戦争ニナツタガ、コチラハ軍艦方鹿兒島灣ニ入ツテ来テ、台場ノ前ニ七艘横着ラシテ居ルカラ、東西二十町ばかりノ間ニ六七ヶ所アル台場ヲ固メテ、サラバ戦争ト思ツテ用意ラシテ居ルトコロデアルカラ、スハト云ツテ直ニ発砲シタ、軍艦カラハ其ノ七八ヶ所ノ台場ヲ西カラ東ヘ順々ニ砲撃シテ、コチラカラモ悉ク応戦シタ、ソレハ朔日ノ未明カラ初マツテ、終日戦ツタ、折節其日ハ南風デナカク風勢ガ強イ、ソコデ海面ハ動揺シテ、英国ノ七艘ノ軍艦ハ浮ツ沈ミツシテ居ルカラ、狙ガ狂ツテ思フヤウニ台場ヲ打崩ス訳ニ行カヌ、コチラハ陸地ニ居ツテ撃ツノダカラ向フニ命中スルコトガ多イト見エテ、余程ノ死人ガアツタ、ソレハ其時分ハ分ラナカツタガ、軍艦ガ去ツテカラ後、死体ガ続々海岸ニ打寄セテ来タ、其死体ヲバ取揚ゲテ大路ニ曝シ物ニシタガ、余程ノ数デ

アツタ、コチラハ台場ノ蔭ニ隠クレテ居テ狙撃スルノデ、人ハ見エズ、台場ヲ打壞シテ上陸スルコトハ出来ナカツタカラ、死傷僅ニ三四人デアツテ、敵ハ一人モ上陸スルコトハ出来ナカツタ、サウシテ夜ニナツタカラ諸引ニ引イテ彼ハ復タ櫻島ノ前ノ処ヘ行ツテシマツタ、ソレカラ夜中ニハ雨が降出シタガ、拙者ハ君側ノ命ヲ受ケテ、一番東ノ端ノ祇園ノ洲台場ニ行ツテ見テ来イトイフコトデアルカラ、行ツテ見タトコロガ、大砲ガ十三挺ばかり悉ク壞レテ居テ、彼レ等ガ再ビ来テモ撃合フコトハ出来ナイ程デアツタ、ソレデ台場ノ蔭ニ待伏シテ居テ敵ガ来レバ撃ツトイフコトヲ、台場ノ隊長ト応接シタクライデアアル、併シトウク其夜ハ英國船モ再ビ来ラズ、明レバ七月二日ノ未明ニドンナ様子デアアルカト海上ヲ見タトコロガ、櫻島ノ前ニ揃ツテ居タ七艘ノ軍艦ハ順々ニ西手ノ方ヲ指シテ出テ行ク、コチラデハサア又出タカトイフノデ、台場ノ中ノ大砲ノ崩レナイ処ハ弾丸ヲコメテ撃ツタケレドモ、固ヨリ距離モ遠ク、又向フハ進ンデ行クカラ中ラナイ、ソレカラ沖ノ小島トイフ処ガ櫻島ノ続島ニアル、是ハ小サイ島デアアルガ此所ニモ一ツノ台場ガアル、丁度軍艦ハ

其前ヲ通ツテ行クカラ、ソコカラモ打出シタ、是ハ距離ハ近カツタケレドモ中ツタヤウニ見エナイ、ソレカラ先キハ台場モナイカラ、ツウツト出テ帰ツテシマツタ、其ノ七艘ノ軍艦ノ中一艘ハ引船デ行ク姿が見エタ、是ハ後ニ聞ケバ祇園ノ洲ノ前ニアル暗礁ニ乗上ゲテ、殆ド危ウカツタ様子デ、モウ一ト息デ撃沈メルトコロヲコチラハ知ラナカツタカラ、ドウカシタ拍子ニ暗礁ヲヌケテシマツタ、其船ハ横濱ニ引イテ来タトコロガ、大砲ガ役ニ立タナクナツテシマツタトイフ、朔日ハ早朝カラ晩マデ少シモ休マズ戦ツタガ、向フデハ休戦ノ知ラセ白旗ヲ何遍モ出シタサウダ、是ハ海軍ノ法デ休戦ノ時ハ旗ヲ出スノデアルガ、コチラハ休戦ノ旗トイフコトヲ知ラスデ構ズニ撃ツカラ、向フデモ余義ナク撃ツタガ、終日ノ戦トイフモノハアル筈ハナイ、而カモ七月ノ長日ニ日ノ入ルマデ戦フコトハナイ筈ダトイフ、ソレモ後トカラ聞イタ話、其ノクライ力戦ヲシタガ、コチラノ死傷ハ僅デ向フハ初メニ船長ガ二人殺サレ、其ノ他死体ガ多ク揚ツタカラ、ソレデ戦争ハ十分コチラガ勝チト云ツテ宜シイ、唯コチラハ城下ノ町ガ凡ソ四分ノ一バカリ海岸ノ上町トイフ処ガ焼ケテ、ソ

レ丈ハコチラノ損傷ニナツタ、是ハ軍艦ヨリ狙ヒ外レノアームストロングノ彈丸ガ、町家ノ土蔵ナドニ中ツテ破裂シテ火事ニナツタモノデ、海岸通りハ却ツテ焼ケズ、海岸ヨリ少シ上ニアル処ガ焼ケタ、

○以下、この文書は欠落部分があるにより、「重野博士史学論文集」中の西郷南洲逸話によつて補い、左に掲げる。

それから軍艦は行衛知れずに去つてしまつた。定めて長崎へ行つて居るであらうといふ積りで、拙者に長崎へ行つて応接して来いといふことを命ぜられた。先日はまだ応接が半ばで、こちらは江戸に於て談判しようと思ひ、向ふは此処で直に決定したいと思ひ、尚ほ一遍談判あることになつて居る時に戦争になつたけれど、其の起りの談判がまだ済まぬから、拙者に長崎へ行け、若し長崎に居なければどこがどこ迄も軍艦の行つて居る先へ行つて談判しろといふ、其時命を蒙つたのは高崎猪太郎（後に五六）と拙者、それから本藩の分れの佐土原藩の家老榊山舎人（久舒）・用人能勢次郎左衛門（直陳）の二人を副へて追はされた。是は本藩之御危難に付、何か吾々共末藩の名前で御役に立つこともござらうから、家老用人の兩人を応接掛重野・高崎に附属して差出したいといふ懇願で、其兩人が同行することになつた。

それから長崎に行つたところが、英国軍艦は居ない、長崎の関役（留守居の如きもの）かわみなみ 汾陽次郎右衛門といふが、長崎の藩邸に

詰めて居て、是が奮発して「定めし英船は横濱に帰つて居るだらうと思ふが、是から横濱へ陸を行つては日数がかかる、又和船では逆もいけないから、蒸気船を一艘雇つて行くやうにしたら宜からう、それも長崎奉行がやかましく云ふだらうが、それは拙者が引受けて、切腹しても云ひ訳をする」と懇切に云ふから、其意に従つて亞米利加の蒸気船を一艘雇ひ、夜中長崎を出帆した。それから横濱に乗込んで見ると、果して英国軍艦七艘碇泊して居る。そこで直ちに上陸して幕府に行き、時の老中板倉周防守に面会して「斯く々の次第で英国軍艦と戦争にはなりましたが、生麥事件の談判は未決でござる、就ては横濱に於て再び応接を開いて、其結局を付けたいと存するから、其の御許を蒙りたい、さうして応接には幕府の外国奉行はじめ御臨席を願ひたい」と申した。其時は一橋殿は幕府の後見職であつたから、一橋家へも参つて其事をば懇々と願出た。然るところ幕府の評議では、若し薩摩人をして再び横濱で応接させたらば、必ず復た英人と戦争を惹き起すであらう、横濱で騒動を起されては幕府は誠に迷惑であると思つて、容易に許さぬ、其時拙者は幕府に迫り、長い書面を書いて、日々一橋公と板倉家に参つて、昼夜となく催促して「決して此度は争論は起しませぬ、穩に局を結ぶ積りでございます、御懸念には及びませぬ」といふことを反覆云ひ述べた、此時同道して一橋

・板倉邸に往つたは、吉井幸輔(後に友實)・堀直太郎であつた。大久保一藏(利通)もチョット京都から来て一兩度同行した、幕府でもそれなら許さうといふことになつて許されたが、それまでは丁度二箇月ばかり掛つた、それで十月になつて横濱で応接が始まつて、幕府の外国奉行柴田某をはじめそれらの役人皆立会ひ、薩藩邸からは岩下佐次郎右衛門(後に方平)、是は家老の資格、それから吉井幸輔、是は監察、夫から拙者・堀直太郎・關某鹿兒島から同道して来た佐土原藩の家老用人の兩人で、向ふからは公使ジョンニールを初め、アドミラル(水師提督)某出席し、応接の通弁は矢張シーボルドで談判をした、其場所は横濱の税関である、「先日鹿兒島灣で戦争に及んだのは、何もこちらから手を出した訳ではない、実は談判半ばならざるに、こちらで三艘の蒸気船を盗取つたから、盜賊の所爲としてこちらから撃つたが、なぜ無法に蒸気船を取つたか」と問うたところが、「それは万国公法といふ書物があつて、其中にチャンと見えて居る、凡そ兩國互に意地を張つて談判が纏らぬ時は、一方の国の品物を質に取るといふことがあるから、それに依つて船でも何でも大きい物を質に取つて、さうして談判に掛る、或は又港を封鎖することもある、例へば江戸灣なれば浦賀と房州のハナを軍艦を以て封じて置いて、通行を断つて談判に掛る、之を封港といふ、さういふ例は各

国に多いことで、万国公法に見えて居る、鹿兒島で蒸氣船三艘取つたのも、決してそれを取り切る訳ではない、唯談判を纏めるために、一時質物に持つて居るためである」といふ、「成程万国公法にさういうことがあるかも知れぬが、こちらはそんな物は見たことはない、唯こちらから見たところでは、人の所有して居る物を取つたと思ふから、打出した訳である、そちらがさういふ言ひ分があらば、こちらも亦かういふ云ひ分がある、して見ればこれは五分／＼であるから、此戦争はどちらから兵端を開いたといふ訳でなくしよう、こちらも船將が死し、死傷も多くあつて、船も損じたといふことが、横濱・長崎の新聞に出て居るが、こちらも町などが多く焼けて損害があつた、それは互の事にして、戦争の方は何れも曲直は問ふまい、それで宜しいか」と云つたところが、向でも「それで宜しい」といふ、「然らば生麥の談判に立返らう、生麥事件は成程日本の大名の行列を横切つた者は切捨といふ事は、日本の法律になつて居るけれども、それは外国人は知るまい、下手人を求めるといふが、下手人は当座出奔して行衛が知れないから、是は捕へ次第そちらへ引渡さうが、今は居らぬから渡すことは出来ない、借殺された者の妻子養育料は、固より遺族救助であるから渡す積りであつた、唯幕府の許も受けず、籠りにやる事が出来なかつたから、江戸に於てやるといふことは、鹿

兒島湾の談判の時も云つた通り、見事に払ふことにする、それで戦争の曲直も問はぬ事にしよう」といふことになつて、向ふでもそれで宜からうといふことになつた、それも談判数回に及んで容易に決しなかつた、其決しない時に「愈々決しなければ、拙者共(ロンドン)倫敦へ行つて、英国政府へ直に応接して埒明けよう」といふことであつた、倫敦へ行くと云はれたのは、向ふでも余程困つて「それでは公使の職分が立たぬからそれは困る」といふことであつた、さういふ訳で談判が纏つて、それから幕府に対して「斯様々々の次第でござるに依つて、妻子養育料の金を幕府の御手許から御払ひ下さい、薩摩守拝借を致したい」と迫つた所が、幕府でもそれは立替ようといふことになつた、其金は七万両余であつた、それも本藩の名で彼へ渡すということとは表向き出来ない、其訳は、まだ攘夷の名目を張らなければならぬ時分、薩摩の方は再び戦争はしたくないけれども、世間の輿論が攘夷を望んで居る、今まで長州は外国と戦争したけれども、薩摩は戦争しないと云つて、攘夷家は彼れ此れ云つて居たところへ、薩州が英国軍艦を打攘つたから、大変な評判になつて、朝廷から御賞讃の御詞書があつたから、薩州の名は天下に轟いた、其の矢先きであるから談判を纏めるのは、世間へ憚らなければならぬ、再び戦争はしたくない、談判は纏めたいといふことであつた、其時拙者は「

いつまでも談判を纏めずに置くのは宜くない、勤王の御周旋も出来ない、こゝは拙者が罪を被るから、談判を纏めてしまひませう」と云つて、専決してしまつた、さういふ訳であるから、薩摩守の名目で金を出すことは出来ない、ところが幸ひ佐土原藩の二人が随行して居たから、佐土原の島津淡路守（忠寛公）が本藩に代つて、妻子養育料を出すといふ証文を渡した、是は耳を蔽ふて鈴を盗むやうなものであるけれども、表向きはさう云ふことにした、

其の結局が首尾能く済んで、英人との関係も終つたのみならず、是から英人と互に親睦を固くしようといふことになつて、先づ薩藩より英国に軍艦を注文しようといふことを、応接の最終の日にこちらから云ひ出した、英人は「それは困つたことだ、昨日まで戦争した国に、其の敵国から軍艦を拵へてやるといふことは、各国に例のないことである」といふ、「成程例はあるまいけれども是から薩藩は英国に深く結びたいと思ふ、さういふ例を破つて、こちらの望に応じて軍艦を拵へて呉れたら、薩藩も感佩するから、是非拵へて貰ひたい、尤も価は幾らでも払ふ」と云つたところが、それなら拵へてやらうということになつて、軍艦製造を応接の場で注文した、其の趣意は、其頃から幕府と薩州と睨み合になるといふ形勢が知れて居る、幕府は海陸軍共に佛式を

用ゐて居り、殊に海軍は佛式でやつて居るから、我薩藩は英式を用ゐ、英人と深く結ばうと思つて居た、幸ひ戦争して和睦したところであるから、英人を抱込んで幕府に当らうといふ考、又英人も予て佛人が幕府に取入つて居ることを嫉妬に思つて居る際でもあり、且薩藩は諸藩の中でも強藩であり、殊に戦争の手並みも見て居るから、此藩へ結べば、佛蘭西に抵抗することが出来るという向ふにも山があるから、茲に英人と薩藩との関係が出来た、それで若し幕府が佛人を後楯にすれば、薩藩は英人を後楯にしようといふ考になつたのは、此時から起つた、それには五代、寺島の両人は、鹿兒島に於て蒸汽船からあちらの軍艦に乗移つて、一旦捕虜の姿であつたけれども、此両人は英船の内部に入つて、事情を能く知つて居る、是は両人が他日薩藩のために力を尽し、併せて朝廷のために力を尽すことになる、横濱談判中寺島・五代の行衛を聞知したことがあつたけれども、これは略す、又談判最中に、拙者病氣と称して京都に赴き、英人と媾和の事を三郎公に伺ひ、御内意を確めたることがあつたが、此の行は能勢次郎左衛門同道にて、早駕籠で往来六日かゝつた、又媾和談判済んだ後に、攘夷を主張する輩、拙者を暗殺せんと企て、十余人品川の一樓へ寄掛けた所を、拙者へ内通する者があつて、危険を免れた事などがあつた。是までの話は専ら拙者の携つたる事の話で、西郷の事

には関係ないけれども、西郷のことをいふには、此事を云はぬと前後の響があるから、此事を申し置、且つ拙者は此事を詳しく書いて置かうと思つて居たところであるから、序に話して置くが、是は皆事実で、少しも飾りはない、尤も幕府の方でも、此時の談判を委細記してある、さて此談判が済んでから、西郷が島から帰つて来ることになる。

英人との戦争の結局が付いて、其前から三郎公は上京して、専ら朝廷のために尽さるゝといふ最中に、英艦との戦争があつて、其談判も首尾能く済んだ、三郎公は西郷のことは余程悪く聞かれて居るから、なかなか容易に西郷を島から還すといふことには運ばない、併しながらも、「ここで西郷を御呼戻しにならぬければ天下の輿論が服しませぬ、是までは当人も甚だ粗忽な事等を致して、御意に逆うて、重々不屈なることは申す迄もありませんけれども、西郷は世間の人望のあるものでござつて、朝廷のために十分力をお尽しにならるゝ上は、西郷が帰りませぬければ、朝廷のためになさる事も余程障碍を為す訳になりますから、是非ともお還し下さるやうに、帰りました以上は、是までのやうな粗忽自慢な事はさせますまいから」といふことを小松帯刀、大久保一藏の二人から、十分に京都に於て三郎公へ陳疏いたした、そこで三郎公も最早英人との談判も済み、一意勤王の事にはまてござる矢

先でもあり、此両人の申入れるところ至極尤に聞えるから、赦免を云つてやれといふことになつた、それから吉井幸輔は予て西郷と竹馬の友であるし、之を迎へにやるがよからうといふことになつた。此時の赦免願は、今申す通り小松・大久保の二人が専ら君側に在つて申述べたことであるけれども、其他凡ての人と凡て有志輩と称する者は、皆此事に与つてゐるので、それで一般の輿論も此通りでござるといふことになつて、赦免を願ひますといふことになつたから、それで首尾よく聞済になつた、

元治元年甲子の年二月に、西郷は島から帰るやうになつて、吉井幸輔が胡蝶丸といふ蒸気船に乗つて、沖ノ永良部島に迎へに往つて、無事に帰つて直様上京した、西郷が島から帰つてから後の事は、世間の人が能く知つて居るから、それは省き、これより西郷の学問又は其の師友及び其の人となり、拙者が見て知る所を申述べよう、

西郷の学問のしやうは、広く学問するといふことは勤めぬ男で、学問は要領を得るといふことを第一として居る。博覧多識といふことは、決して努めない性質であつた、先づ禅学を大分学んで居る、禅学と云つてもそんなに深い仏書でも見るといふ方ではない、無夢和尚といふ人があつて、是は薩州の生れの人で、さうして京都に出て修業をして、中年以後に出家した人である、京都

では大変禪学をば盛んに勉強したが、固より人物も士族であるから、なかなか高尚であつた、其の上一心に仏学を修めて面白い人間になつた、そこで無參は、君公の菩提寺の福昌寺といふ鹿兒島第一の寺の住持となつた、其の弟子に日參といふ和尚があつた、其の日參を師匠として、西郷・吉井・大久保の三人が禪学の趣意を聞いた、固より薩摩といふ処は、昔から禪学の行はれる処で、武士のたしなみといふことは大抵禪学から来て居ることが多い、生死を見ることも何とも思はない、死を見ること帰するが如しといふ風も、禪学から余程助けて居る、西郷は固より潔い性質だから、禪学には余程入り易い、それで西郷は他の学問より成つたといふよりも、寧ろ禪学から人物を作つた方が多いやうに思はれる、薩藩に秩父党といふ党派の争ひがあつた、これは秩父太郎といふ家老があつて、此人は順聖公の祖父に当る中将齊宣といふ君公に仕へて、其の時に大に登庸されたが、齊宣公の御父三位榮翁公(重豪)江戸高輪に隠居して居られたが、秩父が藩政を改革した事が榮翁公の御意に叶はず、終に御父子の間に不和を生じ、秩父に切腹を命ぜられ、其の与党それぞれ罪科に処せられたり、之を党の敗れといふ、その党人が、隠居や免職や又は流罪などに処せられたる者は、皆国の有志の人々であるので、西郷が生長する時分はさういふ人々が生き残つて居つて、頻りに青年輩を鼓舞して

居つた。前申述べた無參和尚も其の余党である、西郷はさういふ人々に育てられたから、倒された方の精神を余程多く持つて居た、ちやに依つて時の家老などが権柄を振ふのほどく憎む性質がある、それは免れぬことで、兎角小人の君側を擁護することは西郷の性質上憎むやうになる、学問も矢張さういふ風に偏して居るそれが遂に十年の西南戦争の前に、世に謂ふ征韓論を唱へて、国へ帰つて私學党を立つて、十年の乱が起つたのも皆さういふところから来て居ると思ふ、

西郷は兎角相手を取る性質がある、是は西郷の悪いところである、自分にもそれは悪いといふことを云つて居た、さうして其の相手をばほどく憎む塩梅がある、西郷といふ人は一体大度量のある人物ではない、人は豪傑肌であるけれども、度量が大きいとは云へない、謂はゞ度量が偏狭であるから、西南の役などが起るのである、世間の人は大變度量の広い人のやうに思つて居るが、それは皮相の見で、矢張敵を持つ性質である、トウ／＼敵を持つて、それがために自分も倒れるに至つた、先づ藩に在る時には、秩父党の遺老にそだてられた党派心が、西郷の腹の中に十分染込んで居る、それから自分が江戸へ来て、師匠同様に交つた人は藤田東湖で、其の水戸党の忠奸の争のことを始終聞いて居る、其の頃藩邸では、家老共が順聖公の御実父高輪の御隠居様(齊興)に取入

つて、順聖公が家督をいたされて居ても、其の命令をば尽くは奉じない、家老の中、島津某といふのが筆頭であつたが、西郷はそれが奸物だと云つて悉く憎んだ、併しながら順聖公は大度量の君公であるから、家老共が自分に逆うても、高輪御隠居様の御機嫌を損じないやうに、家老共を使はれて居つたのです、其の時西郷は家老の自慢のことや悪いことを順聖公に申上げなければどもお聞入がない、人間は悉く小人を去る訳には往かない、小人でも時に依つて役にも立つものであるから、一概に斥けるものではないと云つて戒められた、其事は西郷が話して居つた、

(重野博士史学論文集(薩摩史研究会編)にて補訂)

#### 四一八 全上第八

西郷モ順正公<sup>(聖)</sup>ガ居ラレル時分ハソレデヨカツタガ、公ガナクナラレタ後ハ、小人輩ガ跋扈シテナカノタマラナイ、西郷ハソレヲ始終心ニ不快ニ思ツテ居テ、遂ニ月照和尚ト共ニ死ナウトイウ決心ガ起ツタ、ソウシテ其ノ時分ハ最早順正公<sup>(聖)</sup>ハナクナラレテ世ニ吾ヲ知ルモノハナイ、世ノ中ハ奸物バカリニナツタ、薩摩ノ政府モ是限リト思ヒ込<sup>(服)</sup>ンタトコロヘ月照和尚ガ来タ、自分ノ眼シテ居ル月照和尚ガ来テ死ヌルトイフカラ、共ニ死ヌルトイフ気ニナツタノハ、西郷ガヤケニナツテ情死心ガ起ツタ、今ノ

女子ナドガ情死スルトイフモ、ソナナ狀況テ死ヌルノデア<sup>(ル)</sup>、順聖公カ在世ナレバ月照和尚ヲ送り出スコトナドハシナイ、仮令送り出シテモ順聖公ガ居レハ、死ナスヨウナコトハシナイ、其神ト頼ンデイルトコロノ順聖公カ亡クナツテシマイ、モウ小人バカリニナツテ、イヤダト思フトコロヘ月照ガ来タカラ、ヤケデ一緒ニ死ヌ気ニナツタ、西郷ハソウイフ人物デ有ルカラ度量が大キイトハ云レナイ、又其ノ後モ大島カラ赦免ニナツテ帰ツテ来タ時ハ、久光公ノ君側ノ某々ガ小人等デ、是等ガ恣ニスルトイフガ不平デ、ソレヲ敵ト見テ排斥スルトイフコトニナツテ再ビノ遠島トナツタ、兎角世ノ中ノ小人ナドヲバ、自分ノ度量内ニ入レテヤルトイフコトハ乏シイ、明治ノ以後ニナツテモソウデア<sup>(ル)</sup>、大敵ト思フ幕府ハ倒レテシマツタ、折角御一新ノ政治ニナツタトコロデ、モウ政府ノ間ニ悪イ空氣ガハイツタト云フ積リデ、参議連中カ姑息ヂヤトカ、富貴ヲ貪ツテ居ルトカ云ツテ、政府ノ人ヲバ憎ム、政府ノ人ヲ憎ムトコロカラ征韓論ガ起テ、又党派争ヒデ自分ノ方ニ就クモノト就カナイモノト二ツニ岐レテ、征韓論ガ通ラナイデ又自分ノ敵ガ起テ来タ、ソウシテ大臣ヲ始メ皆富貴ニナレテ、御一新後僅バカリノ間



ニ我假ヲスルト云フコトガ腹ニアツテ、遂ニ西南ノ乱トナツタ、ドウモ西郷ハ一生世ノ中ニ敵持ツ性質デ、敵ガ居ラストサビシクテタマラナイヨウデアツタ、

西郷ハ詩ヲ作ルコトガスキデ書ハ御家流ヲ書イタ、福島半助ト云フ御家流ノ指南ヲスル者ガ鹿兒島ニアツタ、其書ヲ学ンタモノデアル、シカルニ今時世上ニ南洲ノ書ト云フモノハ大抵偽物ガ多イ、拙者ナドハ往々鑑定ヲ頼マレテ見ルガ十ノ八九ハ偽物ヂヤ、本當ノ南洲ノ書ト云フモノハ唐様デ書テアルケレドモ、其中ニ和様ノ筆勢カマシツテ居ルカ、或ハ又和様ノクヅシガアルカラ、ソレテ見分ケガ出来ル、偽物ヲ書ク人ハ唐様ヲヨク書ク人ナドガヤルガ和様ガハイツテ居ラナイ、和様ノマジツテ居ナイノハ書ハ能クトモ偽物ニ相違ナイ、

西郷ノ詩ハ拙者ガ国ヤ大島ニ居ル時分ハ直シテヤツタ、拙者ガ離レテカラ後ハ川口良次郎（良次郎）ト云フ人ニ直シテ貰ツタ、又兒玉源之丞天雨ニモ直シテ貰ツタ、尤モ西郷ガ沖ノ永良部へ遠島サレテカラモ、川口ハ罪人デハナイケレドモ態々沖ノ永良部へ往ツテ、西郷ガ三尺四方ノ座敷牢ニハイツテ居ル其ノ前へ昼夜来テ居テ、詩ノ相手ヲシタリ又ハ直シタリシテ居タヨウスヂヤ、川口ハ少々学問モ

アツタカラ、学問ノ話ナドシテ始終就テ居ツタ、此事ハ後ニ西郷ガ拙者ニ向ツテ「川口ト云フ人ハ面白イ人デ、私ガ三尺四方ノ牢ニ居ルニ、ソコヘキテ話ヲシタリ寝テ居ツタリシテ、平氣デ伽ヲシテ呉レタガ、誠ニ厚意ノコトデアツタ」トイフタコトガアル、其川口ハ近頃マデ活キテ居タガ、川口ハ江戸ノ定府デ、詩ハ菊地五山ノ門人デ、江戸デ詩ヲ習ツテ詩ハ大スキデアツタ、西郷ノ唐様ノ書ハ川口ノ書ヲ学ンダモノデ、和様ハ福島流ヲ学ビ、此ノ二ツヲ取りマゼタ書デアル、

西郷ガ平常推服シテ居ル人ハ、鹿兒島ニ在ツテハ山内作次郎ヤ關勇助ナト、イフ老人、コレハ所謂秩父党ノ遺老デアル、是等ノ老人ヲバ大變尊敬シタ、外方デハ藤田東湖・大久保一翁・勝安房、是レハ天下ノ人傑ト云ツテ居ツタ、ソレカラ学者デハ京都ノ春日讚岐守（久我家ノ諸大夫）デアル、コレハ陽明学者デアツタガ西郷ハ之ヲ信シテ居ツタ、朋輩デハ大久保一藏・吉井幸助・税所篤・得能良助・伊地知正治等デアツタ、伊地知正治ハ薩藩ノ中デ学問ガアツテ意表ノコトヲ云フノデ、大變信仰シテ居ツタ、其他ハ大抵目下ノ方デアル、

西郷ノ人ト為リハ、今申ス通り度量ハ狭イガ人ト艱苦ヲ

共ニスルト云フトコロガ持前デ、古人ノ謂フ士卒ノ下ナル者ト飲食ヲ共ニスル風デアツタ、支那ノ戦國デハ呉越<sup>（註）</sup>ナドガソウデアツタト云フ、士卒ガ手傷ヲ負ヘバ其傷ヲ嘸ツタリスルヤウナコトハシハツサヌ人物デ、自分ヨリ目下ノ人ノ信用ヲ得ルコトカ多イノデ、西郷ノ為メナラ死ヲ極メテヤルト云フ、所謂死士ヲ得ルコトハ自然ニ出来ルノデソレガ面白クテタマラナイ、何デモ下ノ者ヲ己ノ手足ノヤウニ使ヒ廻スノガ一生ノ手際ト思ツテ居ルカラ、自分モ務メテスル、幕府ヲ倒スノモソレカラ起ツテ居ル、ソウシテ一時成功シタノハ士卒ノ心ヲ得テ居ルカラデアル、併シナガラ西南ノ役ニナツテハ、ソレガ自分ノ身ヲ亡ス元ニナツテキタ、西南ノ役ハ西郷ニ人心ガ就カナケレバ、アレ程ノコトハ出来ハシナイデアツタロウガ、薩摩ノ者ハ申スニ及バズ、他國ノ婦女子マデモ、西郷先生ナラバト云ツテ皆戦争ニ出ル氣ニナツタ、西郷ガ人カラ惚レラレルノハソコニアルノダ、其方ニハ人心ガアツタガ、一旦自分ノ敵ト見タモノハドコマデモ憎ム、一言ニ云ヘハ体ノヨイ山師ダ、古ノ英雄豪傑モ皆サウ云フモノダロウ、

西郷ガ江戸ニ居ルトキ拙者ニ向テ「江戸ニハ昔ノ三河武

士ノ氣象ハ少シモナクナツタ、唯火消ヲスル鳶ノ者トイフノガアル、之レハ火ノ中デモ何デモ構ハス飛込シテ往ツテ死スルコトヲ何トモ思ハヌ、実ニ潔イ、アレナドガ昔ノ三河武士ノ氣象ガ残ツテ居ルモノデアラウ」ト云ツテハナシタコトガアル、ソコデカノ男伊達俠客ノ類ガ西郷ハスキデアツタ、

○以下、この文書は欠落部分があるにより、「重野博士史学論文集」中の西郷南洲逸話によって補い、左に掲げる。

凡そ古今の豪傑は一通り観察したばかりではなか／＼某人の胸中は探れぬものであつて、人は大抵其の英雄豪傑の外面を見て、内心底意を測り得ないのが通例である、又其のくらゐでなければ英雄豪傑とは云はれない、西郷の如きも、他から見るときは勤王家一方のやうに見えるけれども、決してさうではない、成程、初めは水戸の老公や藤田東湖などの議論から人物を仕上げた人間であるから、其時の趣意は全く勤王攘夷論であつた、併し段々閱歴を重ねるに随つて人物が大きくなつて来る、其の大きくなるに付いて随つて方略が変化して来る、其の變ずる時に、遽かに今までの方略を取換へる訳には行かない、矢張今までの方略を表に現はし、今まで人の見て知つて居る事だけは、其俣持つてゐながら、底意のところはそれに依つて利用して、さうして其の底意を貫くやうにする、即ち西郷の底意は余程變化して居る、其の變化

したる訳は、先づ順聖公の議論を聞き、其の人と為り方略を見て自分の見識が余程大きくなって来た、ぢやに依つて、西郷の底意の大きくなつた事を云はうとすれば、いづれ順聖公の時分から事を云はなければならぬ、其の順聖公の時分の事は前にも少し述べ置いて、尚今一遍それを申述べたい、

順聖公は水戸の老公と交りを終んで、さうして其間の周旋に西郷を使はれたことは、前に述べた通りであるが順聖公は老公の人と為り并に其の持論をば眞受に信じて居たかといふに、段々証拠に依つて考へるに、眞受どころでない、寧ろ全く反対の方である、なぜ反対かといふに、先づ老公の手段は勤王をして幕府を改革しようといふ考である、謂はゞ幕府を助け得られるだけは助けもしようが、助け得られなければ、自分が代つてやらうとまでの了簡になつて居ると見すばなるまい、それは世間の人も、大抵幕府の人などは、皆さう思つて居た、幕府人などが凡てさう思ふのは、少し猜疑心から起つたのかも思ふけれども、亦猜疑を来す原因はなきにしもあらずと、今に至つて識者などは思つて居る、そこで幕府と水戸と議論の合はぬのは、即ちそこにある、一橋公をば將軍家御養子にせぬといふのも、幕府に於て余程考のあることである、又一橋公を是非將軍家の御養子にしたいといふのが水戸の持論で、それをやるといふには、即ち勤王をするという考がある、

幕府はそれをさせないといふところから衝突を起して、あゝいふことになつたのである、後には、遂に一橋公が大将軍になられたが、大政返上といふことになつて、幕府は潰れてしまつた、幕府の方からいふと、どこまでも水戸の方から御養子をするのはいやだ、それを忌嫌つたのは即ち將軍家が潰れるからであるが、果して潰れた、それは朝廷の御為には至極結構なことで、是迄天下の有志輩が多年冀望して居つた事を実行するに至つたと云ふもので、天下國家の大幸であるけれども、幕府の方から論を立てると、先づ不幸の事になつた、幕府の方では早く其の成行を見て居るから、水戸から御養子をすれば、徳川家は直ぐ潰れるから、どこまでも承知することは出来ない、縦令輿論に背いてもいやだと云つて、紀州から御養子を買つて、慶應の大政返上まで先づ維持して居つた、若し早く慶喜公を御養子にしたならば、早く大政返上の事になつたに違ひない、朝廷を御尊崇して、早くあゝいふことになつて結構であると云へばいへるが、小さく幕府と水戸の關係からいへば、初めから慶喜公を御養子にする事をいやがった方が、一日でも長く幕府を維持することが出来たのである、其間に立つて居る島津順聖公は幕府の外戚に当り、即ち温恭院家定公の御台所天璋院殿の親父であつて、退くに退かれぬ間柄である、其の順聖公が水戸老公との間に、西郷を使って親密の往復をなさ

れ、老公も薩摩守は朝廷の爲になる善い人物であると云つて、大層ほめてござつたが、其薩摩守が果して一橋公を將軍家の御養子にするといふことに就いて同意であるかないか、それを能く考へなければならぬ、ここは誠にむづかしいところで、此の問題は容易に判断することは出来ないことである、順聖公が勤王をなさるには、水戸老公と全く御同意であつて、相提掇して従事されやうか、但し又幕府方の諸有司と協同してやられるか、公は非常の度量方略を抱負して居られるから、公が存生ならば、水戸老公と幕府有司との間を調和して、勤王の大業を成就されようとは、識者も信じて疑はぬとはいふものゝ、果してそれが出来ようか、万一出来なければ、幕府方と水戸との間、孰れを輔けられやうか、ここは明眼者が、時勢と事実とを考証して、判断を下すべき所と思はれる、前に述べたる順聖公が西郷に、水戸老公の事を問はれた時、西郷が無論鎖港説でございませと答へたところが、順聖公が、まだ其のくらの事かと云はれたは、鎖港説に表面裏面のあることとなるが、將軍家御養子の事は秘中の秘にて、西郷にもあかさされまい、順聖公は、なかなか表面の勤王とか鎖港とかいふくらので眞受に信ずる人ではない、深き思慮のある方で、其の深き思慮で西郷が養ひ成されたのである。

久光公と西郷とは最初からしつくりせず、互に親しまぬ形迹の

あることは、前にも述べた通りで、それには原因のあることであるが、西郷が再度の遠島から赦免の後には、久光公も西郷は人望があるから、是非とも之を用ひなければならぬと思はれ、又西郷も久光公に依つて、勤王の大業、即ち先公の宿志を遂げよう、さうして時勢相当の処置をしようといふことになつた、時勢相当の処置といふのは、水戸論の鎖港攘夷ではない、開港説で、十分海外と通信交易をして、国威を世界に輝し、それで勤王をするといふ趣意である、それであるから、西郷の爲したことは皆開港説になつて居る、其の大事を爲すには、久光公を奉戴して仕遂げようといふ心になつた、それは大久保と一体同心の論で、久光公も亦西郷を使うて先公の遺業を成さうと思はれ、丁度双方が能く打合つて来た、しかし最初から行掛りがあるから、差向き直対では工合がわるい、そこで久光公と西郷の間に遣入つて取持をしたのは小松帯刀である、小松は薩州の門閥家で、殊に久光公の親戚であるから、此人から言はせれば、久光公は何事でも疑はれぬで能く聴き入れらるゝから、西郷・大久保の兩人は、此人から久光公に言はせるやうにした、それは恰も順聖公が松平春嶽公をば中に入れて、水戸老公との間を取繕ひ周旋させた手段と同じである、そこで大政返上からズット維新の大業が出来たので、意外の好結果になつたのである、英雄豪傑の策略は一通りではない、時勢に因

って種々に変化して、とう／＼志業をやりつけるものぢや、それ  
でなければ英雄豪傑とするには足らぬ、

西郷は義侠心のある人であるといふことは、前にも申したが、  
それは拙者と西郷の間の事でも能く分る証拠がある、拙者が大島  
へ遠島された事の起りは、当時江戸の薩摩屋敷に学校見たような  
ものがあつて、拙者がそこを監督して居った、其頃国から出て居  
た書生が六七人居つて、皆昌平塾に入つて居た、其の中に池田喜  
左衛門といふ者が居つたが、是は極く吝嗇家で、他の書生に付合  
もせぬから、一統に憎まれて居つた、拙者は書生共が、屋敷から  
受取る月俸の通帳を預つて居て、毎月其の通帳へ名判を据へて、  
月俸金を屋敷の会計方より請取つて持帰ることになつて居たが、  
或時池田の月俸帳で金を取つて、彼を困らせてやらうということ  
になつて、上原源之丞後に児玉・源之丞・堀仲左衛門前に伊地知貞馨にも出づに話し合  
つて、本人に断りなしで、名判を添へて判は拙者が金子を請取つた、  
尤も月末にいつも通帳を取りに来るから、其の時本人に話す積り  
であつた所に、池田は拙者が中途で金を請取つたといふことを聞  
出して、他の書生に告発、  
者があつたが、其の事を家老の島津何某の処へ申出した、池田  
は此の家老に、さうすると、重野は書生の月俸の通帳を持出して金  
を請取つた、学校を預つて居りながら甚だ済まぬことであるとい  
うて、今で云へば判事、其の頃の裁許奉行へ家老より内命を伝へ、

法に行ふといふことになつた、法に行はれると謀書談判で切腹し  
なければならぬ、其の事を西郷が聞いて、それは甚だ気の毒なこ  
とである、一時串談きうだんのやうにしたので、固より本人に云ふ積りで  
あつたのを、云はない中に本人から其の筋へ云ひ出したので、重  
野が本人に言はずしてやつたのは宜しくないけれども、互に朋輩  
の間柄で、深く咎むるに足らぬことぢやが、此の事は予て家老な  
どが、外諸侯に交際する者を痛く憎んで居たから、此の度の事を  
以て罪に陥れようとするのである、屋敷詰合の中で、外方へ交際  
する者は、重野が第一に立つて居るから、拙者共が越前や水戸邸  
などに行くのも皆重野が手引きするやうに見え、家老初め邸中の  
俗吏が尽く目を着けて居て、此の時宜に及んだ、いはゞ重野は拙  
者共の身代りに立つたも同前、是はどこまでも君公にいひ開きを  
してやらうと云つて、西郷が云ひ開きをしてくれた、さうして西  
郷は此の事を法官が表向伺つて出では、君公も御救ひ下さる訳に  
いくまいから、其の前に申上げなければならぬと云つて、明日裁  
許奉行より申出るといふ前夜君公に直訴した、君公はそれは宜し  
い、縦令明日裁許役から云出しても処置のしやうがあるから、兎  
も角も重野は国の方へ帰すやうにすると仰せられては、以上の事夷曲折  
は、大正四(後)  
に格之助、又綱良、より拙者に伝へた、此事起つてより西郷、  
は、君公に直訴する身であるから、願と拙者と往來を絶つた、拙者は国へやら  
れて謹慎を申付けられ、遂に親類願ひにて島方居住といふものに

なつた、是は全く西郷が拙者を救うてくれたのである、西郷にはさういふ深き恩を受けて居るから、拙者が大島から帰つて来た時当時権力ある君側の一人が、拙者の返事次第で、沖ノ永良部に居る西郷を殺すにも至らうとしたのを、それと覺つて西郷が為めに活路を開いてやったのは、聊ながらも前に西郷が拙者を救うてくれた恩義に報いた積りである、既往を思ひ廻らせば、誠に夢の世の中、人の一生涯には互に種々な事があるものぢや、

爰に載せたる書翰は、南洲が拙者に送りたるものにて、書中にある横山正太郎は、維新の初め献白書を集議院に捧げ、院の門に自殺して果てたる人、即ち故文部大臣森有禮の実兄である、其父喜右衛門翁哀悼の余り、南洲に乞ひ正太郎の碑文を撰せし時、南洲其の文の点削を拙者に請うて、此の一通を寄せたのである、南洲の書翰余多所持せしが尽く散逸して今は僅に一二通を存す、南洲特に正太郎の忠死を悼惜し、為めに碑文をも作りたるにて、普通の書牘とも異なれば、之を其の逸話の中に載入して跋文に代ふ、

(重野博士史学論文集(薩藩史研究会編)にて補記)

#### 四一九 参考 明からす (補註及正誤)

本書ハ故人小河一敏(旧名彌右衛門)ノ編纂ニ繫ル者ニテ、豆州下田土田源助ヨリ寄送サレタルモノナリ、依テ

一敏氏ノ男忠夫ノ承諾ヲ受ケテ茲ニ掲載ス、

曩ニ成就院前住月照(一称忍向)法師カ、薩海ニ投セシサマヲ平野國臣(通称次郎)カ語レルマ、ヲ記シ置キタルヲ筐底ヨリ見出し、偲フ心ノ切ナレハ其月照カ事蹟ニアツカリシ人々ノ覚書ヲ乞ヒ得、或暗記ノ物語ヲ録シ、併セテ上下二冊トナシ明からすト名ケタルハ、國臣カ諷セル今様ノ落句ニヨレルナリ、

明治十二年十一月 大分県元岡藩 従六位小川一敏  
筑前人平野次郎國臣ハ勤王ノ心深カリシニ、其身卑シ(足輕)ケレハ其主人ヲシテ其事ヲ遂ケサシムル事モ叶ハス、徒ニ卑官ニ羈サル、ヲ厭ヒ、己カ国ヲ亡逸シ、種々心ヲ竭シ尊攘ノ事ヲ謀リケルカ、今茲文久二年ノ三月一敏モ同シ思ヒニ力ヲ竭サン為、同藩ノ壮士ヲ伴ヒ主従凡十九人上方へ馳登ル時國臣ト同舟シケルニ、去ル戊午(安政五年)ノ年、京都清水寺ノ隱居忍向ト共ニ薩摩ニ下リシ事ノ始末ヲ聞テ、矢タテノ硯取出テ其アラマシヲ記スニナン、忍向トイヘル僧ハ勤王ノ志篤ク、青蓮院宮(尊融法親王)及ヒ近衛(左大臣忠熙公)家ノ御内命ヲ受ケテ謀リケル事トモ多カリケルニ、午年ノ秋御老中間部下總守殿上洛ニテ、王家ニ心ヲヨセタル義士ハ悉ク捕へテ關東ニ

下ス時、忍向モ捕ヘラルヘキ勢ニ迫ル折カラ、薩摩ノ山伏日高存龍院上京ス、此山伏ハ兼テヨリ近衛家ニ御館入ナレハ御内命有テ、自然忍向薩摩ニ下リナハ宜シク計ラハレン事ヲ薩摩ノ政府ニ申達シテ、其事ヲ調フヘキ由仰下サレ、存龍院ハ薩摩ヘ下リ其由政府ニ達シ置ケルトソ、忍向ハイヨノ事ノ迫レバ月照ト変名シ、薩摩人北條右門(藤井長節旧名)・工藤左門(村山下總旧名)・西郷吉兵衛(隆盛旧名)・有村俊齋(海江田信義旧名)ノ四人ト共ニ京都ヲ遁レ出ケル(北條右門・工藤左門ハ往年御世嗣ノ事(嘉永二年ノ冬内訌)ノタメ大義ヲ計リ、其為メ亡逸シテ福岡ニ入り彼嶋ニ潜居スル人々ナルカ、此頃ハ勤王ノ為メニ暫在京セシ也、其事ノ由ハ長々シケシハ爰ニ略ス、西郷吉兵衛ハ逞勇大胆ノ人ニシテ、先公(齊彬)ノ御内命ヲ受ケ京都ニ在テ、種々周旋シケルナリ、先君御他界ノ時殉死ニ決シタルヲ、人々強テ止テ存命シ、今ハ大島三右衛門ト改名ス、有村俊齋モ力量勝レタル人ナリ、此年在江戸ナリシカ親ノ病告来リシトテ看病ニ事ヨセ、江戸ノ御暇ヲ乞ヒ上方ニ至リ、親ノ病癒タル報有ト在京シ、同シクサマノ周旋シ居タリトソ(實歴史傳參看)、去々年櫻田ノ一件ニ与カリシ有村雄助、同シク次左衛門ノ兄ナリ、今ハ海江田武次ト更名シテ今度モ和泉殿ノ供ストナリ)、忍向カ乗レル駕ノ前

後ハ此四人シテ警衛シケルカ、大坂ヨリ舟ニ乗リタルニ追捕ノ者附慕ヒ来リ、夫レトハ知レトモ、西郷・有村カ勇威ニ恐レテ敢テ手ヲ出シ得サリシトナリ、月照ノ歌ニ

難波江や芦の障りハ繁くとも

猶世の為に身を尽してん

追風に矢を射る如く行く舟の

早くも事を果してし哉

一敏言、月照トハ忍向ノ変名ニハ非ラス、字ナリ、下ニ載ル村山ノ記スル略伝ニ詳ナリ、又言、海江田信義ニ聞クニ、近衛家ヨリ日高存龍院ニ御内託ハ無カリシナリ、近衛公ハ月照ヲ奈良ニ潜居セシメヨト、西郷ニ御委托有タルナリ、又月照ガ京都ヲ去ル時ハ西郷・有村ノミ附副テ、北條・工藤ハ同行セザリシ也、下ニ載ル聞書ニ就テ其詳ナル事ヲ知ルヘシ、又月照ノ歌ハ兵庫沖アタリニテノ詠ニシテ三首ナリ、今モ其時月照ノ自筆ヲ蔵セラルトソ、其第二ノ歌ハ

いかばかり憂目見るとも行末に

心つくしのかひもあらなん

夫レヨリ下關阿彌陀寺村三浦屋ニ着キヌ、同所竹崎ノ白石正一郎カ家ニ立寄り、又舟ニテ筑前黒崎ニ渡リ、夫レ

ヨリ博多ニ下リ、君公ニモ謁シ(謁シタルハ誤ナラン)、又柳川様ニモ謁シ(全上)勤王ノ事ヲモ述へ、遂ニハ薩摩ヘト志シケル時月照ノ歌ニ

白波のよせし昔を今も猶

忘れはせしな箱崎の神

追捕ノ者共、其跡ヲ慕ヒ来ル由、白石カ許ヨリ早舟ニテ言越シタルハ直ニ薩摩ニ入ラントスルニ、北條・工藤ハ薩摩ヘハ行難キ身ナリ、西郷・有村ハ是レヨリサキ国ニ帰リヌ(此時關東・水戸ヘ賜ハリシ勅証ノ写ヲ近衛家ヨリ、薩摩ヘモ遣ハサレタルニ、薩摩ハ君公(齊彬公)御逝去シテ、御隠居三位殿(齊興公)御下国ノ折柄御落手ニテ、近衛家ヨリ仰入ラレタル旨ウケ引玉ヒ(史談会演説速記録第五十二号参看)、御家督又次郎君ニモ勤王ノ業ヲス、メ玉ハントノ御請有ト聞キ、西郷ハ急キトリテ追付奉リ、月照ノ事ヲモ申立、猶勤王ノ事ヲ謀ラントスルニ、家老島津豊後(久寶)ノ外ニサ、レラレテ其事行ハレス、又大目附(兼家老)鎌田出雲ニモ近衛家ヨリ同シ仰有テ御懷紙ヲモ賜ハリタレハ、出雲ノ御受ニ全国ヲシテ勤王タラシメン事ハ己カ力ニ及フ所ニアラサレトモ、己カ力ノ有ル限リハ尽シ申サハヤト堅ク御受申シタル由(第<sup>147</sup>卷ニ御受書ヲ記参証)聞エケレハ、西郷ハ鎌田ニ謀ラントスルニ、鎌田船中ヨリ吐血(今ニシテ謂ヘ

ハ肺病ナラム)死ニ向タトシテ、何事モ談シ得ス心ノ外ニ過キケルソ、楮有村モ月照カ博多ニツキタル時先タツテ国ニ帰リシナリ)、然レハ北條・工藤ヨリ平野次郎ニ月照ヲ伴ヒ薩摩ニ下ラハト有ルニ任セテ、月照ト其僕重助(大槻)ニ次郎差添テ筑後ヨリ舟ニ乗り、薩摩ノ米ノ津ニ上陸シ、引返シテ野間ノ関ニ行キ、醍醐三寶院ヨリ日高存龍院ヘノ御使僧靜媛院鏡水房ト名ノリ、次郎ハ此時モ総髪ナレハ、是レモ山伏ニモテナシ、伴僧胎藏院雲外房ト名ノリ通りケルカ、麓ノ役場(地頭飯屋ト通唱ス)ニテ御使僧ニ不似合ナル手輕ノ装ヲ不審カリ、存龍院ハ先日上京セシニ(帰国ノ誤)、御用アラハ上方ニテ事済ムヘキヲ、斯ク御使ヲ下サル、事ハ疑ハシトテ、遂ニ通ルコトヲ許サス(平野次郎ハ是レヨリ先キ上京シテ有ケルカ、故有テ国ニ下リ又上ラントスル時、義徒ノ輩有由聞テ国ニ潜居シタルカ、北條・工藤ノ申ニ任セテ直ニ薩ニ入りシトソ、楮存龍院ハ此頃帰国シタリト雖モ阿久根ヨリ入タレハ、此国ニテ其事ヲ知ラス斯ク申シタルニコソ)、夫レヨリセン方ナク、アトニ戻リ帰ルフリシテ舟ニ乗りシ時、平野ノ歌ニ

野間の関許さて今宵薩摩渦

しるへを波の浮枕哉



ト詠シ、楮舟中ニテ水夫ニ頼ミ直チニ阿久根ニ付サセ、  
 爰ノ改所ニテ前ノ如ク申セハ、爰ニテハ事ナク通シケル  
 ト也、夫レヨリ城下ニ至リ旅人間屋ニ宿シタルカ、二三  
 日ヲ経テ辨天町ト言所ノ町役人ラシキ者ノ家ニ転居サセ  
 ラレ、其後ハ誰ニモ面会ハ許サレス、然レト飲食等ノ手  
 宛ハ丁寧ニ取ナサレシト也、楮上方ヨリ来リシ追捕ノ者、  
 博多マテ月照ノ跡ヲツキテ来リ、夫レヨリ詳ナラネハ、  
 其由福岡ノ官ニ願ヒ、行方知レヌハ福岡ニカクマヒタル  
 ナランナト、詰リ掛ケレハ、官ヨリモ其事ヲ弁白シテ、

福岡ノ目明シナル者ニ探索セヨト有ニキ、官ハ其辞迄ニ  
 テ深く探索ノ心ニテハ無カリケルヲ、目明共ハ是レヲ敵  
 シク探索シ、上方ヨリ来リシ追捕ノ人ニ差添薩摩迄モ行  
 タルニ、薩摩ニテハ上方ノ人ハ関ヲ踰ルコトヲ許サス、  
 肥後水股ニ引返シ居テ、福岡ノ追捕人ノミ薩ニ入リシト  
 ソ(国境ニ在リテ関門ニ入ラス)、薩摩ニテハ福岡ヨリモ斯  
 強ク追捕スルニ、アナカチニカクマヒ申サン事其憚少カ  
 ラズト心ヲ悩マシケルトナリ、月照薩摩ニ入リシ時ノ歌

都にて誰かあはれと思ふらん

心つくしのはてをこす身は

海士小舟人にはゆめな語りそよ

薩摩の瀬戸に吾れ渡り来と  
 浦安く今日は薩摩につきにけり

心つくしの人を便りて

又藩士伊知地龍右衛門カ、月照モシ其心クシケレトモハ  
 セスヤト有ケルヲ、平野ヨリ有ノ伝ニ伝ヘケレハ、月照  
 弓矢とる身にしあらねと一条に

立てし心の末ハ変はらし

ト詠シ答ヘケルトナリ、楮西郷ノ列ヨリハ幾重ニモウマ  
 ク引受ラレンコトヲ願ヘトモ、島津豊後守ハ殊ニ關東方  
 ノ人ニテ其事ヲ勇決シ得サリトナリ、十月十五日ノ夜半  
 ニ西郷吉兵衛小袴ヲ着シ旅装シ来レハ、月照モ次郎ヲ枕  
 ヲ離レテ應對スルニ、西郷ハ只点頭シタルノミニテ、其  
 服少シ常ナラス敢テ一語モ発セス、月照其色ヲ察シ次郎  
 ニハ茶ヲワカサセテ来レト言ケルマ、次郎ハ立テ勝手ニ  
 入り、ヤ、有テ出ケルニ用事ノ話モ済タルフリニテ、急  
 キ日州ヘ赴クヘキ由也、委細ノ事ハ船ニテ語りナン、イ  
 サ伴ハント有レハ、僕重助ヲモ起シテ四人打ツレ、此屋  
 ノ裏門ヲ出レハ直チニ磯辺ニテ、早クモ舟ノ装モ整ヒ、  
 舟役人モ来リ居リタリ、夫レヨリ舟ニ打乗リ月ニ掉シ出  
 レハ、酒ノ用意モ有テ是レヲ温メ、精進ト魚類ト両様ノ

重詰丁寧ニシツラヒタリ、西郷ノ言ヘラク、今夜ハ氣ノ  
詰ル話ハ止テイサ快ク酒ヲ酌ント、或ハ歌ヲ諷ヒ或ハ詩  
ヲ吟シ興ヲ尽シケルカ、月照ノ歌ニ

舟人の心つくしに波風の

危き中を漕て出てにき

答ふへき限は知らん不知火の

つくしにつくす人の情に

ナト、吟シ、又歌出来タリトテ其座ヲ立チ、船ノ表ニ出  
テ月影ニテ矢立取出シ疊紙ニ歌ヲ記シ、立戻リテ西郷ニ  
示シイマタテニヨハモ整ハス如何有ラント言ニ、西郷披  
見テイカサマニモト言タルノミニテ是ヲ懐ニス、頓テ西  
郷小用ヲ弁ストテ舷ニ出ケルカ、統テ月照モ舳サキニ出  
タリ、其アタリ西ナルハ磯トテ離島(離島誤レリ、城下ノ東  
北凡ニ里許龍ヶ水ノ洋合ナリ)アリ、東ハミフネトテ桜樹多  
ク、春ハ遊船ノ多ク集フ所ナリナト、(宇磯邸ヲ云フ)、  
指シテ物語スルマニ聞ヘタルニ、ハシタナク海ニ泊リシ(船カ)  
音ノ有レハ、皆驚キテ取聞ヘ、次郎ハ急キ舟子ニ海ニ入  
テ引上ヨト言ヘトモ、舟子イラヘテ入ラス、為ン方ナク  
有アフ水掉ヲ投シ(投水ノヶ所ノ印シナラン)置テ、過キ行  
ク舟ヲ押戻セハ、其時浮上リタル人々寄合アヒ漸クニ引

上ケタレハ、西郷ハ月照ヲ堅ク抱キ居タリケルナリ、飲  
込シ潮ヲ絞リ介抱スレハ、西郷ハ蘇息シタレトモ、月照  
ハカヘラス、人々衣ヲ抜テ着替サセ磯ニ(龍ヶ水村)舟ヨ  
セ火ヲ焚キ温メタレト温マラス、遂ニ空シク成リシ、実  
ニ戊午ノ年十月十六日ノ晝也(十一月)(他書ニ二十五日トアレトモ茲ニ  
記スヲ正シトス)、舟子ノ言ニ、初陥シ時海ニ入テ救ヒ得  
サリシハ、潮ヲ泳キ得サルニハ非ス、其サキ方ヨリ僧ハ  
右ノ手ニテハ西ヲ拜シ、左ノ手ニテハ西郷ノ左ノ手ヲ取  
居リ玉ヘハ、兼テ思ヒ設ケラレシ事ト覺ユ、然レハミタ  
リニ引上ントシテハ、却テ身ヲ過ツヘント思ヒテ入得サ  
リシト言ニ思並セテ、西郷ノ残シ置キタル懐中ヲ披キ見  
レハ、月照ノ歌ニ

曇なき心の月の薩摩瀉

沖の波間に傾て入ぬる

大君の為めには何か惜からん

薩摩の瀬戸に舟は沈むとも(身カ)

トアレハ其心ノ中コソ思ヒ知ラレタリトソ、平野オモフ  
ニ、初薩摩ニ入リシ時月照ノ言ケルニハ、如何成事有ト  
モ何様ノ事モ言問敷トハ思ヘトモ、捕ヘラレテ敵責ヲ受  
ナハ、イカ成言誤リカ有テ宮(青蓮院宮)又ハ近衛家(忠

櫻公ノ御煩ヒヲ引出サンモ覺東ナケレハ、追捕逼ラハ同志ノ輩ノ手ニ掛リテ死ヲ潔ク遂サセ玉ヘト云タル事ノ有ケルニ、此度追捕強ケレハ一マツ日向ノ方ニ立ノカセ、彼方へ追捕ノ者ヲ遣リ抜カシテ、又引戻サントノタクミ成ルヲ、西郷其事ヲ頼モシク無ク思ヒ、旅宿ニテ斯ル由申セハ、極メテ月照ハ首ヲ延テ介錯ヲ乞ケルヲ、然ラハ舟ニテ共ニ沈マント約シタルニコソアラメトナリ、偕西郷ハ一族(親友大久保等)共来リ駕籠ニテツレ歸リ、又月照ハ鹿兒島ノ南林禅寺ニ葬リ、其僕重助ハ追捕ノ者ノ手ニ渡サレタリ、雲外方(房カ)ノコトヲ如何ニト云ケレハ、福岡ノ追捕ノ者云ケルニ、其者ハ兼テ尋ノ者ニアラネハイリ用無シ、ト答ヘケルニ任セテ、大口ノ関(小川内ト云)通り送り出シケルト也、其途中ニ大久保正助(今改一藏)・有村俊齋ノ二人列出迎ヘ、彼僕ヲ渡シテ夫レヨリ大事カ洩レナント思ハルコト有ラハ、是ヲ奪回ス手段モ有ヘシ、如何有ラント有ルニ、然迄ノコトハ有ルマシト次郎ノ答ケルニ任セテ、其假サシ置タリトゾ(實歴史傳・大久保日記及ヒ大山綱良親話參看、偕水股(後)ニテ上方ヨリノ追捕ノ者ニ、福岡ノ目明シヨリ雲外房ノ事ヲ云ケレハ、其僧ヲモ同シク捕ヘンモノヲト云フニ、福岡ノ目明シ云ケルハ、

是ハ大口送りニ成リシ由ナレハ、界目ニテ命ヲシサシナラント答ヘケルコソ可笑ケレ、次郎ハ夫ヨリ又上京シテ事ノ荒マシヲ記シ、曩ニ月照自ラ書シ、歌ヲ証トシテ巻添封シテ、文箱ノ上書ハ村岡様(近衛家老女)清水寺トシテ陽明殿ノ御奥ニ出シタレハ、ヤ、有テ上臈ノ女出来リ、應對ノ間ニ引入テ云ケルハ、村岡モ此頃召捕ヘラレ清水(頭註)近衛家表二日記參看寺ノ信海(月照ノ弟ナリ)同シク捕ラレ、今ハ二人トモニ爰ニナキ人ナルニ、スル文箱ノ来ルコト深キ故コソ有ラメト、御手元御開封有テ事ノ由ヲ委曲ニ聞食届ラレタリ、月照事イカニモイタハ敷思召モ、御内書類散失セヌコトハ御安心遊ハサレキ、御逢ヒアソハス管ナレ共、此節ハ殊ニケハ敷折柄ナレハ其事ヲ憚ラセラル、急キ都ヲ下ラ(頭註)黒田家々記參照レヨ、遠路ノ言上辛勞ノ程御感シ思召旨仰下サレタリト懇ニ云聞ケルトナリ、次郎ハ夫ヨリ急キ国ニ歸リシトソ、辛酉(文久元年)ノ冬、次郎又薩摩ニ入タリシ時、月照ノ墓ニ詣テ、往ニ己カ建置シ石燈籠ニ

なからへはとにかく命有るものを  
過にし人の心短かき

なからふも死ぬるも同じ大君の  
御国の為めに尽す心は

トナン記シ添タリトソ(今磨滅シテ分明ナラス)、扱西郷ハ  
蘇息シテ後菊地源吾ト更名シテ大嶋ニ潜居シタルニ、恥  
カシキ命ヲナカラヘタレハ、必ス国ニ報スル時ヲ待ナド  
平野ニモ云越シタル事モ有リントソ、三ヶ年ノ間(安政五  
年ノ十二月ヨリ文久二年ノ春ニ至ル)大嶋ニ居テ、又城下ニ  
召出サレ、モトノ勤(徒目付兼庭方)ニカエリ、大島三右  
衛門ト更名シタリ、今度下ノ關白石ノ家ニテ次郎ハ人々  
ニ面会シケルニ、三右衛門ハ果シテ今度大事ヲ己カ任ト  
シテ勇決スヘキサマ言外ニ思ヒ知ラレタルトソ、一敏モ  
初テ三右衛門ニ面会スルニ、勇威逞シク胆略世ニ勝レタ  
ルサマ、斯ル人ノ今ノ世ニ在ルヘクトハ思ハサリキ、三  
月廿六日(文久二年壬戌)兵庫ノ沖ヲ過クルトキ是レヲ記  
ス、

小河一敏

此夕我乗レル舟ノ大坂川口ニ入ラントスル時、平野  
カ旧製ヲ諷ヘルヲ聞ツ、記ス、

花ノ都モ秋ハ猶エ(ユフヘカ)テ淋シキ風情ナリ、名ニ流レタル  
清水ヤ落来ル滝ノ音羽山、木ノ葉色付ク折柄ニ散ヤ紅  
葉ノ散々ニ、乱レ行ク世ノ難波江ヤ芦ノサハリハ繁ケ  
レト、猶世ノ為ニ身ヲツクシ尽サントテヤ筑紫瀉(波脱カ)、カ  
ケノ岸ノナミナラヌ誓(ミサホカ)ハイツモ深緑、色モ変ラス青柳

ノ駅路踰ヘテ香椎瀉、多々良ノ橋ヲ打渡リ千代ノ松原  
千代八千代、万代カケテ君カ代ヲ千トセノ松ニヨソヘ  
ツ、神ニアユミヲ箱崎ノ社ニ懸シ四ツノ文字、筆ノ  
アルシヲヨク問ヘハ、延喜ノ

(下シマシマセリカ)

ミカトカシコクモ、御手ヲハ下シマセリトゾ、此所モ  
昔ハ石畳ミ疊重ネテ白波ノヨセシ昔ハ忘レント、恨ミ  
ウラハノ木綿襪掛テ歎クモアハレナリ、濡衣ツカモ濡  
衣ヲ其身ニ着タル心地セン、頓テ博多ノ仮住居此所モ  
波風騒カシク、又行カタハ薩摩瀉沖ノ小島ニアラネト  
モ、心細サヲ都ニテ誰カハアレト思フラン、タヨル心  
ハ筑紫人一人ノ外ニ打明テ、語フ友モ波路経テ野間ノ  
関屋ノ関守ニ、セキトメラレテ又フネニノレトモソレ  
トヨル方モ、ナミニユラレテ行先ハ黒ノ瀬戸テフ名モ  
憂シヤ、(ヤカテカ)今ハ鹿兒島籠ノ鳥翅シメテ潜ミシカ、又木  
枯シニ驚キテ日向トヤラニ舟出セシ、日ハ神無月望ノ  
夜ノ鳥ノ初音ト諸声ニ啼音ヲ忍ヒ、波風ノ危キ中ヲ漕  
出ル、コ、ニ一人ノ薩摩人イカナル縁ニシサキノ世ノ、  
契ヤ深キ御舟沖傾ク月ト諸共ニ照輝キテ疊リナキ身ヲ  
大君ノ為ニトテ、頓テ波間ニ入りヌルヲ神ナラヌ身ノ  
哀レサハ、乗合ノ人モ舟人モカヒノ滴ノ露程モ、シカ

トハ知ラス白波ノ立騒ケトモ甲斐ソナキ、ヤ、東雲ノ  
(ハセ)  
(頭注) 書名此語ニ基ク  
アケ烏ナクヨリ外ハナカリケリ (懐旧ノ作ナリ)

筑前国上座郡大庭村ニ寓シ居タル薩摩人竹内五百都

重任 (旧名半右衛門) 覚書鈔録今ハ東京ニ在テ  
葛城彦一ト称ス

○この文書は、「鹿児島県史料 斉彬公史料」第二巻の第四六七  
号文書(参考 竹内半右衛門覚書鈔)と同文重複により略す。

#### 四二〇 清水寺忍向阿闍梨略伝

洛東清水寺中成就院 (明治以来成就院ヲ本寺ト定メラレ、直  
チニ清水寺ト称ス、爾後成就院ノ称ハ廃セラレタリ) 前任忍向  
阿闍梨ハ、月照ト字ス、其祖先ヲ詳ニセス、父ヲ玉井宗  
江ト称シ鼎齋ト号ス、大坂ニ住テ医ヲ業トシ、カタハラ  
茶事ヲ嗜メリ、忍向ハ其嫡子ニシテ文化十年癸酉某月日  
ニ生ル、幼名ヲ宗八ト称ス、当時成就院ノ藏海師ハ宗江  
カ弟ナルヲ以テ、宗久ヲ徒弟タラシメン事ヲ約シテ成就  
院ニ入学セシム、コレ実ニ文政十年丁亥正月十四日ナリ、  
是ニ於テ宗久ヲ改メテ久丸ト称ス、全年三月七日權中納  
言園基茂卿ノ猶子トナリ、全年四月三日改テ藏海ノ附弟  
トナリ、全月廿二日薙髮得度シテ中将房忍鎧ト称ス、十

一年戊子三月十七日、城州山城観音寺ニ於テ遍照院弘賢  
阿闍梨ニ就テ入壇灌頂シ、全年九月八日又弘賢ニ随テ、  
師ノ藏海ト共ニ印可伝授ヲ受ク、十二年己丑三月河内国  
高貴寺宗寶法師ヲ訪テ悉曇ノ伝ヲ授カリ、天保六年乙未  
五月十二日藏海ノ譲リヲ受ケテ、成就院ノ住職トナリ、  
全月十五日大願職補任ヲ受ク、弘化三年十二月九日山内  
寶性院ノ住職ヲ兼ヌ、嘉永二年己酉二月二日忍介ヲ改メ  
テ忍向ト称ス (松根按、鎧介音ノ相近ケレハ通シ用ヒシニヤ、  
何ノ年ニヤ鎧ヲ介ニ改メ、茲ニテ介ヲ向ニ改メシニヤ今不詳)、  
安政元年甲寅二月二日故有テ寺職ヲ辞シ、実弟信海ヲシ  
テ成就院ノ後任タラシム、是レヨリ忍向ハ適意ニ關東・  
北国等ヲ歴遊シ、人情風土ヲ觀察シ、将ニ大ニ国家ノ為  
メニ尽ス所アラントス、全二年乙卯二月廿四日清水寺ヲ  
出テ高臺寺中春光院ニ仮居シ、全年三月九日近衛忠熈公  
ニ謁シテ歌道ノ門人トナル (頭注) 近衛家表両日記及ヒ御歌掛日記  
(入門ノ年月日両日記ニアリ) 参看  
全三年丙辰正月廿九日春光院ヲ去テ、長樂寺中云々亭ニ  
移居ス、後ハ岡崎村ニ住シ、或ハ歌ノ中山清閑寺ニ寓シ、  
或ハ東福寺中靈雲院ニモ在リ、全四年四月二日ヨリ全山  
ノ即宗院ノ山莊採薪亭 (自然居士ノ旧址ナリ) ニ寓居シ、  
全年八月十五日南都東大寺惠訓阿闍梨ニ從テ、弟信海ト

共ニ具足戒ヲ受ケ、癸丑以来外船ノ来港ニ因テ官武其旨趣ヲ異ニシ海内騒然トシテ、徳川氏ノ政日々ニ非ナルヲ視ルニ至ル、茲ニ於テ忍向慨然トシテ志ヲ勵マシ、王室ヲ興シ、醜虜ヲ攘ハンコトヲ謀リ、青蓮院尊融親王（方今久邇宮朝彦親王）・近衛忠烈公ニ密議シ、且ハ鷹司家ノ司小林民部権大輔及ヒ処士頼三樹八郎等ト日夜計畫スルニ、水戸中納言齊昭君モ亦在京ノ藩士鶴飼吉左衛門ト其子幸吉ヲシテ、忍向ト機密ノコトヲ謀ラシム、戊午ノ九月梅田源次郎及ヒ鶴飼・小林・頼等幕吏ノ忌嫌ヲ護テ逐次ニ捕縛ニ就キ、禍將ニ忍向ニ及ントス、近衛公大ニ憂慮シ玉ヒ、薩人西郷吉兵衛（後ニ菊地源吾又大島三右衛門ト改メ、又後ニ西郷吉之助ト称ス、任官ノ後実名隆盛ヲ用ヒ通称ヲ廢ス）・有村俊齋（後ニ海江田武次ト称シ、任官ノ後ハ実名信義ヲ用ヒ通称ヲ廢ス）等ニ命シテ忍向ヲ救護セシム、全年九月十日一僕大槻重助（丹波園部ノ人、忍向ノ僕ト成テ大坂ニ蟄シ、筑前ニ潜ミ鹿兒島ニ從ヒ、忍向没シテ後幕吏ノ監護スル所トナリ、京都ノ獄ニ繫カレ、後赦ニ遇テ免サル、事ヲ得タリ、現今ハ清水寺觀世音ノ祠側ニ茶舗ヲ開キテ生計トス、温厚樸実愛スヘキナリ）ヲ率ヒ、西郷・有村ノ二士ト共ニ大坂ヲ下リ、一敏云、海江田信義ニ聞クニ、近衛公ヨリ御内托有リ

シハ西郷一人ニシテ、西郷ヨリ信義ニ議セシトソ、又西郷ハ伏水ヨリ帰京シ、大坂マテ月照ヲ伴ヒシハ信義ノミナリシトソ、下ニ載セタル聞書ニ就テ其詳ナルヲ見ルヘシ（實歴史傳參看）

薩邸ノ傍ナル某亭ニ潜匿ス、在坂ノ薩人吉井仁左衛門（後ニ中助ト改メ、ヤカテ又幸助ト改ム、任官ノ後実名友賢ヲ用ヒ通称ヲ廢ス）担当シテ之レヲ保護セリ、

因ニ云、此時薩藩ノ士人藩主齊彬君ノ内命ヲ奉シテ、江戸京都ノ間ニ来往周旋スル者数名アリ、西郷ハ其巨魁ニシテ、其他江戸ノ邸ヨリ京都ニ来リ留ル者ハ、有馬新七（壬戌四月伏見寺田屋ノ一挙ニ戦死ス）・日下部伊

三次（伊三次ハ其父ヲ海江田某ト云、薩ノ藩士タリシガ故有テ藩ヲ脱シ、水戸ニ遊ヒ、烈公ニ仕ヘテ終ル、其一子伊三次日下

（徳川者也）

部氏ヲ称シ水藩ニ仕ヘシニ、烈公紹介スルコト有テ薩侯ニレヲ許シ、本藩ニ復スルコトヲ得タリ（召抱云々ノ書參照）、戊午ノ年江戸ニテ捕縛セラレ獄中ニ死ス、一女アリ、有村俊齋其婿ト成テ日下部氏ヲ承ク、後ニ本姓ニ復シ海江田ト称ス）、大坂ヨリ来ル者ハ吉井仁右衛門、遊学生ヲ以テ滯京スル者ハ伊地知龍右衛門（後ニ正治ト称ス）、筑前ヨリ来ル者ハ北條右門ニテ（北條ハモト木村仲之丞時澄ト称ス、嘉

永二已酉十二月薩藩内訌アリ、姦臣威ヲ擅ニシテ忠臣ヲ殺スコト無慮數十人、其他貶黜放逐無数ニシテ、禍將ニ世子ニ及ハントスル時、仲之丞ハ諏訪社(鹿兒島城北福ヶ迫ニ在リ)神官井上出雲守等ト脱シテ、筑前侯黒田家ニ依リ恢復ヲ謀ル、此時ヨリ仲之丞ハ北條右門時村(初時澄)ト改名シ、出雲守ハ工藤左門經徳ト改ム、西郷曾テ江戸ニ赴ク時筑前ヲ過ク、北條ニ面晤シテ時事ヲ談ス故ヲ以テ、此時北條モ上京シテ共ニ周旋奔走セリ、後本藩ニ復シテ村山齊助ト更メ、暫時中川宮(久邇宮)ニ仕ヘテ下總ト称シ、後東作ト更メテ、今ハ松根ト称ス、工藤ハ本藩ニ復シテ藤井良節ト改メ、後良造又宮内ト称セシニ、今ハ既ニ病歿ス、此数名東西ニ奔走シテ公卿ノ門ニ出入シ、諸名士ト謀リ鞠躬尽力数十日ナリ、爰ヲ以テ近衛公ヨリ西郷等ニ命シテ忍向ヲ救護センメラレタルナリ、

今年九月廿三日、夜ニ入テ馬關ノ早船一艘ヲ雇ヒ(二十二日西郷・北條・有村京ヲ発シテ大坂ニ下リシナリ、伊地知ハ伏水ニ止リ、吉井ハ猶依然トシテ在坂セリ)、潜ニ大坂ヲ発シテ九州ニ赴ント忍向・重助ノ二人ヲ伴ヒ、西郷・有村・北條ノ三士ハ、同夜川口ヲ離レ帆ヲ挙ケテ西下ス、兵庫ノ沖ニテ天漸ク明ケタリ、航海中忍向和歌ヲ詠ス「難波江や追風」(皆前ニ出ツ)、斯テ十月朔日ニ長門国赤馬關ニ

着船ス、此時ニ当リ薩ノ老侯齊興君江戸ヨリ国ニ下ラントシテ、昨日豊前ノ小倉ヲ発シテ筑前ニ入ルノ報ヲ得タルヲ以テ、西郷ハ忍向ト其僕重助ヲ北條右門ニ托シテ、暫時筑前ノ博多ニ在ラシメ、其身ハ老侯ノ逆旅ヲ跟随シ、時事ヲ演述シ、再挙ヲ謀ラント直ニ馬關ヨリ小倉ニ渡ル、忍向ハ北條・有村ニ伴ハレテ、下ノ關竹崎ナル白石正一郎(実名ヲ資之ト言、此地ノ豪商ニテ、多年勤王ノ志深ク、北條・工藤等ト交際シテ常ニ時事ヲ談論ス、舍弟廉作モ亦頗ル有為ノ人ニシテ王陽明ノ学ヲ奉シ詩ニ妙ナリ、後ニ癸亥ノ年但馬銀山ノ挙ニ党シテ死ス)カ家ニ至リ一泊シ、全二日小艇ヲ雇ヒ、筑前国遠賀郡伊畑浦ニ渡リ陸行シテ、全三日博多ナル北條氏カ家ニ着シ、翌日有村ハ西郷カ跡ヲ追テ南下セリ(白石日記参照)、是ヨリ忍向ト其僕重助ハ、北條氏ノ寓居ニ滞留シテ西郷カ音信ヲ待トモ、闕トシテ聞ユル事ナン(薩国該時君公卒シテ老公国ニ就キ、俗論蜂起シテ西郷等カ説容レラレス、是音信ノ無カリシユエンナリ)、一日箱崎八幡宮ニ参詣シ、懇禱シテ還ル道ニテ和蘭人数名ニ遇ヒ、愕然トシテ詠ル歌アリ、「白波ノ」(以下前ニ出ツ)

行末ハ如何にならむ不知火の

筑紫の海によする白波

是ハ国侯黒田齊溥君和蘭人ヲ招キ、銃隊ノ操練ヲ演セラレタレハ也（黒田家記参照）、斯テ全月廿六日ノ夜白石正一郎ヨリ使人到レリ、其故ハ西郷等カ京師ヲ発スルヤ京都町奉行ヨリ捕吏ヲ遣シテ其逆旅ヲ搜索シ、伏水ヨリ大坂ヲ歴テ中座（中座トハ町奉行ノ使役スル警察小吏ノ号ナリ、所謂目アカシノ類）甚助・徳藏ノ兩人、忍向ノ蹤ヲ追テ今日馬關ニ着セリ、不日ニ博多ニ至ラントス、早ク其処分ヲ成スヘシトノ報知アリ（白石日記參看）、是ニ於テ北條ハ工藤左門ト示談シテ、翌日廿七日未明ニ忍向ヲ薩摩ニ遁レシメントス、然レトモ、忍向ハ始メテ鎮西ノ地ニ来リ、孤行シテ薩摩ニ赴ク事ヲ得ヘカラス、況ヤ薩ハ国境ニ関門在テ、他邦ノ人叨リニ入ルヲ許サ、レハ、先ツ筑前国上座郡（福岡ヲ距ル十里余）大庭村ナル竹内五百都カ許ニ行キ、一両日潜匿スヘシ、而シテ筑人平野次郎ニ依頼シテ随行セシメントヲ約シ、北條ハ忍向ヲ一本木稻荷ノ祠前（福岡ヲ距ル一里許）迄送テ別レ、帰路ニ住吉村（博多ノ川上半里許ニアリ、武内住吉神社ノ地ナリ）ナル楠屋宗五郎（福岡ノ市人ニテ王氏ノ学ヲ奉シ、上京シテ春日讃州ノ門ニ遊ヒ慷慨ノ志アリ、奇男子ナリ、家名ヲ一角ト号ス、後ニ同藩ノ混乱ニ係リ、俗吏ノ忌ム所ト為テ獄ニ下ル、其後一変シテ藩

ノ賞譽ヲ得、終身禄ヲ拜賜ス、惜哉明治ノ初メ病テ没ス）ガ別墅ニ平野ヲ招キ、該件ヲ談スルニ、平野欣然トシテ領諾シ、直ニ旅装ヲ治メテ上座郡ヲ差シテ出発ス（前ニノスル竹内五百都ハ、モト竹内伴右衛門（上ニ半ト記スハ非ナリ）ト称ス、薩人ニテ工藤・北條等ト共ニ国難ニ罹リ筑前ニ旅寓シテ、上座郡ニ住居ス、後ニ葛城彦一重任ト称ス、今ハ東京ニ在リ）

因ニ言、平野次郎國臣ハ筑前福岡ノ人、歩卒ニシテ、始ハ小金丸勇助ト称シ、普請方ノ小吏タリ、廿二三歳ノ頃宗像中津宮修繕ノコトヲ奉シテ全郡ノ大島ニ在勤ス、此時北條右門ハ黒田家ノ保護ニヨリ、薩ノ姦吏ノ追捕ヲ避テ大島ニ在リ（大嶋ハ宗像郡ノ海中三里ニアリ、福岡ヲ距ル十五里ノ北洋中ナリ、日本書記ニ所謂中瀛ナリ）、於是小金丸ト交誼深ク相惟ヒ、日夜国事ヲ論シ古学文詞ヲ談ス、國臣是レヨリ慨然トシテ憤起シ、藩ノ小吏タルヲ屑トセス、総髮ト成リ古製ノ太刀ヲ佩ヒ、小袴ヲ着用シテ常ニ慷慨ノ談ヲ成ス、敢テ俗吏ノ態ニ非サルヲ以テ妻子・親戚モ誹笑スルニ至レリ、勇助コ、ニ於テ断然養父ノ家ヲ出テ実家平野氏ニ還リ平野次郎ト称シ、意ヲ擡（擡カ）ニシテ全志ト交遊ス、国人此輩ヲ目シテ御太刀組ト呼フニ至レリ、後ニ北條右門カ西郷ト共ニ



京師ニ在テ国事ヲ周旋スルヲ聞キ、潜カニ藩ヲ脱シテ京ニ上リ、北條カ逆旅ニ寓居スル事数日、爰ニ機密ノ件筑侯ニ具申スヘキコトノ有ニ際シ、北條・有村・伊地知等ノ附托ヲ受テ、戊午ノ九月初旬ニ福岡ニ帰レリ、故ニ今般ノ南行ヲ托シタルナリ、サテ忍向薩海ニ投シ、平野ハ放逐セラレ、潜行シテ筑前ニ帰レトモ、藩ノ有司ハ尊幕ノ徒ノミニシテ、平野カ挙動ヲ嫉ミ獄ニ下シテ幽閉セントス、故ニ馬關ニ潜匿スルコト数旬、筑吏マタ謀シテ是レヲ知り捕縛セントス、白石氏ノ救護ヲ得テ、備中連島ナル三宅眞太郎カ家ニ転居シテ茲ニ在ルコト久シ、後ニハ逮捕ヤ、緩ナルヲ以テ馬關ニ歸リ、又肥後ニ往キ松村大成等ト交ヲ締ヒ、或ハ村田新八ニ從ヒ薩ニ入テ諸有志ニ會議シ、其他佐賀ノ枝吉平左衛門ヲ始メ諸藩ノ志士ニ親ミ、久留米ノ眞木和泉守保臣ト其交最渥ク、其婚タラン事ヲ約スルニ至レリ、前後流寓難辛ヲ嘗ル事数年、壬戌年(文久二年)筑前侯ノ東上セントスル時次郎ハ大坂ニ在リシカ、薩人伊牟田尚平ト議リ、筑侯ニ播州大藏谷ノ駅ニ謁シテ東上ノ不可ヲ陳述ス(舊邦秘録參照)、筑侯遂ニ駕ヲ廻シ、次郎ヲ欺キ隨行セシメ終ニ是ヲ禁錮ス、其後全国尊攘ノ説大

ニ起リ、癸亥年(文久三年)群雄京都ニ蝟集スルニ當リ、筑侯ノ宗家庭田殿(中納言)ヨリ懇ニ仰入レラル、旨アリテ、次郎ノ幽錮ヲ解テ上京セシメシニ、此時諸藩ノ志士ヲ學習院ニメサル、ニ際シ、次郎モ學習院ニ出仕セシメ、大和五條ノ挙アレハ、是ヲ鎮撫セヨトノ命ヲ奉シ、往テ説トトモ行ハレス(村井修理少進カ紀事參看)、帰京シ、次郎ハ別ニ所見アレハ京ヲ脱シ、長州ニ在ル澤殿(主水正宣種)ヲ延テ、但馬生野ニテ更ニ事ヲ挙ントスルニ、有故ニ其事ノ成スヘカラサルヲ察シ、且同志ト議アハス処分セントスルニ、遂ニ縛ニ就テ京都ノ獄ニ在ルコト久シ、年月日不詳、大政返上ヨリハトク失タノチテ、何ノ辞モナク徒ニ戮セラレシハ惘然ノ至リナリ、

忍向ハ平野カ来ルニ遇テ大ニカヲ得、翌日大庭村ヲ発シテ竹内・平野等ト共ニ筑後川ヲ下リ、久留米領若津ニ着シ、是ヨリ陸行シテ柳川ノ榎川津ニ至リ、小保ト言ヘル沿海ノ小村ニ暫時逗留シ、十月朔日此所ヨリ小舟ヲ雇フテ出帆ス(此時北條右門モ難ヲ避ケ、博多ヲ出テ柳川ニ潜匿セントテ愛ニ至リ、纔ヲ解クニ当テ別レタリ)、斯テ忍向ハ平野次郎・僕重助ト三人全舟ニテ、薩摩ノ市來港(阿久根ノ誤)

ニ着シタレトモ、薩法敵ニシテ揚陸ヲ許サス、止ム事ヲ得スシテ船ヲ漕廻シ、出水郡黒ノ濱ニ着船シテ、此地ヨリ上陸シテ、空月八日鹿兒島ニ致着スルコトヲ得タリ、始メ忍向ノ筑前ヲ出ルニ臨テ、薩ノ関門ハ通券(通り手形ト通暁ス)無クテハ通り難キヲ慮リ、自ラ靜溪院鏝水ト交名シ、南都一乘院門跡ノ使僧ト称シ、平野次郎ハ有髮ノ修験ノサマニモテナシ雲外房ト名ノリ、鏝水ノ弟子ト称シ、一枚ノ通券ヲ贗造シタルヲ以テ難ナク鹿兒島城下ニ達シタリ、斯テ西郷ニ面会スルコトヲ得テ進止ヲ議スルニ、此時薩ノ国論一定セス、重職ノ輩幕威ヲ怕レテ、兩人忍向・西郷ヲ保庇スル事ヲ憚リ令ヲ下シテ曰、清水寺僧忍向幕府ノ嫌疑ヲ蒙リ拘引セラレンコトヲ、我藩是ヲ救助スルニ名分有コトナシ、汝西郷交友ノ誼ヲ以テ是ヲ保護セントナラハ、亦汝ノ私事ニシテ藩廷ノ関スル所ニアラス、然レトモ城下ニシテ幕吏ノ捕獲トナルハ頗ル藩ノ威名ヲ損スルニ似タリ、因テ小舟ヲシテ汝等兩人ヲ日向ノ地マテ送ラシムヘシ、而ル後ハ唯汝力意ニ任セテ方角ヲ定ムヘシト、坂口某(勇右衛門)・兒玉某(源五右衛門)トイヘル小吏二名ニ護送ノコトヲ命シ(札明奉行梁瀬源之進・土師吉兵衛、藩庁筆吏福永直之丞等カ親話記参照、十

一月十五日夜ニ入テ鹿兒島ノ港灣ヲ発セシム、是ニ於テ忍向モ西郷モ、共ニ事ノ成ス可カラスシテ命ノ窮ルヲ知り、潜カニ相約シテ、船正ニ御船明神(鹿兒島ヨリ三里)ノ沖ヲ過ル時ニ、二人軸先ニ出相抱合シテ海ニ投ス、平野及重助ハシメ満船驚愕シテ帆ヲ卸シ、其骸ノ浮ヒ出ツルヲ俟テ是レヲ舟中ニ曳ノホセ、水ヲ吐シメ火ヲ以テ暖メ、或ハ葉ヲ吞マシメ衆力以テ救療スルニ、少時ニシテ西郷ハ眼ヲ開キヤ、蘇スルノ状ナリ、忍向ハ終ニ溘然トシテ長逝ス、世寿四十六歳也、是ニ於テ衆船ヲ回シテ此狀ヲ藩ニ具スルニ、此時幕府ノ小吏ハ薩ノ国境ニ在リ、福岡ノ捕吏二名鹿兒島ニ来テ在ケルカ、忍向ノ死ヲ聞キ終ニ重助ヲ縛シテ去レリ、此時西郷カ懐中セル夾袋ノ中ヨリ忍向辞世ノ歌ニ二首ヲ得タリ、「大君ノ為ニハ」「曇ナキ」(皆前ニ出ツ、但月ト諸トモニ作ル)、扱忍向ノ屍ハ町年寄(今ノ戸長)波江野休右衛門等周旋シテ、南林中ナ(南林寺)ル西郷氏カ先塋ノ側(西郷カ墓所西方凡一丁許ノ地ナリキ、明治十二年<sup>(マ)</sup>月改葬ス、全所相國寺門前ニ在リ)ニ埋葬セリ、平野次郎為ニ墓碑ヲ建テ、自ラ靜溪院鏝水清月比丘ト題シタルニ、今猶存セリ、西郷ハ幕府ノ嫌疑甚タシト雖、忍向既ニ没タル上ハ幕ニ於テ罪ノ問フニ及ハストノ指令

有タリ、然レトモ藩論終ニ安カラサル所以ヲ以テ、南海

ノ大嶋(鹿兒児ヲ距ル百五十里ニ在リ)ニ屏居セシム(重野

安禪カ南洲真話参看)、而シテ猶年俸若干ヲ給与セリ(此後

文久壬戌(三月)、島津三郎久光上京セントスルニ際シテ西郷ヲ

召還ス、全年四月伏見ニ於テ浪士ノ暴動アリ、西郷是ヲ懲懣シタ

ル旨有トテ、久光怒テ再ヒ南島ニ改謫ス、元治元年春藩論紛起、

強ク久光ニ請テ西郷ヲ再ヒ召還シ上京ノ命アリ、コレ西郷カ一タ

ヒ其志ヲ伸シ始メリ、忍向深ク外教ノ蠱惑ヲ嫉ミ、仏法ヲ

興隆シ国教ヲ恢弘センコトヲ念トシテ、夙夜国事ニ尽力

スルノ間、米艦ノ入港以來人心恟々、幕政日々非ナルヲ

見テ慨然トシテ詠ル歌

君か為法の為にハ露の命

只此時を捨処なる

鹿兒島ヨリ船ニ乗テ立出ケル時ニヨメル歌教首アリ、「  
舟人ノ」「海士小舟」「都ニテ」「答フベキ」(共ニ前ニ

出ス)

一敏言、平野ヨリハ都ニテ、海士小舟二首ハ薩ニ入シ

時ノ歌ト聞ク、按ニ蓋然ラン、又海江田信義言、月照

(頭注)御修法云々ノコト、近衛家表兩日記ニ記ス  
都ニアルトトキハ近衛公不動明王ニ祈リ玉フトテ

動きなき明らけき世を一すちに

今此時を尚祈るなる

トメサレタレバ月照

国の為君の為にハ露の命

只此時を捨て所なる

トシテコタイ奉リシトナリ、

右清水寺成就院前住忍向阿闍梨ノ略伝ハ、往年余カ經過

スル処ノ事実ト、方今ノ清水寺忍慶カ編集スル略伝トヲ

参互錯綜トシテ筆記スル所ナリ、旧友小川翁東京ヨリ書

ヲ書ヲ寄セテ、余カ筆記ヲ懇請セラル、ニ任セ慨然トシ

テ是ヲ録ス、爰ニ往事ヲ追憶スレハ茫トシテ一夢場ノ如

ク筆ヲ投シテ嗟歎スルコト久シ、

明治十二年七月三十一日在東京

村山松根録ス

海江田信義ヌシ東京ニ住居ナレハ、平野ヨリノ聞書ト

葛城ノ覚書ト、村山ノ記サレシ略伝トヲ見セ参ラセラ

レ、ヌシニモ覚書アラハ見セラレン事ヲ乞ト雖トモ、

筆記セシ物トテハ無ク、只其時ノ事ハ能ク語記スルヲ

語ラントテ、今茲明治十二年九月十一日ヌシノ家ニテ

語り聞ラレタルヲ其明ノ日綴リ記シ、全月十八日再ヒ

ヌシノ家ニ行キ見セ参ラセ、誤リノ有ンヲ正シ改メタ

ルニソ、

全月二十日

小河一敏記ス

閑老間部上京シテ、朝廷ニ心ヲヨセタル人々ヲ捕縛スル時、月照モ捕ヘラルヘキ勢ヲ察シ、先ツ粟田宮ノ御内ニ潜居スト雖トモ、御内ノ者共幕威ヲ恐レテ月照ノ潜居ヲ心ヨシトセサレハ、近衛公ノ御内ニ徙リシニ、爰ニテモ老女村岡ノミハ独從容トシテ其心ヲ動かサ、レ共、諸大夫始メ家司中皆其事ノ露白ヲ恐ルレハ、月照ハ心ヲ決シテ言ラク、捕縛ニ就テ幕廷ニ臨ミ、天下ノ大義ヲ述ヘ、心ノ尽十分ニ議論ヲ尽スヘシト有レハ、近衛公ノ仰ニ、然アラハ必定殺サルヘシ、死ハ急クヘカラス、イマタ其時ニハ至ルマシ、暫ク身ヲ潜メ難ヲ避ケ時ヲ待ヘシト有メ玉ヒ、西郷吉兵衛ヲ召シ、然カノナレハ月照ヲ南都ニ潜居セシメラレタシ、此事宜シク計ラフヘキ旨ヲ托サル、ニ任セ（村岡ヲ以テ示サレシト）、西郷ハ是ヲ畏ミ、有村俊齋ヲ招キテ其事ヲ議スルニ、有村其事ハ承諾スト雖モ道中ニテ心ノ用ヒサマ違ヘリ、有村思フニハ梅田源次郎ヲ捕縛スルニモ三四十ノ人ハ来レリ、薩人ノ護ル月照ヲ捕縛セントナラハ、右ニ倍スル人ハ来ルト思フヘシ、然ラハ若シ其色有シ時ハ一モ二モ無ク速ニ切掛リテ、命ノ

有ラン限り切抜ヘシト言ニ、西郷ハ近衛家ヨリノ御内托アレハ卒爾ノ事ハ成スヘカラス、薩ノ僧ナル由ヲ述ヘ談判ニテ免レ方有ヘシト有レトモ、有村ハ月照ノ音韻モ薩ノサマナラヌ、月照ニ問ハル、事モ有ヘケレハ、口ヲ鎖シテノミモ居難カルヘシ、切込ノ期後ルレハ其詮有マシト言ヘトモ、西郷遂ニ肯セス、切込シテ叶ハサル時ハ西郷先ツ切込ヘシ、其時ハ有村モ共ニ力ヲ尽シ、遂ニハ間部ノ旅館ニモ切入ルヘシト云フニ任セ、然ラスンハ有村ハ月照ノ駕ヨリ十間計先ヲ行テ、道々辻々四方ヲ見切行ヘシ、西郷ハ駕ノ傍ニ有ヘシト約シ、暁ニ京都ヲ打立、伏見街道ニ掛リシニ、堅附着タル幕吏体ノ者二三人宛其処ニ居ルト雖トモ、多人数集リタルハ無ク又彼ヨリモ怪シミ見ルサマナリトハ雖トモ、一語モ尋ヲ受ス伏見ニ着シ、八軒屋ニテ西郷ト有村ト熟議スルニ、南都ハ京都ニ近クシテ潜居ヲ遂ケ難カルヘシ、然ランヨリハ遠ク去テ薩州ニ潜ムニマサルコトハ有マシ、然レトモ、薩州ハ様々其手順ヲ尽シテ後ナラテハ潜マセ難カルヘシ、夫迄ノ間ハ熊本ノ長岡監物ニ托シ置クヘシト相談シテ、月照ニ如何ヤト問ヘハ、月照モ然ルヘキ由ヲ答ニ任セ大坂ニ下ラントスルニ、西郷ハ京都ニモ用ノ事ノ多ケレハトテ伏

水ヨリ京ニ帰り、淀舟ハ有村独ニテ月照ト其僕重助ヲ伴  
 ヒ下リシニ、月照ハ大坂ニ知音ノ有レハ其所ニ所カハヤ  
(行九)  
 ト言ケレトモ、有村ハ不可然トテ、大坂ニテモ八軒屋ニ  
 テ殊ニ客多キ店ニスラスラト上リ先ツ夕餉シ、此時薩邸  
 ニ藏方役ニテ詰合シ、吉井仁左衛門ヲ書状ニテ呼ヨセ事  
 ノヨシヲ私語キケレハ、吉井潜居ノコトヲ引受宜シク計  
 ラヒ来ラントテ帰り、頓テ其事整ヒタリ、イサ共ニ行カ  
 ハヤト又来リ促スニ任セ、月照モ有村モ吉井ニ導カレテ  
 行ケルニ、小キ家トハ雖トモ、素ヨリ薩ノ出入ノ町人ニ  
 テ心有ケノ主人ナレハ、此家ニ潜ミ玉ハ、万御心安カレ  
 ト言ニ任セテ、先ツ心ヲ安シ、有村ハ西郷ト謀リ合スヘキ  
 コトノ有レハ一応又上京セントスルニ月照ノ言ヘラク、  
 奈良ハ京ニ近ケレハ便ニ任セ衣類ヲモ取寄セント、着替  
 モ手薄ニシテ打立シニ西國ヘ下ルナラハ、着替ノ衣ヲ取  
 寄セタシ、有村重テ下坂ノ時携ヘタマハレタシトテ、一  
 通ノ書翰ヲ認メテ成就院中ノ近藤少進ト云者ヘ其事ヲ云  
 ヤルトテ、其文中ニハ四國ヘ下ル心構ヘト書ヲ遣シケル  
(實歴史傳參看)、扱有村ハ此状ヲ届ケタルニ、折シモ月  
 照カコトヲ尋ントテ、京都町奉行所ヨリ近藤ヲ呼レ様々  
 尋問ノ有レハ、近藤ハ只幕威ヲ恐レ、月照カ京地ニ居ラ

サル証トシテ書状ヲ出シタリトソ、此時薩邸ニ原田齋助  
(才輔)ト云人有テ此事ヲ聞キ、近藤ニ其手紙ヲ出セシヲ  
 痛ク咎メテ責ケレハ、然ラハ取返シ来ラントテ、近藤又  
 町奉行所ニ出タリシニ、其時ノ応答アリハ知ラネトモ、  
 近藤ハ拘留セラレタリ、近藤ハ夫ニセマリタルナム、  
 舌ヲ嚙切テ死セシトソ、扱有村ハ西郷ト共ニ柳馬場ニ居  
 タリシニ、西郷ヲモ幕吏ノ附ケネラウ由聞ユレハ、西郷  
 ハ大坂ニ上リ、更ニ單身潜行シテ重テ上京スヘシ、有村  
 ハ月照ヲ伴ヒ西國ヘ下ラント約シ、京都ヲ出足ス、此時  
 北條右門モ同シク下坂ス、伊地知龍右衛門ハ同シク京都  
 ヲ発足スト雖トモ、此人ハ伏見ヘ滞リトソ、扱西郷・  
 有村全シク滞坂スル中ニ、京都薩邸(留守居)伊集院太郎  
 右衛門(俗吏ナリキ)ヨリ言越ケレハ、西郷ヲ町奉行ノ手  
 ヲ以テ探索敵シキ故早ク帰スヘシトナリ、然レハ西郷再  
 ヒ上京モ成リ難クイサ共ニ下ルヘシ、月照ヲ長岡ニ托ス  
 ルコトハ思ヒ止リ、飯ニ筑前ニ潜マシムヘシトテ、吉井  
 ハ周旋シテ小倉船ヲ下關迄ト約シテ雇ヒ、薩邸(土佐堀ニ  
 在リ)ノ前ノ岸ニ繫キシニ、幕吏之レヲ探知シタリシニ  
 ヤ、来リテ小倉船ハ是ナリヤト問ニ、吉井ハ然ラサル由  
 ヲ答ヘケリ、扱テ西郷ハ有村・北條ト僕重助ト舟ニ乘リ

テ、イマタ碇ヲ揚ケサルニ幕吏又來リ、二三人モ其処ノ岸ヲ下リツ上リツ私語スルサマナリ、若シ捕縛ノサマ有ラハ有村ノ列ハ速ニ切入ヘシ、其時ハ月照ハ早ク遁レテ薩邸中ノ平田伊兵衛（留守居）ノ許ニ行レヨト、其行ヘキ路次ヲ指示シテ居タレトモ、幕吏手サスコトハ無クシテ去レリ、船頭其様ヲ恐レタルニヤ、夜暗ク橋多ク舟漕出シ難シトテ舟ヲ出シカネタルヲ、吉井始メ人々敵シク叱シテ舟ヲ出サセ、吉井ハ陸地ヲ天保山迄送り來リシナリ、曉方天保山沖ニ出レハ皆々心ヲ安シヌ、日ナラス下關ニ達シケレハ西郷ハ是ヨリ直ニ帰國シ、北條ハ竹崎ナル白石正一郎ト知音ナレハ是ヲ訪フニ、正一郎ハ兼々勤王有志ノ人ニテ全家心ヲ一ニシテ居タレハ、此日正一郎ハ不在ト雖トモ、家内ノ衆ヨリ使ニテ皆々來ルヘキ由ヲ云越セシニ任セ、有村ハ月照ヲ伴ヒ此家ニ行ケハ様々モテナシケルトソ、此家ニ一泊シ（白石日記參照）、夫レヨリ筑前ニ下リ工藤左門ニ面會シ、月照ヲ工藤・北條ニ托シ置キ、鹿兒島ニ歸リ周旋セントテ、有村ハ月照ニ別レテ帰國シタリトソ、扱テ西郷モ有村モ鹿兒島ニテ月照潜居ノコトヲ様々計ルト雖トモ（福永親話記參照）、其事ハカハカ敷整ハサルニ、月照薩ニ入り來リ、日高存龍院ハ兼

テ知音ナレハ爰ニ行シニ、存龍院ハ時態ヲ恐レテ其由直ニ薩ノ政府ヘ届出タリ（親類ノ俗吏村田與兵衛ヲ以テ島津豊後ニ届出タリ）、惜哉此時西郷・有村等早ク月照ノ來レルヲ聞カハ謀ラフサマモ有ツランニ、政府ハ存龍院ヨリノ届ヲ聞キ町役人ヘ言渡シ、夫是ヲ手宛シ、存龍院ト西郷ノ外ハ月照ニ面會ヲ許サス、有村ハ此頃剃髮ナレハ存龍院ノ弟ナリトテ行タレトモ、逢事叶ハサリシト也、扱西郷・有村ノ存意ハ行ハレス、西郷ニ政府ヨリ諭サレシ旨ハ村山ノ筆記ノ如クナルニ、猶申サル、ニハ、月照ハ日州口ヘ出タリト追捕ノ者ヘ答エヘシ、然シテ西郷ハ月照ヲ伴ヒ、舟路ニテ日向ナル法華嶽寺ニ潜シテ時ヲ待ヘシト有シトソ（齊興公ノ旨趣ハ前卷ニ記スルカ如シ、參看スヘシ）、西郷ハ是レヲ怪シミ、法華嶽寺ニテ遂ニ捕縛セントノ通策ナルヘシトテ、入水ノ事ニ及ヒシトカヤ、然レトモ此時政府ハ、法華嶽寺ハ辺境故潜ミ居ルコトモ有ルヘク思ハレタルニヤ、其実ハ今ニ至リテモ知難シト雖モ、一ト先法華嶽寺ヘ遁レ潜ミ、幕吏モシ爰ヲ來ラハ其時カクゴセラレ方モ有ツランカト、後日ヨリ惜ミ思フト雖トモ、西郷モ月照ト共ニ入水セントマテ思ヒ定メラレンコトハ、有村モ知得サリシトソ、

吉井友實ヌシモ今ハ東京住ナレハ、明烏ノ草稿ヲ見セテ其關係ノコト共ヲ尋ケレハ、十三年二月十三日暗記ヲ録シテヨセラレタルハ左ノ如シ、

月照ノ大坂ニ来ラレシ時、友實ハ兼テ親シク召仕候上仲仕(小給仕ノ如キ者)幸助ト申者ニ、此僧ハ本願寺ノ僧ニテ、此度子細有テ九州表ニ下向被成候間、奥ノ一間ニ暫ク止メ置呉レヨ、若シ面会ヲ乞フ者有トモ決テ引合スルコト勿レト申付、全家ニ潛居セラレタリ、大坂ヲ出船ノ頃ハ、所司代附ノ与力同心十三四人モ跡ヲ付テ下坂シ居レリト後ニ聞ケリ、実ニ危キ事ニテ有シナリ、右幸助ハ于今大坂ニ居住罷在候、

又吉井氏ノ物語ラレタルハ左ノ如シ、

後日西郷ノ物語ヲ聞クニ、月照本藩ニ事情ヲ吐露セシハ舟ノ甲板上ニシテ、事ノ勢茲ニ至レハ止事ヲ得ス、今夜覚悟有タシト云ヘハ、月照ハ如何ニモ從容トシテ所思ナク死ニ就クコト婦ルカ如シトイヘルサマ、真ニ感歎スル処也トソ、又西郷ハ十六日ノ夕七ツ時比人々介抱シテ家ニ帰レトモ、只眠カ如クニテ無言ナリシカ、其夜二更ノ頃吉井ニ扶ラレテ尿シ、又元ノ尊ニ返リテ漸ク言葉ヲ発シ、己ノ紙入ヲ見ヨ、月照ノ辞世有ヘシト云ニ任セテ、

吉井濡タル紙入ヲ披ケハ辞世ノ歌アリシトソ、

一敏云、平野次郎ヨリノ聞書ニ、旅宿ニテ云々トノコトハ國臣カ臆測ナレハ吉井ノ談ヲ正シトスヘシ、又紙入ヲ披ギ見タルヲ、西郷ヲ引上タル時ノ事ノサマニ記シタルハ、國臣カ後日ノ伝聞ヲ語ラレタル一敏ノ誤聞ニコソアラメ、

西郷ノ蘇息ノ後三十日許ハ、音声ヲ発スル事甚稀ナリシトソ、此年ノ十二月晦日藩命ニテ大嶋ニ蟄セラレタリ(梁瀬・福永親話記參看)

月照ニ關係セスト雖トモ、二月二十七日吉井ヌシヨリ録シテヨセラレタル一通ハ、當時ノサマヲ見ル実録ナレハ爰ニ附記ス、

戊午ノ年(安政五戊午)友實大坂ニ在リ、夏六月西郷隆盛江戸ヨリ薩摩ニ歸ルトテ、予カ居ヲ訪ヒ語テ曰ク、一橋家ヲ西城ニ立ルノ議ニ付、春嶽殿ヨリ齊彬君ヘノ直書ヲ持テ歸ル処也(昨夢紀事參看)ト西三日滯坂シテ去ル、

七月返書ヲ以テ又江戸ニ赴クトテ大坂ニ着ス、一日友實モ全伴シテ大坂城代土屋侯ノ公用人大久保要ヲ訪フ、此時始テ烈公始有志ノ諸侯禁錮セラレタリト聞ク、隆盛魔城ヲ発スルノ日齊彬君密ニ隆盛ニ謂テ曰、事成ラサレハ

他ニ一策アリ、自ラ 闕下ニ詣リテ為ス所アラン、汝モ又臨機入京セヨト(久光殿兄ノ遺志ヲ継述セラレシモ、蓋シ爰ニ根スルナルヘシ)、爰ニ於テ隆盛東行ヲ止メ京師ニ入ル、友實モ共ニ上京セリ、実ニ七月十三日也、伏見ニ着シ文珠某ノ家ニ宿ス、伊地知正治ニ会ス、是又江戸ヨリ京師ニ入ル者也、翌十四日上京、梁川星巖ノ三本木ノ寓居ヲ訪フ、頼三樹三郎(一敏云、初三樹三郎ト称シ、此頃三樹八郎ト改シトゾ)ト、長州ノ諸生一人来会ス(後ニ聞ハ長人ハ大樂源太郎ナリ)、星巖曰、兼テ關東ヘ間諜ヲ出シ置シニ不日井伊闕老上京、〔頭注〕宸翰甲第 母參看 近衛家秘書第 母參看 島津家史第 卷參照一 主上ヲ要シテ彦根ニ移シ奉ントノ確報アリ、主上素ヨリ東遷ヲ不被為好、因テ西国ニ遷幸アルヘキカ、又吉野ヘ御避アルヘキカ折角評議最中也、猶春日讚州ヘモ謀ル積也、此際君等ノ上京大ニ力ヲ得タリト、実ニ切迫ノ勢面色ニ顯ル、而シテ星巖ノ凜然タル大ニ感スル所アリシ、隆盛答テ曰、然ラハ吾輩モ滞京シテ応分ノ力ヲ尽サント、其夜伏見ニ帰り、隆盛終夜一封ヲ認メテ齊彬君ニ贈ル(是則京都云々切迫故ニ東行ヲ止メ、滞京スル等ノ書翰也、其書麿城ニ至ルハ齊彬君既ニ逝去ノ後ナリシトソ、一敏云、齊彬君ハ麿城藩主也、薩摩守ニ任セラレ頗ル賢名ノ名アリ)、同十六日再ヒ上京、錦小路上ル柳馬場鍵屋

ニ止宿、井伊ノ上京ヲ待ツ、此時隆盛歌アリ、

東風吹かは花や散るらん橋の

香をハ袂ニつゝみしものを

然ルニ如何ノ都合ナリケン、井伊ノ上京モ無ク(後幕議變シテ間部ノ上京ト成リシニハ非サル乎)、追々日下部伊三次・藤野豊作等(共ニ水戸ノ人)上京各自尽力セリ、然ルニ九月初旬頼・梅田等縛ニ就キ、月照ハ大坂ニ遁レ、梁川ハ死セリ、友實ハ始終京阪ノ間ニ往来シ、後大坂ニ還ル、隆盛等繼テ還ル、独リ正治ハ京師ヲ去ルニ忍ヒス、猶京・伏見ノ間ニ潜伏シ、事勢ヲ窺フト雖トモ探索益敵ニシテ、終ニ大坂ニ来リ、友實ト共坂邸ニ在シ処、猶モ兩人ヲ探ス事急ニシテ、邸知ヨリ帰国ノ命有シ故ニ、共ニ大坂ヲ発シテ帰国セリ、豊前小倉ニテ正治一首ヲ詠ス、

今日までハかへり見てけり玉敷の  
都につゝく大和しま根を

猶去ルニ不忍ノ情アリ、夫ヨリ筑前博多ニ至リ、工藤・北條等ニ面会、月照ノ安否ヲ問シニ、今朝平野ト共ニ薩摩ニ下向セリト、一兩日博多ニ滞留、辛フシテ麿島ニ帰着セリ、月照ハ後レテ着セラレタリ、是関門ニ云々ノ故アレハナリ、



九枚 編者云、此九枚ハ原書ノ丁數ニシテ史料ノ丁數ヲ云フニアラス ノ表ニアル三宅貞太郎

ハ兒島高德ノ裔ニシテ、遠ク高德ノ志ヲ継キ、心ヲ王事ニ竭セル人ナリ、壬戌ノ春平野國臣カ君駕ニ從テ國

ニ歸ルトキ、三宅ノ家ニ近キ河辺ヨリ書翰ヲヨセテ、當時ノ状態ヲ告タレハ、三宅ハ郷里ヲ去テカヲ國事ニ

竭シ、明治ノ始メノ頃ハ功績ヲ立タル人ナリ、其頃ハ典膳ト更名シ、又瓦全ト更ム、辛未(明治四年)ノ春外

山光輔朝臣ノコトニ関シテ終身禁獄ニ処セラレ、青森県ニ在リ、今茲ニ庚辰(明治十三年)ノ春特典ヲ以テ赦

有セラレ、郷里ニ還ルトテ府下ニ來リ、予カ家ヲモ訪ハレ、明烏ヲ見テ此一章ヲ寄セラレタリ、乃チ茲ニ附

記ス、

余往昔梅田源次郎ノ家ニ在ルトキ、初テ平野次郎ニ対面

ス、其時次郎ハ余ヲ伴ヒ己レガ旅宿ニ還ラントス、其故ハ西郷隆盛其ノ旅宿ニ在レハ共ニ語ラハン為ナリ、余其

日源次郎ニ語ルヘキコトノ有テ果サ、リキ、余其後郷里ニ歸リ居ルニ、次郎前髪ヲ取り半髪ニテ、風呂敷包ミヲ

負ヒ訪來リテ潜居ヲ依頼サルレハ、別業ニ潛マセテ假ニ宮崎司ト称ス、宮崎ハ次郎カ母方ノ家号ナリ、余レタマ

〳〵別業ニ至レハ次郎ハ白絹ノ襟卷ヲ柱ニ掛テ、香ヲ其

ノ下ニ焚キ、菓子ヲ奠シテ其前ニ額ツキ居タリ、余其仏

ヲ崇ムヲ怪シミ其故ヲ問フ、次郎涙ヲ流シテ曰、是レハ清水寺ノ前住月照ノ襟卷ナリ、余月照ト共ニ入薩シ、薩

ヨリ日州ニ赴ク舟中、月照ハ西郷ト舷ニ出テ月ヲ見ルサマナリシカ、海ニ陥ル音ノアレハ、慌忙シ舷ニ出テ月照

カ首ヲ攫ミシニ、此襟卷ノミ手ニ残リテ其体ハスラリト落入タリ、良有リテ舟人共月照ト西郷ヲ引揚ケ介抱スル

ニ、西郷ハ蘇シテ月照ハカヘラス、イカニモ慘シキ事ナリ、是前月ノ今月ナレハ此ノ襟卷ヲ月照ノ靈シロニシテ、

斯クハ祭リスルトノ語ヲ聞、余モ涙ヲ流シテ伏拝シヌ、今此明烏ヲ見テ往事ヲ追想シ、涙ニ襟ヲ沾シテ止マス、

及ヒ記シテ小河翁ニシメス、

明治十三年五月

三宅瓦全

追記ス、当時僕タリシ遠藤兼吉ト云者アリ、國臣ヨリ兼吉ニ密托シテ首卷ヲ、連島ノ西ノ浦村正福寺境内ノ

墓地ノ中ニ埋メサセタリトゾ、

或云、平野國臣カ戮死ハ、甲子ノ歲七月廿日享年三十九トゾ、僧胤康聞書ニ云フ、月照博多ニテノ歌

みかき得て國の宝となるものハ

人の心の玉にそありける

明カラス終、

四二一 清水寺成就院信海阿闍梨小伝

信海阿闍梨ハ忍向阿闍梨ノ実弟ニシテ、幼名ヲ網五郎ト

(綱五)

稱シ、又長丸ト稱ス、生レテ三才ニシテ母ヲ喪ヒ、文政

十二年丑八月藏海師ノ勸化ニヨリテ、山内ノ光乘院ニ投

シ、全年十月薙髮ス、年甫メテ九才ナリ、左少辨ト呼ヒ

義藏ト名ク、後ニ信海ト改ム、或ハ信介トス、得月樓ト

号ス、天保九年光乘院ノ住職トナリ、六年三月廿三日南

都東大寺眞言院龍肝院阿闍梨ニ随テ灌頂ヲ受、素ヨリ遊

学ノ志有ルヲ以テ、同年九月寺ヲ辞シ高野山ニ上リ、同

七年讚岐ニ遊ヒ、儒学ヲ後藤某ニ学フ、後藤其才ヲ愛シ

テ、己カ養子トシテ家ヲ讓ラントストモ肯セスシテ去リ、

又高野ニ上リ留学数年、同十四年癸卯九月二日高野山火

アリ、伽藍尽ク焦土トナル、信海衆ニ超ヘ挺身シテ、大

師ノ御影ヲ火中ヨリ出シ總持院ニ移ス、衆徒其偉功ヲ賞

シテ、終身学俸ヲ与フルコトヲ約ス、其後京都下寺町太

子堂ニ留錫シ居ル事三年、又高野ニ上ル、比時弘化四年

丁未八月ナリ、嘗テ師トスル所ノ靈明前官病ヲ嬰テ歿ス

ルニ臨ミ、遺命シテ修學院ニ住持タラシム、嘉永元年萬

勝院ニ転住ス、同六年京ニ帰リ光乘院ニ再住ス、安政元  
年忍向ノ讓ヲ受ケ成就院ノ後住トナル、癸丑丑船入港ス  
ルニ当リ、内勅ヲ受ケ国安鎮護ノ祈禱ヲ修スル時歌ヲ詠  
シテ曰、

動きなき誓と君か真心を

玉の緒にこそよりて祈らぬ

兄忍向ト共ニ青蓮院親王、近衛藤公ニ屢拜謁シテ(日ニ二  
三回モ參殿セシコトアリ、近衛家日記參看)、教旨ノ貫徹ヲ希  
望シ周旋奔走スルニヨリ、幕吏ノ嫌疑深クシテ、自ラ免  
ルヘカラサルヲ知り歌ヲ詠シテ曰、

真心を尽さん時と思ふにそ

憂きに遇ふ身の嬉しかりける

戊午ノ難ニ忍向師カ西海ニ下リシ時ハ江戸ニ在リ、翌年  
正月京師ニ還ルニ及テ、西町奉行所ノ逮捕スル所ト為テ  
獄ニ繋カル、是ヨリ先キ忍向ノ僕重助カ同獄ニ在ルニ遇  
テ、始テ忍向ノ死セルヲ聞キ慟哭セリ、二月廿三日江戸  
ニ檻送セラレ、幕吏屢拷掠ヲ加ヘテ鞫問苛酷ヲ極ムト雖  
トモ、挺然トシテ屈セス、大義ヲ述テ却テ幕吏ヲ呵責ス  
ルニ至ル、同年三月十八日獄中ニ死ス、終ニ臨ミ歌ヲ詠  
シテ曰ク、

西の海東の空とかわれとも

心ハ同じ君か代の為め

時ニ三十九歳ナリ、其囚ニ就ニ及テ高野山寶性院海雄・正智院長基・増福院常賢等數十人連座拘留セラル(中路延年親話記參看)、信海幼ニシテ母ヲ喪ヒ、繼母ニ仕ヘテ孝養ヲ尽セリ、詩歌ヲ能シ横笛ヲ吹キ一絃琴ヲ彈ス、著ス所心ノ行方二冊ト雜文一冊アリ、

コハ清水寺ノ現任園部忍慶カ、遺忘ニ備ヘントテ記シ置キタルヲ、村山ヌシノ写シヨセラレタレハ、爰ニ附記スルナリ、一敏嘗テ是ヲ聞ク、信海ハ獄中ニテ毒藥ヲ服セシメラレタリトソ、其幕廷ニ臨ミテハ忍向ノ近衛公ニ申上シサマヲ実践シテ殺サレタルニコソアラメ、兄弟相謀ラサレトモ、其志操ノ撓マサル氣象ノ同シキ事、符節ヲ合セタルカ如キヲ思フヘキナリ、  
明烏附録終、

四二二 月照上人薩摩落ノ顛末

福岡ノ先輩トモ云フヘキ、仙田一郎正敏ノ筆記ニ係ル書ナル旨ヲ以テ、同県眞藤利就君ヨリ寄送セラレタルモノナリ、今明ケカラス之後ニ附記シテ以テ參考ニ供

セントス、

嘉永六丑年墨夷豆州浦賀ニ来リ、貿易和親ヲ乞フ、爰ニ於テ天下具眼ノ人、華夷ノ別將來ノ害ヲ識テ、忠ヲ天朝ニ致シ、身ヲ義ニ殺ス者鮮カラス、蓋シ士大夫ノミ浮屠氏ニシテ、且天下ノ士ニ先立テ死スル者忍向和尚又名ハ月照、京都清水寺成就院ノ住僧也、癸丑ノ年ヨリ忠憤ヲ発シ、隱居シテ成就院寺務ヲ実弟某(信海)ニ譲リ、粟田法親王尊融・近衛左府公ニ伺候シテ、天下ノ事ヲ図ル、其僕重助ナルモノ幼年ヨリ忍向ニ被養、重助カ話ニ三年ノ間未明ニ仏拜ヲナシ、平且ヨリ兩殿下ニ參向スル事一日モ欠スト也(事實上ニ記スル如シ)、然ルニ安政五年午九月七日關東大老(井伊直弼)ノ命ニヨリ、京師ノ儒者梅田源次郎等數十人ヲ捕テ關東ニ錮送ス、於是忍向逃テ嵯峨ノ奥ニ匿ル、是ヨリ先薩侯密旨ヲ以テ西郷吉兵衛ヲシテ、諸邦ニ使ス(吉兵衛至ル処肥前・柳川・長州・因州・越前・尾張・水戸・阿波・土佐・筑前等十州余ト云フ)、吉兵衛君命ヲ本州羈旅ノ臣北條右門ニ伝フ(右門ハ薩人、薩嫡庶廢立難ノ時ノ忠臣ニシテ本州ニ出奔スルモノナリ、本名木村仲之丞)、右門薩摩ノ命ヲ領シテ京都ニ至ル、又本州ノ平野次郎、天下ノ形勢ヲ視ントテ私ニ京師ニ至リ、右門ヲ尋ネントス

ルニ所ヲ知ラス、右門読書ヲ好ム故ニ、書肆ニ至テ問ハル、事モアランカト書肆ニ至ルニ、偶然トシテ右門ニ遇フト云フ、因テ右門・次郎同宿ス、又外ニ薩ノ土三人（西郷・伊地知・有村）主命ニ依テ京師ニ住ス、然ルニ忍向嵯峨ヲ出テ薩人ト同宿ス（忍向嵯峨ニ在ル事七日ト言）、九月七日梅田等捕ハルニ至リ、薩人・忍向・次郎トモ伏見ニ走ル、忍向ハ薩人ト共ニ大坂ノ薩邸ニ匿ル、次郎ハ伏見ヨリ肥後ニ至ル（誤聞）、忍向薩邸ニ在ル時、捕吏書肆野菜壳等ニヤツシ薩邸ヲ伺フ、忍向邸ニ在ル事七八日、右門ト同船シテ大坂ヲ発ス、是レヨリサキ忍向密詔ヲ奉シテ、薩西肥・北筑ニ伝フ、忍向・右門大坂ヲ出ツルノ時、捕吏四人海岸迄追来ル、故ニ薩ノ土モ又四人旅行ノ用意ヲナシテ、若シ船ヲ以テ追ハ斬捨ヘキト覚悟セシカトモ、海岸迄ハ追ハサリシ也（北條後予ニ語曰ク、船中ニテ三夜程捕吏ヨリ追ハル、夢ヲ見テヲヒエタリト）、二人ハ夫ヨリ黒崎ニ着、忍向ハ密詔ヲ奉シテ薩ニ入り、北條ハ博多大濱ニ帰ル、忍向肥後ニ於テ西郷吉兵衛ニ遇フ、故ニ密詔ヲ西郷ニ渡シ、薩侯ヨリ肥筑ニ廻達セラレン事ヲ託シテ、忍向ハ本州ニ来テ名島町高橋屋ニ宿ス、忍向本州ニ来ル時箱崎八幡宮ニ参詣ス、此日和蘭人教人箱崎ニ行、

是ヲ見テ憤リ且ツ神前ニ歌ヲサ、ケテ「しら波ノ歌前ニ出ツ」、然ルニ十二月朔日赤間ノ駅ヨリ飛脚来リ申越ケルハ、關東ヨリ西郷吉兵衛・僧忍向・北條右門・平野次郎四人追捕トシテ来リ候ニ付、内分相知ラスヨシノ書状北條ニ達ス、故ニ工藤左門及予春吉新屋敷（那珂郡）楠屋宗五郎別荘ニ会シ商議ス、先ツ月照ヲ二日市（御笠郡）迄下人重助ト俱ニ立ノカシム、而シテ議シテ言、忍向ハ薩州ニ隠スヘシ、然レトモ僧一人ニテ相送ル者ナクテハ、薩士ノ思ハク如何ナレハ誰彼送ルヘント相議スル所ニ、突然トシテ平野肥後ヨリ帰ニ楠屋別荘ニ立寄シカハ、幸ニシテ平野ヲシテ送ラシム、又北條ハ私ニ逃シ難ケレハ公裁ヲ受ヘキ事ナレトモ、事急ナレハ有司共ノ長評議ヲ待間ナシ、寧国公ノ直裁ヲ受クルニシカストテ、工藤左門ヲシテ格式頭取吉永源八郎ニ至テ直裁ヲ仰カシム、其言ニ曰ク、四人追捕トシテ云々ノ次第也、故ニ忍向ハ薩州ニ逃シ置ヌ、右門事ハ以前薩ヨリ逃来リシ時ノ通り、官ヨリ御カクシ可被下ヤ、又ハ私ニ隠ス（ハ脱力）キヤ、事急ナル故御直判ヲ仰キ奉ルト申シケレハ、公曰ク、此等ノ事取計候面々ハ誰ナルニヤ御尋有シニ、吉永其ノ姓名ヲ知ラサレハ又立帰リテ之レヲ工藤ニ問、工藤曰ク、某ト予ト

兩人ヲ以テ答フ、其旨申上シカハ、公(旧福岡藩主黒田長  
 博)曰、此者共ハ兼ネテ御通知ノ者ナリ、此ノ者共計ヒ  
 候ハ、御安心被遊ト也、又忍向事ハ国内迄ハイツクヘ行  
 キシト大風ニ追捕ノ者ニ対フヘシ、北條ハ先之比私ニ京  
 都ニ至リシ事不屈也、同人儀ハ藩士同様ノ儀ニ付、官途  
 へ願出候上他国等可致ノ処、其事ナク出奔ニ相類シ候条、  
 今程勘気ヲ蒙リ遠郡ニ罷在リ、住所知レスト答フヘシ、  
 尤モ右門国内ヲ出スヘカラス、イカ程モ心強ク思ヒ、右  
 門次郎身ニ過チナキ様取計ヘトノ事ナリ、於是人々大ニ  
 カヲ得、忍向並ニ重助・右門・次郎トモ宰府松屋ニ泊宿ス、  
 十二月三日關東ノ捕吏二人、本州ノ捕吏共拾余人櫛屋別  
 荘ニ来ル、工藤左門公ノ趣意ヲ以テ相對ス、其ノ日八ッ  
 比ヨリ關吏二人・本州ノ吏四人宰府ニ至ル故ニ、我儔吏  
 ニ先立テ人ヲシテ忍向等ヲ終夜ニ上座郡竹内五百都(薩  
 人カ)家ニ行カシム、夫レヨリ忍向ハ次郎ト共ニ薩摩ニ入  
 リ、右門ハ国境ヨリ引違ヘテ博多ニ帰ル、忍向・次郎カ  
 薩ニ入ルニ山伏ト成リ、柳川ヲ經テ薩ノ境ニ至ル、薩ノ  
 關吏二人荷物ヲ改メ見ント言、二人姿ハ修驗ナレトモ、  
 修驗ノ具ナケレハ荷物出シ難ク、船ヨリ鹿兒島ニ達ス、  
 初忍向ノ本州ヲ出ル時、先ノ薩士京都ニ同宿スル者三人、

右門カ家ニ尋ネ来ル故ニ相約ス、關吏薩ニ入テハ必ス生  
 テ帰ルマシト、於是右ノ三人先ニ陸ヨリ鹿兒島ニ歸テ居  
 リシ故、忍向等無故薩ノ義士ト相計リテ、鹿兒島ニ在任  
 ス、然ルニ關吏ハ薩ノ国境ニ残リ、本州ノ捕吏ノミ鹿兒  
 島ニ至リ、忍向・西郷ヲ捕シ事ヲ薩ノ役筋ニ申出、於是  
 薩ノ志士相計リ、忍向・西郷同船ニテ日向ノ某島ニ至ラ  
 シメ、志士ヨリ密ニ船ニテ他ノ島ニ送り躰ヲ滅セント計  
 リ、十二月十四日二人ノ船櫻島(所記誤レリ、明ヶ烏ニ記ス  
 ルカ如シ)ノモトニツキ、其夜晩二人密ニ謀リテ相抱ヘテ  
 入水ス、其音ニ驚キ引アケントスレトモ、兩人相抱キテ  
 離レス、兎角シテ引揚シニ忍向ハ死シ、西郷ハ蘇ス、忍  
 向ノ衣類ノ裡ニ辞世アリ(歌前ニ出ツ)、忍向ノ死体ハ仮  
 葬ス、扱テ本州ノ追捕四人死体ヲ改メ見ムト云シニ、薩  
 人曰、關東ノメシ人ヲ何故福岡ヨリ来リ捕ヘラル、ヤ、  
 更ニ其意ヲ得ス、關吏ナラハ死体ヲモ見スヘシ、又薩筑  
 御繼ノ間柄故ニ今故ハ無事ニ帰ス也、以後ケ様ノ事アラ  
 ハ唯ハ婦スマシトテ、<sup>元ノマ</sup>誤書物ヲサセテ下人重助ヲ引渡シ  
 テ追帰ス、本州ノ捕吏大ニ面皮ヲ失ヒシト也、若シ關吏  
 薩ニ入ラハ生テ帰ルマシキヲ、不思議ノ命ヲ助リシト思  
 ハル、下人重助ハ此時ヨリ伴リテウツケト成リシカ、其

終ル所ヲ聞カス（記スル処事実ヲ悉サス）、平野ハ鹿兒島ノ旅宿ニ居リシカ、吏来テ国内ヲ送り出サントス、平野思ヘラク、定メテ山中ナトニテ斬捨ル事モアランカ、蓋シ是等ノ事薩ノ風俗也（長送リト通唱ス、往々ナキニ非ラサリキ）ト云、故ニ平野薩ノ義士ニ知ラセマホシク、義士知ラハ窃ニ送リテ右等ノ難ヲ逃ルヘシトヲモヘトモ、知ラスルニ方便ナシ、故ニ宿ニ在リテ急ニ立ス、又吏出立ヲ促ス事数次ナリシニ宿亭主握リ飯ヲ持来リ、是ヲ食シテ立ヨトイヒケレハ平野曰ク、我モ数十里ノ旅ニ行ク事ナレハ、門出ヲ祝シテ鱸ナトヲ出スヘキ事ナルニ、斯クスルコト甚不恭也トテ、握リ飯ヲ取テ亭主ノ頬ニ打付、如何心得タルカト怒リシ故、亭主大ニ恐レ酒肴鱸等ヲ出シテ謝ス、次郎夫レヨリユルノト立出テ、素袍・侍烏帽子ニ太刀ヲ佩ヒ、笛ヲ吹キ鹿兒島ノ町ヲ緩歩シテ過ク、是ハ同志ノ士ニ我カ出行ヲ知ラセントノ謀ナリ（此説誤レリ、大久保日記及實歴史傳參看）、按ノ如ク薩士忽チ伝聞シテ其平野ナルヲ知り、其夜二人ノ壮士（大久保利通・海江田信義ノ二名ナリ）、窃ニ金七兩ヲ持来リ路費ニ贈リ、且送りノ吏ニ慝ニ致ス様ニ論シテ帰ル、扱国境ヲ出ルニ、初メ山伏ノ姿ニテ入ラントセシ関ニ出ツ、此度モ山伏ト

伴リテ通ル、関所ニテ又荷物ヲ改メント云、此時平野持タル荷ヲ投出シテ与フ、吏風呂敷ヲ解クニ侍烏帽子出テタリ、惣テ日向国境ノ関ハ田夫ノ如キ郷土ノミニテ、烏帽子モ知ラヌ程ノ者多シトソ、関吏是レハ何ソト問フ、平野曰、我派ノ山伏ハ如此ノ頭巾ヲ被ルト云、素袍ヲ出シタリ、平野法衣也トテ引タクリ取り、次ニ楽ノ譜出テタリ、是レハ何ト問フ、平野曰ク、是ハ梵唄也、梵唄トハ何ソト云フ、経ニ節ヲ付読事アリ、故ニ頌サンテ有ト云フ、笛出ツ、関吏云、是ハ慰物カト云、平野其通り也ト答テ事済タリ、平野モヲカシク日向ヲ出シ也、初メ月照ノ高橋屋ノ宿ヲ出ル時両掛荷ヲ宿ニ残セリ、我藩相談シテ曰、何ソ書類ナトヲトセシ品ハナキヤト、捕吏荷ヲ改見シモ知ルヘカラストテ、工藤ヲ走ラシメ荷ヲ見シニ果シテ一封ノ状アリ、薩ノ老臣鎌田出雲ヨリ近衛公ニ贈ル密書ナリ（鎌田死ニ垂タル際ナリ）、其日果シテ吏荷物ヲ改ム、其外天下ノ事ニ係ル書類、且近衛公ノ身ニアツカル書類一封トシテ、平野京師ニ至リ、公ノ奥女中村岡ヲ尋ネテ渡サントス、然ニ村岡ハ平野カ至ル三日以前、安政六未正月五日關東ニ捕レテ居ス、依テ粗事ノ由ヲ申候ニ、公ノ御簾中（簾中ハ誤ナラン、老女ナラン）出ラレ其書類ヲ

受取給ヒシ也、公モ一間先ニ居給ヒシヲ憾ニ伺ヒシト也、  
不思議ニヤンコトナキ御方ノ御簾中ニ見ヘ奉リシモ奇遇  
ナリト平野語リキ、月照ハ其体瘦セテ、笑語寡ク、眼中  
スルトク、寡黙ノ清僧ナリキ、年ハ四十五六ト見ユ、又  
常ニ香ヲ焚ク事ヲ好ム、別ニ臨テ餞別ノ歌ニ

月

みな人の心もかゝれまとかにて

ちりもくもらぬ秋の夜の月

忍向・吉兵衛天下ノ大事ニ預ル志アリナカラ、今爰ニ死  
スル事不審シクテ、後知レル人ニ尋シニ、忍向カ死ヲ極  
メシハ幕府ノ追捕ニカ、リテハ、天カ下身ヲ匿スヘキ地  
ナク、又士類ノ身ニテモアルナラハ、事迫ラハ追捕ノ人  
ヲ斬殺シテモ身ヲ全クスヘキニ、忍辱ノ躬トイヒ、且大  
事ニ預ル才幹モナキ身ヲ徒ニ命延シトテ、行ク処ノ諸侯  
ニ難ヲカケ、至ル所ノ志士ニ災ヲ胎ス、且各国ノ志士我  
如キノ樗僧一人ヲ助ントテ、方今天下ノ勢ニテハ大事ニ  
堪ヘキ士ヲ不測ノ難ニ陥ルコトアルヘシ、斯クアシキナ  
キ世ニナカラヘ居ランヨリ、死シテ節ヲ全スルニ如カス  
トイヒシニ、西郷モ我曾テアラン間ハ覇府ノ追捕カ、リ、  
且主君ノ難ヲ胎ス也、サラハ俱ニ死ントテ相抱シテ海底

ニ入シト也、西郷ハ蘇シテ後薩ノ大島ニ蟄シテ、跡ヲ溺  
死ニ昧マス、蓋シ薩侯ノ命ニ出ツト云フ、忍向ノ弟成就  
院ノ跡ヲ継カシメ、兄ノ事アリ疑カ、リ囚獄セラレシカ、  
獄中ニテ舌ヲ喰ヒ斬リ死ス、兄弟二人朝家ノ為メニ天下  
ニ先ツテ義死セシコト、後世ニ湮滅セシ事ヲ傷ミ、其概  
略ヲ記シテ二三ノ士ニ貽スト云フ、

編者曰、斯書記スル処謬多シ、明ケ烏ニ記スル処ハ其事實ナ  
リ、

〔表紙〕

# 齊彬公史料

市來四郎編

安政五年

〔扉に、表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料（紙数一〇四枚）」の記載あり〕

## 四二三 島津齊彬公国事鞅掌ニ関スル事実附二十

### 四節（史談会速記録第二十六輯抄）

○この文書の見出しは原書にはなし、編集者が高沢忠義編「史談会速記録」（第二十六輯）によって作りしものなり

吉水竹次郎 速記

大川 發

明治二十七年八月十七日午前十時一同着席

市來四郎君臨席

一 島津齊彬公国事鞅掌ニ関スル事歴、附有馬新七氏

伏見駅ニ於テ藩主ニ捧ケタル建議書ノ事

二 鎌田出雲氏ノ話

三 近衛公ヨリ鎌田氏ニ賜ハリシ書及詠歌ノ事

四 僧月照鎌田氏ニ贈リシ書翰ノ事

五 島津公兵ヲ坂地ニ出シ京都ヲ衛護アリシ事

六 幕府諸藩ニ命シ京都ヲ守衛セシハ意趣アリタリト

ノ世評

七 有馬氏等ノ有志幕府ノ意趣ヲ聞キ憤興セシ事

八 幕府京都守護職ニ五万石ヲ与ヘタル事

九 俗吏等有馬氏ノ建言ヲ拒ミ藩主ニ達セサリシ事

十 俗吏献刀ヲ憚リ朝命ヲ辞シタル事

十一 西郷隆盛勅書ノ写ヲ返納セシメシ事

十二 薩摩ノ藩論ハ皇城守衛及ヒ幕吏斬殺ノ計画ナリシ

事

十三 島津公琉球人参府ニ託シテ出兵ノ計画アリシ事

十四 藩内俗論家ハ御家大切ト唱ヘ因循セル事

十五 井伊大老遭難後藩内ノ有志ヲ伸ハシタル事

十六 久光公藩主ニ代リ出府ヲ請ヘレタル事

十七 久光公伊地知貞馨氏ヲシテ幕政改革ノ建議アリシ

事

十八 鎌田氏ノ為人并履歴



十九有勲者ノ遺族ニ栄典ヲ賜ハリ度トノ事

二十市來正之丞氏ノ話

廿一近衛公ノ密命ヲ領セシハ鎌田・市來両氏ノ功績ナ

リシ事

廿二市來氏藩吏ノ疾患ヲ受ケ貶黜セラレシ事

廿三關勇助氏ノ話

廿四功績者ヲ調査シ普ク追賞セラレ度トノ事

廿五前人ノ事蹟ヲ表彰スルハ史家ノ責任タル事

(以上二十五節)

市來君(四郎) 今日ハ故齋彬カ事蹟、先日ノ続キ(速記

録第<sup>二</sup>号)ヲ御話シ致シマス、然ルニ御話カ少シ先跡ニ

ナリマスケレトモ、齋彬カ没後<sup>○脱カ</sup>ニ渉ル事実ヲ少シ御話

シ申シテカラ、存生中ノ御話シニ渉リマス、彼ノ有馬

新七ナル者ハ寺田屋事件ノ巨魁テコサリマス、彼レハ

安政五年ノ十一月当主忠義カ初テ上京致シマスル時、

<sup>有馬ハ脱カ</sup>伏見駅ニ居リマシテ建言致シタ書面ヲ朗読致シマス、

○この文書は、本文第四〇六号文書の安政五年十二月八日付有馬

新七建言書(島津忠義宛)と同文重複により略す。

此時有馬ハ鹿兒島へ御用有之トノ趣ヲ以テ、此書面ヲ

七月中旬ニ齋彬カ歿シテ、今ノ忠義カ五十日ノ忌服ヲ  
受ケテ上京スル途中テコサリマス、  
佐々木君(千尋) 矢張戊午ノ年テコサリマスカ、  
市來君 左様デコサリマス、是ヨリ少シ前ニ長州ノ山縣  
半藏、今ノ宍戸璣君テコサリマス、彼ノ人ト京坂ノ間  
テ会ツタト見ヘマス、彼ノ人ト連名テ近衛殿下ニ建言  
致シタ事モコサリマス、稍同シ趣旨テコサリマスカラ  
略シマス、此年七月江戸在勤ノ家老鎌田出雲(正純)ヲ  
至急呼ヒ下シマシタ、ソハ<sup>黒田齊博</sup>福岡様ト御内談致シタ事柄  
ニ就テ呼ヒ下シタソウテス、其事柄ハ曩ニ西郷ヲ遣シ  
テ京都御召ニ関スル事ト云ヒマス、同人ハ家老ノ中ノ  
有志者デゴサリマスカラ、何カ尽力致サセル積リテア  
ツタト見ヘマス、然ルニ出雲ハ七月中旬過ニ伏見駅ニ  
着致シマシタ(日ハ分リマセヌ、七月二十一日江戸出立)処  
カ、其時清水寺ノ僧忍向(一名月照)ヲ以テ近衛忠熈公  
ヨリ御内書ヲ下サレマシテ、京都御警衛ノ兵ヲ出スヤ  
ウニト云フ御内意カコサリマス、コレハマダ戊午ノ変  
動カ起ラナイ前デゴサリマス、是カ鎌田ノ家ニ伝ツテ  
居ル書類デ、近衛忠熈公ヨリ鎌田出雲ニ下サレマシタ  
御直書デコサリマス、朗読シマス、

○この文書は、本文第一六七号文書中の一の安政五年八月十一日付近衛忠照書翰（鎌田正純宛）と同文重複により略す。

其時頂戴物カ御紙入・御盃・御肴料・御文庫・御懐紙等テ、此懐紙ハ御直筆テコサリマス、此御文庫等ハ鎌田ノ家ニ秘蔵シテ居リマス、茲ニ御文庫内懐紙紙ニ御歌ノ写シカコサリマス、

祝

忠 照

日本やこの国ふりのかしこさも

やまと言葉のうへに見えつゝ

是ニ加フルニ忍向和尚ノ書翰カコサリマス、是ハ八月廿一日伏見ノ旅館ヘ送ツタモノト見ヘマス、

○この文書は、本文第一六七号文書中の二の安政五年八月二十一日付月照書翰（鎌田正純宛）と同文重複により略す。

是カラ私カ聞及ヒ、又ハ調ヘマシタ御話シテ申上ケマス、如此近衛公ハ月照ヲ以テ京都御警衛御依頼ニナリマシタト見ヘマス、鎌田カ日記ノ中ニモ記シテコサリマス、其前齋彬ハ嘉永七年ノ夏、大坂マテ三百名余ノ人数ヲ出シマシテ、密ニ京都御警衛致シタコトカコサ

リマス、其前後ニ越前様ナソト御内談申シ上ケマシテ出シタト見ヘマス、越前侯モ京都御警衛ノコトハ思食モ在ラセラレテ、幕府ヘ御申立ニナリマシタト見ヘマス、ケレトモ幕府ハ冷淡ナ都合テ、御申立ハ水泡ニ帰シタ様ニ見ヘマス、又阿部閣老ノ書モコサリマス、此出兵ハ江戸邸警衛応援ノ名ヲ以テ大坂伏水ノ間ニ出シマシテ、江戸表ノ報知次第ニ出府スル様ニトイフ表面ノ達シテコサリマス、然レトモ此隊長ナトニ密示シテ大坂伏水ノ間ニ逗留致シテ、目立サル様京都ノ御警衛致セト密示シタソウテス、其時ノ隊長ハ私懇意ナ者モ両三人居リマシタ、其処テ右ノ如ク京伏見ノ間ニ逗留シテ、凡ソ六七ヶ月ノ間モ同所ニ遊ンテ居リマシタ、隊長ノ名ハ三原善兵衛・池水荒次郎・吉村才之丞・松元鐵之助・磯永彌九郎・軍賦役松元十兵衛ナト、申シテ懇交ノモノテ、密達ノ趣モ窃ニ承リマシタ（テコサリマス脱カ）（近衛家日記参看）、当時ノ説ニ幕府ハ京都御警衛ヲ彦根・郡山・桑名其外近畿ノ大名ニ命セラレマシテ、多数ノ人数ヲ出シマシタソウテス、御警衛ノ名ヲ以テ其実ハ別意カアルト喋々タル説モコサリマシタ、鹿兒島ヨリ京都御守衛ニ出シマシタハ、是カ始メテコサリマス、ケレト

モ其後外夷ノコト少シ鎮テタ様テコサリマシテ、其人  
 数ハ鹿兒島ノ方ニ引揚ケマシタ、然ルトコロニ安政ノ  
 年ニナリマシテ、益々世ハ物騒ニナリマシテ、幕府ハ  
 京都ニ対シテ底意ノアル挙動カコサリマス、安政元年  
 ノ秋ニハ、彦根或ハ桑名ナトニ京都御守衛ヲ再ヒ命セ  
 ラレ、彦根ハ多人数ヲ出シマシテ、掃部頭(直弼)殿ハ  
 其時京都ニ出ラレマシテ、宇治・伏見・淀辺ノ巡視モ  
 ナサレ、京都七口辺ノ守衛場ヲモ巡視セラレタト書報  
 モコサリマス、其時分ノ噂ニハ敵重ナ事テ底意アル仕  
 方ト評判致シタソウテス、全ク浪士等カ京都ニ出マシ  
 テ穩カナラヌ勢テアルカラ、外夷ノ事ハ倍テ措イテ、  
 浪士其他有志ト唱フル者カ堂上方ニ近ツクヲ誠メノタ  
 メタト書イタモノモコサリマス、外夷ニ備ヘルト云フ  
 名ヲ以テ、其実京都束縛ノ手段タト都鄙共ニ唱ヘマシ  
 タ、サウイフ次第テコサリマスカラ、鹿兒島テモ有馬(新七)  
 ナトノ様ナ有志者ハ奪慨致シテ奔走シマシタ、然シテ  
 安政元年ノ四月六日ニハ御所炎上、同年六月十四日ニ  
 ハ京都ニ大地震カコサリマス、外国人ハ益々猖獗ノ勢  
 ニナリマスルシ、随テ人情モ穩カナラヌ様ニナツテ参  
 リマシタ、其時分モ鹿兒島ヨリ警衛且ツ事情視察ノタ

メニ、志アル者ヲ少々出シマシタ、其時分ノ事ト思ハ  
 レマス、越前様ノ御内話ニ、京都御警衛云々齊彬ヘ御  
 相談アツタト云フコトカ、鎌田ノ日記ニ記シテコサリ  
 マス、

佐々木君 夫レガコサリマス、

市來君 其時阿部侯ハ御藩ニ対シテ賛成モナサレス、不  
 賛成テモナク、曖昧ノ返事ヲ為サレタト記シテコサリ  
 マス、サウイフ様ナコトテ、齊彬カ計画致シタコトカ  
 アツタト見ヘマス、

佐々木君 其時島津様ヘモ御目ニ掛ツテ申上ケタトコロ  
 カ、越前ハ宜イテアラウカ、自分等ノ所ハ言出スト有  
 志カ盛ンニ来ル様ナ訳デアルカラ、京都ノ事ハ言出ス  
 コトハ出来ヌ、言出サステモ出テ来ルカラ、自分カラ  
 ハ京都ノ事ヲ言ハレヌトヲツシヤツタト言フコトデア  
 リマス、内実ハ其通デアリマス、

岡谷君(繁實) 彦根ノ井伊直弼、自分カラ京都ノ御内御  
 用ヲ受ケテ、窃カニ京都ノ隠目付ニテモナツテ庄スル  
 タメデアリマシタカネー、  
 佐々木君 井伊ハ守衛ノ為メテ、五万石ヲ有ツテ居ラレ  
 タ、會津カ守護職ニナツタ時、其五万石ヲ取揚ケタ為

メニ喧イコトカアツタ、

丁野君（遠影） 京都御守護ノ為メニ五万石ヲ与ヘラレ

タノテアリマスカ、

佐々木君 會津カ守護職ニ就ヒテ賜ハラレタハ彦根ノヲ

取上ケタノテアル、

市來君 彦根・郡山・桑名ハ京都ノ押ヘト唱ヘマシタ、

佐々木君 夫レハソウテコサリマセウ、京都ノミナラス

総テ大名テモ皆ナソレカアリマス、

岡谷君 流石手カ届イタモノテアリマシタナ、

佐々木君 秋田藩ヲ押ヘルタメニ酒井家（庄内）ヲ置イタ

ト同様デアル、

岡谷君 有馬ハ其時ハ婦サレテ後ドウナリマシタ、

市來君 其時ハ唯婦シタ、ケテ、他藩ニ出掛ケルコトヲ

藩庁テ注意致シタソウテス、

岡谷君 建白ハ能ク明瞭ニ書キマシタナ、

市來君 堅山ハ俗吏テ、齊彬カ永ク側役ニ使ヒマシタ、

先年私ハ忠義ニ、有馬ノ建白ヲ御覽ナサレタカト尋ネ

マシタコトカコサリマス、忠義申サレマスルニハ、丸

テ言ツテモ聞カセヌ、固ヨリ相続ノ式ヲ拳ケヌ中テモ

アリマシタカラ、附隨ノ家老側役辺テ全ク取計ツタモ

ノト見ヘマス（所謂没書）

丁野君 中テ取テ隠シタモノテスカ、

市來君 俗吏トモハ建言書ヲ見テ大變タト、直ク翌日有

馬ヲ逐ヒ返スコトニナツテ、忠義ヘハ丸テ知ラセナカ

ツタソウテス、其処テ有馬ハ下リマシタ、西郷ハ既ニ

九月十六日二月照ト共ニ投海ノ後テ、有志者ハ益々憤

慨ニ堪ヘヌ、其処テ大久保ナトモ其時分マテハ有馬ト

同論テ、俱ニ憤慨シタト見ヘマス、夫レハ大久保日記

ニモ粗ボ記シテコサリマス、西郷ハ遠島ニ流サレテ居

リマスシ、大久保ヤ有馬ハ憂憤ニ堪ヘス窮ニ奔走致シ

タト見ヘマス、其後鹿兒島テハ、九條殿下ト酒井（所

司代）ヲ討タウトイフ事カ、此前後ニ起ツテ居リマス

（戊午疑獄ノ起ルト直ニ起ル）

岡谷君 有馬ハイツ頃カラ京都ニ居リマシタ、

市來君 遊学生テ京攝ノ間ニハ毎々漫遊シテ居リマス、

加之其叔父（父四郎兵衛正直ノ誤カ）カ陽明家ノ附人テアリマス、忠烈公ノ御夫

人（郁姫君ト唱）ハ島津家ヨリ出テ居ル、其方ノ広敷番

頭テ、夫故近衛家ニハ脈絡ハ通シテ居ツタ様子、其辺

カラ月照ヤ梁川星巖ナト、脈絡ヲ通シテ居ツタト見ヘ

マス、其処テ文久二年ニ所司代酒井家ヲ撃タウト云フ

計画ハ、安政五年ノ秋カラ胚胎シテ居リマス、即チ此書面ニモコサリマス、其処テ齊興ハ至テ純直ノ人テ、此書面上ト且ツ記シタモノトヲ以テ見ルト、又此間御拝見ニナリマシタ

先帝ノ御製ヲ以テ見マスレハ、齊興ト齊彬トノ親子ヘ下サレマシタモノテ、親子ナカラ尊王ノ志ハ貫イテ居ツタモノト見ヘマス(速記録第五十二号参看)、其処テ齊彬ノ死後水戸へ

勅諭ヲ御下ゲニナツタ時、其御写ヲ齊彬歿後テコサリマスカ、近衛家ヨリ齊興ニ御廻シニナリマシテ、齊興ハ拝受致シタソウテコサリマス、此際鹿兒島ニ波平ト申ス數十代連続(正國ト云者ヨリ八十三代)シタ刀鍛治カ居リマス、齊彬存生中

朝廷ヨリ御劔ヲ打タセト御内

勅カコサリマス、親子申合セマシテ御請ケ致シタトロロニ齊彬歿シマシタカラ、家老ノ島津豊後ナルモノカ專断テ御断リ申上ケタソウテス、島津ハ俗吏テコサリマスカラ、国難ヲ恐レテ幕府ノ御都合ノミヲ計リテ、簡様ナコトカアリテハ大事タト考ヘテカ、齊興ニモ申サス御断リ申上ケタテコサリマス、刀ハ三振テコサリ

マス、近衛公モ三條公(實萬)モ大御怒リデコサリマシタソウテス、御請ケ致シナカラ御断リトハ何ノ所以テアルカト云フコトテ、近衛家カラ御督責カアツタソウテス(有馬建言書参看)、其処テ島津ハ青クナツテ、種々取繕ヒ致シテ御託ヲ申上ケテ、初メノ如ク内献致シタソウテス、其時西郷又ハ有馬ヤ大久保ナトノ輩カ、青クナツタニ付テ、京都御守衛兵ノ事ヲ島津ニ申込シテ居リマス、其時ハ島津モ如何ニモ御尤テアルカラ御請致サウトイフコトニナツテ居リマス、其時江戸邸守衛兵カ交替スル積デアリマシタカラ、途中大坂伏見ニ引止置クト云フコトニナツテ居リマス、如何ニモ俗吏ノ挙動テコサリマス、其処テ西郷ハ齊彬ノ死後勅諭返納ト云フ事カコサリマス、是レハ水戸へ御下ケノ御写シヲ御下ケニナツタソウデス、夫レヲ後日西郷カ海江田ヲ以テ返上致シタソウテス、水戸ノ方ニ御下ケノ勅書ハ、有志ノ各藩ニ御廻達ニナルヘキヲ、幕府トノ悶着ニヨリ御廻シドコロテハコサリマセヌ、此ノコトハ諸君御存シ通りノコトテコサリマス(水戸有志十中ノ激憤)

岡谷君 一旦御返還ニナリマシテカラドウナリマシタカ市來君 西郷ハ海江田ニ持タセテ近衛家ニ就テ返上致シタソウデス、其処テ前申シ上マスル通り有馬ハ鹿兒島ニ逐ヒ返サレマシテ、大久保其外ト益固リマシテ、井伊家斬殺、又ハ九條・酒井両家ヲ討撃ノ計画ニナツテ居リマス、是レハ大久保カ日記ニモ記シタ通りテ、追々御話シ申シマシタル如ク、久光ニ迫ツテ居リマス、其処テ鹿兒島テハ

皇居御守護或ハ井伊誅伐、九條・酒井両家ヲ討ツト云フコトニナツタテコサリマス、幕府ノ勢ハ中々盛ソナル時テ、宮堂上方其外有志者ヲモドシ、取押ヘルトキテコサリマスカラ、俗吏共ハ唯薩隅日ノ全タカラソコトヲノミ思フテ、ソソナコトハ主人ニモ聞カセス、擁蔽シタテコサリマス、其様ナ勢テ、若シ此時ニ有馬ナトノ計画通りニモナラナカツタデコサリマシタラウカ、若シヤナツタ時ハトウイフ騒キニナルカ、其処ハ今日想像ノ出来ナイ所テコサリマス、然レトモ其前ニ齊彬カ内命ヲ蒙ツテ、守護ノ為メ多数ノ供方ヲ引連レテ上京云々ノ計画ハ、此年ノ八月琉球人ヲ引連レテ参府ノ積テコサリマシタカラ、其名ヲ以テ多数ノ供方ヲ

府ノ計画ハ確乎トシタ事テコサリマス、然シ夫レカラ先キノ見止メハトウ附イテ居リマシタカ、其処ハ一向分リマセヌカ、其時ハ福岡様・尾張様ハモ御照会ヲ致シテ、共ニ出セウト云フコトニナツテ居タト申スコトテコサリマス、御守護ノ名義テ、手荒イコトハ為ナイ積リテナカツタラウト思ヒマス、福岡様ニ御相談シタヲ以テ考ヘマスレハ、多数ノ供方テ出掛ル積ニ相違ハアリマセンケレトモ、手荒イコトヲスル見込テハナク、世ノ勢ヒソウイウ場合ニモ行キマセヌ時テコサリマス、先ツ露船カ攝海ニ乗入ツタ、其時警衛ヲ出シタ様ナ積リデアツタラウカト想像致シマス、当時齊彬ハ死ル際マテ、寒暑モ厭ヒナク日々怠ナク操練ノ指揮致シテ居リマシタカラ、単ニ右様伝ヘタカドウイフモノカ、精兵三千ヲ以テ突出スル積リテアツタト申シマスケレトモ、時勢ヲ考ヘルニ、単ニ突出ツルテハナカツタラウト思ヒマス、何トカ甘ヒ計策且ツ申取りカアツ(申分)タラウト思ハレマス、多勢ハ連レテ出マセウカ愉快ハ愉快ト今日ハ申シマスケレトモ、決シテソソナ未熟ナ齊彬テモコサリマセナンタカラ、御守護トカ何ソトカノ主意テアル(カ)タラウト思ハレマス、吉井友實カ言フ所

テハ、三千余ノ兵ヲ引ヒテ出カケルト云フコトヲ西郷カ密カニ云ツテ聞カセタカラ、唯々飛ヒ立ツテ愉快トシテ聞イタトノ話テコサリマシタ、吉井カ宮島誠一郎氏ニ書イテヤツタモノニモサウ書テコサリマス、齊彬カ予テノ心持ヲ以テ考ヘマシレハ、単ニサウイウ訳テハナカラウト思ヒマス、其処テ有馬ナトハ此事ヲ洩レ聞テ居リマスカラ(樺山資之日記ニモ同様ニ記セリ)、齊彬カ死後俗論ヲ憤慨ニ堪ヘヌ所カラシテ、前書ノ如ク九條・酒井ヲ撃タウト言フコトニナツタテアラウトヲモヒマス、

岡谷君 齊彬公ノ三千ノ兵ヲ引テ御出ナサルト云フコトハ、君側ノ奸ヲ掃フテ事ヲ為サル、様ニ聞ヒテ居リマシタ、

〔頭色通記第五十二号参看〕

市來君 君側ノ奸ヲ掃フト云ノミノコトテハナイカト思ヒマス、中々其辺ハ能クヤル人テ、愉快ノ説ノミテハナイト思ヒマス、何トナレハ其時分マテハ公武御合休説カ無上ノ論テ、其処テ一橋公ヲ將軍ノ継嗣トシテ、春嶽公ヲ総裁職ニシヨウトイフコトヨリシテ見マシレハ直ニ幕府ヲ叩キ毀ハスト云フコトテハナカツタカト思ハレマス、当時幕威ハ赫々タル時テアリマスカラ、ソ

シナ時勢ヲ弁マヘヌコトデアアルマイト思ヒマス、

岡谷君 大概サウ書イテアル様テコサリマシネー、

市來君 其処テ大久保ハ頻リニ久光ニ迫リ、有馬ナトハ

当主ノ方ニ此ノ如ク直接ニ迫リ、或ハ家老ノ島津左衛

門(久徴)ニモ迫リ、大久保カ久光ニ迫リマシルニハ、

初ノ程ハ間接ニ人伝ヲ以テ迫リマシタ事実ハ同人カ日

記ニモ記シテコサリマス、久光ニヲキマシテモ、島津

左衛門ニ於キマシテモ、幕府ノ勢ハ未タ中々強フコサ

リマス、故ニ久光モ匆卒ニ承知ハシナカツタト見ヘマ

ス、(安政五年)戊午ノ變動後幕府モ注意ノ厚ヒ折柄デコサリマシ

タカラ、ソシテ決断ハ固ヨリ出来ヤウモナイ時勢テコ

サリマス、其処テ俗吏ハ唯々御家大切ト云フ主義ノミ

テ、

朝廷ノ事モ忘レ、御家ノ御難題々々ト云フコトハカ

リテ、西郷モ遠島ニ潜懸シマシルシ、有馬ナトノ言フ

事ハ決シテ用ヒラレル時機テハコサリマセヌ、其処テ

一時俗論蜂起シテ有志士ハ憤慨ニ沈シテ居リマシタ、

其反動ヲ生スル原因カ其処ニコサリマシタ、ソハ有馬(志)

ノ輩カ突出シテ京都ヲ守護スルトイフコトニナリマシ

タ、其理由ハ先代ノ御趣意デアルトイフ様ニナリマシ

タ、夫レカ積リ積ツテ井伊・安藤ヲ討ツトイフコトニナリマシタ、鹿兒島テノ計画ハ、井伊モ安藤モ一緒ニヤツテ仕舞フト云フ計画ノ様テコサリマス、ソウ云フ都合モアツタデコサリマセウ、井伊家ハ始メニ貧乏籤ニ当ラレテ横死サレマシタ、夫カラ益々京都御守護ト云フガ声高<sup>(ウカ)</sup>タナリマシテ、其処テ鹿兒島デハ既ニ忠義カ相続後二度目ノ出府ニ就キマシテ、未タ事ハ現ハレマセスケレトモ、内ニハ井伊家ト安藤ヲヤツテ仕舞フト云フ事カ有志中ニ起ツテ、夫レヲ忠義・久光ハ聞キ知ツテ、供方ヲ増シテ出府致スコトニナリマシタ、大久保日記ニ詳ニ記シテアリマス、ソレカラ又京都御守護ハ別途ニ出サウトイフコトニナツテ来テ、其途中テ櫻田ノ変報カアツテ、忠義ハ途中松崎駅ヨリ病ト称シテ引返シ帰国致シマシタ、ソレカラシテ嫌疑ヲ憚リテ種々ナコトニナリマシタ、其騒キテ有志等大ニ志ヲ伸スコトニナリマシタ、其前頃久光ハ藩庁ノ議ト有志ノ議トノ間ニ挾マツテ、頗ル心配致サレタソウテス、其事実ハ大久保日記ニ記シテコサリマス(久光親話記參看)

丁野君 途中カラ御引返シデコサリマスネー、市來君 サウテコサリマス、

丁野君 其御趣意ハ嫌疑ヲ受ケルト云フ訳テモコサリマシタカ、

市來君 嫌疑ハ受ケテ居リマスケレトモ、井伊家ハ水戸ト薩摩ヲ敵トシテ居リマスカラ、引返シタデコサリマス、夫レカラシテ京都ノ方ヘ守護モ臨機出ナクテハナラナイカラ、忠義ハ婦リマシテ内ヲ整ヘテ機ヲ見テ出ヤウト決シマシタデコサリマス、關東ノ事ヲ思ヒ切ツタハ其処テコサリマス、ソレカラ 伊地知貞馨カ策ヲ立マシタソウテス、尋テ芝ノ藩邸ノ焼ケルナトノコトニナツテ居リマス、是ヨリシテ稍々公然ト運動ヲ初メマシタ、

丁野君 其時ハ井伊ノ人数カ水戸ト御藩ニ向フト云フトデコサリマシタカ、

市來君 此方テハ初メ全ク其処テコサリマシタ、櫻田ノ当日ヨリ彦根藩士ハ水戸ト一緒ニ来ルデアラウト云ツテ、江戸屋敷ヲ警戒致シテ居リマス、其響カ鹿兒島ニハ殊更響テ関門ノ警衛ヤ、或ハ間諜ヲ出ストカ百方手配致シマシタ、殊ニ日向ノ秋月サンハ井伊家ノ因縁カアルカラ、其方ニ何ノカノト云フ風説モアリマシタカラ、探偵ヲ入レルヤウナ手数モコサリマシタ、夫レテ



参府猶予ノ申立ニナリマシタ、病氣テ出府出来ナイト云フ名義ヲ以テ一時ハ断リマシタケレトモ、何時マテモサウハイケマセヌカラ、藩邸カ焼ケタト云フ所テ猶予ヲ願ヒマシタ、然ルニ幕府ハ頻リニ参府ヲ促シマヌルシ、屋敷造営費ヲ下賜ニナリマスルトカ、或ハ木曾川堤防修築ノ御手伝金七万三千余兩トカヲモ御免ニナツテ、早ク藩邸ヲ造営シテ出府セヨ、或ハ天璋院様ヨリ御下賜金カアツテ、夫レモ早ク上ツテ来イト云フコトニナツタテス、余リ丁寧ニ幕府ハ為サル、カラ、薩摩ハ却テ施スニ道カナイ様ニナリマシタ、サウイフ訳テコサリ〔脇カ〕「マスカラ忠義ハ病氣ノ積リテ霧島山ノ温泉ヘ参リ」マシテ、夫レカラシテ久光ハ藩邸建築ノ費金下賜、藩邸建築ノ差図、参覲御猶予ノ御礼ト云フ名ヲ以テ出府ヲ願ヒマシテ上ルコト、ナリマシタ、其処テ幕府ハ出府聞届ケニナリマスルシ、同時ニ久光カ政事介助ノ申立ヲ許可ニナリマシタ、是カラ久光カ押出シテ政務ニ携ハルコト、ナリマシタテコサリマス、

岡谷君 薩摩屋敷ヲ焼イタハ伊地知テアツタトイフコトカ、幕府ニ知レタノテコサリマセウ、

市來君 サウテコサリマシヤウ、

丁野君 焼イタハトウイフ焼キ塩梅デアリマスカ、市來君 伊地知貞馨ハ其前（齊彬カ代ニ重野・兒玉ナト、一同遊学生）江戸ニ書生テ、各藩有志ト交ツテ、天下ノ形勢モ能ク弁ヘテ居リマシタカラ、大久保ナド、ハ同論デアツタデコサリマス、ソコテ久光ハ伊地知ヲシテ天下ノ形勢ヲ探ラセムト、江戸留守居格ヲ申付ケマシテ出府サセマシタ、其処テ長州ノ永井雅樂ナトノ様ナ人ト留守居ノ資格テ交ル様ニナツタテコサリマス、其時久光ハ伊地知ヲシテ幕政改革ノ建言モ致サセタデコサリマス、其趣旨ハ、文久二年ニ朝廷ニ奉リマシタト稍同様ノ主意テコサリマス、夫レ等ノコトテ江戸ニ出テ有志ノ士ト交リ、或ハ浪人ヲ煽動シタトカ、屋敷ヲ焼イタトカ云フ嫌疑テ幕府カラ沙汰ニナリマシテ、亡命ノ申取り致シテ帰国致サセマシテ、後チ伊地知壯之丞ト変名致サセタデコサリマス、此話ハ又後日ニ譲リマシヨフ、屋敷ノ焼ケマシタ時ノ事実ハ、宮島氏ノ話サル、処ニ抛テ見マスレハ、伊地知ハ安井中平ノ宅ニ來テ居タサウテス、此譚モ長イコトデコサリマスカラ後日ニ致シマセウ（久光ガ永井玄蕃ヨリ聞マシタ話カアリマス、後日ノ話ニ致シマシヨウ）

岡谷君 アレハ鹽谷ノ所テハコサリマセヌカ、  
市來君 安井ノ所ヘ伊地知ハ來テ居ツタト聞キマシタ、  
丁野君 其時安井ハ燒ク事ヲ知ツテ居ツタテアリマシヤ  
ウカ、

市來君 夫レハ知ラナカツタデアリマセウ、  
岡谷君 火事タト言ツタ時ニ火ノ手上リサウナモノテ  
アル、ト言ツタ様子ニ聞キマシタ、

市來君 其時分鹿兒島テハ、營繕方ノ下目付役ノモノヲ  
シテ火ヲツケサセタト云フ評判テコサリマシタ、屋敷  
ノ中ノ大工小屋カラ火カ出タト云フコトテコサリマシ  
タ（伊集院兼常ハ作事方下目付ノ職テ在邸伊地知カ密計尽力  
致シタト云フコトデアリマス）

丁野君 御屋敷中ニモ女モ居リ、種々ナ人モ居タデアラ  
ウカ、皆ナ知ラヌデアツタカ、

佐田君（白芳）<sup>（孝）</sup> 其前ニ運ンデアツタモノカ、

岡谷君 アノ頃ハ御家中ハ余リ多ク居ラナカツタデスカ  
市來君 余程ノ人数居リマシタラウ、伊地知カ嫌疑ヲ受  
ケタハ其処テコサリマス、其下目付役ノ者ノ兄某（次  
左衛門）ト申シテ藩庁ノ右筆テコサリマス、夫レカ内幕  
ヲ知ツテ居リマスカラ、文久二年ノコトテスカ、奥御

右筆ノ早川庄次郎ナトニ、伊地知カ浪士ヲ集メ或ハ屋  
敷ヲ燒イタト云フ事ヲ話シマシタソウテス、其処テ幕  
府ハ予ネテ探偵ヲ入レテ、伊地知カ壯士ヲ集メ煽動ス  
ルコトヲ知ツテ居ルカラ、是レハ宜イ時タトイフコト  
テ、直ニ伊地知ニ御用カアルカラ差出セト云フコトテ  
アツタソウテス、其処テ皆ビツクリシタソウテス、夫  
レカラ例ノ通りノ手段テ伊地知ハ亡命致シテ、踪跡カ  
分ラスト申立テ、名ヲ伊地知壯之丞ト変ヘタテコサリ  
マス、サウシテソツト鹿兒島ニ下リテ三四十日モ遊ン  
テ居リマシテ、後勝手方用人格ニ引上ケマシタテス（  
島津登親話）、是ヨリ始ヘ返リマシテ、文久二年ノ春久  
光ハ右ニ申シマシタ当主カ參觀猶予ノ御礼、屋敷造營  
指揮等ノ名ヲ以テ出府ノ途次、京都ニ於テ浪士鎮撫ノ  
勅命ヲ奉シマシタ其事實、或ハ勅使大原卿ニ差副ヒ關  
東下向等ノ譚ニ移リマスケレトモ、中々容易ノ話テハ  
コサリマセヌカラ、追々日ヲ逐フテノ御話ニ譲リマセ  
ウ（是ヨリシテ押シ顯シテ運動致シタテス）  
序ニ鎌田出雲カ人トナリヲ概略御譚致シマス、同人ハ  
門閥ノ一列デアリマシテ、一箇所ノ采地ヲ所有シテ居  
タモノデアリマス、若年ノ頃ヨリ文武ニ厚ク心懸マシ

テ、経書モ一通リハ修メタ人テコサリマス、名望アル人、或ハ有識ノ人ニハ弘ク交リマシテ、自ラモ人望アル人テアリマシタ、武事ニ於テハ弓馬槍劍ノ術ハ素ヨリ、壮年ノ頃ヨリ荻野流ノ砲術(一名天山流トモ唱へ、師範青山善助、後愚知ト改ム)ヲ修業シテ達道ノ聞ヘアル人テアリマス、弘化ノ初頃ヨリ外国騒カ初リマシテ、海岸守備専ラノ世ニナリマシテ、砲術盛ニナリマシタニ付テ、同人ハ当時小姓組番頭ノ職分テ、城下士ノ頭職テアリマスカラ、数十人(一組二人又ハ三人アリ、組中人員ノ多寡ニ依レリ)ノ中ヨリ撰拔サレマシテ海岸防禦掛ヲ命セラレ、或ハ大小砲製造局或ハ軍制改革掛等枢要ノ事ニ關係致シマシタ、其時分意見建言等数回致シマシタ、其所論今ニシテモ随分見ルヘキモノデコサリマス、其時分ヨリ齊彬モ数多ノ門閥中ニテ拔群ナルヲ聞知致シマシタカ、嘉永ノ初メ頃江戸邸在勤番頭職デ出府致シマシテ、其時ヨリ齊彬モ親シク譚ヲ致シマシタソウテス、夫ヨリ累進シテ安政三年ニハ大目付又ハ若年寄ニ昇級致シマシタ、如此ノ人テ時勢ヲ見ルコトハ、當時ノ重役中ニハ一人トモ申ス人テアリマシタ、西郷隆盛・堀仲左衛門(伊地知貞鑿旧名)・大山正圓(綱良久)

名)・樺山三圓(資之旧名)・有村俊齋(海江田信義旧名)等ノ有志輩ト懇交テアリマシテ、是等ノ人々カ誘導ニ憑リテ水戸ノ藤田・戸田・武田、及ヒ鹽谷甲藏・小野寺庸齋等ノ名家ノ門ヲ叩キ、所論ヲ聞キ、或ハ越前ノ橋本左内・中根鞆負、或ハ長州ノ桂・周布・久坂等ノ有志ニモ交際致シマシテ、時事ヲ論スル等ノコト枚挙ニ遑アラス、齊彬カ臑股ト申スヘキ、親書ヲ与ヘマシテ(取ニナリマシテ脱ス)機密ノ用向モ弁達致サセマシタト見ヘマシテ、親書モ沢山アリマス、中ニ就テ一橋公ヲ將軍ノ継嗣ニ擁立セラレントノ事ニ就キマシテハ、営中老女辺ノ引合等ニハ殊更尽力致シタト見ヘマス、則チ小野島ト申ス老女ノ密書モアリマス(此書其実御臺様御直書ニシテ、小乃島ノ名ヲ以テセラレタリト)、西郷モ當時ハ専ラ相談致シテ尽力致シタト見ヘマス、其辺ハ同人カ日記数十卷アリマス、其中ニモ概略記シテアリマス、此日記ハ天保十年ヨリ安政五年九月頃迄連続シテ記シテコサリマス、中ニハ家事上ノ事カラ、或ハ交際上ノコト、或ハ国事上ノコト、モ記シテアリマス、惣計六十余冊ニナツテ居リマス、右年間ノ事情参考ニハ大ニ宜シウコサリマス、然シテ安政五年ノ七月齊彬ハ何カ至急ノ用カアリ

マシタト見ヘテ、早々帰国致セト命シマシテ、七月廿一日江戸邸出立致シマシタ、考ヘマスルニ至急呼ヒ下シマスルニ就テ、齊彬ハ疏人ヲ召列レ參府致ス積テアリマシテ、多数ノ供人ヲ召列レマシテ、途次京都ニ立寄り何カ為スコトアラントスルニ就テ、至急呼ヒ下シタテアラウト考ヘマス、此時ノコトハ前ニモ御話申シマシタ通り、数千ノ兵ヲ率ヒテ上京云々ノ時デアリマス、伏見駅ニ滞在中前記ノ如ク近衛殿ニ參殿シ、或ハ月照和尚ニ面晤等ノ事柄ニナリマス、然ル処ニ同時ニ齊彬カ訃音ニ接シマシタサウテス、夫ヨリシテ落胆悲痛遂ニ病ヲ発シ、途次重キヲ加ヘマシテ、鹿兒島ニ帰着致シテモ登城スルコトモ叶ヒマセス、程ナク易實致シマシタ、全ク訃音ニ接シ悲痛ノ余リニ起リマシタ病氣テアラウト考ヘマス、當時有志者ハ此人カ没シマシタニ就テ落胆致シマシタ、右通り西郷ナトノ頭ニ在テ国事ノ難局ニ当リマシタ事蹟ハ、瞭々タル事実デアリマス、如此事蹟上ニ就テ窃ニ冀望致シマス、其子孫ニモ何トカ栄典ヲ賜ヒ、永ク忠魂慰藉ノ特命アラム事ヲ冀望ニ堪ヘマセム、既ニ去廿四年ノ夏旧藩主ハ同人カ王事ニ竭シマシタ事蹟ヲ具申シテ、特典下賜ノ請願ヲ

致シマシタケレトモ、未タ何等ノ恩命ヲモナイサウテス、願クハ速ニ何トカ旌表ノ御沙汰アランコトヲ窃ニ冀望致シマス、右同人カ日記中ニハ嘉永ノ初頃世ノ騒シクナリマシテカラ、朝暮ノ間ニ齊彬カ内命ヲ受ケテ尽力致シマシタ事実ハ沢山アリマス、又因ニ御話シ致シマス、前文ニ市來正之丞ト申ハ藩庁ノ右筆(書役ト通唱ス)デアリマス、是人ハ西郷ナト、俱ニ国事ニ尽シタ人テ、西郷トハ親戚テモアリマスルシ、前記ノ如ク鎌田ニ附屬シテ近衛殿、又ハ月照和尚ナト、往復シマシタ事実ハ前ニ御話申シタ通りデアリマス、鎌田ノ御警衛兵派遣ノ御受ヲ致シ、御受書ヲモ奉呈致シタハ(近衛家所藏ス)、當時ノ形勢ヲ以テ考ヘマスレハ、大決断テ容易ノコトテハコサリマセン、然ルニ決心致シテ御受致シマシタハ、齊彬カ平素含メ置タ趣意ヲ貫キマシタニ原因シ、且鎌田ト市來カ尊王ノ精神ヨリシテ、断然決心致シマシタニ外ナヒト考ヘマス、殊ニ市來ハ當時俗吏ノ巢窟ナル藩庁ニ在テ鎌田ヲ助ケテ御受致サセマシタハ、中々容易ノコトテハアリマセヌ、実ニ兩人ナカラ毀誉褒貶ヲ顧ミサルハ無論デアリマス、茲ヲ以テ考ヘマスニ、此御受書ヲ差上マシタニハ市來ノ力

カ最モ多カリシト考ヘマス、當時ノ形勢ハ、家老ニハ島津豊後・新納駿河等ノ俗吏アリ、其他ハ木偶人ニ等シキ輩ニシテ、之ヲ補佐スル右筆等数十名ノ中ニ志アル者ハ、簗田傳兵衛・市來正之丞・有川七之助、此三名ノ外ハ悉ク俗ノ俗タル輩ニテ、幕府アルヲ知りテ朝廷アルヲ知ラサル輩デアリマシタ、如此ノ時勢ニ未曾有ノ御警衛云々ノ事ヲ遂次ニ於テ御受致シマシタハ、尋常ノ人テ為シ得ヘキコト柄テハアリマセス、然ルニ鎌田ハ帰着致シテ登城スルコトモ出来ナイ重病テ程ナク死シマシタ(同年ノ十二月八日ニ死ス)、此ノ如ク困難ナル場合ニ立至リマシタ処ニ、市來ハ右通御受致シマシタ次第ヲ家老中ニ申立テタソウテス、ケレトモ到底行ハルヘクモアリマセスカラ、一身ヲ擲テ大ニ激論ニモ及ヒマシタソウテス、夫レカ為メニ程ナク細工方ノ下目付(閑散ノ職務)ニ貶黜サレマシタ、如斯ノ次第テコサリマシタケレトモ、尚ホ撓マス屈セス、王事ニ尽スノ精神ハ益々奮ヒマシタ、文久二年久光カ上京ノ頃ニハ藩庁ノ形勢一変致シマシテ、再ヒ藩庁ニ入りマシタ、後追々昇進致シテ勝手方用人ニ登用サレマシテ、維新前後ニハ出軍ニ就テ會計ノ都合ハ、専ラ此モノカ

力多シト申スヘキデアリマス、今ヤ指シテ王事ニ竭シ且ツ名ハ余リ他県ノ御方々ハ御存シアリマセヌケレトモ、御譚申シタ通りノ人物デアリマスカラ、鎌田ト市來ハ願クハ何トカ特典ヲ賜ハルヘキモノテコサリマス、又此兩人ノ外ニ關勇助(廣岡)ハ西郷・大久保ナトノ師トモ申ス人デアリマス、尤モ鹿兒島テハ尊王ノ先魁者トモ申ス人テ、西郷・大久保其外ノ有志者カ先生ト尊シタ人デアリマシタ、齊彬モ密仕サレタ人デアリマシタ(砲術館掛徒目付)、此ノ人ノ功績ハ、一ハ早く死シ内ニノミ居タカ為メニ頭ハレマセヌケレトモ、立派ニ恩典ヲ賜ルヘキ価値アル人デアリマス(朝鮮國漂流奇談ニモアリマス、是ハ後日ノ話ニ致シマシヨウ)、願クハ此レ程名ノ頭ハレサルモノモ篤ト功績ヲ調査セラレ、漏ナク又偏頗ナク靈魂御慰賞ノ美典ヲ揚ケサセ玉ハンコトヲ切望致シマス、亦御互ニ歴史ノ調ヘヲ致シマス者ハ、此等埋モレタル人々ノ事歴ヲ頭ハシテ其筋ヘ申立テ、弘ク皇沢ノ及フ様為スコトハ御互ノ責任ト心得マス、既ニ先般來宮内省ニ於テハ殉難録ヲモ御編輯アラセラレ、汎ク我々マテモ下与セラレ、隠レタルヲ明ニセラル、ハ洵ニ御美事ト申スコトデアリマス、如此ノコト

モアリマスルシ、斯マテ国民ノ忠誠ヲ御表旌アラセラル、ハ、実ニ難有御趣意デコサリマス、願クハ遺漏ナク取調上申致シマスルモ、御趣意ヲ翼賛シ奉ルノ一端、且我々御互ノ義務トモ存シマス、近クハ皆サンモ御存知ノ内田政風テアリマス、之レハ内テ骨折ツタ藩テハアノ位ノ人ハナイデアリマスカ、其功績カ顯ハレマセヌ、此人モ右鎌田・關・市來等カ如ク皇室ノ御為ニ竭シタルモノテ、同人等ト同シク各藩ニモ名ノ顯ハレサル人多々アルヘシト存シマス、夫等ノ人々ノ功績ヲ顯ハスハ、御互私事ニ非ス、恐ナカラ聖徳ノ御一端ヲ翼賛シ奉ルノ端トモ存シマス、亦現今清國ト前代未曾有（領土日清戰爭ノ功勞云々）ノ御大挙ニ対シマシテモ、尚ホ士氣御振作ノ一端ニモナリマシヨウ、僉人忠勇奮進國威ヲ輝シ、宇内ニ雄威ヲ振フヘキ勸奨ノ一端ニモナリマシヨウ、亦古今共ニ外ニ忠勇ヲ尽シタ者ハ、其名早ク顯ハレマスハ当然ノ事テアリマスカ、内ニ居タモノ、或ハ其機ニ先チテ困難辛苦ヲ嘗メタ者ハ、名ノ顯レサルモノモ寡カラス、則チ薩摩テハ鎌田・内田・關・市來等カ如ク、事ノ発表セサルニ先タツテ竭シタ人ハ則チ誘導者テ、其功又渺カラヌニ其功績燿滅セムトスルモノ又寡カラサルヘ

クト考ヘマス、願クハ汎ク諸家方ニ於テモ、御同然ニ御申立アランコトヲ冀望致シマス、尚ホ此事ニ就テハ追々御相談致シマシテ、史談会ヨリシテ其筋ニ上申致シタイコト、冀望致シマス、諸君厚ク御思考ヲ願ヒマス、今日ハ先ツ是限りニ致シマシテ、尚此一件ハ他日御相談ヲ願ヒマス（一同立礼）

〔史談会速記録（高沢忠義編）にて抄訂〕

#### 四二四 征韓論ヨリ胚胎シ日清戰爭トナリシ事

歴（史談会速記録第二十五輯附録）

○この文書の見出しならびに目録は原書にはなし。編集者が高沢忠義編「史談会速記録」（第二十五輯附録）によって作りしものなり。

○琉球ハ兩属シ、清國ヲ父日本ヲ母ト自称セシ事

○齊興公・齊彬公ヘ琉球処分委任アリシ將軍ノ親諭書

○齊彬公宇内ニ國威ヲ振趣セントノ意見ヲ陰カニ上申アリシ事

アリシ事

○阿部侯齊彬公ノ意見ヲ採リ、密カニ將軍ニ上申アリシ事

シ事

○西郷隆隆使節ノ大任ニ当ラント請ヒ、朝鮮ノ無礼ヲ謝セシメ征韓ト唱ヘザリシ事

○朝鮮國我ガ大使ニ不敬ノ拳アレハ、同氏曲ヲ鳴ラシ

征討ノ意ナリシ事

○同氏ヨリ久光公ニ呈セシ朝鮮国トノ交際ニ係ル意見書

○同氏ハ維新ノ大業意外ニ速成シ、其殺氣ヲ外ニ漏ラスノ意ナリシ事

○同氏ハ朝鮮ノ無礼ヲ責メ、国威ヲ海外ニ輝カシ、東洋ノ平和ヲ保ツ意ナリシ事

○同氏掛冠帰県ノ節発布アリシ詔勅

○同氏ノ陸軍大將故ノ如ク參議及近衛都督ヲ免セラレシ達

○同氏ハ秀吉ノ天下ヲ定メ後征韓殺氣ヲ外ニ洩ラシタル策ヲ、歴史ニ鑑ミ東洋平和ノ論ヲ立テシ事

○三條公モ同氏ハ唯大使派遣ヲ請ヒシト述べラレシ事

○西郷ハ征韓ニ係ル一切ノ調査ヲ伊地知正治ニ依頼セシ事

○伊地知ヨリ同氏ニ送リシ征韓一切ニ係ル調査書

○調査書ノ大要ハ絵図・物産・運輸・彈藥・兵糧等ニテ、兵數ハ四万ナリシ事

○私學校ノ費用ハ西郷等ノ賞典ト県下ノ租稅ナリシ事

通弁其他ニ充ツル考ナリシ事

○海外ヨリ婦朝ノ者ハ征韓論ヲ拒ミシ事

○十年ノ戦争ハ親子兄弟敵味方トナリシ者多カリシ事

○米國へ大使派出前留守員巡廻員協議シ、大使婦朝マデ内政改革セザルノ約アリシ事

○齊彬公へ人心ノ一致和合ヲ尊ビ器械力ヲ排セラレシ事

○齊彬公在琉佛・英人ニ依頼シ、軍艦及商船購入ノ事

○齊彬公小銃製造器械購入ノ事

○齊彬公清國ノ内乱ニ乗シ古製ノ大小砲ヲ売込マシメラレシ事

○齊彬公琉球及大島・山川港ニ佛・蘭二國ト開市シ、大坂・兵庫ノ開港猶予セン計畫アリシ事

○齊彬公琉球人ヲシテ福州其他ニ商法擴張セラレシ事

○齊彬公臺灣島内ニ碇泊場及一館ヲ設ケ渡唐船ノ便ヲ計リシ事

○齊彬公福州ニ在来ノ琉館ヲ増築セラレシ事

○齊彬公汽船購入ノ節備付品等一切漏レサル様注意セラレシ事

○齊彬公琉人座喜味親方ノ行為ヲ糺シ、跡役投票ノ弊

ヲ除カレシ事

○齊彬公軍艦購入等ノ事ヲ秘密ニセラレシ事

○齊彬公女中ニ医者両三名ヲ付シ中島辨天ヘ遣リ、後密談セラレシ事

○齊彬公英・佛・米三国ヘ書生留学ノ密論書

○齊彬公英・佛人ト密商セシ乎ヲ水戸侯其他嫌疑アリシ事

○齊彬公琉球人福州ノ貿易ハ洋品購買ヲ名トセシメラレシ事

○琉球人座喜味親方ハ狡猾剛愎ニシテ薩摩ノ命ヲ拒ミシコト多カリシ事

○琉球人ハ屢々臺灣蕃民ニ殺害セラレシ事

○齊彬公ハ琉球人ニ資本ヲ与ヘ商法擴張ノ意ナリシ事

○伊達宗城侯齊彬公ノ胸底測ラレザルヲ嘆賞セラレシ事

○齊彬公伊達侯ニ戯レ、秀吉ヲ継紹シ四百余州ヲ分タント云ハレシ事

○齊彬公海防ノ為メ軍艦十五六隻製造ノ意ナリシ事

○大久保一翁君・勝安房伯、徳川家大政返上旧地駁・遠ニ退カン事ヲ文久及慶應年間ニ前言セラレシ事

○西郷隆盛ノ征韓論ハ、齊彬公ノ薰陶ヨリ胚胎セシモノナラン乎ノ事

大川 發速記

明治二十七年九月二十二日二十三日市來四郎君

臨席

市來君(四郎) 今日御話申シマスルハ、御互ニ維新歴史ノ取調ニ就キ、現今朝鮮事件ヨリシテ清國ト戦争ニ

ナリマシテ、昨今ノ報道一トシテ快報ナラサルハナク、

実ニ海陸軍人ノ忠勇ナルコト多言ヲ要シマセム、ソレニ對シテ維新前ヨリノ島津家事蹟上大ニ感スル所ガコサリマシテ御話申シマス、

扱現今日清交戦ノ快報ニ就キマシテ、別ニ御話シ致ス

ニモ及ヒマセヌ、各新聞紙及号外報道ニ依リテ全国一般愉快ヲ唱ヘマシテ、快報ニ接スルヤ否毎戸国旗ヲ翻

シ、或ハ酒肴ヲ供ヘテ祝シマスルハ、国民力愛國ノ至情溢レタル所以デアラウト存シマス、実ニ宇内ニ比類

ナキコト、思ヒマス、此ノ如ク四千万同胞カ忠魂勇胆ナルハ、全ク

皇祖 皇宗ノ御遺徳ト、



今上陛下ノ 御聖徳ニ因レルモノト信シマス、然ルニ  
 其大反対ナル革命國ノ清國ト、宇内無比ノ忠勇國ト頡  
 頰スルト云フモノハ、彼等カ鑑識ノ足ラサルモノト考  
 ヘマス、ソコデ我日本ニ於テ上古ノ事蹟ハ姑ク措ヒテ、  
 神功皇后三韓御征討、弘安ノ度蒙古来襲掃攘ノ挙・文  
 祿ノ役ナンソノコト、モハ、今更繰リ返シ申スニモ及  
 ヒマセヌ、尋テ小事ナカラ慶長九年ニハ、山田長政カ  
 暹羅國ニ於テノコトモ随分國威ヲ海外ニ振ヒマシタ一  
 端テアラウト思ヒマス、

夫レカラ現今ノ快報ヲ日々御互ニ承ルコトニナリマシ  
 タ、私モ早ヤ蓋棺ノ年齒ニナリマシテ、此ノ如キ愉快ナ  
 コトヲ承リマスルハ、洵ニ喜ハシキ極デコサリマス、就  
 テ島津家ニヲキマシテハ慶長十四年ニ琉球ヲ征討シ、  
 同十六年ヨリ入貢怠ラス廃藩置県ニ至ルマテ連続シテ  
 居リマス、然ルニ中古ヨリ琉球ハ兩属ノ國ト称ヘマシ  
 テ、清國ヲ父トシ、日本ヲ母トスト云フ訳テ、安政四  
 五年頃マテハ其通りテコサリマシタ、抑モ琉球ニ外国  
 人カ手ヲ容レマシタハ弘化元年ノ三月、佛蘭西ノ軍艦  
 カ參リマシテ、和親貿易及ヒ宗教ヲ弘メタイト云フ三  
 ケ条ヲ請求致シマシテ、彼ノ國人在住致シマシタ、其

時分カラ外国人カ日本ノ一部分ノ地ニ足ヲ容レマシタ  
 デコサリマス、夫レヨリ引続イテ英人カ參リマスルシ、  
 又米人カ參リマスルヤウニナリマシタ、日本デ外国人  
 カ公然足ヲ容レマシタハソレカ始メデアルヤウデコサ  
 リマス、然ルニ島津家ニ於キマシテハ勿論、幕府ニ於  
 テモ二百年來ノ昌平テ、実ニ寢耳ニ水ト云フ様ナコト  
 デ、ソレヨリシテ困難ナコトニナリマシテ、将来如何  
 ナラント心配ニナリマシタ、弘化三年ノ五月ニハ米國  
 ノ所謂ペルリナル者カ数隻ノ軍艦テ琉球ニ參リマシテ  
 和親通商等ノ三四ケ条ヲ請求致シマシタ、其時故齊彬  
 ハ未タ政務ハ執ラナイ時分デコサリマスケレトモ、壯  
 年デハコサリマスルシ、指揮方ノ為メ特旨ヲ以テ帰國  
 ヲ命セラレマシタ、此時ヨリシテ幕府モ一層御心配ヲ  
 重ネマシタ、當時ノ閣老阿部伊勢守殿ハ齊彬ト御懇意  
 テハアルシ、伊勢守殿ハ齊彬ニ御内々対策ヲモ求メラ  
 レマシタト見ヘマス、齊彬ハ外国ノ事情ヲ可也存シニ  
 ナツテ居ラレマスルシ、将来ヲ考ヘラレテ、其対策上  
 申ノ書類ハ悉ク伝リマセスケレトモ、二三ノ書面ト、  
 當時左右ニ仕ワレテ居マシタモノ、口碑ニ伝ツタコト  
 ナト概略ハコサリマス、其時將軍家ヨリ御下付ニナリ

マシタ御書付ハ、齊興・齊彬ヲ御前ニ召サレ、閣老列席テ御直渡シニナリマシタソウデス、即チ左ノ通りテコサリマス、

○この文書は、本文第三四四号文書と同文重複により略す。

斯ノ如キ特命承知致サレマシタ其御意味ハ、開市ヲ允サレタコトテコサリマス、是ヨリ先キ家老ノ調所笑左衛門ヲ以テ、齊興・齊彬ハ阿部伊勢守殿・眞田信濃守殿へ意見申立サセマシタ、其手扣書ニモ兎角日本ハ鎖國ノ制度テハイケナイ、外国へ対シテ國威ヲ振フヤウニナクテハナラヌ、或ハ中山王ノ名義テ開市云々ノ主意テコサリマス、然ルニ当時ノ形勢ハ中々開港トコロテハコサリマセヌ、徳川家寛永度ノ政策ヲ固守シテ、全ク鎖國主義テ、宇内ノ形勢、将来ノ見込ナト、云フコトハ思ハナカツタト見ヘマス、然ル場合ニ齊彬ハ宇内ニ國威ヲ振フヤウニシナクテハナラヌト云フ意見ヲ陰ニ陽ニ上申致シタト見ヘマス、幕府ニモ近采ノ名閣老トモ云ハレマシタ阿部殿テコサリマスカラ、陰ニ採用致サレマシテ、將軍家ニモ上申ヲ密カニ致サレタト

見ヘマス、ソコデ右御委任云々、寛猛両様云々ノ趣ヲ將軍家親シク齊興・齊彬父子ニ命セラレタテコサリマス、然シテ同年七月父齊興ニ代リマンテ帰國指揮致サレマシタ、是ヲ日本ニ於テ外国事件大騒キノ発端デ、ソレカラ安政四年ノ夏齊彬カ中山王ニ密命サレタコトカコサリマスケレトモ、是ハ後ニ御話シ致シマス、  
借現今ニ比シテノ御話ハ諸君モ御承知ノ通り、西郷隆盛カ明治六年ノ秋征韓論ヲ立テマシタ事ニ就テ、先ツ御話シ申シマス、諸君御存ノ如ク隆盛カ朝鮮國ニ大使派遣ノコトヨリシテ、板垣退助・後藤象次郎・江藤新平・副島種臣等ノ諸君モ同旨デ、其議行ハレス遂ニ辭職シ、西郷其外忽然帰県致シマンテ、一時一般ノ耳目ヲ驚カシマシタコトハ多言ヲ要シマセヌ、其時桐野利秋・篠原國幹ナトモ辭職帰県致シマシタ、ソコテ西郷カ使節ノ大任ニ当ラムト請ヒマシタ初メハ征韓ト云フコトハ申シマセヌ、単ニ朝鮮ノ無礼ヲ謝セシメナクテハナラヌトイフコトテアツタソウデス、初メヨリ征韓ト云フ主義ヲ顯シタテハナイ、唯使節ノ任ニ当ラムト請ヒマシタ訳デコサリマス、成程是ハ表面ノ所ソウデコサリマシタラウ、然レトモ既ニ朝鮮ノ形勢ヲ見切ツ

テ居リマスカラ、果シテ大使ニ対シテモ無礼ノ挙動、不敬ノ言語モ吐クニ違ヒナイ、其時彼ノ曲ヲ鳴ラシテ匡スヘシトノ順序ナリシト聞キ及ヘリ、至当ノ計画ト思ヒマテ、<sup>(スカ)</sup>則チ其証拠ハ左ノ書面テコサリマス、尤モ是ハ去頃鹿兒島新聞ニモ出シマシタ、

西郷ヨリ久光へ提出セシ書

朝鮮御交際之儀、

御一新之砌ヨリ及數度使節被差立、百方御手ヲ被  
尽候得共、悉ク水泡ト相成候ノミナラス、屢無礼

ヲ働候儀モ有之、近来ハ人民互ノ商道モ相塞リ、

倭館詰居ノ者モ甚困難ノ場合ニ立至候故、無御拋  
護兵一大隊可被差出御評議之趣致承知候付、護兵

ノ儀決シテ不宜、全ク鬪争ヲ醸成候訳ニ相当リ、

最初ノ御趣意ニ相反候間、公然ト使節被差立可然  
事ト奉存候、若彼ヨリ交際ヲ破リ戦ヲ以テ拒絶可

致哉、其意底慥ニ相頭候迄ハ是非不被尽候テハ、

人事ニ於テ闕ル処可有之、自然暴挙モ不被計抔ト  
ノ御疑念ヲ以テ、非常ノ備ヲ設ケ候テハ又礼ヲ失

セラレ候ヘハ、益交誼ヲ厚ク被尽候御趣意貫徹候

様有御座度、其上暴挙之時機ニ至候テ、初テ彼ノ  
曲事モ判然可致候付、其罪ヲ天下ニ鳴シテ可討訳  
ニ御座候、未タ十分尽サ、ルモノヲ以テ、直様彼  
ノ非ヲノミ責候テハ其罪ヲ真ニ知ル処無之、彼我  
共疑念致シ候故、討人モ怒ラズ討ル、者モ服セス  
候付、是非曲直分明ニ致候儀、肝要ノ事ト見込建  
言ニ及候処御採用相成、御伺之上使節私へ被仰付  
候筋御内定相成居候次第ニ御座候、此段形行申上  
候、以上、

明治六年酉十月十九日

西郷隆盛

然ルニ岩倉サンハ其議論ノ最中ニ歐洲ヨリ御帰リニナ  
リマシタソウテス、発端ハ未タ御帰リノナイ中テコサ  
リマシタソウテス、其所テ三條大政大臣初メ西郷等カ  
議論ニ御同意テ、西郷ヲ大使ニ遣サル、内奏聞ニモ及  
ハレタソウテス、其時分 主上ハ箱根へ行幸中デコサ  
リマス、然ルニ岩倉サンハ勿論、木戸・大久保ナト西  
郷ノ論ヲ聞ヒテ吃驚致シタソウテス、其所テ岩倉・木  
戸・大久保等ハ目前ノ利害ニ拘泥シ、維新後未タ人心  
モ定マラス、殊ニ政務モ整理シナイ、財政モ困難テア

ルニ依テ、外征ハ不得策テアルト云フ論テアツタト見  
ヘマス、西郷等ノ論ハ維新ノ業モ意外速ニ連ヒマシテ、  
人心殺氣凜々タルカ故、殺氣ヲ外ニ漏シ、朝鮮ノ無礼  
ヲ匡シ、国威ヲ海外ニ輝カシ、東洋ノ平和ヲ永遠ニ保  
タムニハ、内治外征ハ両全ノ策ナリトノ論旨ナリシト  
聞キ及ヘリ、岩倉・木戸・大久保等ノ人々ハ前述ノ如  
キ論ニテ、遂ニ西郷等ハ掛冠ノ念ヲ生シ、突然帰省シ、  
尋テ鹿児島人ノ近衛兵隊將校兵士数百名帰県致シマシ  
タ、其時ノ勅書ハ左ノ通りテコサリマス、

一新之業日治カラスシテ未タ其半ニ至ラス、今ヤ  
一層努力スルニ非スンハ成功期スヘカラス、況ヤ  
北地ノ事情、其余国難内外不容易形勢ニ際シ朕深  
ク憂之、汝等一層勉励其職務ヲ尽サン事ヲ望ム、

明治六年西十月廿九日

西郷正三位病氣ニ付辞表之趣アリテ、参議近衛都  
督差許、大將旧ノ如ク申付置ケリ、尤国家柱石ト  
依頼スル事決テ相渝ルコトナシ、宜ク疑念ヲ懐カ  
ス職務ヲ勉励セヨ、

明治六年西十月廿七日

尤モ西郷等ノ論ハ、秀吉公カ天下ヲ定メ玉ヒシ後征韓  
ノ役ヲ起サレマシタハ、土地拡張ノ趣旨ヲモアリマシ  
タラウカ、亦一方ニハ数百年來擾乱ノ末殺氣甚シキ故、  
之ヲ外ニ洩ラソウト云フ策略テアツタト申スコトテス  
カラ、其等ノコトヲ歴史上ニ鑑ミマシテ、殺氣ヲ外ニ  
漏ラシ、且ツハ東洋ノ平和ヲ永遠ニ保タウト云ウ論旨  
テアツタト聞キ及ヒマス、今日ヨリ見マシテハ特ニ卓  
慮遠図ト考ヘラレマス、然ルニ既ニ内奏聞ニモ及ンテ  
居ルノニ、岩倉公カ帰ラレテ諸氏カ右通目前ノ利害ニ  
ノミ拘泥シ、永遠ノ処ニ目カ注カナカツタカラ異論百  
出、議論尤モ烈シカリシ故、三條サンハ初メ御同意ナ  
サレテ内奏聞ヲモナサレタ次第アルカラ、御痛心ノ  
余リニヤ御発病ナサレタソウデス（當時ノ世説ニハ精神  
錯乱セラレシトモ唱ヘマシタ）、故ニ岩倉サンカ輔相代理  
トナラレテ、遂ニ征韓論ハ破棄ニナリマシタソウテス、  
其コトハ征韓論破裂始末ニ概略ハ記シテコサリマス、  
夫ヨリシテ西郷・桐野・篠原等ハ憤然トシテ、国威ヲ  
海外ニ輝スコトヲ知ラナヒ奴輩ト云ツテ皆辞表ヲ出シ  
テ帰県致シマシタ、其際江藤新平・後藤象二郎・板垣

退助等ノ諸君モ辞表ヲ出サレテ続々退引サレマシタ、今ニシテ考ヘマスルニ、之カ明治十年ノ内訌ノ原因テコサリマス、依テ現今ノ清韓事件モ深ク既往ノ事実ヲ鑑ミ、後々禍源ヲ醸サヌ様ニ冀望スル所テコサリマス、就テ御互ニ維新前後ノ史料取調上御話シ申シテ置カナクテハナリマセヌハ、三條公ニ五六年前御親シク當時ノ事実ヲ御質問申シタコトコサリマス、三條公仰ニ、西郷等ハ征韓ト云フコトハ云ハナカツタ、唯使節ヲ出スト云フコトデアツタト仰セラレマシタ、又某人ノ言ニモ同様テコサリマシタ、其所ヲ考ヘマスルニ如何ニモソウテアツタラウ、又其訳ト考ヘマス、如何ントナレハ、西郷等モ廟議上ソソナニ粗忽ノ論ハ云ハナカツタラウト思ヒマス、大使派遣ノ上、朝鮮政府カ前項ノ如ク無礼ノ言語拳動アレハ夫レヲ確メ、而シテ其非ヲ匡スト云フ順序デコサリマスカラ、廟議ノ初メヨリ征韓ト云フ語ハ出サナカツタニ相違ナイト考ヘマス、日光訪問録ト云書ニモ、稍々御答ト同様ノ事ヲ記シテコサリマス、私ヘ御答モ同様テコサリマス、然レトモ西郷等カ胸底ハ前述ノ通り、大使派遣ノ後渠レノ拳動上ニ就テ征否ノ論ハ廟議ニ顯ハレ、定ル所テアラウト思

ヒマス、倉卒ニ初メヨリ征討ト云フ語ハ発シナカツタモノテ、大使ヲ発セラレタラ果シテ匡スヘキ渠レノ拳動ニ出ツヘシト見据ヘテアリマシタラウ、是等ノ点ハ三條公カ御言デコサリマスカラ、後世ノ史家大ニ疑團ノ起ル事柄ト思ヒマス、西郷等ハ斯ノ如ク征韓ノ見据ヘハ付キ、伊地知正治ニ調査ヲ依嘱シ、征韓ノ準備ハ密ニ為シタト見ヘマス、又鹿兒島テハ壯年ノ輩カ從軍ノ為メ奔走致シタコトハ私モ親シク見聞致シテ居リマス、ケ様ノ事ハ歴史上必要ナコトテコサリマス、私ハ内輪ノ論モ洩レ聞ヒテ居リマスカラ、ヨク／＼匡シテ置カウト考ヘマス、伊地知正治カ西郷ニ送リマシタル書簡、左ノ通テコサリマス、

其時ハ西郷辞表ノ當時ヲ指テ云フ早日ノ御出立ニテ急遽出發、爾後御安康大慶奉存候、朝鮮歴史ハ其節直ニ外務省ヘ返納致候間外務省ヨリ借用ノ書其首尾申上候、今更申上ルモ無益ノ様ニハ候ヘトモ、彼歴史ト略繪図ト征韓偉略ト明清史ト比較左ノ通りニ御座候、東西百五十里、南北四五十里、大凡我奥羽二國ヲ合セシ位、但朝鮮人ノ説ハ採ルニ足ラス、彼京城河口ニテ

是ヨリ都ハ一千里ト米人ニ答ヘシカ如シ、黒田如水カ浦山ヨリ鮮京ニ至ル十日程、鮮京ヨリ支那界ノ大川ナル鴨綠江五日程ト云ヘリ、正シカルヘシ里程ノ如キハ今ニシテ差誤ナキヲ保セス人口五百万位

田島ノ數ト兵役並收納物ノ割合ニテ大凡ノ賦兵員亂世ノ末二十二万八千

治世ノ末九万四千五百、内八分ノ一ハ騎兵、右兵員ト田舎ノ夫立鹿兒島方言人足ノ通唱ヲ加ヘシ者、内三分

ノ一ハ先鋒ト称シ、都詰ノ者ハ支那(古カ)左流ノ調練ヲ為ス事ナレトモ、外ハ然ラス、調練ヲ為スト唱

フル者ハ蓋シ三万余ナルヘシ、水田陸田五十万結

一結トハ我ノ一町歩ヲ云フカ如シ、日本ニテ賦レハ草高五百万石ニ当ル、

右ヲ成宗十一年ノ制ニテ、一結租米二石ヲ以テ上中下平均ノ數トスレハ、彼所謂明枘ヲ用ヒタランニハ、即チ我ノ一石ニテ現藏人米日本ノ升ニテ五十万石、

南方海辺ニ十三ノ湊有リ、即京城ニ米石運ニ津口

ナク、北方ハ山多ク、南北ハ平地多シ、故ニ鮮國ノ膏沢ナルハ南方ニ多シ、支那ヨリ朝鮮ヲ討セン歴代都合二十一度ト云フ、毎戰朝鮮ノ敗北セシハ大小ノ勢モアルヘケレトモ、嘗テ一度モ朝鮮人ニ名アリテ正シキノ役ナシト云フ、米國人押入リシト云河ハ、文祿度ノ征史ニ引合スルニ所謂漢江河ナルヘシ、

文祿ノ役渡(陸軍十三万・海軍九千二百)四月十三日、小西行長浦山海ニ着船シ、即日浦山城ヲ攻落シ、

十四日取金海府城云々、(脱カ)五月二日、行長取京城

浦山浦ノ戰ヨリ都合二十日ニ中ル、是ヨリ後チ軍議不一決、且孤ナルヲ以テ行長進軍遅々、

六月十二日、取平城、

浦山ノ役ヨリ六十日ニ中ル、

滿清ヨリ朝鮮初度征、天聽元年正月十四日鴨綠江ヲ越テ義州城ヲ攻落シ廿二日安州ヲ取ル、廿六日平城ヲ取ル、二月五日

廣州ヲ取ル、

三月三日、朝鮮王降和ナリ、

義州初戦ヨリ五十日ニ中ル、

同再度征初戦ヨリ十一日ニ中ル、

崇徳元年十二月十二日、平壤ヲ攻落ス、

十四日、進テ取平壤、

前ニ当月二日ニ清章高服等ニ命シ、三百ノ兵ヲ授

ケテ偽テ商人ノ姿ニテ昼夜兼行、朝鮮王ノ京城ヲ

囲マシメ、引統テ親王一人、將軍一人(二脱カ)千ノ兵ヲ

授ケテ進進セシメシモノ四日、鮮兵六千ヲ攻破テ

王城ニ至ル、鮮王詐計ヲ以テ遁レ出シテ、四十里

(四里位)ノ路追打シテ、遂ニ朝鮮王ヲ南漢城ト云ヘ

ル所ニテ攻囲ム、廿五日清帝自南漢城ノ攻手ヲ加

ユル、二年正月二日朝鮮諸道ヨリ来会スルノ援兵

ヲ打破ル、同十三日朝鮮王降伏ノ掛合始ル、

同廿九日、朝鮮王清帝ノ陣門ニ来テ降ヲ乞フ、

初戦ヨリ四十八日ニ中ル、

右ニ依テ比較スレハ、文祿度ノ征鮮ハ清人ヨリ一

層速ナリトス、然レトモ征討ノ功否懸隔スルモノ

アルハ何ゾヤ、我ハ百戦ノ練兵ト雖トモ海外ノ征

討ハ初戦ナリ、況ンヤ朝鮮ヲ極寒ノ地ト誤視ス、

故ニ夏四月ニ到テ討征ヲ始メタリ、之レ朝鮮ノ寒

氣北越奥羽ニ甲乙無キヲ知ラサルニヤ、

而鮮人諸道ニテ遁ル、モ、往々山ニ入り從テ出テ

我行軍線ヲ妨ク、

清人ノ征鮮ハ十二月・正月ニアル、故ニ鮮人雪ニ

障ラレ、山ニ出入スル事ヲ得ス、

我ハ海道ノ暗キヲ以テ百里外ノ浦山ヨリ入ル、故

ニ彼奔逃スルニ便ナリ、

清人ハ元來地勢ノ便ナルト雖モ、彼偽テ商人隊ヲ

造リ、不意ニヲカシ入策ヲ見レハ、唯鮮王遁レテ

海外ニ至ル、或ハ加勢ノ来ンコトヲ慮ル深シト云

フヘシ、

我当日明治五ノ兵鋒ヲ以テ一念ナク打入ラハ、明軍

実ハ恐ル、ニ足ラス、而テ當時文祿後ノ人々ハ明ハ

大國大軍ナリト聞キ、懼レテ退避ノ勢ヲ免レス、

遂ニ七年ノ久シキニ至ル、所謂小西五請和説事ヲ

誤ルノミニ非スヤ、

今案、彼ノ國ヲ征スルヤ海陸兵四万ヲ用ユヘシ、

半ハ進撃手トシ、半ハ要所ノ守トス、

康季漬ノ征鮮兵五万ヲ用ユ、衆寡ヲ用ヲ知ルト

云へシ、

鮮人ノ武備ヲ探知スルニ、我ノ征銃ハ「ミニヘール」ニテ適當スヘシ、征兵ハ新募ニテ宜シカルヘル戊辰ノ実践兵、然ル後チ魯西亜ト戦フニ當テ堂々シノ外新兵ヲ云タル常備兵常備兵ハ露ト戰ノ先生方ニ御次渡申欵、又ハ斜打七連ノ良銃ヲ申受テ、我々伊地知自兵身ヲ云共氣ヲ一振シテ決戦センカ、先ハ朝鮮征伐ノ夢咄シカタ

／＼荒々如斯御座候、敬白、

西十二月明治六年癸酉 伊地知正治

尚々、本文ハ朝鮮一条ニ取調一小冊保存成シ居候

ヘトモ、先ツ大略ノミニ御座候、終リ、

如此伊地知ハ西郷ヨリ依托サレマシテ、朝鮮支那ノ絵図ヲ集メルヤラ、物産ノ多寡、運輸ノ良否等ヲ調べルヤラ、又其筋ヨリ借用致シタ引用書モコサリマス、ソレニ兵員ノ數、彈藥兵糧ノ事迄ヲ記シテコサリマス、此書意ヲ以テ初ヨリ征韓トハ云ハナカツタト見ヘマス、然レトモ伊地知カ書簡上征討ノ底意ナリシハ明亮テコサリマス、私モ其後伊地知ヨリ當時ノ情況ヲ聞ヒタコ

トモコサリマシタ、其言ニ鹿兒島ノ兵ヲ真先ニ出シ、次ニハ九州ノ兵モ出ルタロウ、彼是上下二万ノ兵テ宜イト云フコト迄モ調ヘタト申シマシタ、其事ヲ委シク筆記シタ物モコサリマス、右通りノ計画テ金策モ略ホ見込ヲ付ケタト申シマシタ、三條公ハ表面ハカリ聞カレテ、未タ後図ノ談ハ御聞キナカツタカト思ヘレマス、其他桐野利秋ノ断記ト云フモコサリマス、篠原ノ話記モコサリマス、次ニ板垣退助記事、江藤新平ノ咄記等モ見マシタ、後藤象二郎丈氏ハ先年親シク質問致シマシタコトモコサリマス、私カ所有ノ征韓論ノ材料ト申スハ是レ丈ノ物テ、歴史上必要ナコトテコサリマスカラ、後世ノ惑ヲ生セサル様、尚ホ御互ニ取調ヘ置キタイコト、考ヘマシテ序ニ御話シ申シマス、然ルニ西郷・篠原・桐野其他近衛諸隊ノ將校兵士ハ皆帰郷イタシマシテ、程ナク鹿兒島ニ右ノ人々カ私学校ト云フヲ設ケマシテ、西郷ヲ頭ニ致シ、篠原・桐野ヲハシメ兵士ニ至ルマテ皆私学校ニ集リマシテ、事アル時ニ尽サウト云フコトテコサリマシタ、然シテ後鹿兒島分營ノ焼亡及ヒ解隊ノ事件、或ハ廣嶋鎮台焼失、或ハ熊本鎮台兵ノ不穩等ノ事ナト交々起リマシタ、而シテ又此私学



校ノ費用ハ、戊辰ノ戦功ニ依テ同人等カ戴キマシタ賞典ヲ一銭金モ私用致シマセス、ソレヲ私学校ノ經費ニ充テマシタ、尤モ島津家ニ賜ハリシ賞典ハ數回辞退ノ上申致シマシタ (島津家へ賜ハリマシタモノハ別ニナリマス) 故ニ、其辞退ニ就テ政府ハ各藩ニ対シテ、辞退シテハ済マナイト云フ御論シカ度々コサリマシタ、ソレカラ薩藩置県ノ年ニ至リマシテ、其内五万石ヲ久光ノ分家ノ財産ニ充テマシ〔テ、残り五万石ハ鹿兒島學校今造七館ト改ノ費用ニ充テマシタ、現今造士館ノ費用ハ其五万石ノ公債利子テヤツテ居リマス〕、

又少シ溯テノ御譚ヲ序ニ申シマス、アナタカタ (臨席ノ富田猛次郎君ヲ指ス) ハ文久ノ初頃ニハ大ニ御奮発ナサツテ、御一新ノ手初メニ御働ナサツタカラ能ク御記憶テアリマシヤウカ、島津家テハ賞典ヤ何ヤハ少シモ氣ニ付ケナンタハ無論ノコトテ、七百年來連綿タル所領ノ存亡モ顧ミス、国主父子ハ身ヲ犠性(性)ニ供シテ皮切リ手初ヤラレタコトテ、決シテ何カ為メニスルコトテナク、全ク齊彬ノ遺命ヲ継キ、皇室ノ式微ト 皇國ノ危殆ヲ憂ヘテ奮興セラレタニ相違コサリマセス、随テ御家 (佐土原) ニモ御同様テコサリマス、夫レヨリシ

テ天下人心ノ方向モ漸ク定リタル順序ニナツタト思ヒマス、憚ナカラ其時分マテハ一般ノ方向モ定マラス、間ニハ首鼠兩端ノ方々モコサリマシテ、形勢ヲ傍觀セラレマシタ方モ無キニシモアラサリシハ、今更多言ヲ要シマセス、尋テ維新ノ大業モ數年ナラスンテ成リマシタ、実ニ斯ク速ニ成ラウトハ誰モ意想外テコサリマシタ、其後ニ至リマシテ前キニ申シタ通り、殺氣ヲ外ニ洩サウト云フ処ヨリ西郷等ハ若輩ヲ私学校ニ集メマシテ、其内ヨリ洋学生ヲ出シマシタ、ソレハ他日東洋事アルニ当リテ、通弁其他ノ用ニ供スルノ見込テアツタト申スコトデシタ、其所テ西郷等ハ到底世ノ形勢此俛テハ済マナイ、東洋ノ和平ハ持テナイ、殊ニ北門ノ憂ハ露西亞漸ク迫リ、或ハ清國朝鮮ノ虞アリ、朝鮮ハ些々タルコトナレトモ、其後ヘニハ支那ノ大國カ居ル、或ハ英佛ノ如キモ油断カナラナイ、數年ナラスンテ東洋ニ事ノ起ルハ必定タト云フ考ヘデアリマシタ、夫レニ就イテ鹿兒島ニハ種々ナ誤聞モコサリマシタ、其甚シキ一ニヲ申シマスルト、今ノ紙幣局ノ建築ハ大久保ノ居宅ダトマテ喧伝シマシタ、其外是ニ類シタ誤伝モ多々コサリマシタ、其所テ私学校員ハ憤懣扼腕ニ堪ヘ

ヌヤウニナリマシタ、西郷ハ高尚ナル意見ヲ持ツテ兎  
符ヲスルトカ、或ハ耕作ニ従事スルトカ世情ヲ塵視シ  
テ居タサウテス、然レトモ子分ノ壮年輩ハ憤怒甚シキ  
ニ至リマシタ、斯ル形勢ノ所ニ佐賀ニ江藤等起リ、臺  
灣問罪ノ師派遣、或ハ長州ニ前原一誠等起リ、熊本ニ  
ハ敬神党興リ、続々各所ニ不穩ノ兆顯レマシテ、壮年  
等事ヲ急クノ形況トナリマシテ、遂ニ明治十年正月ノ  
末彈藥掠奪ト云フコトニナリ、其起因ハ征韓論破裂ニ  
アルト考ヘマス、然シテ壮年等カ銃器ヲ携ヘ、刀劍ヲ  
取扱ヒナトシテ不軌ヲ謀ルト云フコトニナリ、此事カ  
追々東京ニ聞エマシテ、殊ニ注意セラル、コトニナリ  
マシタ、是ヨリ先旧藩テハ彈藥ヲ製造シテ多分ノ貯ヘ  
カコサリマシタ、其時分ハ朝廷ニテ彈藥製造モ今ノ様  
ニ御全備ナキカユヘカ、鹿兒島ニアルヲ運ヒテ御用ニ  
充ラル、為メカ、折節御取寄セニナリマシタ、尤モ鹿  
兒島ニ彈藥カ沢山アリ、武器ハアリ、私学校員ハ一団  
結ヲナシテ為スコトアランノ形勢ナルカ故、政府モ注  
意シテ先ツ貯蓄ノ彈藥ヲ引取ルノ議起リテ、引揚ルコ  
トニナリマシタソウテ、度々帆前或ハ汽船ヲ以テ引上  
ケラレマシタ、其所テ私学校ノ輩ハ他日事ヲ為サナク

テハナラヌト、恃ミニ思フテ居ル彈藥ヲ続々引上ケラ  
ル、ユヘ、彈藥庫ニ闖入シテ掠奪致シマシタ、其時西  
郷ハ遊獵ニ參リテ居マシタ故、掠奪致シタコトハ後ニ  
聞ヒタソウテス、是ハ正月末ヨリ二月初ノコトココサ  
リマス、私モ現ニ見聞致シテ居リマス、其時彈藥引揚  
ケニ參リマシタハ赤龍丸ト申ス汽船テ、相応ノ高積入  
レタソウテス、夫レカラシテ其赤龍丸モ共ニ奪ハント  
企テマシタソウテス、ソナン事テ遂ニ明治十年ノ二月  
中旬ヨリ同年九月廿五日迄、殆ント八ヶ月ノ大戰爭ト  
ナリマシタ、是レハ即チ征韓論ヨリシテ起ツタ大内訌  
テコサリマス、其軍費モ県下歳入テ足リナカツタ位ノ  
コトダソウテス、加之官賊共忠勇ナル將士モ多数死マ  
シタ、現今生キテ居マシタラ大ニ勇戦致ステアラウト  
実ニ慷慨ニ堪ヘマセヌ、斯ノ如ク何事モ源因ト云フカ  
アルモノテ、現今日清交戦トナリマシタモ、其起因ハ  
一朝一夕ニ起ツタモノテハアリマセヌ、今日マテ星霜  
二十余年ニナツテ居リマス、物ノ胚胎スル処ヨリ見マ  
スルト速ニ発スルノモアリ、数年ヲ経テ発スルコトモ  
アリマス、ソレテ今日ノ処ハ畏クモ、陛下ノ聖慮ハ無  
論、各將校軍略遺漏ナキハ疑ナキ事テ、日々捷報ヲ聞

キマシテ、衰毫ノ身モ実ニ快ヨキ事テコサリマス、右  
 通り史上ノコトヲ以テ愚考致シマスルニ、歴史ノ必要  
 ナルヲ益々感シマス、実ニ政務ノ龜鑑テコサリマス、  
 既往ニ鑑ミ将来ヲ戒メルハ歴史テコサリマス、  
 借又話シカ前ニ戻リマスカ、岩倉サンハ明治四年ニ木  
 戸・大久保其他數十人ヲ引連ラレテ、歐米ノ各国ヲ御  
 廻リニナリマシタ、其時彼ノ事物ノ盛大ニ目ヲ驚カサ  
 レテ、稍々魂ヲ吞マレタトモ云フヘキ形況テアツタソ  
 ウテ、彼等ハ日本人ノ性質ヲ能ク弁シナイカ厚遇待  
 種々アツタソウテス、其時ノ記録中ニモ彼カ待遇ノコ  
 トハ余リ書イテハコサリマセス、唯道行ノ壯觀ヲ記シ  
 タノミテ、是ハ久米邦武氏ノ筆ヲ執ラレタ巡回日誌ニ  
 詳ニ載セテアリマス、此ノ巡回中ニ条約改正ト云フカ  
 起ツテ、中途テ木戸・大久保カ帰ラレタテス、当時聞  
 ク所テハ、是非条約改正ヲシナクテハナラヌトイフコ  
 トノ用意ニ帰ラレタト申スコトテス、其外必要ノコト  
 モコサリマシタラウ、其所テ又一ツ御咄シカコサリマ  
 ス、大使派出ノ前ニ政府員ト巡回員トノ協議ニ、大使帰  
 朝マテハ内政ハ依然改メル様ナコトハシナイト云フ申  
 合セカアリテ巡回ニ出ラレタ所、其留守中ニ征韓論ト

云フコトカ起ツテ居リマス、夫レカ大使出發前ノ協議  
 ニ違フタト云フコトテ人々怪シタコトテコサリマス、  
 其所テ岩倉サンハ西洋ノ文物ニ目ヲ驚カサレテ何テモ  
 洋風ニ切り替ヘナクテハイケナイ、政務モ洋風テヤラ  
 フトイフコトテ御帰リナサツタト世説ニ申シマシタ、  
 然ルニ内テハ豈國ランヤ、征韓論ヲ立テ、殺氣凜々ト  
 シテ居リマスカラ、彼是議論ノ末感情カ悪クナリテ互  
 ニ抗論ニナリマシタ、洋行者ハ征韓ヲ否ト致シマシタ  
 ト見エマス、其時否トシタハ岩倉サンヲ初メ木戸・大  
 久保等カ専ラデ、ソコテ西郷等ハ木戸・大久保等ヲ惡  
 ムコト蛇蝎ノ如クナリマシテ、彼等カ如キモノカ政府  
 ニ在リテハ、遂ニ外人ノ為メニ國ハ亡フルニ立チ到ラ  
 ント云フコトニナリマシタ、全体木戸ハ難事ヲ見テハ  
 遁レノ早ヒ人テ、維新後辞表ヲ呈シタコトカ幾回カ知  
 レス程デアツタサウテス、ソウイフコトハ鹿兒島壯士  
 ノ喋々シタコトテコサリマシタ、先ツ征韓論ノ概略ハ  
 此通りノコトデアツタト聞キマシタ、斯ノ如ク大小何  
 事モ必ス原因トカ遺伝トカアリマス、早ク興ルカアリ、  
 何十年ノ後ニ起ルカアリ、歴史上彰カナルコトテコサ  
 リマス、僅ニ人間五十年テコサリマスカ、三十年ヤニ

十年間ノ事ハ、私テサヘ脳髓ニイマダ残ツテ居リマスカラ、源因ト申スハ大事ナモノテコサリマス、明治十年丁丑ノ大戦争ハ中々難儀テ、殆ント累卵ノ危キトモ云フヘキデ、西郷等カ今少シ軍略カ密ニシテ軍資カ足りマシタラ、恐クハ意外ノコトニナツタラウカト思ハレマス、唯勇猛ノミテ策略ト軍資カ足りマセナンタカラアノヤウニ亡ヒマシタ、斯ク亡ヒマシタハ天兵ニ抵抗致シテ、敗走シタトイフヨリ外ハコサリマセス、夫レユヘ源因ト遺伝トハ大事ナモノテ、征韓論破裂ヨリシテ私学校トナリ、彈藥掠奪トナリ、其間大小種々ナ出来事アリテ、遂ニハ大戦争トナリマシタ、朝鮮ニハ数回ノ難事カ起リマシテ、西郷等カ立論モアリシニ機ヲ失ヒ、再ヒ為スコト能ハスト頻ニ慨歎スルコトニナリマシタ、其時目前ノ利害ニ拘泥シ姑息ノ論テ永遠ノコトニ着目セナカツタカラ、遺憾極ルト申スコトニナリマシタ、其時機ナラハ朝鮮ハ我カ版図ニ帰シテ居ルタラウ、版図ニ帰シタラ支那ニ及ボスモ容易テアラウト、兪ナ人ノ論スル所テコサリマス、是レカ即チ源因カアツテ、人ノ脳髓ニ固ツテ居ルカラテアラウト思ヒマス、ソコテ鹿兒島ニ於テ今度征清ノ事ニ就テハ丁丑ノ軍テ数多

ノ人カ死ニマスルシ、頭立チタル人々ハ死シテ、其末派ノ若イ人々志シノアル者少シハ生キ残ツテ居リマシテ、其輩ノ脳髓ハ十年ノ軍サテ散々ナ目ニ逢ツテ居ルカラ、一度ヒハト云フ精神カ即チ第二ノ源因トナツテ居ル、其所テ十年ノ際ニハ親兄弟モ敵味方トナリ、或ハ夫死シテ寡婦トナリ孤トナリ致シタ者モ沢山コサリマス、其人々ノ脳髓ハ如何ナモノナルヤ知ルニ由ナキモ、父兄子弟ノ感情ハ推察セラレマス、或ハ婦女子ニ至リマシテハ愁念モナキニ非ス、子弟ノ教育上ニモ、其愁念ヲ憤起セシムル者ナキニ非サルヘシト考ヘマス、即チソレカ遺伝ト申スニナラウト考ヘマス、將又小事テ申スト議會ノ喧擾モ、其遺伝ノ一部分ヨリ来タシタルモノナキニシモアラスト思ヒマス、夫レユヘカ鹿兒島ハ多ク硬派テコサリマス、実ニ源因ト遺伝ト申スハ種々様々ニ変化シマス、則チ朝鮮ノ小事件ヨリシテ、遂ニ日清ノ葛藤ニ至リ、古今未曾有ノ大事ニナリマシタカ、是ヨリシテ後世永遠ニ清国人民ニ遺伝トナリマシタカラ、我國民ハ上下挙テ其覚悟ヲササナケレハナリマセスコト、考ヘマス、新聞紙上仲裁云々ノ説モチラホラ見ヘル様テコサリマス、此方ノ海陸軍人ハ真ニ

忠勇テカヲ尽シテ呉レラレマスカラ、我國威ヲ宇内ニ  
 耀スノ時来レリト申スヘキテコサリマス、此假押シ詰  
 テ北京マテ行キ、城下ノ盟ヲナサシムル様ニ局ヲ結ヒ  
 マシタラ、我國威ハ一層モ二層モ宇内ニ輝キ振ヒマシ  
 テ、永遠東洋一大雄國ノ光荣ヲ保ツハ無論、國民ノ幸福  
 無上ノコトテ、条約改正テモ何テモ國權ヲ充分ニ保ツ  
 コトカ出来ルタラウト思ヒマスカ、若シモ些少ノ償金  
 位テ、停戦トカ和睦トカ云フコトニナリマシテハ、実  
 ニ千載ノ遺憾、國民ノ不幸是ヨリ大ナルハナシト存シ  
 マス、加之其遺憾ナルハ又一ツノ原因トナリマシテ、  
 種々様々ナコトニ就テ、明治十年ノ如キ内乱カ出来ナ  
 ケレハヨウコサリマス、御互ニ最早老境ニ入りマシタ  
 身ハ、草鞋ヲ穿イテ出テ、行クコトモ出来マセヌ、座  
 居ノ身ハ再ヒ内乱ノ種ヲ蒔カナイ様ニ祈リマス、幾重  
 ニモ目前ノ利害ヲ顧ミス、今後兩三年程ハ些々タル内  
 地ノ困難、商業金融ノ不振ナントニ頓着セス、忠勇ナ  
 ル陸海軍人ニ対シテ充分ヤラセルヤウニ致シテ、見込  
 通リノ功ヲ奏シテ貰ヒタイト考ヘマス、斯様ニ歴史上  
 ヨリシテ御話シ申スハ、歴史ハ政務ノ龜鑑テ、西郷等  
 カ征韓論ヲ原因トシテ其遺伝ニ論及致シタテコサリマ

ス、又歴史ニ照シテ現今ニ論及ノ御咄シカコサリマス、  
 其題字ハ卓見トモ申シマシヨウ、解釈シマスルト先見  
 遠図トモ申スヘキテコサリマス、卓見遠図ノ文字ニ就  
 キマシテ西郷等カ明治六年ニ征韓論ヲ立タコトカ、今  
 日ニナツテ見マスルト卓見トモ申シマシヨウ、当時其  
 コトカ行ハレマシタラ、朝鮮八道ハ我カ版図ニ帰シテ  
 居ルカモ知レマセヌ、又支那モ當時ハ内ニ長髮賊カ起  
 リテ居マスルシ、外ニハ英佛ノ攻撃ヲ受ケタ前後テ、  
 清帝ハ熱河マテ逃ケ出シタ頃テコサリマシタカラ、我  
 カ凜々タル兵ニ抵抗スルコトハ出来ナカツタラウト思  
 ヒマス、是ハ既往ノ事タカラ話シテモ詮ナイト云ヘハ  
 言フモノ、歴史ハ宛モ乱ノ龜鑑ト申スニ就テ、卓見遠  
 図ト云フコトニ注意セネハナラヌト存シマス、目今忠  
 勇ナル海陸軍人カ身ヲ毫毛ノ輕キニ置キ、力ヲ尽シテ  
 呉レラレマスルニ対シテ、内テハ上下一致シテ之ヲ助  
 ケナクテハナリマセヌ、又支那ノ近史ヲ見マスルニ、  
 林則徐カ廣東ニ総督トナリマシタハ天保十年ニ当リマ  
 ス、其時英人阿片ヲ輸入シマシタヲ林則徐カ焼イテ仕  
 舞マシタ、是カ大破裂ノモトテ、彼レノ道光十九年ニ  
 当リマス天保十一年ニハ其為メ攻撃ヲ受ケマシタ、奇

善ト云フ大将モ其時ニ死マシタ、同十三年ニナリマシテハ、英人ハ江南ノ地ヲ陥レ、其時陳化成モ死マシタ、ソレカラ支那ハ意久地ナク英人ト和睦シテ廣東ノ地ヲ渡シマシタ、是ハ今ヨリ僅カ五十余年前ノコトトモサリマス、英人モ其時マテハ蒸汽船ヲ以テ、漸ク世界ノ乗り廻リ試験ナト初メタ頃ト見ヘマス、是レカ天保十三年ニ当リマス、夫カラ内ニハ追々ト長髮賊カ蔓リマシタ、即チ明末ノ者テ新聞ナトニ哥老會ト唱ヘテ居リマス、ソウイフ訳テ安政五年ノ末ヨリ英佛連合テ天津ヲ攻撃シマシタ、其時圓明園ト云フ宝蔵ナトヲ破ラレテ、教多ノ分捕ヲ致シタソウテス、其分捕品即チ色々ノ器物或ハ書函類ヲ、長崎ヤ琉球ナトニ英人カ持ツテ参リマシタ、此ノ如ク恥ヲモ知ラス廣東ノ地ヲ裂イテ城下ノ盟ヲ致シタテコサリマス、現今ニナリマシテハ汽船ヲ供ヘルトカ、器械タケハ備ツテ居ルソウテコサリマスカ、国人ノイクチカナイト愛国心カナイトテ、唯己カ榮利ヲノミ心掛ル輩、バカリテ、民心カ腐敗シテ居リマスカラ良器モ用立チマセス、全ク日本トハ雲泥霄壤ノ違ヒデ、我國ト同様ニ語ルヘカラス、一口ニ申スト革命國テコサリマスカラ、力ノ強イ者カ出テ帝王

トナル国体テ、我皇統連綿タル國ト比スヘキ話シテハアリマセス、ナンホ器械カコサリマシテモ、国民ノ氣象カ違ヒマス、秦ノ始皇ハ万里ノ長城ヲ築キマシタカ、人心カ一致シナイカラ何ノ役ニモ立チマセス、実ニ國政ノ要ハ人心ノ振不振ニアルハ多言ヲ要シマセス、夫レユヘ政務ノ要点ハ國民ノ愛国心ト一致テコサリマス、ソレテ齊彬ハ常ニ國人ノ一致程貴イモノハナイ、秦ノ長城ノ話カラ、器械ノ力テハイケナイ、人心ノ和合ヨリ大事ナモノハナイト毎度申サレ、或ハ政治ニラキマシテハ仁德天皇ノ御言ヲ引イテ、民富メハ君富ムト云フ言ヲ以テ、〔毎度脱カ〕家老ナトヲ戒メラレタソウテス、又齊彬ノコトハ、春嶽公ノ御書キナサツタモノ、或ハ久光親話記ニモ記シテコサリマスカ、慶應ノ初メ薩摩守存生ナラハ此ノ如ク紛乱シナイト仰セラレマシタカ、成程齊彬ハ目ノ注ケトコロカ余程違ツテ居タモノト見ヘマス、其着目ノ違ツテ居ツタコトヲ是レカラ御話シ致シマス、即チ此レハ〔書類ヲ示サル〕齊彬史ノ一ツテ、安政四年八月高橋縫殿及私ハ琉球ヘ密命ヲ受ケテ渡航スルコトニナリマシテ、同月十九日ト覺ヘマス、親シク示サレマシタ事実ノ概略御話シ致シマス、諸君ニ対

シマシテハ主人自慢ノ様ニ聞ヘマシヤウケレトモ、胸襟ヲ開テノ御話テコサリマスルカラ、其辺ハ御用捨ヲ願ヒ、私カ脳髓ニ感染シテ居ル所ヲ憚ラス御話シ致シマス、願クハ其御積リテ御聞ヲ願ヒマス、先刻申上ケマシタ卓見トカ、遠キ慮リトカ申ス言詞ニ就テ、識者ノ所論ヲ見聞致シマシテ、大ニ感スル所カコサリマスカラ、其事実ヲ拳ケテ、齊彬カ卓見ト仮ニ題ヲ置キマシテ御話致シマス、初ニ密示サレマシタ記事、及ヒ親書ノ類ヲ御覽ニ入レテ証拠ト致シマス、

齊彬公中山王へ臺灣島ノ内ニ渡唐船碇泊場ヲ開カシムル密諭石室秘稿抄出

○この文書は、本文第三四二号文書と同文重複により略す。

中山王へ御密命、佛朗西国ヨリ蒸氣軍艦及ヒ小銃製造器械等御購求ノ御趣意石室秘稿抄出

○この文書は、本文第三四五号文書の一と同文重複により略す。

琉球渡唐商人ニ清国へ古制（ソカ）へ大小砲銃等売込マシムヘキ旨御内示、及琉球商人ノ名ヲ籍リ

渡唐ノ御内命石室秘稿抄出

○この文書は、本文第三四一号文書と同文重複により略す。

琉球大島及ヒ山川港へ外国貿易場御開キ并大坂・兵庫ノ両所開港猶予ノ御策略中山王へ御密諭石室秘稿抄出

○この文書は、本文第三三九号文書と同文重複により略す。

○この文書は、本文第三四五号文書の一と同文重複により略す。

蒸氣軍艦代物之準備石室秘稿抄出

○この文書は、本文第二六九号文書と同文重複により略す。

琉球ニ於テ蒸氣船御注文ニ付市來廣貫へ御直書之写石室秘稿抄出

○この文書は、本文第二六八号文書と同文重複により略す。

這ノ御親書ニ対スル御言ハ二ノ丸ニ於テ云々ノ条ヲ参照スヘシ、

右書類ノ如ク、高橋及ヒ私カ親命ヲ受ケマシタハ、安政四年ノ八月十九日、二ノ丸内ノ茶屋ニ於テ直接ニ命

ヲ受ケマシタ、此時陪席シマシタハ側役豎山武兵衛、其悴ノ小納戸役豎山八郎、小納戸頭取山田壯右衛門、小納戸兼加役江夏十郎此四人カ陪席デコサリマシタ、其日ハ天氣モ晴朗テコサリマシタ、私共ハ其前ニ琉球ヘ行ケト云フ命ヲ奉シマシテ、其比迄ハ外人ヘハ琉球ハ兩属ノ國テ、支那ヲ父トシ日本ヲ母トスト申シキケマシタ、幕府カラ外人ニ申聞ケルモ其通リテコサリマシタカラ、日本人ノ姿デハ外人ト応接スルコトカ出来ナイテコサイマシタ、夫レ故私ハ琉球人ノ姿ニ變シテ行ケト云フコトテコサリマシタ、用向ハ高橋及ヒ私ニ密命セラレマシタ故、此日兩人ナカラ呼出シニナリマシタ、此日ノ午後七ツ時分ヨリ二ノ丸内ノ茶屋ニ出マシタ、兼テ散歩セラル、時ハ、小姓ヤ医者其他小納戸役等四五人位召列レラル、ノテコサリマスケレトモ、其日ハ女中トモヲ召連レラレマシタ、ソウシテ茶屋ニ入ラレテカラ私ナトカ出マシタ茶屋ノ前ニ池カコサリマス、今ニモ少シ残りテ居リマス、其池ノ中ニ安藝ノ宮島ニ擬シタ中島カコサリマス、其中島ニ辨天ノ小社カコサリマシタ、茶屋ヨリ僅カ二十間位デコサリマス、池ニハ小サイ舟カ浮ヘテコサリマシテ、橋モ

ナクモナク、舟テ往来スルコトニナツテ居リマス、女中トモハ医者共一兩人附ヒテ、中島ノ辨天ノ所ヘ往ケト申付マシタ、其所テ皆參リマシテ、茶屋ニハ右ノ四人ト高橋（私脱カ）ト五六人テコサリマシタ、茶屋ノコトテコサリマスカラ、僅カ十疊カ八疊ノ座敷二三間外コサリマセン、其時親シク口示セラレマシタ、此ハ私カ日記又ハ紀事ノ抄出テコサリマス、一寸ト朗読致シマス、

中山王ヘ密命、英佛米ノ三国ニ書生ヲ出サレム

トノ御趣意石室秘稿抄出

○この文書は、本文第三四〇号文書と同文重複により略す。

前書類ニ記載アル通り、齊彬ノ卓見遠図トモ謂フヘキ事実ノ概要ハ、左ノ通りテコサリマス、

琉球人ヲシテ福州其他ニ於テ商法拡張ノ事

琉球船渡唐（清国通航ヲ云）ノ中途臺灣島ノ内ニ、碇

泊場及一館取設ケノ事

福州在来ノ琉館取弘メノ事

清国擾乱中ナレハ此方古製ノ大小砲売込マセノ事

琉人及ヒ此方ノ人西洋各国ニ留学生ヲ出ス事



在琉佛・英人ニ依頼シ蒸氣軍艦及ヒ商船買入ノ事  
 小銃製造器械買入ノ事  
 琉球及ヒ大島・山川港ニ於テ佛蘭二国ト開市ノ事

以上ノ件々ハ皆親シク命ヲ受ケマシタ、又前書ノ通り  
 重テ命ヲ受ケマシタ時ハ、私人テコサリマシタ、休  
 息所ノ庭ヨリ出マシテ、水草間ト唱ヘマシタ小座鋪ノ  
 縁類ニ出マシタ、夫レカラ渡琉期日十月二日ト定メマ  
 シタ、依テ暇乞ニ拜謁ヲ願ヒマシタ、前条ニ江戸ニテ  
 取計ヒ向トコサイマスルハ、幕府ヘ届出ノ通語テコサ  
 リマス、前ニ申シマシタ弘化三年ニ、將軍家ヨリ御渡  
 ナサレマシタ書面ニ、御委任云々ノ書意ニ就テ、阿部  
 殿トハ深ク打合せニナツテ、其所デ阿部殿ハ歿セラレ  
 シ後テコサリマスケレトモ、閣老辺ハ前議継続尚打合  
 セカアツタト見ヘマス、左様ノ訳ニナツテ居リマスカ  
 ラ、蒸汽船ヲ買フテモ、商法ヲシヨウトモ懸念ニ及ハ  
 スト申サレマシタ、弘化三年ヨリ安政五年迄ノ間ハ年  
 數モコサリマスケレトモ、齊彬ハ嘉永四年ノ春知政ニ  
 ナリマシテ、其間ハ存分ノ意旨ヲ述ヘラレ兼タ内情モ  
 多々コサリマシタノミナラス、嘉永五六年頃ヨリ攘夷

論者輩出シテ、中々開市処テハコサリマセナンタハ、諸  
 君御承知通りノ形勢テコサリマシタカラ、押シ頭ハシ  
 テノ貿易モ致シマセヌ、在留英・佛人ト内々ノ取違リ  
 トモ云フ位ノコトデコサリマス、然ルニ水戸公ナトハ、  
 夫テサヘ御嫌疑ヲ起サレタト見ヘマシテ、御往復書中  
 ニモ毎々其コトモ記サレテコサリマス、夫故押シ頭ハ  
 シタコトニハナリマセヌ、琉人カ福州貿易ニハ、洋品  
 ヲ買ヒ入レマスルヲ以テ名ト致シタテコサリマス、如  
 スノ訳ニナリテ居リマスカラ、時機來レリト見居ヘマ  
 シタカ、右通密命シテ公然開市ノ手順ニナリマシタ、  
 然レトモ尚ホモ慮カル旨アリシト見ヘテ、汽船買入等  
 ノコトハ中山王ノ名義ヲ以テ、佛人共ヨリ勸メタト云  
 フコトニ為セヨト申聞ケマシタ、今更考ヘマスルニ、  
 内地ハ攘夷鎖港ノ論日ニ月ニ旺シニ赴ク時テコサリマ  
 スカラ、尚其辺ノ時勢ヲ憚リマシテノコトカト思ハレ  
 マス、此ノ如ク汽船ヲ買入ルト云フコトヲ、琉球人ト  
 モニ申聞ケタラ定メテ拒ムテアラウ、琉球人ハ頑固タ  
 カラ汽船ノ必要ハ感シナイノミナラス、支那ヲ父トシ、  
 日本ヲ母トスト云フコトタカラ、ソナナ進取ノ氣ハマ  
 ルデナイ、殊ニ三司官ト申シテ、此方テ申スト大臣テ、

其輩カ皆支那風ノ人間テコサリマシテ、日本ハ次ト云フ様ナ内情テ、中ニモ首席ニ座喜味親方ト申ス者カ政權ヲ握リテ、國王ハ幼若テ（今ノ尚泰）、其時漸ク十六七テコサリマシタ、ソノナ者カ國政ヲ左右スル折柄デコサリマスカラ、若シモ異議ヲ唱ヘ拒ミタナラハ、敵シクモ程能クモト所謂寛猛ニ諭示セヨト申シマシタ、則書面ノ通りテコサリマス、板良敷ト申スハ琉球人ノ通弁者テ、コノモノハ北京ニ七年程留学シテ清語ニ通シ、英語モ可ナリニ出来タ者テコサリマス、此者ト謀ツテ英國ヘモ注文セヨト云意旨デコサリマス、其頃英人モ佛人モ居リマシタ、和蘭人モ近日来ルト云フコトテ待テ居リマス、何レノ道汽船ヲ早ク買入レ、是レヨリシテ貿易ヲ開ケヨト云フコトテコサリマシタ、右様高橋ト私ハ密命ヲ受ケマシテ、私ハ至急ニ渡琉セヨト申付ケラレマシテ、十月三日鹿兒島ヲ出帆致シマシタ、其時鹿兒島在番ノ琉人恩河親方ト申スモノモ、私ト同船テ帰國致シマシタ、此者ヘモ親命致シタソウテス、其趣モ私ト協議シテ宜シク取計ヘヨトノコトテコサリマシタ、高橋ハ在番奉行ノ職務テコサリマスカラ、現役郷原輔ト申スモノト交代致ス訳テ、翌年三月渡琉致

シマシタ、弘化元年ノ春ヨリ佛人在留致シマシタニ依テ、警衛ノ大小吏數十名在琉シ、一兩年毎ニ交替致シマシテ、私カ參リマシタ時分ハ諏訪數馬（後島津伊勢ト改ム、現今ハ甚六ト唱フ）頭役テ、其下ニ數十名在琉シテ居リマシタ、前書ニ漏サヌ様ニトハ、此輩ニ漏スナト云フコトデコサリマス、此時佛人或ハ和蘭人ト貿易ヲ開ク積リテコサリマシタ、既ニ井上庄太郎（後新右衛門）及ヒ相良矢兵衛ナト、申スモノハ、其為ニ長崎ヘモ往来致シ、大島ニハ其者共カ交易ノ事ヲ掌ツテ出張致シマシタ（近頃幕府外國掛ノ記録ヲ見マスルニ、琉球ニ於テ和蘭其外ト貿易允許云々ノ上申書及ヒ聞置等ノ評議書ヲ發見致シマシタ、之ヲ以テ考ヘマスルニ、私共ニ命シマシタ時ハ早ヤ允許ヲ得マシタ日取リテコサリマス）、琉球ノ三司官ト申ス職員ハ三名テ、其上ニ摂政（王子ノ内ヨリ任ス）ト申スカアツテ、是レカ総理大臣ノヤウナ者テコサリマス、三司官ト摂政ト四人テ國政ヲ執テ居リマシタ、然ルニ先ニ御話申シタ座喜味ト云フ者カ狡猾ナ剛情モノテ、識慮モアツテ國政ヲ左右致シマスカラ、其善惡曲直ヲ船便毎ニ申シテヤレト云フコトテコサリマス、此座喜味ト云フ者カ、藩庁ヨリノ命令ヲ拒ム様ナコト毎々ア

リマシタカラ、ソレヲ退ケヨト云フコトヲ申シ付マシ  
 タ、此モノヲ退ケナケレハ趣旨カ達シマセスカラ其所  
 ニナリマシタ、其事ヲ家老ノ新納駿河ヘモ申シ付タト  
 云フコトテコサリマス、夫レカラ先キニ御話シ申シタ  
 通り、琉球人カ毎年一二艘福州ニ渡航致シテ貿易シマ  
 ス、其資本ハ僉ナ藩庁ヨリ渡シタテコサリマス、其所  
 テ從來福州ノ内ニ琉球館カコサリマス、ソレヲ取括メ  
 ヨト云フコトヲ申聞ケラレタテコサリマス、成ル丈ケ  
 早キ方ニ取計ヘト云フコトテコサリマス、又臺灣島ニ  
 渡唐船航海ノ途中汐繁場取設ケ云々ハ、琉球人カ年々  
 渡唐ノ節、碇泊ノ便利ヲ与フル趣旨テコサリマシテ、  
 今日ニナリマシテ私カ深く感スル処テコサリマス、今  
 ヨリ殆ント三十四五年前ニ齊彬ハ是レ丈ケ目カ注テ居  
 リマシタ、惜カナ此事柄トモカ若シ行ハレテ居タナラ  
 ハ、現今ノ場合ニハ如何ハカリカ日本ノ為ニナラフカ  
 ト感慨致シマス、其時ハ私ニモ唯渡唐琉球ノ便利、商  
 法上ニ於テ都合宜シカラムトノミ思ヒマシタカ、現今  
 ノ如キ大事ノ起ラフトハ夢ニモコサリマセナンタ、然  
 ルニ現今ニナリマシテ人々臺灣島占領等ノコトヲ喧シ  
 ク論スルニ就テ、初メテ往年ノコトヲ考ヘ出シテ、斯

ク御話シ申スコトテコサリマス、是カ先ニ御話シ申シ  
 マシタ卓見遠図ト申スコトノ感慨話シテコサリマス、  
 尋テ西郷等カ征韓論モ先見卓慮ト、形勢上ヨリシテ感  
 慨致ステコサリマス、諸君如何思召シマスカ、現今ノ  
 形勢上ニ就テ御高論モコサリマシヨウ、夫レカラ最前  
 申シ上ケタ臺灣島ハ、琉球ヨリ福州府ニ到ル中途テコ  
 サリマス、琉球ノ属島宮古・與那郡・石垣・入表ナト  
 申ス島々ヨリハ、晴朗ノ天氣ニハ臺灣ノ山影モ見ユル  
 ソウテス、毎度右島人ハ臺灣ニ漂着致シタコトカコサ  
 リマス、殺サレタコトモ毎々アツタソウテス、安政ノ  
 初メ島津登カ琉球在番奉行テ在勤ノ時分モ、漂流人数  
 名ヲ殺シタコトモアツタソウテス、齊彬ノ言ノ如ク、  
 斯ク度々殺サレルニ付テハ、差向懲シ様ハナヒカラ、  
 渡唐琉球人ノ碇泊場ヲ拵ヘ、其所ニ館ヲ設ケ、夫ヨリ  
 シテ後々ハ所謂英人カ牛皮大ノ地ヲ買フタト云フコト  
 カアルカラ、追々ト其ヤウニ運ヘル見込テアル、先ツ  
 手始メニハ館舎ヲ拵ヘ、福州往来ノ便トナシ、次ニハ  
 取弘メル都合モアラウ、然シテ商法モ今ヨリ先ツ二三  
 倍モ括メ、資本ハ此方ヨリ渡シテヤルカラ、中山王ヨ  
 リ清国政府ヘ願ハセタラ必ス許ステアロウト申サレマ

シタ、其趣ヲ以テ琉人共へ申論シマシタ所カ、琉球官吏ハ喜ンテ受合マシタ、夫レハサモアルヘキコトテ資本ハ遣ハス、館邸ハ拵ヘテヤルト云フ訳テ悅ハサルヲ得マセヌコトテコサリマス、当時ハ私ナトモ単ニ商法ノ便利ト漂流人カ暴害ヲ避ケルノミノコト、思ヒ居リマシタカ、現今ニナリテ考ヘマスルニ、中々遠國ノ思慮ト考ヘマス、亦明末ノ徒云々ト云フコトモ、今ニシテ見ルト感慨スルコトテアリマス、現今日清事件ニ就テ世人カ、臺灣占領トカ、福州ヲ取ルノ、遼東ヲ取ルノ、或ハ愛親覺羅氏ノ帝室ハ取替ヘルカ宜シイナト、尋常普通ノ人モ喋々致シマスルコト、ナリマシタ、然ルニ齊彬ハ三十四五年前ニ目ヲ注ケラレタハ、卓見遠図トモ云フヘキコト、存シマス、先年伊達宗城侯ノ御譚ニ、薩摩守ノ胸中ハ何程ト測量カ出来ナイ、驚クヘキコトモアリ、寛優ナルコトモアリト上杉ヤ阿波ナト、毎度云フタコトカアル、明末ヲ助ケテ秀吉ノ跡継キヲヤラウチヤナイカト、戲談ニ云ヘレタコトモアル、ソウセナクチャ後々日本ノ大害トナルナト、謂ハレタ、其時ハ戲談ト聞流シタカ、貴様カ現ニ命セラレタコトヲ聞テ見ルト戲談テハナカツタト、今更感スルト仰シ

ヤツタコトモコサリマシタ、又同公ノ御言ニ、薩摩テ軍艦製造ヲ熱心ニヤラレタ、予モ造ロウト考ヘテ色々打合セタコトモアル、其頃ノコトニ、アナタハ琉球其外御領国モ海国テアルカラ、防禦ノ第一ハ軍艦カ專一テアル、御広ヒ御領分タカラ船モ多数ナクテハナルマイ、何隻テ御足リニナリマスカタ尋ネタ御答ニ、成程多数ナクテハナリマセヌ、藏方ノ都合モアルカラ一緒ニハ手ニ及ヒマセヌ、差向キハ十五六隻ノ見込タト云ハレタ、其御入用ハ何程ノ御見込ナルヤト尋ネタラ、一隻ニ大小砲モ備ヘルカラ、彼是十余万両ハカ、リマシヨウト云ハレタ、然レハ百余万兩近クノコトタ、我々カ手ニハ及ヒマセヌ、一艘テモ手ニ及ハヌト云ツタ所カ、云ハル、ニ、ソウサ私モ大ニ骨カ折レマス、然シ御互ニ好キ時節ニナリマシヨウ、此世ノ形勢テハ、秀吉ノ似類カ遠カラス出来マシヨウ、日本中テハ土地御増モ出来マセヌ皆ツマリマシタカラ、四百余州ノ片端カラ御互ニ戴クコトニナリマシヨウ、其時こそ軍艦カ第一テアリマシヨウト、笑談セラレタコトモアル、貴様カ臺灣・福州ノ譚ニ就テ思ヒ出シタト仰セラレマシタ、又別譚ニナリマスケレトモ、卓見遠図ト申スコ

トニ就テ、文久ノ初メ天下漸ク多事ニナリマシテ、幕府モ困難ニ迫リマシタ時、營中ノ議事席ニ於テ、大久保一翁カ大政返上、徳川家ハ旧地駿・遠等ノ地ニ引取リ云々ノ説ヲ出シタルニ、満座答詞スル者モナク、大久保ハ発狂シタト私語イタト春嶽公ノ御譚承リマシタ、此事ハ御書キナサレタモノモコサリマス、尋テ慶應ノ初メ勝安房子モ同様建言サレタソウテス、是等モ卓見遠図ト申スヘシ、凡庸ノ思想ニハ狂人ト謂フヘシ、故年ナラスシテ返上セナクテハナラヌ様ニ迫リマシタテハコサリマセスカ、ソコテ西郷隆盛ナル者ハ、齊彬ニ育テラレタ程ノ人テコサリマスカラ、右ノコトカラヨリ推シテ考ヘマスト、明治六年ニ征韓論ヲ立テ、事行ハレス、冠ヲ掛ケテ鹿兒島ニ引取りマシタ事実ニ就テ考ヘマスト、第二ノ卓見ト云フモノハ西郷カ征韓論テ、是レカ行ハレテ居レハ、今日ノ如キ場合ニ方リテ如何テコサリマシヨウ、齊彬カ秀吉ノ真似スルトカ、或ハ福州・臺灣云々、明末ノ徒云々ナトノコトヲ聞テ、脳髓ニ蓄ヘ居タカモ知レマセヌ、或ハ我カ版図ニ帰シテ居ルカモ知レナイト、感慨ニ堪ヘマセヌ、故ニ斯様古イ事カラ引出シテ、当局者ノ注意ヲ切ニ希望スル次

第テコサリマス、前ニモ述ヘマシタ通り、忠良勇胆ノ陸海軍人ノ力ヲ伸スニハ宋末ノ如ク、外ニ岳飛カ如キカアリマシテモ、内ニ秦檜等ノ如キ所為、即チ外国ノ仲裁ニ甘ンシテ匆卒ニ休戦ナトスルト、我國權ハ振ヒマセヌカラ、忠勇ナル陸海軍人ノ力ヲ充分ニ伸フルヤウニ、内ニ居ルモノハ御互ニ注意致シタイト云フノカ今日御話ノ要点テ、則歴史ハ治乱ノ龜鑑ト申ス古人ノ言ニ就テ感慨致シマシテ、諸君ノ御耳ヲ累シマシタテコサリマス、一同立礼、

(「史談会速記録(高沢忠義編)にて校訂)

〔表紙〕

# 齊彬公史料

市來四郎編

安政五年

〔扉に表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料（紙数四十七枚）」の記載あり〕

## 四二五 島津齊彬公国事鞅掌ニ関スル事実附二十

### 節（史談会速記録第三十二輯抄）

○この文書の見出しは原書にはなし。編集者が高沢忠義編「史談会速記録」（第三十二輯）によって作りしものなり。

吉木竹次郎

速記

西島剛太郎

明治二十八年四月二十六日午後一時一同着席市來四

郎君臨席

一 嶋津齊彬公国事鞅掌ニ関スル事実附各家互ニ史料ヲ交

換シ、調査ニ便宜ナリシ事○齊彬公ノ福州・臺灣経略ノ希望ハ一朝一夕ノ考慮ニアラザリシ事○歴史ハ人心ヲ興奮スル薬劑ナルベシトノ事○齊彬公慶永公及ヒ阿部閣老トノ往復書牘○齊彬公慶永公ト外邦遠略ノ談議アリシハ、一朝一夕ノ発因ナラサル事○齊彬公慶永公トノ謀議アリシ事蹟ハ嶋津家ニハ伝ハラザル事○史料ノ調査ハ一家一己ニ限ラス、弘ク涉リテ精密ナルヲ要スル事○現今刊行ノ史記類ニ事実ノ誤謬遺脱多ク、後世ヲ誤ルノ恐アル事○維新ノ歴史ハ外国史迄モ調へ、彼此ヲ参照スベキ事○実歴ノ人物世ヲ去ラザル内、速カニ史料収集ヲ努ムベキ事○史料ノ搜収ハ懇篤ニ注意シ遺脱ナキヲ期スル事○諸大名參勤交代ハ島津家久公ノ建策ニ因ル事○參勤交代ハ諸大名供ニ莫大ノ費額ニ上リシ事○文化年間藩内疲弊救助ノ為メ參勤交代十ヶ年ノ猶予ヲ願ハントセシ事○齊彬公ノ參勤交代廃止ノ異見アリシハ、前代ノ覆轍ニ鑑ミラレシ事○齊彬公海防軍備ヲ先ニシ、交易ヲ輕施セラレザリシ事○琉球人ヲシテ清国内乱ノ事情ヲ探問セシメシ事○大名ノ旅道具ハ虚飾多ク費途莫大ナリシ事○嶋津登ノ話○薩摩藩一歳藏人高ノ算計ニ関スル事

市來君 (四郎)

佐々木君ニ申上ゲマス、御家御編纂ノ昨

夢記事ニ、春嶽公齊彬ト国事御談話ノ事ガ種々ゴザリ  
 マス中ニ、現今ノ時勢ニ適シタル一条ガゴザリマスル  
 ヲ発見シマシテ、深ク感スル事柄デゴザリマス、因テ夫  
 レ是レ考証致シマシテ、御話致シマス、就テハ先ヅ以  
 テ申上ゲマスルハ、今回日清戦争ニ就テ、我軍ノ連戦  
 連勝ハ実ニ前代未曾有ノ事ナルハ多弁ヲ要シマセヌ、  
 特ニ我国人ノ忠勇義烈ナルハ、益々歴史上貴重ナル事  
 蹟ヲ貽スコト、感シマスル、(方脱カ)此事タルモ決シテ偶然ノ  
 訳デナク、其素因アルコト、考ヘマスル、就テ既往ニ  
 亘リ稽ヘマスルニ、安政二年十二月十六日ニ春嶽公ガ  
 島津ノ澁谷別邸ニ御出ニナリマシテ、国事ノ御談話ガ  
 アラセラレタト見ヘマス、其御談話ノ事柄ハ勿論、御  
 出ニナリマシタコトモ、島津家ニハ全ク伝リマセン、  
 御家ノ昨夢記事ヲ拜見致シマシテ、明瞭ナル事蹟ガ分  
 リマシテ寔ニ喜ビマスルコトデ、先年来今日ニ至ルマ  
 テ、御互ニ書類御交換致シマスルニ依リ、種々貴重ナ  
 ル事実ヲ調べ得マシテ、此上ノ幸ヒハゴザリマセヌ、  
 実ニ一家一己ノ調デハ斯ノ如キ事柄ナドハ到底調べ得  
 ルコトハ出来マセヌ、御互ニ史料ヲ交換致シマスルヨ

リシテ斯ノ如キ事柄モ明瞭ニナリマシタ、(ナリマス訳テ也)島津家ニ於

テハ無論大幸ト申スベキコトデゴザリマス、其事柄ハ  
 先日御話申シマシタ速記録ノ通り、齊彬ガ安政四年ノ  
 春頃ヨリ琉球人ヲシテ福州、及ヒ臺灣島ニ手ヲ延サン  
 ト致シマシタルコトニ就キマシテハ、其時分ヨリ進取  
 遠略ノ主意テ、即チ閩南ノ計画モ含蓄シテ居タコト、  
 考ヘマス、然ルニ春嶽公ト澁谷ノ別邸ニ於テ国事御談  
 話ノ際、既ニ其様ナ御話ヲ致シタト見ヘマス、今ヤ殆  
 ト四十年ノ昔ナリシニ、偶マ事実トナリマシタハ深ク  
 感スル所デゴザリマス、即今臺灣ハ我版図ニ帰スルニ  
 至リマシテ、真ニ愉快ト申ス外ノ詞ハゴザリマセヌ、  
 就テハ今ヨリ殆ント四十年前ニ齊彬ガ琉球人ニ命シマ  
 シテ、臺灣其他福州ノ地ヲ版図ニ帰セント、古時英人  
 ガ牛皮大ノ地ヲ買ヒマシタ歴史ヲ引ヒテノ言ヲ回想シ  
 マスルニ、私ニモ其際受命者未派ノ一人デゴザリマシ  
 タカラ、一層感覺モ深フゴザリマス、今日ノ盛華ハ齊  
 彬ノ靈魂モ嘸ゾ悦ハシイデアラウト存ジマス、又齊彬  
 カ思慮ノ一朝一夕ノコトデナク、遠謀深慮ノゴザリマ  
 シタコトヲ初テ知リマシタデアリマス、私共ハ密命致  
 シマシタハ安政四年ノ夏デゴザリマス、春嶽公ト御話

シ致シマシタハ、安政二年ノ十二月デアリマス、私共  
ヘ申聞ケマシタ一年許リ前ノコトデゴザリマス、茲ヲ  
以テ、一朝一夕ノ思慮デハナイト申ス所以デアリマス、  
斯ク一朝一夕ノコトデナイト云フコトハ、御家史ヲ採  
見シタル益デアリマシテ、取モ直サス史談会ノ効能デ  
ゴザリマス、就キマシテハ取調ベニモ一家一己ノ調ベ  
デハ、其事実ヲ確メ得ラレマセスコトハ無論デゴザリ  
マス、今後尚ホ御互ニ弘ク各家諸人ニ交渉シテ調ベナ  
ケレハ、諸事万端正確ナル事蹟ヲ得ラレマセンノミナ  
ラス、一家一己ノ伝説デハ到底自分勝手ナ調ノ名ハ免  
レマセスト存シマス、將タ過日御話申シマシタル如ク、  
何事モ源因或ハ遺伝ト申スガ大事ナコトデ、是レガ則  
チ歴史ノ眼目デゴザリマス、今回我帝國ノ版図拡張シ  
タル実績ハ、則チ数十年前ニ齊彬カ春嶽公ト御談話致  
シタ事実ニ関連シマスル訳デ、昨夢記事ヲ讀マシテ、  
御書類ニ御談話ノ伝ハリマシタルト、齊彬ノ私共ヘ密  
命シタコトヲ考ヘ合セマスレハ、遠略ノ大望ハ齊彬ガ  
一朝一夕ノ考慮ニアラザリシヲ知り得マスル次第デゴ  
ザリマス、私ニモ長命ノ難有サデ、此等ノ事実ヲ見マ  
スルハ生前ノ本懐ト存シマス、此間臺灣・福州云々ノ

事ヲ御話申シマシタ速記録ヲモ、寺師ガ廣島ニ参リマ  
シタ時分、鹿兒島出身ノ軍人其外ニモ見セマシテ、斯  
ウ云フ事モアルカラ各々奮勵シテ、衆ニ先シテ尽セ  
ヨト云フ事ヲモ申シタサウデス、軍人等モ大ニ感ジマ  
シテ、東洋ノ平和ヲ永遠ニ保ツ一大関門デアルカラト  
申シテ、大ニ奮フタソウデゴザリマス、斯ク人心ヲ感  
発シマスルハ歴史ノ眼目デ、人心ノ興奮劑トハ歴史ヲ  
申スデゴザリマシヨウ、仍テ爾來御互ニ益々取調ニ精  
神ヲ注ガネバナラス今日デゴザリマスル、剩サヘ今日  
ハ世界ニ声名ヲ博シマシタ事故、尚ホ一層國民ノ精神  
ヲ涵養スルヲ肝要ト存シマス、此事ハ私ガ多言ヲ要シ  
マセス、皆サンニ於キマシテモ御同様ノ御感情デゴザ  
リマシヨウ、殊ニ私ニ於キマシテハ聊カ齊彬ノ密命ヲ  
承ケマシタルコト故、今ヤ殆ンド七十二一垂々タル身デ、  
現ニ愉快ナ事ヲ聞キマスルハ、寔ニ難有キ事デゴザリ  
マス、シテ当代(御覽ニ入カ)(忠義公ヲ指ス)ニ至リマシテハ、如何  
計リカ満足ノ感ジデアラウト存ズマスカラ、忠義・忠  
濟ノ兄弟ヘモ此御書類ヲ差出シマシテ、一覽ニ供スル  
ルノ心得デゴザリマス、事実ノ調査ハ可成弘ク為スコ  
トヲ肝要ト致シマスルノ効能ハ、是等ノ訳デ、世間普



通ノ書類ハ誤謬遺脱多ク、御互ニ一笑ニ堪ヘヌ廉モ少カラヌコトデゴザリマス、茲ニ昨夢記事中春嶽公ト齊彬ガ御談話ノ一節、即チ春嶽公、齊彬及ヒ阿部閣老トノ往復書、又記事ノ要点ヲ朗読致シマシテ徴証ノ一端ニ供シマス、

寺師君 (宗徳)、然カレハ朗読イタシマス、随分長ウゴザリマスカラ要点丈ツ、読ミマス、先ツ十一月十二日福井侯ヨリ薩州様へ進セラル御内書トアリマス、前文ハ略シマシテ

○この文書は、「鹿兒島県史料 斉彬公史料」第二卷第三二二号  
文書の安政二年十一月十二日付島津斉彬書翰 (松平慶永宛) と  
大半重複により略す。

市來君 此ノ御返却ニナリマシタ阿部閣老ヨリ齊彬へ、御贈リニナリマシタ御書翰モ写ガ載テ居リマスカラ、読ミマス、勢州様ヨリ薩侯へ御密書トアリマス、

○この文書は、「鹿兒島県史料 斉彬公史料」第二卷の第三二四号  
文書の安政二年十一月二十四日付阿部正弘書翰 (島津斉彬宛) と  
同文重複により略す。

市來君 御差大小頂戴ハ特別ノ訳ハ御書面ニモ見ヘマス通デアリマスガ、是ハ軍艦献上杯ノ御賞美カ、又ハ國事上ニ尽瘁ノ御褒メカデアリマシヤウ、春嶽公御建白ノ次第ハ、齊彬ヨリ御返事申シタ書面ニテ分リマス、

十一月廿八日薩州様ヨリ御内書トアリマス、

○この文書は、「鹿兒島県史料 斉彬公史料」第二卷の第三二三号  
文書の安政二年十一月二十八日付島津斉彬書翰 (松平慶永宛) と  
同文重複により略す。

市來君 本書ハ春嶽公御建白書ヲ御相談ニナリマシタニ付、内々阿部閣老ニ御引合申シテ意見ヲ添へ、御書面ヲ御返申シタモノト見ヘマス、文中「過日ノ御書付返上仕候」トアリマスハ、春嶽公ノ御書付ト見ヘマスル、此処ニ御書面外、当時春嶽公ノ御意存ヲ認メテアリマスルカ、其処ニ朗読イタサセマス、

○この文書は、「鹿兒島県史料 斉彬公史料」第二卷の第三二七号  
文書中の「および二」(安政二年十二月十三日付島津斉彬宛松平慶永書翰) と  
同文重複により略す。

市來君 春嶽公、齊彬ノ意見ヲモトカシク御考ト見ヘマシテ、此ノ御書面ニモ見ヘマスル通、直ニ意中ヲ討論アリタシトテ、御面談御申入トナリマシタモノト思ヒマス、依テ齊彬ヨリ御出ヲ御約シ申シマシテ、<sup>〔誠ニ脱カ〕</sup> 弥々意中ヲ吐露致サレルコト、ナリマシテ、此御会合ガ今日ニ引比ベテ、一層感動ヲ起シマス事柄デゴザリマス、十二月十五日薩州様ヨリ御返書トアリマス、

○この文書は、「鹿兒島県史料 斉彬公史料」第二卷の第三二七号  
文書中の三の安政二年十二月十五日付島津斉彬書翰 (松平慶永宛) と  
同文重複により略す。

此処ノ記事ガ眼目デゴザリマスカラ、其処ニ読ミマス

○この文書は、「鹿兒島県史料」第二卷の第三二七号文書中の四の中根雪江紀事（昨夢紀事抄）と同文重複により略す。

市來君 此一節ハ今日御話ノ眼目デゴザリマス、春嶽公ノ忠誠國ヲ憂ヒ玉フノ御精神、又之ニ対シテ齊彬ノ浩図深謀、誠ニ一對ノ美談ト存シマス、齊彬モ心中幾多ノ経綸アリトスルモ、春嶽公ノ如キ御相手ヲ得サレバ、意中ヲ発露スルコトモ出来ヌ訳、一寸此際ノ御次第ハ彼ノ三國史ノ曹操劉玄德ヲ指シテ、天下ノ英雄君ト我ト謂ヒシカノ如キ趣テアリマス、

寺師君 此ノ書面ハ十六日ノ御会合ニテ、春嶽公ノ御意見ニ付、阿部閣老ニ掛合試ミルト御約束申シマシタルニ仍リ、其事ヲ齊彬ヨリ申送リマシタルニ、其御返書ト見ヘマス、勢州様ヨリ薩州様ヘノ御密輸トアリマス、  
○この文書は、「鹿兒島県史料」第二卷の第三二八号文書中の二の安政二年十二月十九日付阿部正弘書翰（島津斉彬宛）と同文重複により略す。

寺師君 右阿部侯ノ御書面ヲ添ヘテ、春嶽公ヘ御通シ申シタ書面ト見ヘマス、十二月二十四日薩州侯ヨリ被進タル御内書トアリマス、

○この文書は、「鹿兒島県史料」第二卷の第三二八号文書中の一の安政二年十二月二十四日付島津斉彬書翰（松平慶永宛）と同文重複により略す。

寺師君 右書面ニ対シテノ御返書デ、十二月二十五日薩州様ヘ御内答トアリマス、

○この文書は、「鹿兒島県史料」第二卷の第三二八号文書中の三の安政二年十二月二十五日付松平慶永書翰（島津斉彬宛）と同文重複により略す。

寺師君 今日御話ニ付、関係ノゴザリマスル御書簡丈ニテ止メマス、今日一節ノ御話ハ先ツ是デ結ヒマスト思ヒマス、尚市來ヨリ御話致シマス、

市來君 只今寺師カ読ミマシタ通りデゴザリマス、筋ハ御分リノ事ト存シマス、春嶽公、時勢ニ処スルノ御意見在セラレテ、齊彬ニ御相談ニナリシヨリ、阿部閣老ヘ引合ヒ御再考ヲ申述ベシニ依リ、春嶽公ハ尚御不安心ノ点ヲ御叩キアリタシトノ御事ニテ、島津ニ御出ニナリシヨリ、齊彬ニモ胸襟ヲ披ヒテ、御話申シマシタ顛末デゴザリマス、此内眼目ニ御聞キテ願ヒマスハ御對話ノ点デアリマス、乃チ未ダロニハ話サナイ事デアレドモ、斯様々々ト申シテ地図ヲ御示シ申シ、且ツ外ニ勢威ヲ張ルノ御話ヲ申シマシタ事ト察シマス、如此地図ナトニ依リテ、御話申シマシタハ、当座ノ茶話デハナカリシト稽ヘマスルハ、安政三年ノ冬、四年ヨリ五年ノ夏死去マテノ間ニハ、先達ツテ御話申シマシ

タ通り、臺灣島・福州辺ニ関シテノ事ハ私モ親シク承  
 リマシタ事実デゴザリマス、春嶽公ニ御話致シマシタ  
 一年許リ後ノコトデゴザリマス、茲ヲ以テ考ヘマスル  
 ト、私共ヘ取扱ヒヲ申付ケタハ一朝一夕ノ事デハ無カ  
 ツタ証左デゴザリマス、左ナクバ僅カ一年許後ニ直ニ  
 着手シタト申ス統キニナリマス、又御話申ストキ齊彬  
 ガ御口止メ致シタト見ヘマス、此清国ノ沿革（ヲ脱カ）図ハ屏風  
 ノ押絵デゴザリマスケレトモ、全ク錦絵押シタ様ナ訳  
 デモ無カラウト思ヒマス、之ヲ見テ感スル所カアリテ  
 ノ事カト追想致シマス、前ニ御話致シタ通り、此等ノ  
 事蹟ハ島津家ニハ全ク分リマセヌデアリマシタガ、私  
 ガ現在取扱ノ末派ニ連リテ居マシタ事ヨリシテ、昨夢  
 記事ヲ読ンテ考証シマスレハ、齊彬カ私共ヘ致命致シ  
 マシタハ、一朝一夕ノ考慮デハナクシテ、積年考慮ノ  
 上ノ事ト參証致スデゴザリマス、然ルニ不幸ニシテ生  
 前此事ヲ成シ遂ゲマセヌハ、私共ニ於テ今更遺憶千万  
 ニ存シマス、殆ント四十年前ニ心ヲ用ヒマシタ事ヲ、  
 簡様ナ確カナル書類ニ徴シテ見マシレバ、皇威ノ赫（ヲ脱カ）耀  
 タル、今回臺灣モ我カ版図ニ帰シマシタニ就テハ、齊  
 彬ノ靈魂モ嘸ゾ地下ニ喜バレルデアロウト存シマス、

私モ長命シテ今日ノ実蹟ヲ目撃シマスルハ、一層感覺  
 モ深フゴザリマス、又残念ニ存シマスハ春嶽公ノ薨去  
 デゴザリマス、今日尚御存生デゴザリマスレハ、私共  
 ハ当時ノ次第ヲ御直々ニ伺ヒ申シマシテ、一層委ク筆  
 ヲ執リタイデゴザリマス、其事モ叶ヒマセヌ、茲ヲ以  
 テ御互取調ヲ急クノ点デ、事実ニ当テ益々史談会擴張  
 ノ必要モ感シマスル、又公モ今ニ御生存ナレハ、如何  
 計御欲ビテゴザマシヤウガ、既往ヲ思ヒ、今来ヲ察シ  
 マスレハ、転々追懐ノ情ニ堪ヘマセン、  
 又數通ノ御往復書及ヒ御意見ノ条件中ニ、大小諸侯參  
 勤交替ノ事ハ今日ヨリ考ヘマスルニ、阿部侯仰セ通り  
 実ニ幕府政略上ノ骨髓ニナツテ居ル事ト考ヘマス、大  
 小名ガ參勤交代及ヒ妻子ヲ府下ニ指置ク事ノ起原ハ、  
 島津家ニ伝フル所ハ、当忠義ヨリ十一代前家久ガ、寛  
 永元年ニ家老ノ伊勢兵部少輔貞昌ト申ス者ヲ以テ、土  
 井大炊頭殿ニ申入レサセマシタ処ガ、大ニ喜レ、則將  
 軍ニ言上サレマシテ、夫レヨリシテ各藩モ統々之ニ倣  
 ヒ妻子ヲ江戸ニ移住サセル事ニナリタリト見ヘマス、  
 其前ニハ慶長三年ニ義弘ガ關ヶ原敗戦後養女ヲ人質ニ  
 出シマシテ居ル事、數年ノ後松平隱岐守貞行殿ニ嫁シ

マシタト見ヘマス、サウイウ訳デ二百有余年ノ間妻子ヲ江戸ニ引付ケテ置レマシタハ、徳川家政略ノ第一トナリテ、阿部侯ノ言ノ如ク、骨髓デアツタロウト存ジマス、各藩イツレモ之レカ為メ其ノ經費夥シイ事デゴザリマス、爾カノミナラス、一年越シニ參勤帰国往來致シマスルニ、薩摩ハ西南ノ端デ、江戸ヨリ四百余里三道中ト唱ヘマシテ、九州・中国・東海道通行ノ日數凡ソ五十日ヲ費シマシタ、其内大阪邸ニ一週間モ休憩致シマス、如此多日ヲ耗シテ往來致シ、国許ニ居リマスルハ僅カ八九ヶ月ニ足ラスデゴザリマシタ、經費ハ道中文ケデ、一万兩ト申スハ實際デゴザリマス、其他供方ノ者ノ自費モ凡ソハ一万兩ト云フ事デゴザリマシタ、彼是国費二万兩ニモ及ヒマシタ、一年越シニ其ノ通りノ經費デゴザリマス、実ニ無用ノ經費デゴザリマスカラ、之ヲ武備ニ充チマシタラ相應ノ備ニモノラウデゴザリマシヤウ、春嶽公ノ御論御尤ノコト、存シマス、然レトモ阿部侯ノ言ノ如ク、当時徳川政府政略ノ骨髓ニナリテ居リマスカラ、之ヲ崩サル、ハ、中々容易ノ事デハゴザリマセス、然カルニ文久二年ニ至ツテ妻子国邑在住ヲ許サレマシテカラ、時勢トハ申スモノ

、諸大名ノ自便モ出来マスルシ、其カラシテ幕府ハ骨ヲ抜カレタ様ニナツタ事ガ現ハレマシテゴザリマス、ソコテ阿部侯ノ申サレタトコロハ、幕府ニ於キマシテハ実ニ骨髓デアツタカト今日ヨリ考ヘマス、又春嶽公ノ仰セラル、通り、當時ノ時勢ニ対シテハ必要ナ事ト心得マス、又齊彬ニ於キマシテ、之ヲ書面之通り行ハレス、或ハ箇様ナ事ヲ申スト直ニ嫌疑ヲ受ルト申シマシタニ就テ考ヘマスルニ、種々ノ事情ガアツタロウト思ヒマス、先ツ古ヒ事デ申スト、文化五年ニ薩摩ニ内訌ガゴザリマス、家老ガ二人、其外教人屠腹、或ハ輕重所刑サレマシタ、其レハ齊彬ノ祖父齊宣ガ代デゴザリマス、即チ家齊將軍ノ御台所廣大院殿ハ齊宣カ姉デゴザリマス、其時分藏方疲弊致シテ(德)因却デゴザリマシ、風俗モ時勢ト共ニ驕侈ニ流レマシタカラ、復旧挽回セント、樺山相馬・秩父伊賀ト云フ家老ニ取調ヘサセマシテ、第一ニ參勤交代ヲ十ヶ年程御猶予ヲ願ヒ、(タシ脱カ)サウスレハ藏方ノ余計モ出来ルシ、夫ヨリシテ質素節儉ヲナシ、風俗匡正ナドト云フ論旨デ、手初メニ參勤猶予ヲ請願セン為メニ、樺山ト云フ家老ヲ出府サセマシタ、途中マテ上リカケマシタ所ニ、幕府ハ其事ヲ深

知シテ、遂ニ廣大院様ノ御声ヲ仮リテ、家老ノ某々カ  
 斯クイフ事デ上リテ上ルサウダガ、重キ御大法ヲ犯ス  
 ト云フ様ナ事デ甚ダ濟マナイ事ダ、ト敵シク隠居ノ重  
 豪ニ御沙汰ニナリマシタカラ、重豪モ驚キマシテ、其  
 家老ナル者ヲ途中ヨリ帰国致サセマシテ屠腹サセマシ  
 タ、モウ一人ノ秩父モ屠腹シ、其外側役近習ノ者ナト  
 二三人屠腹サセ、外ニ数十人輕重所刑シマシタ、其レ  
 ガ為ニ当主齊宣ハ譴責ヲ蒙ツテ、隠居シテ齊興ニ相統  
 致サセマシタ、実ニ文化六年ノ事デゴザリマス、然シ  
 テ重豪ニ齊興カ政務介助ヲ命セラレ、兩度帰国致シマ  
 シテ、百事弊政ニ安ンシテ士氣モ大ニ衰ヘマシタサウ  
 デス、其等ノ事ガ在リマシテ国中大騒デゴザリマシタ  
 カラ、齊彬ハ予メ夫等ノ事ヲモ考ヘ、阿部侯ノ仰ツシ  
 ヤル通り骨髓デアルカラ行レスト申シマシタデアロウ  
 ト、今ニシテ想像致シマス、又阿部侯ハ開国論者ノ一  
 人デアリマシタハ、今ニシテモ皆人ノ存ジノ通りデゴ  
 ザリマス、齊彬モ全シク開国論者デゴザリマス、其証  
 拠ハ弘化三年ニ琉球ニ佛人が参リマシテ在留シ、尋デ  
 英米人モ参リ、日本ノ屬地ニ外國人ノ居住致シマシタ  
 ハコレカ始メテデゴザリマスカラ、幕府モ大ヒニ御心

配ニナリマシテ、其時齊彬ハ特別ノ御沙汰ニ依ツテ帰  
 国ヲ命セラレマシタ、其時幕府ヨリノ御委任ガゴザリ  
 マシタ、琉球国ハ從來其方一手ニ御委任ノ事デアルカ  
 ラ、何事モ存意一抔ニ取扱ヒセヨ、トノ御書付ヲ下サ  
 レ帰国致シマシタ、其処デ世上ニハ、其時ヨリ貿易ヲ  
 始メタト云フ説モゴザリマス、ケレドモ其際ニハ御委  
 任ハ受ケテ居リマスケレトモ、交易ハ開キマセス、齊  
 彬ハ時勢ニ適セヌトカノ思想ニテモゴザリマシタカ、  
 第一ノ仕事ハ内地、其他各島ノ海防兵備ノ事ヲ專ニ指  
 揮致シマシタ、或ハ琉球其他屬地諸島、即チ臺灣附近  
 諸島ノ物産、及港灣ノ調査等ヲ重モニ申付ケマシテ、  
 他ニ貿易ト云フ様ナ事ハ始メマセヌコトデゴザリマス  
 其時家老共ハ、一手処分ノ御委任ニモナリタルニ、何  
 故外人望通りノ交易御開キニナラヌカ、ト云フ伺ヲナ  
 シマシタサウテス、然ルニ齊彬ハ成程其ノ通りノ事デ  
 アルケレドモ、兎角交易ト云フモノハ、彼我ノ物産、  
 或ハ品物ノ善悪多少等ヲ調ベデ、而シテ後チ互ニ其レ  
 〳〵約束ヲ固フシテ開カネハナラス、此方ヨリ遣ス物、  
 彼方カラ買フ物モ何々カ何程、其運上金ハ何程ナト云  
 フ約束ヲ確トナシテ初メネハナラス、又此方ノ人氣モ

考へネハナラス、大事ノ事デアアルカラ其ノ辺ノ取調ヲ  
ナシタル上デ、<sup>(アル脱カ)</sup>見込カアルカラ其ノ取調ヘヲ早くセヨ  
<sup>(言ッテ脱カ)</sup>ト、交易ハ直クハ始メマセヌ、唯在留人カ日用品、或  
ハ官舎建築等ノ事ヲ允シタノミデゴザリマス、此事ハ  
此内御話申シタ琉球国外人処分云々ノ速記録ニゴザリ  
マスカラ、今日ハ委ク御話致シマセヌ、サウイウ訳モ  
ゴザリマシタカラ、其時ヨリシテ臺灣接近諸島ノ港灣  
ナトノ善悪ヲ調べマシタハ、前日モ御話申タ通りデゴ  
ザリマス、然シテ嘉永三年ノ秋、中山王ノ使節玉川王  
子ト申ス者カ参府ノトキニ委シク論シタコトモゴザリ  
マシテ、益々物産繁殖ヲ第一ニセネバナラスト、厚ク  
見込ヲ申聞ケマシタサウデス、其時琉球国永久ノ策ヲ  
立テ、ヤルト云フ事ヲモ言ツタサウデス、其事ヲ記シ  
タモノモゴザリマス、ソコデ世上ノ説ニハ薩摩ハ琉球  
ニ貿易ヲ開イタト云フ評判ヲ致シマスルシ、即チ水戸  
公モ其等ノ世説ヲモ御聞キニナリマシテカラ、薩州ハ  
貿易ヲ開イテ簡様々々ト仰セラレタコトモアツタト云  
フコトデゴザリマス、實際貿易ト云フ程ノ事デハゴザ  
リマセヌハ、右御話申シタ通りデゴザリマス、然ルニ  
当時英佛ガ清国ニ迫リ、又明末ノ党カ蔓リマシテ、清

国内地ノ擾乱ハ皆様御承知ノ通りテゴザリマス、其時  
分ヨリ琉球人ノ手ヲ以テ清国ノ情態ヲ調べマシテ、即  
チ沿革図等ノ如キモ琉球人ヲシテ取寄セ、外国ノ形勢  
モ粗弁ヘマシタト思ハレマス、其頃ハ医薬モ清商船カ  
一兩年間国乱ノ為メニ、長崎ニ参ラヌカラ、琉球人ノ手  
ヨリシテ鹿兒島ニハ沢山参ツテ居リマシタケレトモ、  
幕府ヘノ嫌疑ヲ恐レテ、ソシテ藥品サヘ出サズニ置イ  
タ事実デゴザリマス、先ツ左様ナ次第デゴザリマス、  
春嶽公ノ御議論モ、阿部侯ノ御言ノ如ク、齋彬ハ行ハ  
レヌト申シマシタハ、實際行ハレ難キ政略上ノ大事ナ  
ル参覲交替ノ事デ幕府ノ骨髓デゴザリマスシ、又齋彬  
ニ於テハ外様大名デゴザリマスカラ、ソシテ事ヲ申シ  
テハ嫌疑ヲ受クルハ必然デゴザリマス、御譜代ト外様  
ハ大変区別カ立ツテ居リマスカラ、外様デハ何事モ押  
張ツテ言フ事ノ出来ヌ形勢ナリシハ、御承知ノ通りデ  
ゴザリマス、故ニ阿部侯ノ骨髓トノ御言ハ幕府ニ於テ  
ハ重大ナコト、考ヘマス、亦費用上ノコトニ就テハ、  
途中一兩ノ外旅道具ノ修造、或ハ土産用ノ物品等、  
多クノ費用デゴザリマス、其上御存知ノ如ク、其時分  
大名ノ行列ト申スハ、虚飾ノ備ヘ道具ガ沢山アリマシ

タカラ、弓矢及ヒ槍ニモ對ノ道具トカ、狹箱トカ、<sup>(掛)</sup>甲冑函トカ何トカ申シテ、美ヲ尽シタルモノデゴザリマシタカラ、其修造ナトノ入費モ過分デゴザリマス、島津ハ四百余里ノ道程五十日許リ日々ノ行列ニ備ヘマスカラ、破損ノ予備ヲモナシマシタ、此等ノ入費モ許多デゴザリマス、此コトニ就テ、国老島津登(久包)ト申スモノガアリマシタ、文久元年比江戸邸在勤云ヒ付カレ、出府スル事ニナリマシテ、六七ヶ月程前ヨリ準備ニ掛カリマシテノ話ニ、我々カ旅行ハ諸道具ノ宰領人トモ云フモノダ、全ク入用モナキ飾リ道具ニ多分ノ入費カ掛リ、江戸ニ着スレハ投ケ込シテ、帰国ノ時取出ス迄ノモノダ、西洋人ナドハ定メテ馬鹿ケタ事ト見ルナラムト申シタ事ガゴザリマス、実以テ其通りデ、何国ノ重役モ同様デアツタロウト存シマス、況ヤ藩主ノ行列ナトハ今日デ申スト、神社ノ祭礼見タ様タト申スヘキデゴザリマシタ、殊ニ何ツ方様ノ槍ハ立派ダノ何ノト申シテ、見ヘノ善悪ヲ評判スル位ノ時勢デゴザリマシタハ、皆サン御存シ通りノ事デ、其費用莫大ナモノデゴザリマシタ、実ニ其時分ノ事ハ今日デハ嘘話シノ様デゴザリマス、此際春嶽公此虚飾ヲ廢シテ、国

カヲ充実スルノ策ハ、時弊ヲ救フニ屈竟ノ事デアツタト考ヘマス、右島津登ト申ス国老ハ学問ハ皆無ノ人デゴザリマシタケレトモ、着眼ノ早ヒ人デ、弘化ノ初頭ヨリ洋式砲術ヲ研究シ、或ハ洋式騎兵ヲ創設シ、製煉術ナトヲ好ミ、自ら手ヲ下シテ人デ、オランダ人ト迄緯名サレタ人デゴザリマシタ、右話ノ道具宰領人ダト云フハ、事実ヲ穿チタ言テゴザリマス、

岡谷君(繁實) 御家杯ノ參勤交代ハ一度ニ一万円モ掛リマシタカ、

市來君 サウデゴザリマス、一万兩ハ途中丈ケノ費用デゴザリマス、家老其他ノ者ナドノ入費ハ又別デゴザリマス、公私合シテ殆ント二万円ト申ス事デゴザリマシタ、

岡谷君 其頃御藩内ノ御歳入ハドノ位ナモノデゴザリマシタカ、

市來君 現歳入り石高ハ凡ソ三十万石余デゴザリマス、其三ツ物成リテ、現石年々十万石余デゴザリマシタ、其レテ何事モ弁シタテゴザリマス、七十七万石余トゴザリマスケレトモ、歳入りハ右ノ通りテ、其余ノ五十万石余ハ家臣ノ給与高、神社・仏寺等ノ宛行ニナツテ

居リマス、三十余万石ノ外ニ、琉球及ヒ諸島ノ砂糖産物、其外琉人ヲシテ支那商法ヲ致サセ、其利益ナドカ相応ナル金高ニ及ヒマシタカラ、夫是ヲ以テ財政ノ基礎ト致シタデゴザリマス、序ニ申上ケマス、財政ノ取調ヘカ歴史ノ眼目ト心得マスカラ、追々其互ニ石高ヲ基本ニ据ヘ、其国邑山海ノ物産中ニモ、金・銀・銅・鉄等ノ諸鉱物産額、或農工商ニ関スル一切ヲモ挙ケ、歳出入ヨリシテ、治乱ノ政務ニ関及シナクテハ、歴史ノ本途デハアルマイト存シマス、然シテ財政ヨリシテ、兵備ニナラナクテ、唯ニ治乱ノ出来事ノミヲ記スモノデハ、正確ノ歴史トハ思ハレマセヌ、其沿革盛衰、或ハ歳入出ノ増減ヲモ調ヘナクテハナリマスマイ、如何ノ御見込ミデゴザリマスカ、尚ホ其辺ハ追々御協議申シタイト存シマス、

諸亦歴史ノ調べハ、益々広ク交渉セネバナラヌコトヲ發明致シマシタ、此様ナ事実モ島津家ニハ、全ク伝リマセヌデゴザリマシタニ、昨夢紀事ニ確タル事実ヲ記サレマシタカラ、前後考証致シテ、齊彬ノ思慮ハ一朝一夕ノ事ニアラザリシ証左カ挙リマシタ訳テ、私ニモ其一端ニ關係致シマシタナレドモ、斯迄遠深ナル計圖

ノ有ツタ訳ハ、昨夢紀事ヲ見マシテ得タル次第デゴザリマス、當時ハ左迄モ思ヒマセヌノニ、今日ニ至リ斯様ノ大計圖ニ使ハレタカト思ヒマスト、益々調査ノ周密ナラザルベカラザルヲ知ルコトデゴザリマス、故ニ御互維新史料ヲ調べマスルニハ、一家一己ノ勝手ナ調デハ後世ニ害ヲ残スハ勿論、前代未曾有ノ沿革史ニ、遺脱誤謬ノ誹リヲ受ルハ必定デゴザリマス、仍テ尚一層弘ク材料ヲ蒐集シ、普ク実地経歴ノ人々ニハ各其実践ノ事実ヲ質問筆記シ、従来ノ出版ナトニナリタル書類ニ就テハ、其遺脱誤謬ヲ訂正スルニ努メナケレハナラナイト存シマス、現今普ク流布ノ維新前後ノ史類ヲ見マスルニモ、誤謬遺脱ノ廉モ尠カラヌデゴザリマス、中ニモ出版ニナリタル書ニ、人名ノ誤リノミナラス、一人デ二人ニ書ヒタモアリ、二人デ一名ニナツタモゴザリマス、是等ハ即今ハ御互物笑ニ過キマセヌケレドモ、後世ニナリマシテ、或ハ正確ノ事実ト認ムルモアリ、又ハ何レヲ信シテ可ナルヤト迷フモアリテ、終ニハ大切ノ事実ヲ虚伝虚説トシテ排斥スル様ノ事モナシト限ラス、大切ナル史料ノ缺典トナル事モアロフト存シマス、特ニ維新史料ノ繁雜ナルハ、我国史上未曾有

(知り脱カ)



トモ申スベキデゴザリマスルニ依リテ、内国ノ事実ノミデハ完全トハ申サレマセヌ、仮令ヘハ毛利家ニ於キマシテハ、馬關ノ攘夷ニ就テハ、英・米・佛・蘭四ヶ国ノ歴史モ御調ヘニナルテアラウト存シマス、島津家ニ於テモ佛・米・英・露・蘭ノ關係多端デゴザリマスカラ、之ヲモ調べ、彼我ノ参照ヲモナサナケレハナリマセヌ、既ニ昨年来「ペルリ」日本來航日記ヲ寺師カ翻譯致シマシテ、彼我ノ事実ヲ对照シマスルニ、遺脱説謬ノ廉モ多ク、中ニモ浦賀応接ナトノ部ハ甚シキ相違ノ廉モゴザリマス、僅々米國ノ一部ニテモ如斯デゴザリマスカラ、嘉永癸丑爾來ノ事蹟ハ、弘ク外国史迄モ調べナケレバ本途ノ調査トハ云ハレマセヌ、依テ今後御互一層調査ノ手順ヲ擴張シ、精細ナル史料ヲ作り後世ニ残シマスルハ、御互ノ責任トモ申スベキデゴザリマス、中ニモ一日モ忽セニスベカラサルハ実歴ノ人世ヲ去ルコト、又史料ノ散亡スル事デゴザリマス、其一ニ例ヲ挙ケマスレハ、有功著名ナル久邇宮・有栖川兩宮殿下、岩倉・三條兩公、中山侯、武家ニ於テハ、越前公御父子・伊達公、又私方デハ久光、其外実歴ノ御方々、外ニモ数多已ニ世ヲ去ラセ玉ヒ、其他貴賤幾

百ノ人物世ヲ去リシヤ知レマセヌ、其人々ノ腦中ニ蓄ヘタル材料ハ、今ヤ全ク消滅シ、再ビ得ル事ハ出来マセヌ、又史料モ日ニ月ニ消散スル訳デ、再ビ得難キ次第デゴザリマスカラ、願クハ是ヨリ一層勉勵シテ、一日モ速ク実践経歴ノ人々ヲ訪問シ、或ハ出席ヲ請ヒ、事実ノ質問筆記ヲ努メ、又弘ク所在ノ史料ヲ収集スルコトヲ努ムルハ、実ニ肝要ノ事デゴザリマス、又御互ニ注意スベキハ、実歴者ニ対シテ質問ヲナシ、或ハ史料ノ借請等ニ就テハ、殊ニ懇篤ナルヲ要スル事ト存シマス、左モナケレハ、話シスルニモ、書類ヲ取出スニモ随分時間ヲ耗シマスルコト故、大抵ノ人迄デハ忘失シタトカ、書類ハナクシタトカ云ツテ、手数ニカ、ル事ハ否ミマスルカラ、奈何ントモスルヲ得マセヌ、先年鹿兒島ニテ其筋ノ御達トカ申シテ、県知事、又ハ郡戸長ナトヨリノ達カアリマシタ、其時ノ人情カ右通り面動ヲ厭ヒ、多クハ散逸或ハ忘失シタト申切リマシタ故ニ、指シテ要領ハ得マセナシサウデス、如此ノ人情ハ鹿兒島ノミデハアルマイ乎ト考ヘマス、仍テ命令の事デハ皆人が面動ヲ厭ヒマス故ニ、決シテ命令的デハ質問モ書類モ得ラレマイト存シマス、其辺モ御互

注意スヘキ事ト存シマス、私共カ先年来調ヲ致シマス  
ルニ、随分其辺ニ注意致シマシテ必ス其家ヲ訪問致シ、  
故人ノ有功者ニハ香花料或ハ菓子ナトヲモ携ヘテ訪問  
シ、功蹟追懷ノ情ヲ演ヘ聞セ、更ニ面動ナル事ヲ厭ハ  
ス取扱ヒマシタ故ニ、皆人ガ感心シテ喜ンテ時日ヲ耗  
シ、面動ヲ厭ハスシテ書類ヲ出シ、或ハ実歴ノ話モ致  
ス事ニナリマシタカラ、其得ル処寡カラヌ事デゴザリ  
マシタ、一体ハ鹿兒島ノ如クニハアルマイトハ存シマ  
スケレトモ、先ツコンナ心得デ調ヘナケレハ、本途ニ  
材料ヲ蒐メ得ル事ハ出来マイト考ヘマス、殊ニ命令風  
ナ仕方ハ一切慎マナクテハ、容易ニ集メ得ル事ハ出来  
マイト存シマス、此辺ハ尚諸君ノ御思慮ヲ伺ヒ、史談  
會補助費ノ希望ヲ達シマシタ以上ハ、夫々良法ヲ設ケ  
遺漏ナク蒐集シタイト存シマス、今日ハ齊彬ノ事蹟ニ  
付大ニ發明致シマシタニ仍リ、推シテ所感ヲ添ヘマシ  
タ次第、宜シク御聞取ヲ願ヒマス、先ツ是限リト致シ、  
他日ニ譲リマス（一同立礼）

〔表紙〕

齊彬公史料  
市來四郎編  
安政五年

〔扉に表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料（紙数七六枚）」の記載あり〕

目録

- 参考 伊達宗城公御手留鈔
- 参考 伊達家々記鈔
- 参考 南部家々記抄

四二六 参考 伊達宗城公御手留鈔

編者曰、伊達侯ハ齊彬公ト御懇交ナリシハ、僉ナ人知ルカ如シ、斯書ハ御事蹟調査ニ就テ考証スヘキ鈔ナカラス、読者参考ノ一助トナルヤ多言ヲ要セス、

弘化四年丁未

五月廿七日、陰八十度、夕雨

一三兵活法読ム、

抄者曰、此書（斯書ハ齊彬公、高野長英ニ翻譯セシメラレタルナリ）我カ公ヨリ御借用云々前紙ニアリ、

六月朔日、雨七十六度

一土佐守（土州侯）父子へ文通相認ム、明後三日差立候様、

目付へ相渡候事、

七月十日、晴七十八度強

一昨日越前隠居左<sup>（ママ）</sup>寺へ参候事、

八月四日、曇七十度

一土州父子ヨリ自書到来、ソフメン一箱到来ス、

同十四日、晴七十一度

一京都御即位使者織部へ申付ル、明日乗船致候云々、

同廿四日、晴七十度秋冷

一数寄屋入口ニ水戸殿（齊昭）御調筆ノ句歌<sup>（ママ）</sup>ト申ガク

掛ケ候事、大坂ヨリ表具出来差越ニテ、紀州ヨリ到来

ノ和<sup>（不明）</sup>額モ申天館北ノ方へ掛ケ候事、

十一月廿三日、四十六度、時化、夕四十二度

一薩州到来ノ朝日鶴酒(田代某カ新製)昨夜限ニテ無之候

間、小西川酒ニ致ス、

嘉永六年癸丑

六月二十日、晴七十八度、夕八十六度、清暑

一吉田家老(支藩伊達家)ヨリ用番へ文通、

江戸表当月九日立昨十九日相達候処、異国船參候ニ付、追々諸家へ固メ可被仰付ヤト申事、兼テ非常人数差出候段達有之度、実ハ人備無之、万一被仰付候テ不都合ニ付、早々足輕杯近日差立候旨申来、

愚評事実不行届致取繕遠置候故、如此狼狽致スナリ、三百里外ノ江戸へ出張トハ、実ニ不堪抱腹儀也、勞レタル足輕何ノ役ニモ立可申、若被仰付候ハ、彼地ニテドフトモ工面ハ附候事ナルニ、無用ニ奔走費金錢候事余リ拙キ事也、兼テ覚悟ハ致居候へトモ、ヘタリ居候テハ如何計カ騒動可致、弘尾様御始メ之事扱々ニ掛リ、在府ナラハ、種々案シ過キ、第一公边御処置如何哉、一大切之時ト乍憚兼テ御備向手薄キ事ニ存居候間奉掛念候テ、公私ニ付不安心無止存候也、

同廿一日、晴朝七十五、夕八十六

一吉田方見聞ニ遣候下目付掃リ申出、左之通、

市中へ致小休承候処、家中老物頭足輕四十人計急出府ニ付申付、来ル廿七日出立之由、何方ニテ承候テモ同様ニ付、同役方へ外用向談合旁參承候処、左之通出府申付相成候由、

鉄砲組 十人

弓組 十人

長柄組 五人

此上ハ一左右相達候ハ、家老・中老モ出府ノ心得ニテ仕度ハ致シ居候由、

同廿二日、晴暮前夕立、八十六度

当月三日、浦賀へ北亞米利加州合衆国ノ内<sup>ネウヨ</sup>ル<sup>ク</sup>ヨリ之軍艦三艘内海へモ乗込候勢有之、書翰浦賀奉行受取申候へトモ、出帆三日延引申出、未神奈川沖迄四艘共乗込候由、未安心様子申来候事、

七月十九日、晴、少々ツ、雲立朝七十九、夕八十四

此頃彗星<sup>ホフキ</sup>ボシ<sup>ボシ</sup>出候ヨシニ候へトモ、今宵<sup>（宵九）</sup>ハ雲カ、リ見ヘス、

同廿一日、晴朝七十九度

此地西方へ、暮五時比マテ妖星出候由、此度ハシメテ

見ル遠鏡(目カ)ニテ見候へハ、彗星トハ違ヒ、先ツ左之通、西ニ出ル、



星ノ輝光上ニ発シ候様見ユル、

八月廿一日、曇七十五度、夕八十度

越前(慶永)・藤堂(高猷)へ返事認ム、

同廿六日、晴六十九度、夕七十三度

薩州(齊彬)・藤堂ヨリ去々月廿日ノ急用返事参候テ、

江戸御備ノ事可申上相談ノ返事也、正覺院大島ヨリ帰

リ持参スル、薩ヨリ品物来ル、

九月朔日、晴、少々雨朝七十二度、夕七十七度

同二日、曇朝七十九、夕七十八

肥前(齊正)へ手紙認候事、

同七日、晴朝六十二、夕六十四

松越・戸田伊賀ヨリ返事参ル、

同十五日、曇朝六十六

薩州ヨリ自書、并イギリス琉球へ残置候小筒一挺到来、

数度戦場へ持出候モノト相見得、台杯モキズ附居候、

手丈夫ノ筒也、ピストン打也、

其外諸家ヨリモ自書参ル、

同十六日、晴朝六十四、夕六十七

先便大坂表ヨリ鈴(錫欵)格別高直ノ上、不残 公儀ニ

テ御買上相成候上、商売モ御為メニ相成ヘキ模様、薩

州鈴(全上)モ不参旁以中川方へ為掛合候処、三百斤余

取入候事、其翌日諸家産物鈴モ在高御尋有之、上へ御

買上ケト申儀、町奉行ヨリ申来候ヘトモ、昨日錫金聞

置候故、讓候旨相答相(マ、マ)候由此度参リ大安心也、

其内ニハ薩摩ヨリモ五百斤可参ト存ス、

同二十日、雨、夕晴朝六十四、夕六十二

薩州・肥前自書認ル、

十月廿四日、時化五十度

公辺ヨリ大艦製造御免申来、近代無比躍起難有候事、

十一月二日、曇四十八度、夕五十度

此度梁川義雄始船大工杯薩州へ遣リ候ニ付、船頭片山

太右衛門ト申モノヨリ、船手壮年ノ面々日向辺ヨリ先

ハ不案内ニ付、為修業大鯨船ニテ参度旨申出候事、

同三日、晴四十九度、夕五十三度

梁川義雄事壯左衛門ト改名申付候事、同人此度薩州へ

遣シ候ニ付、昨夜歌ヨミ遣候処、少々直シ遣候、左之

通薩摩の国ニ梁河光胤遣ス

のはなむけに

勤よや皇国の為にくさ艦つくりそなへむわさをま  
なひて

明日壯左衛門へ渡ス、薩州へ遣候手紙用書面抔認ム、

今便薩州ヨリ車船雛形ボンベカノン台正図参ル、肥前

へモアヤフレニ、蘭酒二ビン到来スル、

同廿七日、晴朝四十八度、夕五十弱

今日檜垣彌三郎・井關峰尾、九州路鎗劍他所修業申付

候事、

十二月朔日、晴朝四十八度、夕五十二度

薩州ヨリノ返書、町便ニテ参ル、

同四日、晴朝四十八度、夕五十二

薩・肥・松・彈へ自書認ム、

同廿日、曇六十二度、夕六十四

松根内藏マテ梁川壯右衛門ヨリ、八幡濱船戻リ便ニテ

書状差越、去月廿八日鹿兒島へ着ス、薩摩巡見留守（

国内巡見云々）ニテ、何事モ未タ不分由、城下ニテ蒸氣

船（スーピンク雛形）、櫻島ニテ琉球砲船出来居候旨申

来候事、

一右船頭佐賀ノ關ニテ承候処、ロシヤ国船四艘、当月朔

日又々渡来ノ旨申出候事、

同廿九日、晴朝五十二

薩州（齊彬）・美濃（黒田長薄）抔へ遣候手帖認ム、

六ツ過内藏出ル、色々薩州始伝立申含候事（家老松根鹿

兒島ニ行ク）

佐賀ノ關庄屋ヨリ八幡濱庄屋へ文通ニ、細川浦賀防集

被仰付候付、当月十一日ヨリ二備ノ人数差登セ、七千

五百人、一ツ長岡監物惣師ニテ、手勢八百人召連出府

候由為申越由、

安政元年甲寅

正月元日、曇朝五十度

群田鶴の千代よふ声にあげそめて光のとけき朝日この

かけ

武士のみちはる風のふきつのりはら、くほしき異国の

船

同二日、晴五十五度

薩・肥へ遣候三人へ自書渡ス、

同四日、曇五十五度、夕五十八度

此度公辺へ伺候軍艦図画、此間徳久忠助へ直ニ申付認

メ出ス、アシキ処アリ、又直シ候故、明日ノ便ニ間ニ  
合不申残念ニ候、

同五日朝五十八度、夕五十九度

忠助出ル、船函申付ル事直ナリ、

同十六日朝四十六度

梁川壯左衛門ヨリ飛脚差越候事、

櫻島造船場へ旧臘十九日ヨリ修業致候由、申合置候由

米利加風ノバツテ一艘、所望出来不遠廻ル筈ナリ、

右ノ外船木ノ儀申越候、早々申聞、彼岸迄ニ為伐候様

申聞候事、コルベツト船ノ大サナリ、

同十八日、晴霜四十三、夕五十四

薩州ヨリ旧臘十二日立自書参ル、先日壯左衛門へ為持

遣候返事ナリ、

二月朔日、曇四十六度

大坂目付ヨリ飛脚申越候、

異国船一条、弥以昨十四日朝浦賀へ先手二艘乗込、

跡船ハ遠洋ニ十四五艘(当時ノ巷説)相見得候、追々

押寄来リ可申、御台場御備場等、諸家様御人数昨今

日御繰出御座候云々、

正月廿七日

魯西重船ハ同月八日未ノ刻帰帆ノ由見来候、筑前屋鋪  
ヨリ為知ノ由、

同二日、雨朝五十六、夕同度

江戸先月廿一日立飛脚便上下五日限ニテ参ル、花旗国

船同月十四日、金澤小芝沖六艘渡来ニ付テナリ、御書

被成下云々略ス、

同七日、晴朝五十六

昨日九州方へ修業ニ参候モノ左ノ通出立ス、

檜垣彌三郎

井關濟右衛門

梶田貞吉

小梁内記

右兩人自分ニテ参ル、

三月三日、朝雨雷、八ツ半ヨリ快晴

薩州ヨリ讓受候、バツテ一昨日参着、直ニ今日領中供

申付候事、

同月一日、晴五十七度

薩摩其外へ遣ス文認候事、

同二日、晴六十五度

越前(慶永公)ヨリ自書来ル、

同三日、晴六十三度

越前ヨリ参ル書物見ル、

同四日、雨、昼後晴六十四

左膳小田原ヨリ下田へ遣シ候処、只今帰ル、色々承ル、

アメリカ船六艘右湊ニカ、リ居、日々勝手ニ陸へ上

リ、女ナトニ逢ヒ候へハ、手ヲ握リ(握手ノ礼)候由、

是レハアノ方ノ風俗ニテ、心安クスルト申ス訳ノ由、

同五日、晴

六ツ半時供揃、老中逢ニ参ル、阿部(伊勢守)へモ参ル、

四ツ半時帰ル、

今朝承ル、長崎へ又々オロシヤ船三艘、先月廿三日参

候由、当春ノ御返詞伺ナル由、

古賀先生(謹一郎)参リ逢候事、

此人去年ヨリ長崎へ参リ、オロシヤト色々掛合候人

故、色々承ル、

九ツ半時過、薩州へ参リ、直ニ逢候事、色々話ス、七

ツ時過奥へ同道致ス、又用談スル、暮過ヨリ吸モノ上

ル、武丸出ル、夜食薩州ト一所ニタヘル、五ツ時薩州

帰ル、

同六日、晴六十四

九ツ半時松平越前守(慶永)参ラル、直ニ逢フ、人ハラ  
イ内用ヘシメ候事、

七ツ半時スミ、夜食ニツ席ニテタヘル、

六ツ半時帰ラル、直ニ奥へ参ル、大膳同道、

同十日六十一

越前へ文遣ス、

明朝御機嫌ニ登城致候様フレアリ、

禁裏御所ヤケ候ニ付、誠ニノ、恐入候事、

恐入候事、色々ノ悪シキ事計リ重リ如何ノ事ヤ、イコ

クセント申、將軍去年御不幸、又

禁裏ノ炎上、色々ト 公儀ニテ御取込ノ事、

同十一日、晴

当月六日九ツ時前ヨリ出火、大内不殘炎上ノ由、恐入

事実此事コソ、

公義ヨリ五ヶ年御儉約ニ付、御所向モ色々御取縮メ、

御不自由ニ付御仕向悪敷、其タ、リニテ

公辺モ此度大変ニテ、大御物入天ヨリカケラレタルモ

同様ト存候事、

天モ怒リ人モ怨ミ候故ト存候、少シノ御儉約ヲ彼是ト

ヤカマシク仕候故、彼様ノ御迷惑ト成ル訳ト存候、



- 一 水戸御隠居(齊昭)ヨリ御返事ト、アメリカノ船ニ在リ  
シ大津へ写シ雛形参ル、  
同十二日、晴  
一 薩州ヨリ自書参ル、返事遣ス、  
一 薩摩へ遣候文記ス、  
同十三日、大雨風六十六  
一 薩摩へ自書遣ス、彼方ヨリモ参ル、  
一 尾張様へ文上ル、  
同十四日六十八、夕七十四  
一 今日薩摩ト越前へ自書遣ス、  
同十五日、晴七十四  
一 薩摩へ自書遣ス、  
同十六日、晴、南風強シ  
一 薩摩・有馬・立花三軒ヨリ文参ル、  
同十七日、曇六十八  
一 薩摩へ手紙遣ス、  
同十八日、晴六十六  
一 薩摩ト越前へ文遣ス、  
同二十日、晴  
一 薩摩へ文遣ス、  
同廿三日、曇、夕雨七十  
一 仙臺ト越前ヨリ文参ル、  
同廿五日、雨六十八、夕六十四  
一 八ツ過薩州へ参ル、直ニ逢程ナク奥へ通ル、色々内話  
スル、  
一 九ツ過帰ル、  
晦日、曇、夕雨七十二  
一 薩摩へ文遣ス、  
五月二日、晴六十八  
一 薩摩・越前ヨリ文参ル、  
一 尾州へ上ル文認候事、  
同四日、曇七十度  
一 七ツ時立花飛彈守被参、直ニ出座、暮時迄用事話ス、  
人ハラヒ、  
同七日、雨、夕晴六十三、夕七十  
一 薩摩ヨリ自書参ル、  
同九日、晴六十三、夕七十  
一 五ツ時阿部へ逢ニ出ル、  
一 薩摩ヨリ文参ル、  
同十日、晴六十四、夕六十八

- 一 認物スル、薩摩へ文遣ス、返事参ル、
- 一 水戸様へ上ル文認メル、
- 同十二日、夕雨六十三、夕六十七
- 一 昨年松平伊賀守殿ヨリ申参候ニ付、六時過出門ニテ参  
ル、御代カハリニ付センシ致シ、ツカフ宜敷スミ直ニ  
立候事、薩摩杯一所也、
- 一 薩摩・有馬へ手紙遣ス、
- 同十七日、晴朗六十六、夕七十二
- 一 薩摩ヨリ自書参ル、
- 同十八日、晴朗六十六、昼七十二
- 一 薩州へ文遣ス、
- 六月朔日、晴七十四、夕七十八
- 一 水戸様へ来ル九日、有馬・薩摩ト一所ニ五日、藤堂へ  
十一日参候約束ス、
- 同五日、晴七十五、夕七十八
- 一 四ツ半時大膳同道ニテ有馬ニモ参ル、直ニ休息所へ通  
ル、薩摩モ参候事、
- 一 昼飯三ツ、
- 一 水天宮ノ日故物見へ参ル、人通り見ル、殊ノ外賑々シ  
キ事、
- 一 色々鉢植ミル、モノ見ノ前ニ并へ候事、望ノ分好ミ也、
- 一 六ツ半時、又休息へ帰り、又吸物七ツ出ル、
- 一 四ツ過立候事、
- 同八日、曇折々雨七十六
- 一 薩摩へ文遣ス、
- 一 明日四ツ時マテ弥々出ル様、
- 同九日、曇七十三
- 一 四時供揃ニテ水戸殿へ出ル、
- 一 十六年振ニテ緩々出ル、御庭拜見、前中納言様御休息  
へ出ル、御内話致ス、
- 同十二日、曇七十五
- 一 昨明方雷テモナク、地震テモナク、ツモリノ上ニ酷シ  
キ音致シタマゲ候処、エンシウニ火移リ焼ケノ事云々  
中略ス、<sup>〔淀カ〕</sup>流橋ト申所ノ 公儀ノエンシウ藏へ火云々略  
ス、
- 同十四日、晴七十六、夕八十二
- 一 薩摩ヨリ文参ル、
- 同十八日、雲、風立七十八度
- 一 昨晚相州城カ島へ四艘、神奈川北芝村沖へ一艘、異国  
船参候由、

- 一 薩摩へ文遣ス、
- 同十九日、晴七十八
- 一 細川備前へ文遣候事、
- 一 藤堂ヨリ文参ル、伊賀国十三四五ト三日大地震ノ由申参ル、京都又々如何ヤト存候事、
- 同二十日、曇八十五
- 一 薩摩・細川・藤堂ヨリ文参ル、
- 同廿一日、曇八十四度
- 一 薩摩ヨリ文・粟盛参ル、
- 同晦日、晴八十四度
- 一 薩摩ヨリ文参ル、越前ヨリモ参ル、
- 七月朔日、晴八十五度
- 一 奥州・有馬・薩摩へ参ル、今日薩摩ニテユルシイスマシル、
- 一 蒸気船雛形見ル、
- 同三日、陰雨八十四度
- 一 薩摩ト水戸殿へ文、
- 同六日、晴、風アリ八十六度
- 一 薩摩ト阿部へ文遣候事、
- 同十八日、雨七十三度
- 一 松美濃守殿へ自書遣ス、
- 同廿五日、晴七十九
- 一 薩州・藤堂ヨリ自書・葛素麵参ル、
- 同廿七日、晴八十九度
- 一 五ツ時供揃、阿部へ参ル、
- 閏七月二日、晴八十八度
- 一 越前国ヨリ自書参ル、
- 同四日、晴七十四度
- 一 昨今ハ品川ノ御台場出来、追々 公儀御役人中見物被仰付、東禪寺へ集リ、舟ニテ参候故云々略ス、
- 同十四日、晴七十七度
- 一 下屋敷ト松越前ヨリ手紙参ル、
- 同廿二日、晴朝六十八、夕七十五
- 一 薩州ヨリ自書参ル、小重モノ参ル、
- 同廿六日、晴六十七、夕七十
- 一 大膳今朝長崎ヨリ参リ居候通シノ寺へ遣シ、只今帰り候故、ヨイ逢候、当月十五日長崎へ英吉利船四五艘参候由、
- 一 薩州ノ嫡子虎壽丸六ツ也、過ル廿三日夜急病ニテ死去ノ由、誠ニく驚入候事、右ニ付見舞スキ折遣候事、

男子ハ外ニハ無之、嗚々残念ト存候事、

同廿七日、晴七十三

一玄朴(伊東)出ル、薩州ヨリ伝言アリ、

八月七日、晴七十三

一五時供揃、老中牧野へ逢ニ参ル、夫ヨリ土州へ参ル、

緩々致候事、

同八日、晴六十七度

一土州ヨリ昨日ノ挨拶自書、返書遣ス、

浦賀ニ又々亜米利加船参ル、都合三艘ニナレリ、

右ノ船ヨリ申上候由、遠カラス英吉利船参リ可申ト申

候由、長崎ニ参居候トハ別ノ由、昨日通シヨリ内々承

ル、

九月十日、曇六十四度

一土州・阿州へ自書遣ス、

一八ツ半時南部遠江守(信順)用事一寸逢候、

同廿三日、晴五十三

一昨夕飛脚屋ヨリ申出候ニハ、当月十五日夜紀州ノ沖へ

異国船四五艘見候処、十八日ニハ大坂天保山ノ沖へ乗

込ミ大騒キノ由申出ル、快ヨカラス事也、

十月九日、曇五十二度

一八時薩州へ見舞ニ参ル、程ナク逢候事、未タ床ニ居ル、

一昨日有馬へモ約束致シ、同人モ参リ候事、是ハ暮前奥

へ通、

一総体大ニ快ク安心スル、

一夜食出ル、

一吸物出ル、

同十二日、曇五十三

一薩州へ用事アリ文出ス、

同廿日、晴四十三度

一薩摩ト八シ鷹へ文遣ス、

同晦日、晴、夜中雨五十四度

一藤堂・阿波・薩摩ヨリ文参ル、

十一月二日、晴五十六度

一薩州ト下野守ヨリ文来ル、

同三日、晴四十二度

一八ツ半時立薩摩へ参ル、南部モ参リ奥へ通り、色々用

談スル、雑煮喰ヘル、

一色々馳走アリ、

一南部ハ暮前帰ル、

一薩摩腰湯スル、此方モ湯使ヒ候事、

同四日、晴四十度

一地震スル、殊ノ外強ク、未タ覚ヘ不申程ニテ云々略ス、

夜中ヨリ六遍ユル略ス、

同五日、晴四十度 地震十七度

一五ツ時出門、阿部へ参り候事、色々話シ九時過帰ル、

一四半浅草出火云々略ス、大火事云々、

一薩摩ヨリ文参ル、

同八日、晴四十度

一阿部へ書付出ス、

一此間ノ地震、駿河辺ヨリ箱根辺酷シク云々、

駿河ノ御城町大方潰レ、又ハ焼ケ候由、

一下田ノ港へ、此比オロシヤ船参り居云々、大地震大ツ

浪ニテ云々略ス、

同廿三日、曇三十八度

一薩摩<sup>守か</sup>ノ寺(大圓寺乎)へ参り逢ヒ、色々用事話ス、

一吸物出ル、夜食ニツ、

一五ツ半時帰ル、奥へ参り寝ル、

同廿五日、雨四十五度

一薩摩ヨリ寒中見舞ニ鴨ト大根到来ス、

十二月三日、晴四十度

一薩摩ト藤堂ヨリ自書参ル、

安政二年乙卯

正月十八日、晴五十度

一薩摩ヨリ文参ル、

同廿二日、晴、昼六十七度

一エレキテルト申者薩摩ヨリ借り置候間、仕掛皆々ニ見

セル、

二月五日、晴

一七時供揃ニテ六半時過発途、賑々敷奥始見立ラレ候テ

大悦此上ナシ、

一品川通りカ、リノ処、御台場ニテ大筒手ツマキ打、一

二ツト追々打ち、勇マシク快ク存候事、

以下略ス、

同七日

一昨夜中、珍ラシキ大風ニテ、クタビレシメニテモ、度

々醒メ候事以下略ス、

梅澤小休、四ツ前小田原へ着云々、

同十日、曇、折々雨

興津小休、当所モ不損此所マテアルク、

江尻小休、此宿地震潰家ヨリ出火、不残焼ケル、少々  
ツ、仮建テスル、死人十八人、怪我人三十二人、

府中通行御城見候処、石離悉ク潰崩、市中東口町ノ分  
千三百軒焼、死人二百三十人<sup>内夷三、百人</sup>、怪我確ト不分、町  
家ノ分ハ地震ノ損、残り居処ニテ考ヘ候ヘハ、出火ノ  
難甚敷、夫故西南北ノ町家ハ、多分無難ナリ以下略ス、

同十七日、雨、四ツ半比ヨリ少晴、西烈風

同十八日、雨、西風烈シ

大雪、和田峠一丈余ノ雲ニテ、二日往来止リ、病人モ  
出来云々、去ル七日八日ノ事ナリト云々、

同十九日

昨夜魯船渡来、人数繰出シナト云々、

同二十日、長閑四十八度

天王山に登りて

あな高や都伏見も宇治よとも、なにはのかたもたゞ一  
目にて

君かあたむくはでうちしいさをしのその名も高きの山

かも

櫻井の宿にて

楠のつゆときえてもさくらみのふかき操をわれもくま

なん

伊丹へ立寄ル、小西甚右衛門宅へ参ル、酒造蔵見ル、  
当年如何程造候哉ト相尋候処、九日十石ニテ千七百石  
計造候由、当時蔵ニ有リ高、七尺樽百五十三也、右ヲ  
四斗樽ニ入候ヘハ、八十樽有之由故、八千四百樽程ト  
被考云々、

三月六日、晴曇六十四

鋳立場へ参、蒸気船雛形拵居見ル、

大銃弾杯昨春以来出来候見ル、

四月三日、雨六十六度

去月七日筑前玄海灘ヨリ、二十里西北ニ有ル口ノ島ト  
申所へ、魯西重船三艘渡来ノ由、佐賀ノ關庄屋上野理  
木ヨリ、八幡濱庄屋淺井萬兵衛へ申越ノ旨達ス云々、

同九日

長崎有田庄助ヨリ急使到来、去月廿七日夕、フランス  
国蒸気艦一艘参候、由為知越候、

同廿四日、晴六十五度

越前極密急用事申越候間、返翰当所同家留守居へ為持  
遣シ候様相下候事、

紀州用バツテラ雛形ミル、

同十八日、曇七十三、ハッ後少々雨

長崎有田彦助ヨリ段右衛門へ文通、

エケレス蒸気船一艘

右三月十七日入津、上海ヨリ、

フランス同船

右三月十九日入津、下同ヨリ、

同国ノ船二艘

右三月廿一日入津、十七日ノ船ト同船、

右ノ儀以急檄申越候事、

五月四日、曇七十三度、夕七十九

一薩藩ノ土種ケ島平左衛門ト申者、全体種子島砲術家ノ

処、近來西洋砲致修業、中國筋相廻リ、昨年国元へ帰

留、又々此度三年修業願、出国ノ由ニテ昨日当地へ参

リ、九太夫相尋候由ニテ、同人面会申出候次第有之、

格別之懇 此方家来モ追々預世話候先方故、仮会所へ

為賄賂遣シ候筈、右ニ付近日大砲打寄為致候テ見セ候

都合申出候事、

同五日、晴七十五、夕八十一、地震兩度

一過ル二日長崎有田彦助ヨリ早速飛脚到来、英佛船又参

候由申越候処云々、

同十一日、雨夕止七十五、夕七十九

一長崎有田彦助ヨリ早速飛脚ニテ、佛船当月五日出帆、

英船同十五六両国マテニ出帆、<sup>〔日カ〕</sup>尤佛国一艘蒸気船、大

村領松島瀬ニテ船底イタメ、直様鉢浦ニテ日數六十日

限り加修甫度旨相成候内、未タ諸家借ハ不引移両国共

八月ハ又参度由申出候事、

同廿一日、快晴八十、夕八十四

段右衛門ヨリ喜一ノ工夫水車ニテ、材木鋸ニテ為引候

雛形差出処、精工不堪感歎、且外療蘭医ヨリ伝候西洋

城郭雛形モ差出候事、是モ能ク相分候事、

同廿二日、快晴八十一、夕八十五

土州ヨリ過日三日立自書参ル、<sup>〔カ〕</sup>ニ彼方ハ<sup>〔カ〕</sup>高士屋敷

マテ差込困ル由、地震ハ追々少々、輕クナル由ナリ、

砂糖モ到来、

土州両所へ進候自書認候事、

同廿五日七十九夕

一長崎ヨリ六月八日本国出船ノ蒸気船、今二艘渡来ノ由、

内一艘ハ献上致スト申出候処、有田彦助ヨリ段右衛門

へ申越候事、

同廿七日、晴八十、夕八十四

一天龍丸去月廿四日品川出帆、昨日廻着、無難安心致ス、  
八月十四日、晴七十七、夕八十一度

一土州ヨリ返事来ル、彼方へ去月ノ風雨為差破損無之由、  
同十六日、朝雨、昼前晴七十九、夕八十二

一土州へ此十二日参候返事ノ<sup>(マ、マ)</sup>答申遣候事、  
同廿三日、晴、北風六十七、夕七十

一鑄立場見分ニ参ル、ポート台致見分、其外是迄ノ大銃  
ピストン仕懸ニ為直、此日出来候也、

暮秋朔、晴六十度、夕六十三

一今朝壯右衛門話ナリ、村田藏六方へ長崎帰リノモノ参  
リ話ニハ、魯船去月末高銚沖へ十七艘渡来、<sup>(マ、マ)</sup>船廿四  
艘ニテ、右相揃候上歎願申立候由云々、恐ラク虚説ナ  
ラン(虚説)

同十七日、晴六十度、夕六十五

一土州ヨリ返事参候云々、

十月朔日

一土州両所ヨリ返書品モノ到来候事、

同十二日、時雨六十九度

一江戸当月二日大地震ニテ大火ニ相成、御丸始都下一円  
ニ出火、絶言語ニ大変也ト大坂ヨリ申越候由、松山飛

脚屋ヨリ十日立ニテ為知越候旨、今奉行ヨリ達ス、  
十一月朔日

一檜垣彌三郎昨夜薩州ヨリ帰リ、目見申付、色々話ス、  
同四日、大時化五十四、夕五十三

一諸家文通、肥前モ去月五日発駕ノ由、自書来ル、途中  
変災被承当惑ト存候事、

同八日、少々時化五十八、夕五十三

一彌三郎薩摩ノ話シ承ル、

十二月三日、霜降、時化四十二

一土州ヨリ返事到来、ドンドロ筒新造挺到来、

安政三年丙辰

正月十三日、時化四十三、夕四十一

一認物スル、明朝土州へ自書・品モノ遣、昨日彼方ヨリ  
自書参候間、右答礼モ遣候事、

同十二日、涼霞五十二度

一土州両所へ自書認、暇乞明日遣候事、

同廿七日、晴四十九、夕五十三

一土州両所ヨリ返事参ル、

三月十八日、晴六十、夕六十五



- 一 諸家文通認候事、
- 同十五日、晴六十五九カ
- 一九時薩州参ラレ、直邊マ一所ニ昼飯、三ツ添フ、カイロ
- フヘ同道、菓子出ス、人私ヒ用事有之候、
- 一七時前スミ、吸物出ス、
- 一 下曾根(金三郎)参リ、勝鱗カ(鱗太郎)モ参ル
- 一七ツ半過薩州帰ル、今日ハ用事有之早ク帰り候、
- 一 勝同道、奥ヘ参ル、
- 一 内藏(松根)始供ノ小性頭吸物上リ云々、
- 同廿二日、晴六十七
- 一 越前ヨリモ自書参候、
- 一 弘尾ト有馬ヨリモ自書参ル、
- 四月十日、曇七十四
- 一 南部遠江トノ用事ニテ被参逢、色々話シ、ワラヒ餅出ス
- 同十二日、雨六十一
- 一 薩州ヨリ文参ル、
- 同十四日、雨七十度
- 一 薩州ヨリ文参ル、
- 同廿一日、晴七十八、夕八十六度
- 一 薩州ヨリ文ト着参ル、
- 同廿六日、晴七十七、夕八十三
- 一 薩摩ヨリ文参ル、
- 同廿八日、七十六、夕八十四
- 一 阿州ヘ文遣ス、
- 六月三日、晴八十度、夕八十九度
- 一 越前ヨリ自書トウキ到来、
- 同五日
- 一 水戸ヘ文上ル、
- 同廿三日、晴七十三、夕八十八
- 一 薩摩其外水戸様所々ヨリ、暑中ノ文参ル、此方ヨリモ
- 出ス、
- 同廿五日、晴七十八、夕八十七
- 一 越前ト水戸ヨリ自書参ル、
- 同廿七日、晴七十九、夕八十八
- 一 薩摩・南部ヨリ自書参ル、越前ヨリモ参ル、
- 七月二日、晴七十七、夕八十八
- 一 水戸様ヨリ自書参ル、
- 同三日、晴七十八、夕八十八少々夕立、
- 一 薩摩ヘ文遣候、
- 同八日、雨七十七、夕八十六

- 一 薩摩・藤堂ヨリ文参ル、
- 同十七日、晴七十、夕七十八
- 一 薩摩ヨリ白書参ル、
- 一 阿部へ自書明朝遣候故認ル、
- 同十九日、晴、夕兩七十二、夕八十四
- 一 薩摩ヨリ朝顔十五鉢、珍ラシキ花到来、
- 一 藤堂ト有馬ヨリ文参ル、
- 同廿二日、晴七十四、夕八十三
- 一 薩摩ヨリ文参ル、
- 同廿六日、晴七十三度、夕八十
- 一 薩摩・有馬ヨリ白書参ル、返書スル、
- 同廿七日、晴七十九
- 一 六ツ半時供揃ノ服ニテ、薩州田町屋敷へ参ル、有馬モ参リ候、菓子給ル、
- 一 五ツ半時バツテ一ラニ乗ル、夫ヨリ此度公辺ヨリ御注文ノ船、薩州ヨリ参候故、今日見ニ参ル、国へ當時参居候同様ナリ、
- 一 殊ノ外ミコトニテカンシンスル、
- 一 暮時田町へ帰り吸物上ル、又ジヨウウ気船へチヨト乗ル、能ク出来テ感心、
- 一 酒少々夜食三ツ、
- 一 六ツ半時立、五ツ過帰ル、
- 同廿八日、晴八十度
- 一 藤堂ト鍋島ヨリ文参ル、
- 八月朔日、晴八十、夕八十五
- 一 肥前ヨリ文参ル、出羽ヨリモ参リ候、
- 同九日、晴七十四、夕八十二
- 一 黒川嘉兵衛ト申御旗本参リ、初テ逢候、アメリカ・イギリス・オロシヤ人杯、下田ニテ度々取扱ヒ候人ニテ、色々話シ候、
- 同十一日、晴七十三
- 一 薩摩ヨリ文参リ、歌頼ミ来ル、
- 同十三日、晴七十度、夕七十二
- 一 薩摩へ文遣候、松山ノ主人フカフ故、見舞遣候、叔父様ニナル、年ハ三十七ナリ、
- 同十五日、曇七十、夕八十
- 一 肥前ヨリ文参ル、
- 同十七日、雨七十三、夕七十五
- 一 水戸殿ヨリ御文参ル、越前ヨリモ、
- 同廿二日、晴七十二度、夕七十四

- 一 薩摩ヨリ文参ル、
- 同廿八日、晴七十度、夕七十五
- 一 水戸殿へ文上ル、
- 同廿九日、晴七十
- 一 七時過出座、水戸殿御家来萩信之介参リ、目通り願候間、逢色々話、
- 九月朔日、朝月蝕故ハヤシ
- 一 今朝殿中ニテ承リ候へハ、薩摩ノ上屋シキモ広間潰レ候由、藝州ハ広間モ居間モ潰レ、士分ニテ四十人ニ即死ノ由、其外御城マテノ途中、倒レ家多ク驚キ候事、
- 同九日、雨六十八度
- 一 先月廿五日遠州新井ノ渡シニテ、俄カニ風雨強クナリ、鱒其外ノ荷物四艘ノ船ニ積ミ至リ候処、一艘ハ已ニ危キ処、様々岸ニ付候、無難也、船頭初メ、足輕モ髪ヲ切り、神仏ヲ祈リ候由、自分ノ荷物ハ余程ヌラシ候由、
- 同十日、晴五十六、夕七十九
- 一 薩摩ヨリ （カ）五ト小鴨到来、鴨弘尾へ奉ル、
- 同十八日、晴五十六
- 一 薩摩ヨリ文参候、出羽ヨリモ、
- 同二十日、晴五十八、夕六十四
- 一 薩摩へ文トスルメ・菓子遣ス、
- 同廿四日、晴六十三、夕六十六
- 一 美濃ヨリ文参リ、返事遣候、廿八日ニアノ寺へ参候様申来ル、
- 同廿五日、雨
- 一 越前ヨリ文参候国ヨリ也、
- 一 薩摩・有馬へ文遣候、
- 同廿六日、曇五十八
- 一 四ツ過土州へ参リ、程ナク逢、直ニ奥へ参ル、
- 同廿七日、晴五十五
- 一 四時供揃ニテ、美濃寺へ参ル大黒田也、
- 同廿九日、晴五十四、夕六十四
- 一 肥前・越前ヨリ文参ル国ヨリ也、
- 十月七日、晴六十四
- 一 六半時手水仕マイ、地震余程強クナリ候故云々、庭ニ出ル、昨年ノ今日ユリモトシイタシ云々、
- 同八日、晴五十四、夕五十八
- 一 水戸側用人安島彌次郎参リ、水戸ノ事ニテ色々用事、人扱ヒ也、
- 同十六日、晴四十六

一薩摩ヨリ見舞ニ杉折ト鴨ニ羽到来、

同十七日、晴四十八

一水戸御家来ヨリ生鮭到来、刺身ニスル、

同廿二日、曇五十三

一薩摩へ文遣ス、

同廿三日、四十八度

一鼠山ニテ、オランダ鉄砲供へ、下曾根ノ弟子致シ、兩

殿六半時過馬ニテ参候、

一五半時同所へ参ル、途中乗り切りモスル、

一今日ハ曇リ北風ニテ、殊ノ外寒ク候ヘトモ、<sup>マ</sup>トモスノ

屋ノ内ハヌクシ、

一下曾根初此方陣屋へ参ル、

一四ツ時過ソナヘハシマリ候事、三千人計皆鉄砲故、殊

ノ外勇マシク敵シク存候、

一ソナヘノ中へ参リ、アルキ見ル、

一九時過チトヘントフニ帰ル、

一又供へ始リ参リ見ル、七時過済ム、殊ノ外能ク揃へ、

誠ニノ感心致候事、

一又下曾根其外知ル人々参リ、菓子・酒進候事、

一別ニ重ニテ、菓子・スシモ進候、

同廿五日、晴四十八、夕五十五

一薩摩ノ家来(鎌田出雲乎)明後日参候事ニ付、出候故直

ニ逢候事、

同廿六日、曇五十度

一筒井肥前・井戸對馬へ自書遣候事、

一越前へ遣候文書ク、

一明日大井薩州屋敷へ参リハツノ処、此大降りニテハ如

何ヤト申参候故、薩州参候へハ、可参ト申遣候事、

一五ツ半時、又同所ヨリ使参リ、明アケノ様子ニテ、取

極メ度ト申参候事、

同廿七日、晴

一七ツ時過目覚メ、朝飯二ツ、

一七半比少々星出、雨明リ候故、起キ出テ支度致シ内、<sup>(松脱カ)</sup>

薩州ヨリ弥々天氣模様宜敷故参候様申越、直ニ出フレ

サセル、

一六時供揃兩殿出ル、馬也、

一田町ト申薩州屋敷へ参リ、アノ方ノ船ニ乗り、直ニ出

ル、薩摩ハ少々早ク先へ参候由、

一六半過大井へ参ル、船アガリ場ヨリ七八町計ナリ、

一大黒田モ参候、

一度々 <sup>(C.A.D.)</sup> マハル、

一 昼飯三ツ食ヘル、

一 昼迄ニ三十一トナル、

一 菓子食ヘル、

一 鴨取レヌ間ハ、茶ニテ色々話ス、草鞋ノ尻腰掛ケ居候事、

一 七半時分吸物上ル、夜食三ツ、

一 暮過ニ二十二羽トナル、此方タカニテ七羽トル、大膳

一 羽、薩州・美濃モトル、誠ニく面白キ事ナリ、

一 暮過四人同道ニテ船場マテ歩キ、船ニ乗ル、

一 船中ニテ此方ヨリ持參ノ提重開キニナリ、菊酒肴食ヘル、

一 四時過田町屋敷ニ船付キ、直ニ上ル、

一 供船ノ參ルヲ待チ、勿論大ナヘハ七八人計トモスル、

一 薩摩モ同様ナリ、

一 四半時前同所暇申立、

一 四半時帰ル、

一 同晦日、曇四十八

一 阿部ヨリ文ニテ、近頃渡リオランダノ鉄砲ニ挺到来スル、大喜ビく、

一 薩摩ト筒井ヘ文遣ス、

十一月二日、晴四十八

一 松美濃ヨリ文ト山ハト、ヒヨカスく、同家所務ノ

由ニテ、十三羽到来、昨日登城帰リ有馬下屋敷ニテ泊

リ候由、

同四日、晴四十四度

一 越前ト大和ヘ文出ス、

同五日、晴四十二度

一 越前ヨリ文參ル、内匠頭ヨリモ文クル、鍋島ナリ、

同六日、晴四十四度

一 薩州娘此度 公方様ヘ縁談、来ル十一日御城ヘ上リニ

ナリ、是マテ度々逢ヒ候人故、喜ヒニ紅白羽ニ重十反、

スルメ <sup>(C.A.D.)</sup> 枚進候故、薩州ヘ頼ミ遣候、

九日、晴四十度

一 土州ヘ文遣ス、

一 アツ君ヨリ薩摩伝ヘニテ、此間ノ答礼ニ左ノ通りノ到

来、

麻絹 五反

料紙硯

<sup>(半匁)</sup>

イタイ

同十日、晴、昨夜雨四十二

一越前ト土州ヘ文認メ出ス、

同十一日、晴四十一度

一肥前ヘ進候文書ク、

一明朝掃部下屋敷ヘ鳥打チニ參候故、鉄砲杯兩殿トモニ

拵ヒ候事、

同十三日、晴四十度、氷ツヨシ

一阿部ヘ用事ニテ文遣ス、

一尾州ヨリ御文トカリカネ被下候事、

同十六日、晴五十、夕五十九

一村田藏六此度講武所御用、一昨日被仰付出候故、逢ヒ

色々用事申付候事、

一水戸御守殿御死去ニ付、廿五日ニテ鳴モノ停止被仰出

候事、明朝右ニ付、御機嫌伺登城スル事、

同廿四日、雨三十九度、夕四十三

一越前ヘ遣候文書ク、

同廿七日、朝雨四十二度、昼晴

一薩州ヨリ文ニテ、是迄

姫君様御城ヘ御上リニ付キ、此方ニテ心配モ致シ、先

ッ都合宜敷御上リモスミ、其内祝ヒ挨拶旁、左之通到

来ス、

大小ノツバ 一箱

八丈縮 五反

紋金巾 八反

セントアイ 一折

一有馬ヨリ文參リ候処、加賀ヨリ頼ミノ干鯛參ル、

同廿九日、晴四十六

一阿部ヘ文遣ス、薩摩ヘモ遣ス、

十二月五日、晴四十八

一六時目覚、氷、朝飯二ツ、

一五時供揃、馬ニテ嵐山ヘ調練見ニ參ル、

一薩摩・黒田モ參ル、

一兩人トモ此方陣屋ヘ參ラレ候テ、少シノ内話シ、同道

ニテ諸所ノ陣々見廻ル、

一薩摩陣屋ヘ參ル、

一同所ニテ昼飯四ツ給ル、三人持參ノ重開ク、

一追々調練見ル、

一七半比此方陣屋ヘ帰ル、程ナク立ツ、

一六時帰ル、

同七日、曇四十七

一 薩摩・藤堂ヨリ文参ル、返事遣ス、明日薩摩へ参候様  
申参ル、

一 大和・立花ヨリモ文参ル、国ナリ、

同 八日、晴 四十五

一 九時供揃、薩摩上屋敷へ参ル、

同 廿日、晴 四十度

一 黒川嘉兵衛ト申人参ル、

同 廿一日、晴 四十度

一 薩摩ヨリ文ト、昨日御城ヨリ頂キ候ミナ子餅フシワケ

到来スル、返事、スルメ遣ス、

同 廿五日、曇 三十三、雪催ス

一 水戸殿ヨリ一昨日ノ御返事被下候事、

一 松美濃ヨリ文来ル、

安政四年丁巳

正月元日、晴 三十三度

同 二日、少々雪、昼晴

同 三日、晴、昨夜ハ雪降、三寸計積

同 四日、晴 四十一度

同 廿六日、晴 三十度

一 越前ヨリ鴨ト文参ル、

一 水戸殿ヨリ御文ト書物被下候事、

同 廿七日、晴 三十度

一 水戸殿ヨリ文参ル、

同 廿八日、晴 朝 三十度、夕 三十五

一 薩摩ヨリ文参ル、鳥参ル、

同 廿九日、晴 三十八、夕 四十

一 越前へ文遣候、

一 水戸殿へ上ル文認ル、

安政四年丁巳 (重複ナルモ本書ノマ、記ス)

正月八日、晴 三十五度

一 長州隠居鐘法院ト申人、去冬不幸ノ処、今日ヒロメニ

付、大屋形様 (春山公ヲ云) 御従弟、御前様伯母様ノ意

味ナリ、

同 十三日、晴 四十度

一 六過阿部へ逢ニ参ル、夫ヨリ仙臺田村へ年礼ツトメ、

一 大黒田へ参ル、佐竹へモ参ル、

同 十七日、晴 四十二度

一 越前・阿部ヨリ文参ル、

一美濃ヨリ急用文参ル、又小姓ノリキリニテ返事遣ス、  
同十八日、晴三十九度

一美濃ヨリハヤノリ使参ル、

一四過供揃、用事ニテ参ル、九半時薩摩モ参ル、

同二十日、晴四十度、夕四十六

一五ツ時阿部へ参ル、帰り掛美濃へ用事ニテ寄ル、色々

話シ、昼飯二ツ、

一土州へ文遣ス、

一薩摩へモ文ヲ重遣ス、

同廿一日、曇、夜雨四十、夕五十

一阿部へ文遣ス事、

同廿三日、晴四十度

一阿部へ自書遣ス、

一五ツ半時供揃、加州へ参リ、ソレヨリ藤堂へ参ル、

一出羽モ参ル、

同廿四日、四十度

一四半時供揃、薩摩へ参ル、

一有馬ト備前参ル、

同廿五日、雪四十度

一水戸殿・越前・大和へ参ル、

二月三日、雪昨夜ヨリ四十度

一書物スル、水戸・尾張・越前・土州・阿州兩隠居へ文遣ス、

同四日、晴四十度

一大黒田ニ参リ、一寸出座、直ニ逢ヒ、奥へ同道致ス、

同五日、晴四十度

一六時供揃、兩殿馬ニテ、大森ニテ、薩摩大川森乎へ（バカ）兼テ約束参リ見ル、

一途中半ノリ五時前大森打ち場へ参ル、

一追々ウチ始メ候事、

一下曾根外ニ三人御旗本参リ候事、菓子出ス、

一四半比薩摩モ大井屋敷高野ニ参ルカケニテ寄ル、菓子、

一弁当三ツ、

一九半時薩摩帰ル、

一八半時残ラススミ、馬乗七時薩摩大井屋敷へ押シ掛ケニ参ル、大喜ヒ也、

一兩殿トモ高ニテ鴨二羽ツ、取り候事、

一下曾根モ参ル、

一幕比鴨ト菜ノ三盃酸ニテ酒呑ミ、食事三ツ、

一今日昼後ヨリ鴨三十二羽取レ候事、五羽兩殿へクレル、



- 一六半時同所立、馬也、
- 同六日、夜中ヨリ雪四十度
- 一肥前・越前・若狹ヨリ文参ル、肥前ヨリ雁二羽添へ候、
- 一九時過供ヨロシ出門、半過用事ニテ土州へ参リ、外ト  
ナク逢ヒ直ニ奥へ通ル、
- 同十日、曇四十三度
- 一阿部へ文遣ス、
- 同廿一日、曇風五十度、夕五十七
- 一越前ト若狹ヨリ文参ル、
- 同廿二日、晴朝四十度、夕五十三
- 一薩摩ヨリ菓子参ル、
- 同廿四日、晴四十四、夕五十七
- 一大和・越前ヨリ文参ル、
- 一諸家へノ返事書ク、
- 同廿五日、晴五十四度
- 一越前へ文遣シ、又彼方ヨリ参、国也、
- 同廿六日、晴五十四度、夕雨五十八
- 一美濃ト土州ヨリ文参ル、返事遣ル、
- 同廿九日、晴四十五
- 一薩摩ヨリ文参ル、明日参リ候様申越シ候事、返答ナル、
- 同晦日、晴四十八
- 一四半時供揃ニテ、薩摩へ参ル、
- 一美濃モ参リ、昼飯食へテ参リ候由申候へトモ、少々給  
候様申候ユへ食へ候処、焼キタチウナキ・カモナト馳  
走ニテ二ツ給ル、
- 一又奥へ吸物上ル、奥ヤ小供ノヒイナ見ル、
- 一四半時帰ル、
- 三月二日
- 一越前ヨリ文参ル、
- 同三日、晴五十五度
- 一六時登城、風引ニテ供人ツカエ候ユへ、両殿ハ六ツケ  
敷候処、ムリノ両殿出ル、
- 一退出ヨリ霞ケ關大黒田へ参リ、昼飯二ツ、イロノハ  
ナス、
- 一八半時マテ同所立チ、七時過土州へ参ル、直ニ奥へ通  
ル、
- 一六時此度参向ニ付、三條右大将殿(實萬)被参リテンホウ、  
リンナリ
- 程ナク御目ニ掛ル、先日ヨリ御逢被成度ヨシ被仰越候  
ナリ、
- 一夜食三ツ、

一九時過立ツ、転法輪殿トイロく話シ致シ候事、  
同四日、曇四十七度

一書物スル、越前ヨリ文参ル、

同七日、雨五十七

一松美濃ヨリ文トカスツケツグミ到来、

同十日、曇四十八度

一薩摩ヨリ鴨三羽到来、

同十四日、曇四十七、夕五十

一薩摩ヨリ文ト鴨到来、

同十五日、晴四十六

一退出ヨリ美濃へ参ル、

同十七日、晴五十三度

一書物スル、水戸ヨリ御文ト入鴨被下候事、  
同廿二日、曇五十六

一薩摩ヨリ文参ル、越前ヨリモ今朝参ル、

四月初五日、夜来雨、四ツ後止、

一今朝発駕ニ付、昨夜全家打寄ニキく敷離杯徹夜致シ

大慶々々、

一五時出立致シ、万事例之通ニキくシク、見立モ奥初

致サレ候事(御下国)

一四時品川本陣小休、村田藏六参リ居、用事有之目見申  
付候事、

同十七日、晴

一七ツ時伏見へ泊リ着略ス、

一薩州ヨリ自書・鯉・菓子到来、返事大坂ヨリト申遣候

事、

一彌三郎(檜垣)ニモ彼方へ遣シ、婦リ伝言承ル、

五月朔日、晴六十八

同十九日、晴七十二度、夕七十七

一蒸気機ドウコラモノ泊リニ付、今夕場ハカシ候由申出

候間、九半時供揃ニテ見物ニ参候段申出ル、

同廿六日、晴七十度、夕七十七

一直ニ出座、広邊目当场ニテ、ゲベール三十発打ツ、阿

部ヨリ到来ノ狩渡リ銃ハ格別ニテ奇妙々々、小性間ニ

モ打タセル、両役モ同断、

同廿九日、晴七十三度、夕八十

一土州隠居ヨリ、此内ノ返事着、喜ヒカ申来ル、鯨トバ

ン到来以下略ス、

一同所ヨリアルキ船作事場へ参リ、去冬ニ出来候以下略ス

閏五月朔日、夜前ヨリ雨七十七、夕七十九

一 諸家へ文通認候事、

同五日、晴七十七、夕八十四

一 蒸気湯壺銅延板張ニ為致候間、今日豊三郎ト申者大坂

へ遣候、此者細工上手也、此間扶持人ニナル、

一 飛脚下リ、諸家モ大坂・江戸双方へ遣ルナリ、

六月朔日、晴七十九、夕八十五

一 清恭ト申町医へ、昨年長崎ニテ

キテル療治器差シ出候、仕掛皆々ニ為持候処、何レモ

電気ノ感通令驚怖候、大笑々々、

同六日、晴八十度、夕八十六度

一 土州隠居ヨリ暑中自書到来、

同十一日、晴七十七度、夕八十四

一 今日砲台ニテ打候大砲、左ノ通、

八十封度 三十六封度

十八封度 十二封度

二十発ナリ、至極出来宜候事、

七月朔日、昨夜<sup>マ</sup>雨<sup>マ</sup>夜半ヨリ雨七十三、朝四時止

一 先月十八日江戸勤方ヨリ同役へノ別使参候処、水老公

ヨリ御自書被下、急用ノ趣ニ付別段差越候由、異夷出

府、濱・天両方ノ内ニテ櫻閣(堀田) 応接ノ儀ナト申参

候事、

一 水戸・薩始へ手帖認ル、

八月九日、晴六十六、夕七十三

一 飛脚薩・水・肥・越、其他諸家状参ル、

一 薩州武用弓所望申遣候処、十疋弦ハ探尽可申候間、当

月中受取人参候様申来、早速遣候様申聞候事、

同十一日、晴六十四、夕七十二

一 書物見ル、赤穂義士対話二冊モノ、細川家来彼ノ堀内

傳右衛門実自分筆記ノ写本、皆々感泣致シ候、

同十三日、曇六十四、夕七十三

一 園太曆今日ヨリ見ル、二條兼貫卿御日記ナリ、此度藤

堂ヨリ借用、彼方ニテ秘書ノ由候へトモ、兼テ約束故

参ル、写サセ候心得也、

同十九日、少々晴七十二度、夕七十五

一 阿州隠居ト越前へ返事認ル、

同廿九日、晴六十三

一 安右衛門ヨリ長崎彦助ヨリノ書状ニ、当月五日魯船入

津、先年使節ニ参候ホツセツトモ参リ、对接有之、唐

国急用有之、直ニ七日発帆ノ由申越候事、

九月十七日、曇六十七度、夕七十二

一 亜米利加官吏出府登城御目見ノ儀、御達シノ趣申來候  
処、右被仰出甚以難有奉落意、実ニ痛歎切齒言語同断  
奉存候、不覺シバラク黙座愚考致シ候事、

同十八日、晴六十六、夕七十度

一 薩州ヨリ自書品モノ到来、蘭密漬ウイキヨ・酒・硯  
石ナリ、所望馬モ八(カ)揃置候由也、

同廿六日、晴五十七度

一 薩州へ此内ノ返事認ム、

十月九日、晴朝五十二、夕五十七

一 八過ヨリ薩州馬庭ニテ見ル、十疋ノ内、第一番ノ馬ハ  
於向(不明)○驚馬甚残念也、一疋ハ胴繩スレニテ乗レス、八  
疋見、皆々至テ無事也、三才駒多ク無事、四疋自分モ  
入ル、

同十日、曇五十七度、夕五十五

一 五半時人馬揃出座、騎馬隊スル、薩州馬四疋マセテ試  
候処、至極ヨロシ、

同十六日、昨夜ヨリ潤雨五十六、夕六十三

一 越前長文ノ返事認ル、

一 越前ト松彈正返事書ク、

同廿日、晴四十八度

一 薩州駒モマゼ騎馬習練スル、兩疋チト簡切ラレ候ヘト  
モ、追々馴可申也ト存候事、

神無月廿八日、時化 五十三

一 土州隠居へ此間ノ返事、塩・鴨・スルメ所望ニテ進候、

霜月十日、晴四十四、夕四十八度

一 今般越前世話ニテ、兼々阿部へ内密頼置候六響短銃大  
膳ヨリ被相廻、昨夜早速受取大悦不可言、直ニ封開キ  
候処、鍵被取落無之、如何ニモ残念々々、中務始昨夜  
色々致候ヘトモアカス、今朝惑遠流へ小性(姓)ニ為持遣シ、  
様々仮ノ合鍵拵明テ出シ見合候処、兼々望ノ品ニテ大  
悦無量、護身銃ト致シ令秘藏候事、

同十六日、晴、朝霜四十度、夕四十八

一 此度長崎ニテ蘭人於出島直商売御免ニ付、吹聴ノヒキ  
札蘭人ヨリ日本國中へ出シ候由、有田ヨリ一枚差越杏  
雲へ為読候処、大改革蘭人ハ大喜ヒト存候、諸夷モ右  
ノ通、追々可相成ト被察候、

十一月廿四日、晴五十二

一 江戸過ル九日立別急足輕飛脚達ス、松大膳殿ヨリ廻達  
ノ亜米利加大統領ヨリ呈候書翰和解書到来、右書翰致  
熟覽候処、最初官吏ヨリ申立候様ナル重ノ事件ニテハ

聊無之、下田へ差出候官吏ヲ御待遇宜敷被下トノ頼ミ  
位ノ事、畢竟此方ノヨハミニ付ケ込ミ、拜礼云々迄申  
募ルコト実ニ残念千万奉存候、

一土州隠居ヨリ自書到来、先日錫遣候答干〔イ、イ〕 参ル、

一兼テ三條殿へ御内話申置候、当秋〔イ、イ〕 之節公辺へ献上ノ

内ヨリヨリ拔二百枚差登候処、進献相濟候段 天氣不

斜御満足ノ由申来難有奉存候、本懐候、三條殿へ七百

枚進上候、是又御挨拶被仰下候、

十二月二日、晴四十八度

一土州隠居へ寒中自書遣ス、

同四日、時化、霰降ル四十八

一昨日土州隠居寒中見舞自書ト雁参ル、

同十一日、時化五十二、夕四十九

一土州隠居へ返事認ル、

同十三日、時化四十二度

一垂官吏ヨリ申立候条々、櫻閣ヨリ被相渡書付参ル、直

ニ披見、華夷態々渡来候処、不痛歎候事、

同廿六日、曇四十四

一三條内大臣殿ヨリ御書被下、先比錫進献仕候処、被遊

御満足候旨、女御奉書被成下難有奉感泣拜見候事、且

内大臣殿へモ呈候、御謝詞御議論被仰下御挨拶菓子到  
来、

安政五年戊午

正月十四日、晴四十七、夕四十九

一建白書文認ム、

一三條様へノ御請呈書下書致候、

二月朔日、晴四十五、夕五十六

一薩州田原直助(明章)昨夕致着、今日以小性頭相尋且品

々遣候事、

同三日、晴四十八、夕四十六

一江戸去月廿一日立別使勤方ヨリ差立達ス、奥平大膳ヨ

リ自書参ル、両屋敷 無御障安悦無量、松越前ヨリ極

急用書申来密翰見ル、

同八日、晴四十六、夕五十

一エレキトル仕懸地雷火出来、庭ニテ試候処、至テ能ク

火移リ候事、

一同十一日、晴四十八、夕五十

一大坂ヨリ使船ニテ薩州・松平正・藤堂状、薩ヨリ近衛

ヨリ御詠被下伝、達有之候事、右御詠左ノ通、

航

治まれるみよ久かたの天の下むそちあまりの国はゆ  
たかに

一六時過圖書、左衛門ヨリ申遣候趣、殺生ニ参り延引、

六ツ半時出候事、薩州ヨリ申来候用事申聞候、

同十四日、晴五十八、夕六十二

一四ツ過涼所へ参ル、田原直助目見申付、色々話ス、菓

子遣シ候、

一九ツ半直助下リ帰ル、

六月十一日、雨七十六、夕八十

一越前ヨリ文参リ、返事遣ス、

同十三日、折々雨

一山口鍋島へ文遣ス、越前・土州ヨリモ参ル、返事遣  
ス、

同十四日、雨七十八

一越前・土州・虎之門へ文出ス、

同十五日、晴八十度

一越前へ文遣ス、門ノ方ヨリモ参ル、

同十六日、雨、四ツ時ヨリ晴八十

一サカリヨリ土州へ用事ニテ参ル、越前落合候、

八月一日、晴

一誕生日ノ航、当日ノ航上ル、

同二日、晴七十七、夕八十度

一公儀願へオランダ持渡リノ筒、小道具トモ百挺至リテ

参リ見ル、大喜ヒノ也、

同五日、晴、夕曇

一美濃ヨリ急用文遣候、認メル、

同六日、晴

一公方様表向キ御不快ノ事被仰出候ニ付、御機嫌伺ニ登

城スル、弁当給ハル、

同七日、晴、折々曇七十八

一薩州事国ニテ大病、内実ハイケスト申事承リ、扱モノ

残念々々、頼ミニ存候人ト申シ、此時合実ニ申様モナ  
ク、トウハク申訳シ難ク候、

一有馬・土州ヨリ文参ル、皆々薩ノ事、

一長左衛門用事ニテ出ル、薩摩ノ家来用事ニテ参候ユヘ  
也、

同八日、晴七十八

一公方様(家定)今日御養生御叶ヒナク御逝去ノ由、老中  
ヨリ申聞候、

同十九日、晴夕七十八

一土州・藤堂ヨリ文来ル、返事遣ス、

一イキリス残ラズ、

同二十日、八十、夕八十四

一薩摩ノ家老(鎌田出雲)明日立候由ニ付、文認メ為持遣候、長左衛門也、

一土州・藤堂ヨリ自書参リ、返書遣ス、

同廿二日、折々雨七十八、夕八十一

此間<sup>十九日也</sup>イキリス船モ婦リ候故、大ニ静カニナル、併

シ当六日ノ夜 公方様御不幸、来月八日比御発シノ由、

誠ニ跡ハ御幼年ノ由、京都ノ方モ色々御都合悪敷、如

何哉ト御案事申上候ヘトモ、最早叶ヒ不申候モキカズ、

ワキニテ見物致居候故、大ニ手隙キニナル事、

此比承リ候ヘハ、西国、四國辺ハ、時候宜敷天氣都合

能クト申事、其外ハ悪敷由、作方ナトモ如何哉ト存候、

国モトシツカニ祈リ申候、

公方様御ハツシアリテハ、九月ノ支配モ少々延ヒ可申

哉ト存候、

同九日、晴七十二、夕七十八

一昨日下田ヘフランス船参候、追々ニ内海ヘ乗込候由、

今朝承候事、

同十一日、晴六十七、夕七十

一今日登城ニテ承候処、町奉行話ス、此比流行病ニテ、

町内当期ヨリ昨日マテノ処、

千六百四十人ハテ

四千五百人病ミナル

此外屋敷々々モ夥敷、中々二千ヤソコラノ果ル人タカ

トハ不聞候、恐ロシク用心スヘキ事也、

同十三日、晴六十四、夕八十

一土州ヨリ文参ル、返事遣ス、

同十四日、晴六十六、夕七十九

一薩摩ノ奥方此十七日不幸ノ由、扱々三十日ノ間ニ夫婦

トモナクナリ候事、何トモ<sup>マア</sup>マシサ可申様ナキ事、

余リ盛ンスキ候ヤト存候、

同十四日、曇五十二

掃部ト岩瀬ヘ文遣ス、

同廿二日、晴五十二、夕六十二

一土州・岩瀬ヘ文遣候事、

一大屋形様井伊ヘ御用ニテ御出也、

十月二日、曇五十四

一当年ヨリ越前初メ追々用事ニテ参候、文調へ候事、  
同六日、晴五十四

一岩瀬・永井へ文遣ス、

一土州へ今夕急ニ参候様申遣候事、

一七半時土州馬ニテ奥へ参ル、直ニ逢用談スル、

一五時土州帰ル、

同九日、晴五十一、夕五十六

一土州ヨリ文参ル、返事遣ス、

同十二日、晴四十六、夕五十

一土州ヨリ文参候、

同十九日、晴四十八

一今夕大屋形様(春山)井伊へ御出アリ、

同廿一日、晴、夜雨少々雷

一國ヨリ返事参候故、隠居ノフクミ役々へ申聞候事、

一隠居家督ノ用向ニテ取込候故、日々老若出候筈、

同廿二日、晴九十一度

一土州へ文遣候、

十一月七日、晴四十七

一此度隠居ニ付、公儀御ハシ表向様子ミセ頼ミ候都合、

ゲンボク(伊東玄朴)・静海(戸塚)参ル、裏ニテ料理遣

シ候上、奥へ呼び、色々話シ、酒遣シ、菓モ派(兼丸)モミセ  
候事ニハ無之候、

同十九日、晴、夜雨四十六、夕五十七

一隠居家督願明後廿一日出候ヨウニ申付ル、

同廿一日、五十三

一今朝隠居家督ノ願書出候事、

同廿三日、晴四十五

一九ツ時隠居家督都合能ク被仰付候由、御城ヨリ申参リ

候テ安悦々々、

一八ツ半時大膳帰リ、若狭参リ候故、出座対面スル、

同廿五日、昨夜雪降ル三十八度

一此度隠居家督済ニ付、以後左ノ通申上候様申出候略ス、

一今日先大屋形様ハ春山、此方ハ伊豫守、大膳ハ遠江守

エ名改メ願出ル、

一遠江守参ル、今朝ノ名改メ願ノ通相済候事、

十二月朔日、晴四十

一今日將軍宣下ニ付、ソクタハニテ遠江登城也、

安政五年戊午(別冊ニアリ、本書ニ依リ如此)

五月八日、晴三十六、夕四十三



一肥前一門家老神代織三郎ト申人、暇乞ニ参ル、出逢候、

同十一日、晴風三十八

一有馬へ自書・鴨遣ス、

同十五日、晴四十

安政六年己未

三月朔日

土州モ此間隠居済ミ候(容堂公)故、喜ヒニ自書進候、

返事参ル、

四二七 参考 伊達家々記鈔

安政五年戊午

正月七日

宇和島発薩摩守様ニ御状巻箱、

二月十一日

宇和島へ着、

薩摩守様ヨリ御自書巻箱・御封箱一ツ、

右大坂<sup>坂カ</sup>正月廿五日立、

同廿二日

薩摩守様へ二箱大坂へ廻ス、

右同年彼家老座其外書番抄、

本書弘化四年以降、安政五年ニ至リ凡九星霜、

四二八 南部家(八戸藩)家記抄

六月

四日、晴

伴野口四鼓後発八丁堀邸、別佐分利于戸前魚住矢野

于門、相送者鳥山新三郎・永田又八、別小田連造于

赤羽根橋尋轟木于大崎邸、不遇、松田重介留贖曰会品

川駿河屋、至則松田、島田在劇談把杯、永鳥・轟木

至、夜轟木・永鳥・永田・鳥山及諸生帰、松田留宿

殿山見役夫罹病、臥道傍者二人、松田論二之丸之事、轟木訓導之事、櫻田

車作之事、

五日、晴

待轟木四鼓後至鳥、又酌酒、七鼓後発宿、河崎駅行

程二里、

六日、陰晴

早発至金川、傭一小船航横須賀、海路七里余、宿大

津野邑某家、訪諸士、

七日、晴

至鴨居營与諸子会々々營、

八日、晴

將以是日發、野口疾故滯留、与諸子泛舟遊觀音崎、古

庄小原兄弟・渡邊平太郎父子・井上彌太郎・岡本、

九日、陰晴

訪長藩上宮田營、逢赤川淡水・井上壯太郎、

同所淹留、

十日

同所淹留、

十一日

行浦賀約傭船于笠尾庄九郎、此日長藩来原良・中村

百・桂小・赤川淡水、晚送之、又到浦賀相別婦、

十二日

笠尾来白、近日風逆不便出船、因決陸行、

十三日、晴

晚發宿、取途金澤、買船渡横須賀灣、古庄八太・武

藤勝熊・中川吟之介送来、遂到鎌倉拜大塔宮墓及土

牢、訪瑞泉寺和尚歛談及大塔宮修墓之事、拜八幡宮

別諸子于大門前、過藤澤宿、

十四日、晴

至小田原別野口独行、過根武川関至石橋山、源頼朝

拳兵之處、有眞田與一及文三墓、投宿吉濱村医吉田

元隨家子曰、平格、行程十一里、

十五日、晴

至熱海温泉、近日憂足病、因投宿巴屋某家湯治、行

程三里、

十六日、晴

同所淹留、入浴数次巴屋ノ吉田投宿  
家余宿之亦奇

十七日、晴

發宿、經上玉・下玉・和多木・宇佐美・吉田・伊東、

宿八幡野、行程七里、伊東觀祐親古跡此日南アメリカ  
舟一隻来浦賀

十八日、雨

發宿、大風雨、經赤澤・大川・檜本・片瀬・白田、

川アリ、稻取・見高・河津・白濱・柿崎、至下田港、

宿筑前屋次兵衛家、

十九日、雨陰

訪淺岡杏菴有子、日高桂相語、至午後水谷助三郎来

会、宿倉本清介家、

廿日、陰

待舟淹留、写地圖、

廿一日、陰

同、写臨海埭君書、

廿二日、陰

柿崎村遊覽見巫夷墓、宿柿崎村吉右衛門家、

廿三日、雨

廿四日、陰

淹留、宿同村某家、此日墨夷船来自浦賀、泊須崎村

沖、南風緊不得入下田湊云、

廿五日、陰

尽日待夷船入港、風如前日、加之湖<sup>潮カ</sup>行惡不得入港、

宿某家、水谷来、夜晴、明朝開洋<sup>マ</sup>リ待、

廿六日、晴

六半時揚帆、

船ノ名称下ニアリ

三十三反帆

檣十九間

帆ゲタ十四間二尺

中出来宮丸

享保十三年成

尾州龜山成田八兵衛船

船頭八次郎

尾州龜崎

賄 豐 吉

檣三尺八寸角

増次郎

船間屋木屋一兵衛

長ツル崎權現アリ

燈明台アリ

中木ノ湊

八半過至遠州御厩崎ヨリ西ヨリ少南十八里<sup>十丁計沖十六ヒロ</sup>

尾藩船支配

千賀志摩守

廿六日、晴

前夜風和船行不速、比曉過遠州荒井沖、已前過同州

五十子崎<sup>三ツ石ト云岩アリ</sup>、午時過師島<sup>カメサキ、島へ八里</sup>、未中達龜

崎別八次郎、八次郎使水主送来、一里指示路、至大

野宿、大野浜海陸路三里西行也、自下田至龜崎海路

八十里<sup>陸路皆小山田也</sup>

廿七日、晴

卯中出船、有便風上、午達勢州若松村、海上七里、

經白子・上野、宿津、津藤堂泉州領之三十二万三千

九百五十石有城、平城也、

廿八日、晴

從昨暑甚、曉出宿、經雲津・松坂、渡櫛田川、經齊宮・明星、渡宮川、宿山田外宮前、

廿九日、晴

夙奉拝 外宮二社、山中晴幽頓使人在上世、訪足代權太夫居西河原町、奉拝 内宮、登朝熊岳、岳登七十二町、山頭有国造祠、阪路望勢東北沿海尾州千田郡

勢沿海、風景殊佳、山頭望志州南海、下北阪五十二丁又十八丁、至志州鳥羽、登日和山、望港口及尾海島嶼凶地、尋廣野破魔介、不遇、宿横町足代家會禰垣賢之介

晦、晴

早起出宿、自山徑至二見浦、至山田、訪足代、辞去、經宮川・明星・齊宮、渡櫛田川、宿同所河内屋、

七月

朔、雨

早發、經松阪、自六軒沿川左折、過小川・八田・大野木・二本木、宿中村、尽日雨、甚行途憊、二本木河水漲故舟渡平、昔有仮橋、夜聞遠雷于枕上云、地震余動上野為之死者四百人、被疵者八百余云、則先月十四日夜八時也、自十三日至今時々震行七リ、

二日、雨

早發、過垣内登山阪則阿保嶺也、上下三里頗峻、山頭風雨甚、經伊勢地阿保渡阿保川、經新田名張片家カタカ、宿三本松、行程九里半、晚地震一次、

三日、晴

早發、經原文欠 至初瀬、觀觀音閣沿山、拜多武峯鎌足公廟山、至岐山頭逢雷雨、經麓上市渡吉野川、宿吉町福智屋、

四日、晴

備導者、觀義經隱塔奥院・西行菴、上杜鵑花城拾瓦、奉拜先帝陵于如意輪寺、又拜小楠公鏃歌、大楠公・小楠公・和田源秀鑑、又詣先帝行宮吉水院、柱ニ弓弭痕アリ、晚謁藏王祠、夜又宿、

五日、晴

下山至下市、渡吉野川柳ノ渡ト云、沿川南行、過阿田至五條、訪森田謙藏、謙藏在御山村北幸次家、因訪之留宿、

六日、晴

拜賀名生アナウ 延元帝行宮賀名生、去御山二里山谷方奥山川上也、

居之者曰、堀又右衛門、堀祖先曰孫太郎、當時勤王者也、又宿北家、

七日、晴

留北家、夜泛舟于芳水喫鮎、謙藏贈賀名生

皇居椽竹並扇、

八日、晴

巳時出北家、至森田家、未時出足登金剛山々、至五條、三里、薄暮至山頭、望東北連山如画中有沃田、宿行者坊、

九日、晴

夙發下山、半里余至千破劔古城、拜楠公墓、伐箭材下山至千早村、取途于赤坂古城上、經藤井寺平野入大坂玉造口、宿松屋摠入家、行程十里余、

十日、晴

傭舟待発舟于新堀上、

宮部善祥房 江州醒井人

土肥實平廿一代孫刑部少眞舜八子

享祿三戊子生、

醒井善祥坊清關礼遇之、

一天文五・四・八入叡山行樂坊出家、繼潤 善

祥坊大僧都中務卿法印

一為三田村宮部善兵衛定豐養子

淺井郡小谷ノ近所ナリ

一元龜元・六・廿九姉川有功

屬秀吉、賜但馬豐岡城

一天正九守鳥取 六万石

一十二年 廿四万石因州

十四年賜豐臣姓菊紋養三好秀次為

十五年島津征伐有功

慶長三年入行樂坊再興

同四・三・廿五卒七十二

長房兵部少養子也

豐景 ツシマノ守 仕杵築

女藤堂高虎妻

女田中兵部少輔吉政妻

忠成 中務、後稱南条中務少輔、妻父伯州四万石羽衣石城主、南条伯耆守光明子宮部勘兵衛克明ト云、慶長十九年賜死

勝連奎助 藤堂家臣

勝宗 字カ 兵右衛門 仕佐竹

勝俊 兵右衛門 仕京極高館 孫入家ナリ

勝長郷藏、実父菅谷九右衛門紀行清

善祥坊開基 芸州侯宿房

上野 青龍院

善祥坊ノ太刀・肖像所蔵

叡山 行榮坊

。勝家ノ孫松平右京亮様ノ家老ナリ

。宮部勘右衛門 筑後柳川辺カ

立花飛驒守様内

檀 清十郎

長州

草刈八十八

因州

飯沼伊左衛門

同

田村

伊豫大隊加藤遠江守内

立花屋敷隣リ

武田斐太郎

小石川河路様内

宮崎又太郎

三味線堀佐竹ノ向

藤森 恭助

藝州儒家

金子徳之助

和泉橋通り和学者旗本格

前田 夏景

利右衛門

土州様内上屋敷

竹村紋次郎

嘉納備中守内

富永 傳藏

長州

三浦新太郎

同

松村 才助

大久保百人町居住小普請組

数学者

池田彌太郎

豆州下田港

淺岡 杏菴

紀州高野山内

沼津

富田 元隨  
同 平格

有吉家ノ位牌アリ

武田 寛吾

龍 城 院

小普請組西大久保百人町北

備中玉島港ノ内上成

森田 稔菴

内田 庸太郎

長州藩麻布二宿

森重 百合藏

信州眞田藩

山寺 源太夫

同西工

三村 晴山

富士南麓午年

池 西 坊

宮崎貞太郎六月十日

大 鏡 坊

小西次郎右衛門小田原ヨリ

三里吉濱村

勝野 豊藏

国王ノ書簡及政府ノ副書共請取、又国朝へ捧へキモノ  
ナリ、此所ハ外国ト応接ノ地ニアラス、長崎へ赴へキ  
由、幾度論ト雖、使命ヲ辱メテハ一分立カタキ旨存切  
申立候趣、使命ニ於テハ、止事ヲ得サルコトナレトモ、  
我国ノ法モ亦破リ難シ、此度ハ使節ノ苦勞ヲ察シ、マ  
ケテ書簡ヲ請取ト雖、応接ノ地ニアラサレハ、応答ノ  
コトニ不候趣會得イタシ、使命ヲ全シテ、速ニ可有婦  
帆者也、

嘉永六癸丑六月十日

浦賀奉行

戸田伊豆守  
井戸石見守